

<改正要旨>

国家公務員の一般職の職員の給与に関する法律の一部改正並びに国家公務員退職手当規程の一部改正に依拠して、基本給表や退職手当の調整額の改定等を行うことに伴う就業規則の一部改正。

<改正する就業規則>

国立大学法人大阪大学教職員給与規程

国立大学法人大阪大学教職員退職手当規程

国立大学法人大阪大学任期付教職員給与規程

国立大学法人大阪大学任期付教職員退職手当規程

「国立大学法人大阪大学教職員給与規程」の一部改正（案）

現 行

(略)

(基本給表の種類等)

第11条 基本給表の種類は、次に掲げるとおりとする。

(1) 一般職基本給表（別表第1）

ア 一般職基本給表（一）

イ 一般職基本給表（二）

(2) 教育職基本給表（別表第2）

ア 教育職基本給表（一）

イ 教育職基本給表（二）

(3) 医療職基本給表（別表第3）

ア 医療職基本給表（A）

イ 医療職基本給表（B）

(4) 指定職基本給表（別表第4）

2 前項の基本給表に定める基本給の額は、国家公務員等の給与改定状況のほか、大学の財務状況等を勘案し、これを改定するものとする。

(略)

別表第1 一般職基本給表（第11条関係）

別紙のとおり

別表第2 教育職基本給表（第11条関係）

改 正（案）

(略)

(同左)

第11条 同左

(1) 同左

ア 同左

イ 同左

(2) 同左

ア 同左

イ 同左

(3) 同左

ア 同左

イ 同左

(4) 同左

2 同左

(略)

別表第1 同左

別紙のとおり

別表第2 同左

別紙のとおり

別表第3 医療職基本給表（第11条関係）

別紙のとおり

別表第4 指定職基本給表（第11条関係）

別紙のとおり

（略）

別紙のとおり

別表第3 同左

別紙のとおり

別表第4 同左

別紙のとおり

（略）

附 則

（施行期日）

1 この改正は、平成27年4月1日から施行する。ただし、第7項の規定は、平成27年1月1日から施行する。

（基本給月額に関する経過措置）

2 平成27年4月1日（以下「切替日」という。）の前日から引き続き大学に在職する教職員で、切替日においてその者が受ける第11条に規定する基本給月額が、切替日の前日において受けていた基本給月額（切替日以降に附則（平成22年12月1日施行）第2項が適用される場合は、同項に規定する基本給月額。以下「暫定基本給月額」という。）に達しない者については、平成30年3月31日までの間、基本給月額のほか、その差額に相当する額を基本給として支給することができるものとする。ただし、第6項に定める場合のほか、当該差額相当額を基本給として支給することが適当と認められない場合は、この限りでない。

3 切替日の前日から引き続き基本給表の適用を受ける教職員（前項に規定する教職員を除く。）について、同項の規定による基本給を支給される教職員との権衡上必要があると認められるときは、当該教職員には、同項の規定に準じて基本給を支給することができるものとする。

4 切替日以降に新たに基本給表の適用を受ける教職員について、雇用の事情等を考慮して前2項の規定による基本給を支給される教職員との権衡上必要が

あると認められるときは、前2項の規定に準じて基本給を支給することができるものとする。

5 前3項の規定を適用する場合における当該教職員の基本給月額及び暫定基本給月額には、教育職基本給表(一)に定める加給金額は含まないものとする。
(降格又は降給処分を受けた者に関する特例)

6 前4項の規定にかかわらず、切替日の前日におけるその者が属していた職務の級に相当する職務の級より下位の職務の級に降格された者、又は切替日の前日におけるその者が受けていた号俸に相当する号俸より下位の号俸に降給された者については、当該処分が切替日の前日に行われたものとして、第2項から第5項までの規定による基本給を支給することができるものとする。

(平成27年1月1日における昇給に関する特例)

7 平成27年1月1日の昇給時期においては、第15条第2項中「4号俸」とあるのは「3号俸」、「3号俸」とあるのは「2号俸」として、これを適用するものとする。

職務の級	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級	9級	10級
97		299,500	348,100							
98		299,800	348,600							
99		300,200	349,100							
100		300,600	349,400							
101		300,800	349,700							
102		301,100	350,100							
103		301,500	350,500							
104		301,800	350,900							
105		302,000	351,400							
106		302,300	351,800							
107		302,700	352,200							
108		303,000	352,600							
109		303,200	353,100							
110		303,600	353,500							
111		304,000	353,900							
112		304,300	354,200							
113		304,400	354,700							
114		304,700								
115		305,000								
116		305,400								
117		305,600								
118		305,800								
119		306,100								
120		306,400								
121		306,800								
122		307,000								
123		307,300								
124		307,600								
125		308,000								

注 この表の適用は、平成27年3月31日までとする。

職務の級	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級	9級	10級
97		293,500	341,300							
98		293,800	341,800							
99		294,200	342,200							
100		294,600	342,500							
101		294,800	342,800							
102		295,100	343,200							
103		295,500	343,600							
104		295,800	344,000							
105		296,000	344,500							
106		296,300	344,900							
107		296,700	345,300							
108		297,000	345,700							
109		297,200	346,200							
110		297,600	346,600							
111		298,000	346,900							
112		298,300	347,200							
113		298,400	347,700							
114		298,700								
115		299,000								
116		299,400								
117		299,600								
118		299,800								
119		300,100								
120		300,400								
121		300,800								
122		301,000								
123		301,300								
124		301,600								
125		301,900								

注 この表は、平成27年4月1日から適用する。

イ 一般職基本給表 (二)

(～平27.3.31)

職務の級 号俸	1級	2級	3級	4級	5級
	基本給月額	基本給月額	基本給月額	基本給月額	基本給月額
	円	円	円	円	円
1	123,900	175,000	197,000	249,500	281,000
2	124,800	176,500	198,400	250,900	282,900
3	125,800	178,000	199,800	252,200	284,700
4	126,700	179,500	201,200	253,500	286,600
5	127,700	180,900	202,600	254,600	288,500
6	128,700	182,400	204,100	255,900	290,400
7	129,700	183,900	205,500	257,200	292,200
8	130,700	185,400	207,000	258,500	294,100
9	131,500	186,900	208,500	259,600	295,800
10	132,500	188,100	210,100	260,900	297,600
11	133,500	189,400	211,700	262,200	299,400
12	134,600	190,600	213,300	263,500	301,200
13	135,400	192,000	214,700	264,600	302,800
14	136,400	193,100	216,400	265,800	304,500
15	137,400	194,300	218,100	267,000	306,200
16	138,400	195,500	219,700	268,100	307,800
17	139,500	196,700	221,100	269,200	309,400
18	140,700	197,900	222,300	270,400	311,100
19	141,900	198,900	223,500	271,500	312,800
20	143,100	200,000	224,700	272,600	314,500
21	144,200	201,000	226,000	273,600	315,800
22	145,400	202,200	227,600	274,700	317,200
23	146,600	203,400	229,200	275,800	318,600
24	147,800	204,500	230,800	276,900	320,100
25	149,000	205,700	232,400	278,000	321,600
26	150,500	207,000	233,900	279,100	323,100
27	152,000	208,300	235,400	280,200	324,600
28	153,500	209,600	236,900	281,300	326,000
29	154,900	210,900	238,300	282,400	327,600
30	156,400	212,200	239,700	283,500	328,900
31	157,900	213,500	241,100	284,500	330,200
32	159,400	214,800	242,400	285,500	331,400
33	160,900	215,500	243,600	286,400	332,500
34	162,700	216,900	245,000	287,500	333,500
35	164,500	218,200	246,300	288,600	334,600
36	166,300	219,600	247,700	289,700	335,800
37	168,100	220,700	249,000	290,400	337,000
38	169,800	222,000	250,400	291,300	338,200
39	171,500	223,300	251,800	292,200	339,400

イ 同左

(平27.4.1～)

職務の級 号俸	1級	2級	3級	4級	5級
	基本給月額	基本給月額	基本給月額	基本給月額	基本給月額
	円	円	円	円	円
1	123,900	175,000	196,600	244,600	275,400
2	124,800	176,500	198,000	245,900	277,300
3	125,800	178,000	199,400	247,100	279,100
4	126,700	179,500	200,700	248,400	281,000
5	127,700	180,900	202,000	249,500	282,800
6	128,700	182,400	203,400	250,800	284,600
7	129,700	183,800	204,800	252,100	286,300
8	130,700	185,200	206,200	253,400	288,200
9	131,500	186,600	207,600	254,500	289,900
10	132,500	187,800	209,200	255,800	291,700
11	133,500	189,100	210,800	257,000	293,400
12	134,600	190,300	212,300	258,300	295,200
13	135,400	191,500	213,600	259,400	296,800
14	136,400	192,600	215,100	260,600	298,500
15	137,400	193,700	216,600	261,700	300,100
16	138,400	194,800	217,900	262,800	301,600
17	139,500	195,900	219,000	263,900	303,200
18	140,700	197,000	219,800	265,100	304,800
19	141,900	198,000	220,700	266,200	306,500
20	143,100	199,000	221,700	267,200	308,200
21	144,200	200,000	222,700	268,200	309,500
22	145,400	201,100	224,200	269,300	310,900
23	146,600	202,200	225,600	270,400	312,300
24	147,800	203,200	226,800	271,500	313,800
25	149,000	204,200	228,300	272,500	315,200
26	150,500	205,100	229,600	273,600	316,700
27	152,000	205,800	231,000	274,700	318,200
28	153,500	206,700	232,300	275,800	319,600
29	154,900	207,600	233,600	276,800	321,200
30	156,400	208,800	234,900	277,900	322,400
31	157,900	209,900	236,300	278,900	323,700
32	159,400	210,800	237,600	279,900	324,900
33	160,900	211,500	238,800	280,800	326,000
34	162,700	212,800	240,100	281,800	326,900
35	164,500	214,000	241,400	282,900	328,000
36	166,300	215,200	242,800	284,000	329,100
37	168,100	216,300	244,100	284,700	330,200
38	169,800	217,600	245,400	285,600	331,300
39	171,500	218,900	246,800	286,500	332,300

職務の級	1級	2級	3級	4級	5級
40	173,200	224,500	253,200	293,200	340,600
41	174,800	225,600	254,400	294,100	341,700
42	176,200	226,800	255,700	295,100	342,900
43	177,600	228,000	257,000	296,100	344,100
44	179,000	229,200	258,300	297,000	345,300
45	180,500	230,400	259,300	297,800	346,200
46	181,900	231,600	260,400	298,700	347,300
47	183,300	232,800	261,600	299,600	348,400
48	184,700	233,900	262,800	300,500	349,500
49	186,000	235,100	264,100	301,200	350,600
50	187,200	236,300	265,300	301,900	351,600
51	188,300	237,500	266,500	302,700	352,600
52	189,500	238,700	267,500	303,500	353,600
53	190,600	239,800	268,600	304,100	354,500
54	191,700	240,800	269,800	304,900	355,400
55	192,800	241,800	271,000	305,600	356,300
56	193,900	242,800	272,200	306,300	357,200
57	195,000	243,800	273,200	307,000	358,000
58	196,000	244,800	274,300	307,800	358,900
59	197,100	245,800	275,400	308,600	359,800
60	198,100	246,800	276,400	309,300	360,700
61	199,200	247,800	277,500	309,900	361,500
62	200,100	248,700	278,600	310,600	362,400
63	201,000	249,600	279,700	311,300	363,300
64	201,900	250,500	280,800	312,000	364,200
65	202,600	251,500	281,700	312,500	364,800
66	203,400	252,300	282,500	313,100	365,400
67	204,200	253,100	283,300	313,700	366,000
68	205,000	253,800	284,200	314,300	366,600
69	205,500	254,600	285,100	314,900	367,000
70	206,100	255,200	285,900	315,300	
71	206,500	255,800	286,700	315,800	
72	207,100	256,300	287,400	316,300	
73	207,700	256,600	288,200	316,600	
74	208,400	257,000	289,000	317,100	
75	209,100	257,500	289,800	317,600	
76	209,900	258,000	290,600	318,100	
77	210,200	258,600	291,200	318,300	
78	210,900	259,000	291,800	318,700	
79	211,600	259,500	292,300	319,100	
80	212,300	260,000	292,700	319,500	
81	213,000	260,300	293,100	319,900	
82	213,700	260,600	293,600	320,300	

職務の級	1級	2級	3級	4級	5級
40	173,200	220,000	248,200	287,400	333,300
41	174,800	221,100	249,300	288,300	334,300
42	176,200	222,300	250,600	289,300	335,300
43	177,600	223,500	251,900	290,300	336,300
44	179,000	224,700	253,200	291,200	337,300
45	180,500	225,800	254,100	291,900	338,200
46	181,900	227,000	255,200	292,800	339,200
47	183,300	228,200	256,400	293,700	340,200
48	184,700	229,300	257,600	294,600	341,200
49	186,000	230,400	258,800	295,300	342,100
50	187,200	231,600	260,000	296,000	343,000
51	188,300	232,800	261,200	296,700	343,900
52	189,500	234,000	262,200	297,500	344,700
53	190,600	235,100	263,300	298,100	345,500
54	191,700	236,100	264,400	298,900	346,300
55	192,800	237,000	265,600	299,600	347,100
56	193,900	238,000	266,800	300,300	347,800
57	195,000	239,000	267,800	301,000	348,500
58	196,000	240,000	268,800	301,700	349,300
59	197,100	241,000	269,900	302,500	350,100
60	198,100	241,900	270,900	303,200	350,800
61	199,200	242,900	272,000	303,800	351,500
62	200,100	243,800	273,100	304,500	352,200
63	201,000	244,700	274,100	305,200	352,900
64	201,900	245,600	275,200	305,900	353,600
65	202,600	246,500	276,100	306,400	354,200
66	203,400	247,300	276,900	306,900	354,700
67	204,200	248,100	277,700	307,500	355,200
68	205,000	248,800	278,500	308,100	355,700
69	205,500	249,600	279,400	308,700	356,100
70	206,100	250,200	280,200	309,100	
71	206,500	250,800	281,000	309,600	
72	207,100	251,300	281,700	310,100	
73	207,700	251,500	282,500	310,400	
74	208,400	251,900	283,200	310,900	
75	209,100	252,400	284,000	311,400	
76	209,900	252,900	284,800	311,800	
77	210,200	253,500	285,400	312,000	
78	210,900	253,900	286,000	312,300	
79	211,600	254,400	286,500	312,600	
80	212,300	254,900	286,900	312,900	
81	213,000	255,200	287,300	313,200	
82	213,700	255,500	287,700	313,500	

職務の級	1級	2級	3級	4級	5級
83	214,400	260,900	294,100	320,700	
84	215,100	261,200	294,600	321,100	
85	215,800	261,400	295,000	321,400	
86	216,500	261,800	295,600	321,800	
87	217,200	262,100	296,200	322,200	
88	217,900	262,400	296,800	322,500	
89	218,400	262,600	297,100	322,800	
90	219,000	262,800	297,600	323,200	
91	219,600	263,200	298,100	323,500	
92	220,200	263,400	298,600	323,900	
93	220,600	263,700	299,000	324,100	
94	221,100	264,100	299,500	324,400	
95	221,600	264,500	300,000	324,700	
96	222,100	264,900	300,500	325,100	
97	222,700	265,100	300,800	325,400	
98	223,200	265,400	301,200	325,700	
99	223,700	265,600	301,700	326,000	
100	224,200	265,900	302,200	326,300	
101	224,800	266,200	302,600	326,600	
102	225,300	266,400	303,000		
103	225,900	266,700	303,400		
104	226,500	267,000	303,800		
105	226,900	267,200	304,100		
106	227,400	267,400	304,500		
107	227,900	267,700	304,900		
108	228,300	267,900	305,300		
109	228,500	268,200	305,600		
110	228,900	268,500	306,000		
111	229,400	268,800	306,400		
112	229,900	269,000	306,800		
113	230,300	269,200	307,000		
114	230,800	269,500	307,400		
115	231,300	269,700	307,800		
116	231,800	269,900	308,100		
117	232,100	270,200	308,400		
118	232,500	270,500	308,800		
119	232,900	270,800	309,100		
120	233,300	271,100	309,400		
121	233,700	271,200	309,600		
122		271,500	310,000		
123		271,800	310,300		
124		272,100	310,600		
125		272,200	310,800		

職務の級	1級	2級	3級	4級	5級
83	214,400	255,800	288,200	313,800	
84	215,100	256,100	288,700	314,100	
85	215,800	256,300	289,100	314,300	
86	216,500	256,600	289,700	314,700	
87	217,200	256,900	290,300	315,000	
88	217,900	257,200	290,900	315,200	
89	218,400	257,400	291,200	315,400	
90	219,000	257,600	291,700	315,700	
91	219,600	258,000	292,200	316,000	
92	220,200	258,200	292,600	316,300	
93	220,600	258,500	293,000	316,500	
94	221,100	258,900	293,500	316,800	
95	221,600	259,200	294,000	317,100	
96	222,100	259,500	294,500	317,300	
97	222,700	259,700	294,800	317,500	
98	223,200	260,000	295,200	317,800	
99	223,700	260,200	295,700	318,100	
100	224,200	260,500	296,200	318,300	
101	224,800	260,800	296,600	318,500	
102	225,300	261,000	297,000		
103	225,900	261,300	297,300		
104	226,500	261,600	297,600		
105	226,900	261,800	297,900		
106	227,400	262,000	298,300		
107	227,900	262,300	298,700		
108	228,300	262,500	299,100		
109	228,500	262,800	299,400		
110	228,900	263,100	299,800		
111	229,400	263,400	300,200		
112	229,900	263,600	300,500		
113	230,300	263,800	300,700		
114	230,800	264,100	301,000		
115	231,300	264,300	301,300		
116	231,800	264,500	301,500		
117	232,100	264,800	301,700		
118	232,500	265,100	302,000		
119	232,900	265,400	302,300		
120	233,300	265,700	302,500		
121	233,700	265,800	302,700		
122		266,100	303,000		
123		266,400	303,300		
124		266,700	303,500		
125		266,800	303,700		

職務の級	1級	2級	3級	4級	5級
126		272,500	311,200		
127		272,800	311,500		
128		273,100	311,800		
129		273,200	312,000		
130		273,500	312,400		
131		273,800	312,800		
132		274,100	313,200		
133		274,200	313,400		
134		274,500			
135		274,800			
136		275,100			
137		275,200			

注 この表の適用は、平成27年3月31日までとする。

職務の級	1級	2級	3級	4級	5級
126		267,100	304,000		
127		267,400	304,300		
128		267,700	304,500		
129		267,800	304,700		
130		268,100	305,000		
131		268,400	305,300		
132		268,700	305,500		
133		268,800	305,700		
134		269,100			
135		269,400			
136		269,700			
137		269,800			

注 この表は、平成27年4月1日から適用する。

別表第2 教育職基本給表（第11条関係）

ア 教育職基本給表（一）

（～平27.3.31）

職務の級	1級	2級	3級	4級	5級
号俸	基本給月額	基本給月額	基本給月額	基本給月額	基本給月額
	円	円	円	円	円
加給金額	—	10,400	23,800	25,400	30,000
1	164,400	207,000	267,800	318,500	409,900
2	166,500	209,200	270,900	321,900	412,400
3	168,500	211,400	274,000	325,400	414,800
4	170,500	213,600	277,000	328,900	417,300
5	172,500	215,700	280,000	332,400	419,800
6	175,000	217,900	282,800	335,800	422,300
7	177,500	220,100	285,500	339,300	424,800
8	180,000	222,200	288,200	342,800	427,300
9	182,500	224,500	291,000	346,400	429,500
10	185,300	226,900	293,900	349,700	432,000
11	188,000	229,300	296,800	353,000	434,500
12	190,700	231,700	299,700	356,300	436,900
13	193,400	234,000	302,300	359,500	438,700
14	195,300	236,400	304,900	362,000	440,900
15	197,200	238,800	307,400	364,500	443,300
16	199,100	241,200	309,900	367,100	445,600
17	201,100	243,300	312,300	369,800	448,000
18	202,900	246,400	315,000	372,100	450,400
19	204,700	249,500	317,800	374,400	452,800
20	206,400	252,600	320,600	376,700	455,200
21	208,200	255,700	323,200	378,900	457,500
22	210,100	258,800	326,000	381,000	459,900
23	212,000	261,900	328,800	383,100	462,300
24	213,900	265,000	331,600	385,200	464,700
25	215,900	267,900	334,000	387,100	466,700
26	218,000	270,900	336,500	389,000	468,900
27	220,100	273,900	338,900	390,900	471,100
28	222,200	276,900	341,400	392,800	473,300
29	224,200	279,900	343,800	394,800	475,500
30	226,400	282,600	346,000	396,600	477,800
31	228,700	285,300	348,200	398,300	480,000
32	231,000	288,000	350,400	400,100	482,200
33	233,400	290,600	352,700	401,900	484,200
34	235,300	293,500	355,000	403,700	486,300
35	237,200	296,300	357,300	405,400	488,600
36	239,100	299,100	359,600	407,200	490,900
37	241,000	301,800	361,600	408,700	493,100
38	243,000	304,000	363,700	410,400	495,100
39	244,900	306,300	365,800	412,100	497,100
40	246,900	308,600	367,800	413,700	499,100
41	249,000	310,700	369,800	415,000	501,100
42	250,900	311,900	371,700	416,600	503,000
43	252,800	313,100	373,500	418,200	504,900

別表第2 同左

ア 同左

（平27.4.1～）

職務の級	1級	2級	3級	4級	5級
号俸	基本給月額	基本給月額	基本給月額	基本給月額	基本給月額
	円	円	円	円	円
加給金額	—	10,400	23,800	25,400	30,000
1	164,400	207,000	267,500	315,300	401,900
2	166,500	209,200	270,500	318,300	404,200
3	168,500	211,400	273,400	321,500	406,600
4	170,500	213,600	276,200	324,600	409,100
5	172,500	215,700	279,100	328,000	411,500
6	175,000	217,900	281,600	330,800	414,000
7	177,500	220,100	283,900	333,700	416,400
8	180,000	222,200	286,300	336,600	418,900
9	182,500	224,500	289,100	339,600	420,900
10	185,300	226,900	291,600	342,800	423,400
11	188,000	229,300	294,200	346,000	425,800
12	190,700	231,700	296,800	349,300	428,200
13	193,400	234,000	299,300	352,400	429,900
14	195,300	236,400	301,500	354,700	432,100
15	197,200	238,800	303,700	357,200	434,400
16	199,100	241,200	305,800	359,800	436,700
17	201,100	243,300	308,100	362,500	439,000
18	202,900	246,400	310,300	364,700	441,400
19	204,700	249,500	312,500	367,000	443,700
20	206,400	252,600	314,700	369,200	446,100
21	208,200	255,500	316,800	371,300	448,300
22	210,100	258,500	319,600	373,400	450,600
23	212,000	261,400	322,300	375,500	453,000
24	213,900	264,300	325,100	377,600	455,300
25	215,900	267,100	327,400	379,500	457,300
26	218,000	269,700	329,700	381,300	459,500
27	220,100	272,300	332,100	383,200	461,600
28	222,200	275,100	334,600	385,100	463,800
29	224,200	278,000	337,000	387,100	465,900
30	226,400	280,400	339,200	388,800	468,200
31	228,700	282,800	341,400	390,500	470,400
32	231,000	285,200	343,500	392,200	472,500
33	233,200	287,800	345,700	394,000	474,400
34	235,000	290,200	348,000	395,800	476,500
35	236,700	292,800	350,300	397,400	478,800
36	238,400	295,200	352,500	399,200	481,000
37	240,300	297,800	354,500	400,500	483,100
38	242,000	299,500	356,500	402,200	485,100
39	243,500	301,400	358,600	403,800	487,000
40	245,200	303,300	360,500	405,400	488,900
41	247,300	305,200	362,500	406,700	490,900
42	249,000	306,300	364,400	408,300	492,800
43	250,500	307,300	366,200	409,800	494,600

職務の級	1級	2級	3級	4級	5級
44	254,700	314,300	375,400	419,800	506,800
45	256,500	315,400	377,400	421,200	508,700
46	258,400	316,600	379,200	422,800	510,500
47	260,300	317,800	380,900	424,400	512,300
48	262,200	319,000	382,700	426,000	514,200
49	263,800	320,000	384,600	427,500	515,900
50	265,000	321,100	386,400	428,800	517,700
51	266,200	322,200	388,200	430,100	519,500
52	267,500	323,200	390,000	431,400	521,400
53	268,400	324,400	391,300	432,200	523,200
54	269,500	325,400	392,800	433,200	524,900
55	270,600	326,500	394,300	434,100	526,600
56	271,700	327,600	395,900	435,000	528,200
57	272,900	328,700	397,300	435,900	529,900
58	274,100	329,800	398,700	436,800	531,200
59	275,300	330,900	400,200	437,800	532,500
60	276,500	331,900	401,700	438,700	533,800
61	277,500	333,000	403,000	439,600	535,000
62	278,600	334,100	404,500	440,500	536,000
63	279,700	335,200	406,000	441,600	537,000
64	280,700	336,300	407,500	442,700	538,000
65	281,700	337,200	408,500	443,600	538,700
66	282,700	338,300	409,600	444,600	539,600
67	283,800	339,400	410,700	445,600	540,500
68	284,900	340,500	411,800	446,600	541,400
69	285,900	341,400	412,800	447,600	542,300
70	287,000	342,500	413,700	448,600	543,100
71	288,100	343,600	414,600	449,600	544,000
72	289,200	344,700	415,400	450,600	544,700
73	290,100	345,300	416,200	451,600	545,600
74	291,200	346,300	417,100	452,500	546,500
75	292,300	347,300	417,900	453,400	547,400
76	293,400	348,300	418,800	454,400	548,300
77	294,200	349,400	419,500	455,200	549,200
78	295,200	350,400	420,100	455,700	550,100
79	296,200	351,400	420,700	456,400	551,000
80	297,200	352,400	421,300	457,000	551,900
81	298,300	353,400	421,600	457,800	552,800
82	299,200	354,400	422,200	458,500	
83	300,100	355,400	422,800	459,100	
84	301,000	356,400	423,400	459,800	
85	301,800	357,000	423,700	460,300	
86	302,700	357,600	424,200	460,900	
87	303,600	358,200	424,800	461,600	
88	304,500	358,800	425,400	462,300	
89	305,100	359,500	425,800	462,800	
90	305,700	359,900	426,400	463,500	
91	306,400	360,300	427,000	464,100	

職務の級	1級	2級	3級	4級	5級
44	252,200	308,200	368,000	411,400	496,500
45	253,900	309,200	370,000	412,800	498,400
46	255,500	310,400	371,800	414,400	500,200
47	257,200	311,600	373,400	415,900	502,000
48	258,800	312,700	375,200	417,500	503,900
49	260,300	313,700	377,100	418,900	505,600
50	261,100	314,800	378,800	420,200	507,300
51	261,900	315,800	380,600	421,500	509,100
52	262,900	316,800	382,300	422,800	511,000
53	263,600	318,000	383,600	423,500	512,600
54	264,700	319,000	385,100	424,500	514,200
55	265,500	320,100	386,500	425,400	515,900
56	266,500	321,100	388,100	426,300	517,500
57	267,500	322,200	389,500	427,200	519,100
58	268,700	323,300	390,900	428,100	520,400
59	269,900	324,400	392,300	429,000	521,700
60	271,000	325,400	393,800	429,900	522,900
61	272,000	326,500	395,100	430,800	524,100
62	273,100	327,500	396,500	431,700	525,100
63	274,200	328,600	398,000	432,700	526,100
64	275,200	329,700	399,500	433,800	527,100
65	276,200	330,600	400,500	434,700	527,700
66	277,100	331,700	401,600	435,700	528,600
67	278,200	332,700	402,600	436,700	529,500
68	279,300	333,800	403,700	437,600	530,400
69	280,300	334,700	404,700	438,600	531,300
70	281,400	335,800	405,600	439,600	532,100
71	282,400	336,800	406,400	440,600	532,800
72	283,500	337,900	407,200	441,600	533,300
73	284,400	338,500	408,000	442,600	534,000
74	285,500	339,500	408,900	443,500	534,500
75	286,600	340,500	409,700	444,400	535,300
76	287,600	341,500	410,500	445,400	535,900
77	288,400	342,500	411,200	446,200	536,400
78	289,400	343,500	411,700	446,700	537,000
79	290,400	344,500	412,100	447,400	537,600
80	291,300	345,400	412,500	448,000	538,200
81	292,400	346,400	412,800	448,800	538,800
82	293,300	347,400	413,200	449,500	
83	294,200	348,400	413,600	449,800	
84	295,100	349,400	414,000	450,400	
85	295,900	350,000	414,300	450,800	
86	296,700	350,600	414,700	451,200	
87	297,600	351,200	415,100	451,600	
88	298,500	351,800	415,500	451,900	
89	299,100	352,400	415,800	452,200	
90	299,700	352,800	416,200	452,600	
91	300,400	353,200	416,600	453,000	

職務の級	1級	2級	3級	4級	5級
92	307,100	360,800	427,500	464,600	
93	307,800	361,300	427,800	465,100	
94	308,400	361,700	428,200	465,800	
95	309,000	362,200	428,600	466,500	
96	309,600	362,700	429,000	467,200	
97	310,300	363,300	429,500	467,700	
98	310,900	363,800	430,000	468,300	
99	311,500	364,300	430,400	469,000	
100	312,100	364,800	430,900	469,700	
101	312,500	365,200	431,300	470,200	
102	312,800	365,700	431,700		
103	313,200	366,100	432,200		
104	313,600	366,600	432,500		
105	313,900	367,100	433,100		
106	314,300	367,500	433,600		
107	314,600	368,000	434,100		
108	314,900	368,500	434,600		
109	315,300	369,000	435,200		
110	315,600	369,500	435,700		
111	316,000	370,000	436,200		
112	316,400	370,400	436,700		
113	316,700	370,800	437,300		
114	317,100	371,200	437,800		
115	317,400	371,700	438,300		
116	317,800	372,100	438,800		
117	318,000	372,500	439,400		
118	318,300	372,900			
119	318,700	373,400			
120	319,100	373,900			
121	319,300	374,200			
122	319,600	374,600			
123	320,000	375,100			
124	320,400	375,400			
125	320,600	375,800			
126	320,800	376,300			
127	321,100	376,800			
128	321,500	377,300			
129	321,700	377,800			
130	322,000	378,300			
131	322,400	378,800			
132	322,700	379,300			
133	322,900	379,800			
134	323,200	380,300			
135	323,600	380,800			
136	323,800	381,300			
137	323,900	381,800			
138	324,100	382,300			
139	324,400	382,800			

職務の級	1級	2級	3級	4級	5級
92	301,000	353,700	416,900	453,300	
93	301,700	354,200	417,200	453,600	
94	302,300	354,600	417,600	454,000	
95	302,900	355,100	417,900	454,300	
96	303,500	355,600	418,200	454,600	
97	304,200	356,200	418,500	454,900	
98	304,800	356,700	418,900	455,300	
99	305,400	357,100	419,200	455,600	
100	306,000	357,600	419,500	455,900	
101	306,400	358,000	419,800	456,200	
102	306,700	358,500	420,200		
103	307,000	358,900	420,500		
104	307,400	359,400	420,800		
105	307,700	359,900	421,100		
106	308,100	360,300	421,500		
107	308,400	360,800	421,800		
108	308,700	361,300	422,100		
109	309,100	361,700	422,400		
110	309,400	362,200	422,700		
111	309,800	362,700	423,000		
112	310,200	363,100	423,300		
113	310,500	363,500	423,600		
114	310,900	363,900	423,900		
115	311,200	364,400	424,200		
116	311,500	364,800	424,500		
117	311,700	365,200	424,700		
118	312,000	365,600			
119	312,400	366,100			
120	312,800	366,500			
121	313,000	366,800			
122	313,300	367,200			
123	313,700	367,700			
124	314,100	368,000			
125	314,300	368,400			
126	314,500	368,900			
127	314,800	369,400			
128	315,200	369,800			
129	315,400	370,200			
130	315,700	370,700			
131	316,100	371,200			
132	316,300	371,700			
133	316,500	372,200			
134	316,800	372,700			
135	317,200	373,200			
136	317,400	373,700			
137	317,500	374,200			
138	317,700	374,700			
139	318,000	375,200			

職務の級	1級	2級	3級	4級	5級
140	324,700	383,300			
141	325,100	383,800			
142	325,400				
143	325,700				
144	326,000				
145	326,400				
146	326,700				
147	327,000				
148	327,300				
149	327,700				
150	328,000				
151	328,300				
152	328,500				
153	328,800				
154	329,100				
155	329,400				
156	329,700				
157	330,100				

注1 2級、3級、4級又は5級のいずれかの級に該当する者（2級該当者は助教の職にあるものに限る。）については、各級の号俸に定める金額に加給金額にある額を加算した額をもって、その基本給月額とする。

注2 この表の適用は、平成27年3月31日までとする。

職務の級	1級	2級	3級	4級	5級
140	318,300	375,700			
141	318,700	376,200			
142	319,000				
143	319,300				
144	319,600				
145	320,000				
146	320,300				
147	320,500				
148	320,800				
149	321,200				
150	321,500				
151	321,800				
152	322,000				
153	322,300				
154	322,600				
155	322,900				
156	323,200				
157	323,400				

注1 同左

注2 この表は、平成27年4月1日から適用する。

イ 教育職基本給表 (二)

(～平27.3.31)

職務の級 号俸	1級	2級	3級
	基本給月額	基本給月額	基本給月額
	円	円	円
1	173,500	208,200	267,800
2	176,100	210,300	270,900
3	178,700	212,400	274,000
4	181,400	214,500	277,000
5	184,100	216,400	280,000
6	186,900	218,500	282,900
7	189,700	220,600	285,700
8	192,600	222,600	288,500
9	195,500	224,800	291,200
10	198,500	227,200	294,100
11	201,400	229,600	297,000
12	204,300	232,000	299,900
13	207,000	234,200	302,300
14	208,700	236,500	304,900
15	210,400	238,800	307,400
16	212,100	241,100	309,900
17	213,800	243,400	312,500
18	215,600	246,500	315,600
19	217,400	249,600	318,800
20	219,100	252,700	322,000
21	221,000	255,700	325,000
22	222,900	258,800	328,100
23	224,900	261,900	331,200
24	226,900	265,000	334,300
25	228,700	267,900	337,400
26	230,700	270,900	340,400
27	232,700	273,900	343,300
28	234,700	276,900	346,300
29	236,500	279,900	349,200
30	238,400	282,400	351,800
31	240,400	284,900	354,400
32	242,400	287,400	357,000
33	244,400	289,800	359,600
34	246,500	292,400	361,800
35	248,600	294,900	364,100
36	250,700	297,400	366,400
37	252,500	299,600	368,700
38	254,500	302,000	370,900
39	256,500	304,500	373,200
40	258,500	307,000	375,500
41	260,300	309,400	377,800
42	261,700	311,800	379,900
43	263,100	314,200	382,000
44	264,500	316,600	384,100
45	265,800	318,800	386,000
46	267,100	321,200	388,000
47	268,300	323,600	390,000
48	269,500	326,100	392,000

イ 同左

(平27.4.1～)

職務の級 号俸	1級	2級	3級
	基本給月額	基本給月額	基本給月額
	円	円	円
1	173,500	208,200	267,500
2	176,100	210,300	270,500
3	178,700	212,400	273,400
4	181,400	214,500	276,200
5	184,100	216,400	279,100
6	186,900	218,500	281,700
7	189,700	220,600	284,100
8	192,600	222,600	286,600
9	195,500	224,800	289,200
10	198,500	227,200	291,800
11	201,400	229,600	294,400
12	204,300	232,000	297,000
13	207,000	234,200	299,300
14	208,700	236,500	301,500
15	210,400	238,800	303,700
16	212,100	241,100	305,800
17	213,800	243,400	308,300
18	215,600	246,500	310,900
19	217,400	249,600	313,500
20	219,100	252,700	316,100
21	221,000	255,500	318,600
22	222,900	258,500	321,700
23	224,900	261,400	324,600
24	226,900	264,300	327,700
25	228,700	267,100	330,700
26	230,700	269,700	333,600
27	232,700	272,300	336,500
28	234,700	275,100	339,400
29	236,500	278,000	342,300
30	238,400	280,200	344,800
31	240,400	282,400	347,400
32	242,400	284,600	349,900
33	244,200	286,900	352,400
34	246,200	289,100	354,600
35	248,100	291,400	356,900
36	250,000	293,500	359,200
37	251,700	295,600	361,500
38	253,400	297,500	363,600
39	255,000	299,400	365,900
40	256,800	301,400	368,100
41	258,500	303,300	370,400
42	259,700	305,700	372,400
43	260,800	308,000	374,500
44	261,900	310,400	376,600
45	263,100	312,500	378,400
46	264,100	314,700	380,400
47	265,100	317,100	382,300
48	266,000	319,600	384,300

職務の級	1級	2級	3級
49	270,600	328,600	393,600
50	271,700	331,000	395,400
51	273,000	333,300	397,200
52	274,300	335,700	399,000
53	275,400	338,000	400,200
54	276,600	340,000	401,800
55	277,800	342,000	403,500
56	279,000	344,000	405,200
57	280,100	345,900	406,700
58	281,500	347,900	408,400
59	282,900	349,900	410,100
60	284,300	351,900	411,700
61	285,500	353,800	413,100
62	286,900	355,700	414,700
63	288,300	357,600	416,300
64	289,600	359,500	417,900
65	290,800	361,400	419,300
66	292,100	363,300	420,300
67	293,400	365,200	421,300
68	294,700	367,000	422,300
69	296,100	368,700	423,300
70	297,200	370,500	424,300
71	298,300	372,300	425,400
72	299,300	374,100	426,400
73	300,500	375,600	427,100
74	301,600	377,200	427,900
75	302,700	378,800	428,900
76	303,800	380,400	429,900
77	304,600	382,100	430,900
78	305,600	383,800	431,900
79	306,600	385,500	432,900
80	307,600	387,200	433,900
81	308,400	388,700	434,600
82	309,300	390,200	435,500
83	310,200	391,800	436,400
84	311,100	393,400	437,200
85	311,800	394,500	438,100
86	312,600	395,800	438,900
87	313,400	397,200	439,700
88	314,300	398,600	440,600
89	315,200	399,900	441,300
90	316,000	401,100	441,800
91	316,800	402,200	442,400
92	317,600	403,400	442,800
93	318,300	404,300	443,300
94	319,000	405,400	443,900
95	319,700	406,500	444,400
96	320,400	407,600	445,000
97	320,800	408,500	445,400
98	321,200	409,500	445,900
99	321,600	410,500	446,500
100	322,000	411,500	447,100

職務の級	1級	2級	3級
49	267,000	322,100	385,700
50	267,700	324,500	387,500
51	268,600	326,800	389,200
52	269,600	329,000	391,000
53	270,500	331,300	392,200
54	271,600	333,300	393,800
55	272,600	335,300	395,400
56	273,600	337,200	397,100
57	274,500	339,100	398,500
58	275,900	341,000	400,200
59	277,300	343,000	401,900
60	278,700	345,000	403,500
61	279,900	346,900	404,800
62	281,300	348,700	406,400
63	282,600	350,600	407,900
64	283,900	352,400	409,500
65	285,000	354,300	410,900
66	286,300	356,200	411,900
67	287,600	358,000	412,900
68	288,900	359,800	413,800
69	290,300	361,500	414,800
70	291,400	363,200	415,800
71	292,400	365,000	416,900
72	293,400	366,700	417,800
73	294,600	368,200	418,500
74	295,600	369,800	419,300
75	296,700	371,300	420,300
76	297,800	372,900	421,300
77	298,600	374,600	422,300
78	299,600	376,300	423,300
79	300,600	377,900	424,300
80	301,500	379,600	425,200
81	302,300	381,100	425,900
82	303,200	382,500	426,800
83	304,100	384,100	427,700
84	305,000	385,700	428,500
85	305,700	386,700	429,400
86	306,400	388,000	430,200
87	307,200	389,400	431,000
88	308,100	390,800	431,900
89	309,000	392,100	432,600
90	309,800	393,200	433,100
91	310,600	394,300	433,700
92	311,300	395,500	434,100
93	312,000	396,300	434,600
94	312,700	397,400	435,100
95	313,400	398,500	435,500
96	314,100	399,500	435,900
97	314,500	400,400	436,100
98	314,900	401,400	436,500
99	315,300	402,400	436,800
100	315,700	403,300	437,100

職務の級	1級	2級	3級
101	322,300	412,300	447,500
102	322,700	413,300	
103	323,100	414,300	
104	323,500	415,300	
105	323,900	415,900	
106	324,400	416,700	
107	324,900	417,600	
108	325,400	418,500	
109	325,800	419,400	
110	326,300	420,300	
111	326,800	421,200	
112	327,300	422,000	
113	327,600	422,800	
114	328,100	423,300	
115	328,500	423,800	
116	329,000	424,300	
117	329,300	424,700	
118	329,700	425,300	
119	330,200	425,800	
120	330,700	426,400	
121	330,900	426,600	
122	331,300	427,100	
123	331,800	427,700	
124	332,100	428,100	
125	332,300	428,500	
126	332,600		
127	333,100		
128	333,600		
129	333,800		
130	334,200		
131	334,700		
132	335,100		
133	335,300		
134	335,700		
135	336,200		
136	336,500		
137	336,800		
138	337,200		
139	337,600		
140	338,000		
141	338,500		

注 この表の適用は、平成27年3月31日までとする。

職務の級	1級	2級	3級
101	316,000	404,100	437,400
102	316,400	405,100	
103	316,700	406,100	
104	317,100	407,100	
105	317,500	407,700	
106	318,000	408,400	
107	318,500	409,100	
108	319,000	409,700	
109	319,400	410,200	
110	319,900	410,600	
111	320,300	410,900	
112	320,800	411,200	
113	321,100	411,400	
114	321,600	411,700	
115	322,000	412,000	
116	322,500	412,300	
117	322,800	412,500	
118	323,200	412,800	
119	323,700	413,100	
120	324,200	413,300	
121	324,400	413,500	
122	324,800	413,800	
123	325,300	414,100	
124	325,600	414,300	
125	325,800	414,500	
126	326,100		
127	326,600		
128	327,000		
129	327,200		
130	327,600		
131	328,100		
132	328,500		
133	328,700		
134	329,100		
135	329,600		
136	329,900		
137	330,200		
138	330,600		
139	331,000		
140	331,400		
141	331,800		

注 この表は、平成27年4月1日から適用する。

職務の級	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級
101		297,100	334,400	356,300				
102		297,300	334,700	356,700				
103		297,600	335,100	357,100				
104		297,900	335,300	357,500				
105		298,200	335,400	358,000				
106			335,700					
107			336,100					
108			336,300					
109			336,500					
110			336,900					
111			337,300					
112			337,700					
113			337,900					

注 この表の適用は、平成27年3月31日までとする。

職務の級	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級
101		291,200	327,800	349,300				
102		291,400	328,100	349,700				
103		291,600	328,500	350,100				
104		291,900	328,700	350,500				
105		292,200	328,800	351,000				
106			329,100					
107			329,500					
108			329,700					
109			329,900					
110			330,300					
111			330,700					
112			331,100					
113			331,300					

注 この表は、平成27年4月1日から適用する。

職務の級	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級
105	294,100	325,300	358,200	376,900			
106	294,600	325,800	358,700	377,400			
107	295,100	326,300	359,200	377,900			
108	295,600	326,800	359,500	378,400			
109	295,800	327,200	360,000	379,000			
110	296,200	327,600	360,500	379,500			
111	296,400	327,900	361,000	380,000			
112	296,800	328,300	361,500	380,500			
113	297,100	328,700	362,000	381,100			
114	297,300	329,100	362,500				
115	297,700	329,500	363,000				
116	298,000	329,800	363,400				
117	298,300	330,000	363,800				
118	298,600	330,300	364,300				
119	298,900	330,700	364,800				
120	299,300	330,900	365,300				
121	299,600	331,100	365,700				
122	300,000	331,400	366,200				
123	300,400	331,700	366,700				
124	300,800	332,000	367,200				
125	301,000	332,200	367,600				
126	301,200	332,500					
127	301,600	332,900					
128	302,000	333,100					
129	302,200	333,200					
130	302,500	333,600					
131	302,900	334,000					
132	303,300	334,200					
133	303,500	334,500					
134	303,800	334,900					
135	304,200	335,300					
136	304,500	335,700					
137	304,700	336,000					
138	305,000	336,400					
139	305,400	336,800					
140	305,700	337,200					
141	305,900	337,500					
142	306,300	337,900					
143	306,700	338,300					
144	307,000	338,700					
145	307,100	339,000					
146	307,400	339,400					
147	307,700	339,800					
148	308,100	340,200					
149	308,300	340,500					
150	308,500	340,900					
151	308,800	341,300					
152	309,100	341,700					
153	309,500	342,000					
154	309,700						
155	309,900						
156	310,200						
157	310,600						
158	310,900						

職務の級	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級
105	288,300	318,900	351,200	369,500			
106	288,800	319,400	351,700	370,000			
107	289,300	319,900	352,100	370,500			
108	289,800	320,400	352,400	371,000			
109	290,000	320,800	352,900	371,600			
110	290,300	321,200	353,400	372,000			
111	290,500	321,500	353,900	372,500			
112	290,900	321,800	354,400	373,000			
113	291,200	322,200	354,900	373,600			
114	291,400	322,600	355,400				
115	291,800	323,000	355,900				
116	292,100	323,300	356,300				
117	292,400	323,500	356,700				
118	292,700	323,800	357,100				
119	293,000	324,200	357,600				
120	293,400	324,400	358,100				
121	293,700	324,600	358,500				
122	294,100	324,900	359,000				
123	294,400	325,200	359,500				
124	294,800	325,500	360,000				
125	295,000	325,700	360,300				
126	295,200	326,000					
127	295,500	326,400					
128	295,900	326,600					
129	296,100	326,700					
130	296,400	327,000					
131	296,800	327,400					
132	297,200	327,600					
133	297,400	327,900					
134	297,700	328,300					
135	298,100	328,700					
136	298,400	329,100					
137	298,600	329,400					
138	298,900	329,800					
139	299,300	330,200					
140	299,600	330,600					
141	299,800	330,900					
142	300,200	331,300					
143	300,600	331,600					
144	300,900	332,000					
145	301,000	332,300					
146	301,300	332,700					
147	301,600	333,100					
148	302,000	333,500					
149	302,200	333,800					
150	302,400	334,200					
151	302,700	334,600					
152	303,000	335,000					
153	303,400	335,300					
154	303,600						
155	303,800						
156	304,100						
157	304,400						
158	304,700						

職務の級	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級
159	311,200						
160	311,500						
161	311,900						
162	312,200						
163	312,500						
164	312,800						
165	313,200						
166	313,500						
167	313,800						
168	314,100						
169	314,500						

注 この表の適用は、平成27年3月31日までとする。

職務の級	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級
159	305,000						
160	305,300						
161	305,700						
162	306,000						
163	306,300						
164	306,600						
165	307,000						
166	307,300						
167	307,600						
168	307,900						
169	308,300						

注 この表は、平成27年4月1日から適用する。

別表第4 指定職基本給表（第11条関係） **(～平27.3.31)**

号俸	基本給月額
	円
1	720,000
2	776,000
3	834,000
4	912,000
5	984,000
6	1,055,000
7	1,129,000
8	1,198,000

注 この表の適用は、平成27年3月31日までとする。

別表第4 同左 **(平27.4.1～)**

号俸	基本給月額
	円
1	705,000
2	760,000
3	817,000
4	894,000
5	964,000
6	1,034,000
7	1,106,000
8	1,174,000

注 この表は、平成27年4月1日から適用する。

「国立大学法人大阪大学教職員退職手当規程」の一部改正（案）

現 行

(略)

(退職手当の調整額)

第10条の2 退職した者に対する退職手当の調整額は、その者の基礎在職期間（第8条の2第2項に規定する基礎在職期間をいう。以下同じ。）の初日の属する月からその者の基礎在職期間の末日の属する月までの各月（就業規則第14条第1項の規定による休職（業務災害による傷病に基づく休職、国等の業務に従事するための休職及びその他大学が認めた休職を除く。）、同規則第37条第2項第3号の規定による停職その他これらに準ずる事由により現実に職務をとることを要しない期間のある月（現実に職務をとることを要する日のあった月を除く。）のうち大学が定めるものを除く。）ごとに当該各月にその者が属していた次の各号に掲げる区分に応じて当該各号に定める額（以下「調整月額」という。）のうちその額が最も多いものから順次その順位を付し、その第1順位から第60順位までの調整月額（当該各月の月数が60月に満たない場合には、当該各月の調整月額）を合計した額とする。

- (1) 第1号区分 **79,200**円
- (2) 第2号区分 **62,500**円
- (3) 第3号区分 **54,150**円
- (4) 第4号区分 **50,000**円
- (5) 第5号区分 **45,850**円
- (6) 第6号区分 **41,700**円
- (7) 第7号区分 **33,350**円
- (8) 第8号区分 **25,000**円
- (9) 第9号区分 **20,850**円
- (10) 第10号区分 **16,700**円

改 正（案）

(略)

(同左)

第10条の2 同左

- (1) 第1号区分 **95,400**円
- (2) 第2号区分 **78,750**円
- (3) 第3号区分 **70,400**円
- (4) 第4号区分 **65,000**円
- (5) 第5号区分 **59,550**円
- (6) 第6号区分 **54,150**円
- (7) 第7号区分 **43,350**円
- (8) 第8号区分 **32,500**円
- (9) 第9号区分 **27,100**円
- (10) 第10号区分 **21,700**円

- (11) (略)
- 2 (略)
- 3 次の各号に掲げる者に対する退職手当の調整額は、第1項の規定にかかわらず、当該各号に定める額とする。

(1) 退職した者のうち自己都合等退職者以外の者でその勤続期間が5年以上24年以下のもの(第4号に掲げる者を除く。) 第1項第1号から第9号まで又は第11号に掲げる教職員の区分にあっては当該各号に定める額、同項第10号に掲げる教職員の区分にあっては零として、同項の規定を適用して計算した額

(2) 退職した者のうち自己都合等退職者以外の者でその勤続期間が1年以上4年以下のもの及び自己都合等退職者でその勤続期間が10年以上24年以下のもの(第4号に掲げる者を除く。) 前号の規定により計算した額の2分の1に相当する額

(3) 退職した者のうち自己都合等退職者以外の者でその勤続期間が零のもの及び自己都合等退職者でその勤続期間が9年以下のもの(第4号に掲げる者を除く。) 零

(4) 退職日基本給月額が指定職基本給表8号俸の額に相当する額を超える者その他これに類する者 第6条から前条までの規定により計算した退職手当の基本額の**100分の6**に相当する額

4 (略)

(略)

附 則

(施行期日等)

1 この規程は、平成16年4月14日から施行し、平成16年4月1日から適用する。

2 } (略)

(11) (略)

2 (略)

3 同左

(1) 退職した者のうち自己都合等退職者以外の者でその勤続期間が1年以上4年以下のもの及び自己都合等退職者でその勤続期間が10年以上24年以下のもの(第3号に掲げる者を除く。) 第1項の規定により計算した額の2分の1に相当する額

(2) 退職した者のうち自己都合等退職者以外の者でその勤続期間が零のもの及び自己都合等退職者でその勤続期間が9年以下のもの(第3号に掲げる者を除く。) 零

(3) 退職日基本給月額が指定職基本給表8号俸の額に相当する額を超える者その他これに類する者 第6条から前条までの規定により計算した退職手当の基本額の**100分の8**に相当する額

4 (略)

(略)

附 則

(同左)

1 同左

2 } (略)

8

9 教員が、旧定年年齢到達日以後に退職する場合における第5条第1項、同条第2項、同条第5項、第6条、第7条第1項、第8条第1項、第8条の2、第10条第1項、同条第2項、第10条の2第3項及び第10条の3第1項の規定の適用について、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

読み替える規定	読み替えられる字句	読み替える字句
(略)		
第10条の2第3項 第4号	退職日基本給月額	退職日基本給月額（ただし、旧定年年齢到達日以後に到来する最初の3月31日以後に退職する場合は、旧定年年齢到達日以後に到来する最初の3月31日の基本給月額）
(略)		

10 (略)

(略)

8

9 同左

読み替える規定	読み替えられる字句	読み替える字句
(略)		
第10条の2第3項 第3号	退職日基本給月額	退職日基本給月額（ただし、旧定年年齢到達日以後に到来する最初の3月31日以後に退職する場合は、旧定年年齢到達日以後に到来する最初の3月31日の基本給月額）
(略)		

10 (略)

(略)

附 則

この改正は、平成27年4月1日から施行する。

「国立大学法人大阪大学任期付教職員給与規程」の一部改正（案）

現 行

(略)

(基本給表の種類等)

第11条 基本給表の種類は、次に掲げるとおりとする。

(1) 一般職基本給表（別表第1）

ア 一般職基本給表（一）

イ 一般職基本給表（二）

(2) 教育職基本給表（別表第2）

ア 教育職基本給表（一）

イ 教育職基本給表（二）

(3) 医療職基本給表（別表第3）

ア 医療職基本給表（A）

イ 医療職基本給表（B）

(4) 指定職基本給表（別表第4）

2 前項の基本給表に定める基本給の額は、国家公務員等の給与改定状況のほか、大学の財務状況等を勘案し、これを改定するものとする。

(略)

別表第1 一般職基本給表（第11条関係）

別紙のとおり

別表第2 教育職基本給表（第11条関係）

改 正（案）

(略)

(同左)

第11条 同左

(1) 同左

ア 同左

イ 同左

(2) 同左

ア 同左

イ 同左

(3) 同左

ア 同左

イ 同左

(4) 同左

2 同左

(略)

別表第1 同左

別紙のとおり

別表第2 同左

別紙のとおり

別表第3 医療職基本給表（第11条関係）

別紙のとおり

別表第4 指定職基本給表（第11条関係）

別紙のとおり

別紙のとおり

別表第3 同左

別紙のとおり

別表第4 同左

別紙のとおり

（略）

附 則

（施行期日）

1 この改正は、平成27年4月1日から施行する。ただし、第7項の規定は、平成27年1月1日から施行する。

（基本給月額に関する経過措置）

2 平成27年4月1日（以下「切替日」という。）の前日から引き続き大学に在職する教職員で、切替日においてその者が受ける第11条に規定する基本給月額が、切替日の前日において受けていた基本給月額（切替日以降に附則（平成22年12月1日施行）第2項が適用される場合は、同項に規定する基本給月額。以下「暫定基本給月額」という。）に達しない者については、平成30年3月31日までの間、基本給月額のほか、その差額に相当する額を基本給として支給することができるものとする。ただし、第6項に定める場合のほか、当該差額相当額を基本給として支給することが適当と認められない場合は、この限りでない。

3 切替日の前日から引き続き基本給表の適用を受ける教職員（前項に規定する教職員を除く。）について、同項の規定による基本給を支給される教職員との権衡上必要があると認められるときは、当該教職員には、同項の規定に準じて基本給を支給することができるものとする。

4 切替日以降に新たに基本給表の適用を受ける教職員について、雇用の事情等を考慮して前2項の規定による基本給を支給される教職員との権衡上必要が

あると認められるときは、前2項の規定に準じて基本給を支給することができるものとする。

5 前3項の規定を適用する場合における当該教職員の基本給月額及び暫定基本給月額には、教育職基本給表(一)に定める加給金額は含まないものとする。
(降格又は降給処分を受けた者に関する特例)

6 前4項の規定にかかわらず、切替日の前日におけるその者が属していた職務の級に相当する職務の級より下位の職務の級に降格された者、又は切替日の前日におけるその者が受けていた号俸に相当する号俸より下位の号俸に降給された者については、当該処分が切替日の前日に行われたものとして、第2項から第5項までの規定による基本給を支給することができるものとする。

(平成27年1月1日における昇給に関する特例)

7 平成27年1月1日の昇給時期においては、第14条第2項中「4号俸」とあるのは「3号俸」、「3号俸」とあるのは「2号俸」として、これを適用するものとする。

職務の級	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級	9級	10級
97		299,500	348,100							
98		299,800	348,600							
99		300,200	349,100							
100		300,600	349,400							
101		300,800	349,700							
102		301,100	350,100							
103		301,500	350,500							
104		301,800	350,900							
105		302,000	351,400							
106		302,300	351,800							
107		302,700	352,200							
108		303,000	352,600							
109		303,200	353,100							
110		303,600	353,500							
111		304,000	353,900							
112		304,300	354,200							
113		304,400	354,700							
114		304,700								
115		305,000								
116		305,400								
117		305,600								
118		305,800								
119		306,100								
120		306,400								
121		306,800								
122		307,000								
123		307,300								
124		307,600								
125		308,000								

注 この表の適用は、平成27年3月31日までとする。

職務の級	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級	9級	10級
97		293,500	341,300							
98		293,800	341,800							
99		294,200	342,200							
100		294,600	342,500							
101		294,800	342,800							
102		295,100	343,200							
103		295,500	343,600							
104		295,800	344,000							
105		296,000	344,500							
106		296,300	344,900							
107		296,700	345,300							
108		297,000	345,700							
109		297,200	346,200							
110		297,600	346,600							
111		298,000	346,900							
112		298,300	347,200							
113		298,400	347,700							
114		298,700								
115		299,000								
116		299,400								
117		299,600								
118		299,800								
119		300,100								
120		300,400								
121		300,800								
122		301,000								
123		301,300								
124		301,600								
125		301,900								

注 この表は、平成27年4月1日から適用する。

イ 一般職基本給表 (二)

(～平27.3.31)

職務の級 号俸	1級	2級	3級	4級	5級
	基本給月額	基本給月額	基本給月額	基本給月額	基本給月額
	円	円	円	円	円
1	123,900	175,000	197,000	249,500	281,000
2	124,800	176,500	198,400	250,900	282,900
3	125,800	178,000	199,800	252,200	284,700
4	126,700	179,500	201,200	253,500	286,600
5	127,700	180,900	202,600	254,600	288,500
6	128,700	182,400	204,100	255,900	290,400
7	129,700	183,900	205,500	257,200	292,200
8	130,700	185,400	207,000	258,500	294,100
9	131,500	186,900	208,500	259,600	295,800
10	132,500	188,100	210,100	260,900	297,600
11	133,500	189,400	211,700	262,200	299,400
12	134,600	190,600	213,300	263,500	301,200
13	135,400	192,000	214,700	264,600	302,800
14	136,400	193,100	216,400	265,800	304,500
15	137,400	194,300	218,100	267,000	306,200
16	138,400	195,500	219,700	268,100	307,800
17	139,500	196,700	221,100	269,200	309,400
18	140,700	197,900	222,300	270,400	311,100
19	141,900	198,900	223,500	271,500	312,800
20	143,100	200,000	224,700	272,600	314,500
21	144,200	201,000	226,000	273,600	315,800
22	145,400	202,200	227,600	274,700	317,200
23	146,600	203,400	229,200	275,800	318,600
24	147,800	204,500	230,800	276,900	320,100
25	149,000	205,700	232,400	278,000	321,600
26	150,500	207,000	233,900	279,100	323,100
27	152,000	208,300	235,400	280,200	324,600
28	153,500	209,600	236,900	281,300	326,000
29	154,900	210,900	238,300	282,400	327,600
30	156,400	212,200	239,700	283,500	328,900
31	157,900	213,500	241,100	284,500	330,200
32	159,400	214,800	242,400	285,500	331,400
33	160,900	215,500	243,600	286,400	332,500
34	162,700	216,900	245,000	287,500	333,500
35	164,500	218,200	246,300	288,600	334,600
36	166,300	219,600	247,700	289,700	335,800
37	168,100	220,700	249,000	290,400	337,000
38	169,800	222,000	250,400	291,300	338,200
39	171,500	223,300	251,800	292,200	339,400

イ 同左

(平27.4.1～)

職務の級 号俸	1級	2級	3級	4級	5級
	基本給月額	基本給月額	基本給月額	基本給月額	基本給月額
	円	円	円	円	円
1	123,900	175,000	196,600	244,600	275,400
2	124,800	176,500	198,000	245,900	277,300
3	125,800	178,000	199,400	247,100	279,100
4	126,700	179,500	200,700	248,400	281,000
5	127,700	180,900	202,000	249,500	282,800
6	128,700	182,400	203,400	250,800	284,600
7	129,700	183,800	204,800	252,100	286,300
8	130,700	185,200	206,200	253,400	288,200
9	131,500	186,600	207,600	254,500	289,900
10	132,500	187,800	209,200	255,800	291,700
11	133,500	189,100	210,800	257,000	293,400
12	134,600	190,300	212,300	258,300	295,200
13	135,400	191,500	213,600	259,400	296,800
14	136,400	192,600	215,100	260,600	298,500
15	137,400	193,700	216,600	261,700	300,100
16	138,400	194,800	217,900	262,800	301,600
17	139,500	195,900	219,000	263,900	303,200
18	140,700	197,000	219,800	265,100	304,800
19	141,900	198,000	220,700	266,200	306,500
20	143,100	199,000	221,700	267,200	308,200
21	144,200	200,000	222,700	268,200	309,500
22	145,400	201,100	224,200	269,300	310,900
23	146,600	202,200	225,600	270,400	312,300
24	147,800	203,200	226,800	271,500	313,800
25	149,000	204,200	228,300	272,500	315,200
26	150,500	205,100	229,600	273,600	316,700
27	152,000	205,800	231,000	274,700	318,200
28	153,500	206,700	232,300	275,800	319,600
29	154,900	207,600	233,600	276,800	321,200
30	156,400	208,800	234,900	277,900	322,400
31	157,900	209,900	236,300	278,900	323,700
32	159,400	210,800	237,600	279,900	324,900
33	160,900	211,500	238,800	280,800	326,000
34	162,700	212,800	240,100	281,800	326,900
35	164,500	214,000	241,400	282,900	328,000
36	166,300	215,200	242,800	284,000	329,100
37	168,100	216,300	244,100	284,700	330,200
38	169,800	217,600	245,400	285,600	331,300
39	171,500	218,900	246,800	286,500	332,300

職務の級	1級	2級	3級	4級	5級
40	173,200	224,500	253,200	293,200	340,600
41	174,800	225,600	254,400	294,100	341,700
42	176,200	226,800	255,700	295,100	342,900
43	177,600	228,000	257,000	296,100	344,100
44	179,000	229,200	258,300	297,000	345,300
45	180,500	230,400	259,300	297,800	346,200
46	181,900	231,600	260,400	298,700	347,300
47	183,300	232,800	261,600	299,600	348,400
48	184,700	233,900	262,800	300,500	349,500
49	186,000	235,100	264,100	301,200	350,600
50	187,200	236,300	265,300	301,900	351,600
51	188,300	237,500	266,500	302,700	352,600
52	189,500	238,700	267,500	303,500	353,600
53	190,600	239,800	268,600	304,100	354,500
54	191,700	240,800	269,800	304,900	355,400
55	192,800	241,800	271,000	305,600	356,300
56	193,900	242,800	272,200	306,300	357,200
57	195,000	243,800	273,200	307,000	358,000
58	196,000	244,800	274,300	307,800	358,900
59	197,100	245,800	275,400	308,600	359,800
60	198,100	246,800	276,400	309,300	360,700
61	199,200	247,800	277,500	309,900	361,500
62	200,100	248,700	278,600	310,600	362,400
63	201,000	249,600	279,700	311,300	363,300
64	201,900	250,500	280,800	312,000	364,200
65	202,600	251,500	281,700	312,500	364,800
66	203,400	252,300	282,500	313,100	365,400
67	204,200	253,100	283,300	313,700	366,000
68	205,000	253,800	284,200	314,300	366,600
69	205,500	254,600	285,100	314,900	367,000
70	206,100	255,200	285,900	315,300	
71	206,500	255,800	286,700	315,800	
72	207,100	256,300	287,400	316,300	
73	207,700	256,600	288,200	316,600	
74	208,400	257,000	289,000	317,100	
75	209,100	257,500	289,800	317,600	
76	209,900	258,000	290,600	318,100	
77	210,200	258,600	291,200	318,300	
78	210,900	259,000	291,800	318,700	
79	211,600	259,500	292,300	319,100	
80	212,300	260,000	292,700	319,500	
81	213,000	260,300	293,100	319,900	
82	213,700	260,600	293,600	320,300	

職務の級	1級	2級	3級	4級	5級
40	173,200	220,000	248,200	287,400	333,300
41	174,800	221,100	249,300	288,300	334,300
42	176,200	222,300	250,600	289,300	335,300
43	177,600	223,500	251,900	290,300	336,300
44	179,000	224,700	253,200	291,200	337,300
45	180,500	225,800	254,100	291,900	338,200
46	181,900	227,000	255,200	292,800	339,200
47	183,300	228,200	256,400	293,700	340,200
48	184,700	229,300	257,600	294,600	341,200
49	186,000	230,400	258,800	295,300	342,100
50	187,200	231,600	260,000	296,000	343,000
51	188,300	232,800	261,200	296,700	343,900
52	189,500	234,000	262,200	297,500	344,700
53	190,600	235,100	263,300	298,100	345,500
54	191,700	236,100	264,400	298,900	346,300
55	192,800	237,000	265,600	299,600	347,100
56	193,900	238,000	266,800	300,300	347,800
57	195,000	239,000	267,800	301,000	348,500
58	196,000	240,000	268,800	301,700	349,300
59	197,100	241,000	269,900	302,500	350,100
60	198,100	241,900	270,900	303,200	350,800
61	199,200	242,900	272,000	303,800	351,500
62	200,100	243,800	273,100	304,500	352,200
63	201,000	244,700	274,100	305,200	352,900
64	201,900	245,600	275,200	305,900	353,600
65	202,600	246,500	276,100	306,400	354,200
66	203,400	247,300	276,900	306,900	354,700
67	204,200	248,100	277,700	307,500	355,200
68	205,000	248,800	278,500	308,100	355,700
69	205,500	249,600	279,400	308,700	356,100
70	206,100	250,200	280,200	309,100	
71	206,500	250,800	281,000	309,600	
72	207,100	251,300	281,700	310,100	
73	207,700	251,500	282,500	310,400	
74	208,400	251,900	283,200	310,900	
75	209,100	252,400	284,000	311,400	
76	209,900	252,900	284,800	311,800	
77	210,200	253,500	285,400	312,000	
78	210,900	253,900	286,000	312,300	
79	211,600	254,400	286,500	312,600	
80	212,300	254,900	286,900	312,900	
81	213,000	255,200	287,300	313,200	
82	213,700	255,500	287,700	313,500	

職務の級	1級	2級	3級	4級	5級
83	214,400	260,900	294,100	320,700	
84	215,100	261,200	294,600	321,100	
85	215,800	261,400	295,000	321,400	
86	216,500	261,800	295,600	321,800	
87	217,200	262,100	296,200	322,200	
88	217,900	262,400	296,800	322,500	
89	218,400	262,600	297,100	322,800	
90	219,000	262,800	297,600	323,200	
91	219,600	263,200	298,100	323,500	
92	220,200	263,400	298,600	323,900	
93	220,600	263,700	299,000	324,100	
94	221,100	264,100	299,500	324,400	
95	221,600	264,500	300,000	324,700	
96	222,100	264,900	300,500	325,100	
97	222,700	265,100	300,800	325,400	
98	223,200	265,400	301,200	325,700	
99	223,700	265,600	301,700	326,000	
100	224,200	265,900	302,200	326,300	
101	224,800	266,200	302,600	326,600	
102	225,300	266,400	303,000		
103	225,900	266,700	303,400		
104	226,500	267,000	303,800		
105	226,900	267,200	304,100		
106	227,400	267,400	304,500		
107	227,900	267,700	304,900		
108	228,300	267,900	305,300		
109	228,500	268,200	305,600		
110	228,900	268,500	306,000		
111	229,400	268,800	306,400		
112	229,900	269,000	306,800		
113	230,300	269,200	307,000		
114	230,800	269,500	307,400		
115	231,300	269,700	307,800		
116	231,800	269,900	308,100		
117	232,100	270,200	308,400		
118	232,500	270,500	308,800		
119	232,900	270,800	309,100		
120	233,300	271,100	309,400		
121	233,700	271,200	309,600		
122		271,500	310,000		
123		271,800	310,300		
124		272,100	310,600		
125		272,200	310,800		

職務の級	1級	2級	3級	4級	5級
83	214,400	255,800	288,200	313,800	
84	215,100	256,100	288,700	314,100	
85	215,800	256,300	289,100	314,300	
86	216,500	256,600	289,700	314,700	
87	217,200	256,900	290,300	315,000	
88	217,900	257,200	290,900	315,200	
89	218,400	257,400	291,200	315,400	
90	219,000	257,600	291,700	315,700	
91	219,600	258,000	292,200	316,000	
92	220,200	258,200	292,600	316,300	
93	220,600	258,500	293,000	316,500	
94	221,100	258,900	293,500	316,800	
95	221,600	259,200	294,000	317,100	
96	222,100	259,500	294,500	317,300	
97	222,700	259,700	294,800	317,500	
98	223,200	260,000	295,200	317,800	
99	223,700	260,200	295,700	318,100	
100	224,200	260,500	296,200	318,300	
101	224,800	260,800	296,600	318,500	
102	225,300	261,000	297,000		
103	225,900	261,300	297,300		
104	226,500	261,600	297,600		
105	226,900	261,800	297,900		
106	227,400	262,000	298,300		
107	227,900	262,300	298,700		
108	228,300	262,500	299,100		
109	228,500	262,800	299,400		
110	228,900	263,100	299,800		
111	229,400	263,400	300,200		
112	229,900	263,600	300,500		
113	230,300	263,800	300,700		
114	230,800	264,100	301,000		
115	231,300	264,300	301,300		
116	231,800	264,500	301,500		
117	232,100	264,800	301,700		
118	232,500	265,100	302,000		
119	232,900	265,400	302,300		
120	233,300	265,700	302,500		
121	233,700	265,800	302,700		
122		266,100	303,000		
123		266,400	303,300		
124		266,700	303,500		
125		266,800	303,700		

職務の級	1級	2級	3級	4級	5級
126		272,500	311,200		
127		272,800	311,500		
128		273,100	311,800		
129		273,200	312,000		
130		273,500	312,400		
131		273,800	312,800		
132		274,100	313,200		
133		274,200	313,400		
134		274,500			
135		274,800			
136		275,100			
137		275,200			

注 この表の適用は、平成27年3月31日までとする。

職務の級	1級	2級	3級	4級	5級
126		267,100	304,000		
127		267,400	304,300		
128		267,700	304,500		
129		267,800	304,700		
130		268,100	305,000		
131		268,400	305,300		
132		268,700	305,500		
133		268,800	305,700		
134		269,100			
135		269,400			
136		269,700			
137		269,800			

注 この表は、平成27年4月1日から適用する。

別表第2 教育職基本給表（第11条関係）

ア 教育職基本給表（一）

（～平27.3.31）

職務の級 号俸	1級	2級	3級	4級	5級
	基本給月額	基本給月額	基本給月額	基本給月額	基本給月額
	円	円	円	円	円
加給金額	—	10,400	23,800	25,400	30,000
1	164,400	207,000	267,800	318,500	409,900
2	166,500	209,200	270,900	321,900	412,400
3	168,500	211,400	274,000	325,400	414,800
4	170,500	213,600	277,000	328,900	417,300
5	172,500	215,700	280,000	332,400	419,800
6	175,000	217,900	282,800	335,800	422,300
7	177,500	220,100	285,500	339,300	424,800
8	180,000	222,200	288,200	342,800	427,300
9	182,500	224,500	291,000	346,400	429,500
10	185,300	226,900	293,900	349,700	432,000
11	188,000	229,300	296,800	353,000	434,500
12	190,700	231,700	299,700	356,300	436,900
13	193,400	234,000	302,300	359,500	438,700
14	195,300	236,400	304,900	362,000	440,900
15	197,200	238,800	307,400	364,500	443,300
16	199,100	241,200	309,900	367,100	445,600
17	201,100	243,300	312,300	369,800	448,000
18	202,900	246,400	315,000	372,100	450,400
19	204,700	249,500	317,800	374,400	452,800
20	206,400	252,600	320,600	376,700	455,200
21	208,200	255,700	323,200	378,900	457,500
22	210,100	258,800	326,000	381,000	459,900
23	212,000	261,900	328,800	383,100	462,300
24	213,900	265,000	331,600	385,200	464,700
25	215,900	267,900	334,000	387,100	466,700
26	218,000	270,900	336,500	389,000	468,900
27	220,100	273,900	338,900	390,900	471,100
28	222,200	276,900	341,400	392,800	473,300
29	224,200	279,900	343,800	394,800	475,500
30	226,400	282,600	346,000	396,600	477,800
31	228,700	285,300	348,200	398,300	480,000
32	231,000	288,000	350,400	400,100	482,200
33	233,400	290,600	352,700	401,900	484,200
34	235,300	293,500	355,000	403,700	486,300
35	237,200	296,300	357,300	405,400	488,600
36	239,100	299,100	359,600	407,200	490,900
37	241,000	301,800	361,600	408,700	493,100
38	243,000	304,000	363,700	410,400	495,100
39	244,900	306,300	365,800	412,100	497,100
40	246,900	308,600	367,800	413,700	499,100
41	249,000	310,700	369,800	415,000	501,100
42	250,900	311,900	371,700	416,600	503,000
43	252,800	313,100	373,500	418,200	504,900

別表第2 同左

ア 同左

（平27.4.1～）

職務の級 号俸	1級	2級	3級	4級	5級
	基本給月額	基本給月額	基本給月額	基本給月額	基本給月額
	円	円	円	円	円
加給金額	—	10,400	23,800	25,400	30,000
1	164,400	207,000	267,500	315,300	401,900
2	166,500	209,200	270,500	318,300	404,200
3	168,500	211,400	273,400	321,500	406,600
4	170,500	213,600	276,200	324,600	409,100
5	172,500	215,700	279,100	328,000	411,500
6	175,000	217,900	281,600	330,800	414,000
7	177,500	220,100	283,900	333,700	416,400
8	180,000	222,200	286,300	336,600	418,900
9	182,500	224,500	289,100	339,600	420,900
10	185,300	226,900	291,600	342,800	423,400
11	188,000	229,300	294,200	346,000	425,800
12	190,700	231,700	296,800	349,300	428,200
13	193,400	234,000	299,300	352,400	429,900
14	195,300	236,400	301,500	354,700	432,100
15	197,200	238,800	303,700	357,200	434,400
16	199,100	241,200	305,800	359,800	436,700
17	201,100	243,300	308,100	362,500	439,000
18	202,900	246,400	310,300	364,700	441,400
19	204,700	249,500	312,500	367,000	443,700
20	206,400	252,600	314,700	369,200	446,100
21	208,200	255,500	316,800	371,300	448,300
22	210,100	258,500	319,600	373,400	450,600
23	212,000	261,400	322,300	375,500	453,000
24	213,900	264,300	325,100	377,600	455,300
25	215,900	267,100	327,400	379,500	457,300
26	218,000	269,700	329,700	381,300	459,500
27	220,100	272,300	332,100	383,200	461,600
28	222,200	275,100	334,600	385,100	463,800
29	224,200	278,000	337,000	387,100	465,900
30	226,400	280,400	339,200	388,800	468,200
31	228,700	282,800	341,400	390,500	470,400
32	231,000	285,200	343,500	392,200	472,500
33	233,200	287,800	345,700	394,000	474,400
34	235,000	290,200	348,000	395,800	476,500
35	236,700	292,800	350,300	397,400	478,800
36	238,400	295,200	352,500	399,200	481,000
37	240,300	297,800	354,500	400,500	483,100
38	242,000	299,500	356,500	402,200	485,100
39	243,500	301,400	358,600	403,800	487,000
40	245,200	303,300	360,500	405,400	488,900
41	247,300	305,200	362,500	406,700	490,900
42	249,000	306,300	364,400	408,300	492,800
43	250,500	307,300	366,200	409,800	494,600

職務の級	1級	2級	3級	4級	5級
44	254,700	314,300	375,400	419,800	506,800
45	256,500	315,400	377,400	421,200	508,700
46	258,400	316,600	379,200	422,800	510,500
47	260,300	317,800	380,900	424,400	512,300
48	262,200	319,000	382,700	426,000	514,200
49	263,800	320,000	384,600	427,500	515,900
50	265,000	321,100	386,400	428,800	517,700
51	266,200	322,200	388,200	430,100	519,500
52	267,500	323,200	390,000	431,400	521,400
53	268,400	324,400	391,300	432,200	523,200
54	269,500	325,400	392,800	433,200	524,900
55	270,600	326,500	394,300	434,100	526,600
56	271,700	327,600	395,900	435,000	528,200
57	272,900	328,700	397,300	435,900	529,900
58	274,100	329,800	398,700	436,800	531,200
59	275,300	330,900	400,200	437,800	532,500
60	276,500	331,900	401,700	438,700	533,800
61	277,500	333,000	403,000	439,600	535,000
62	278,600	334,100	404,500	440,500	536,000
63	279,700	335,200	406,000	441,600	537,000
64	280,700	336,300	407,500	442,700	538,000
65	281,700	337,200	408,500	443,600	538,700
66	282,700	338,300	409,600	444,600	539,600
67	283,800	339,400	410,700	445,600	540,500
68	284,900	340,500	411,800	446,600	541,400
69	285,900	341,400	412,800	447,600	542,300
70	287,000	342,500	413,700	448,600	543,100
71	288,100	343,600	414,600	449,600	544,000
72	289,200	344,700	415,400	450,600	544,700
73	290,100	345,300	416,200	451,600	545,600
74	291,200	346,300	417,100	452,500	546,500
75	292,300	347,300	417,900	453,400	547,400
76	293,400	348,300	418,800	454,400	548,300
77	294,200	349,400	419,500	455,200	549,200
78	295,200	350,400	420,100	455,700	550,100
79	296,200	351,400	420,700	456,400	551,000
80	297,200	352,400	421,300	457,000	551,900
81	298,300	353,400	421,600	457,800	552,800
82	299,200	354,400	422,200	458,500	
83	300,100	355,400	422,800	459,100	
84	301,000	356,400	423,400	459,800	
85	301,800	357,000	423,700	460,300	
86	302,700	357,600	424,200	460,900	
87	303,600	358,200	424,800	461,600	
88	304,500	358,800	425,400	462,300	
89	305,100	359,500	425,800	462,800	
90	305,700	359,900	426,400	463,500	
91	306,400	360,300	427,000	464,100	

職務の級	1級	2級	3級	4級	5級
44	252,200	308,200	368,000	411,400	496,500
45	253,900	309,200	370,000	412,800	498,400
46	255,500	310,400	371,800	414,400	500,200
47	257,200	311,600	373,400	415,900	502,000
48	258,800	312,700	375,200	417,500	503,900
49	260,300	313,700	377,100	418,900	505,600
50	261,100	314,800	378,800	420,200	507,300
51	261,900	315,800	380,600	421,500	509,100
52	262,900	316,800	382,300	422,800	511,000
53	263,600	318,000	383,600	423,500	512,600
54	264,700	319,000	385,100	424,500	514,200
55	265,500	320,100	386,500	425,400	515,900
56	266,500	321,100	388,100	426,300	517,500
57	267,500	322,200	389,500	427,200	519,100
58	268,700	323,300	390,900	428,100	520,400
59	269,900	324,400	392,300	429,000	521,700
60	271,000	325,400	393,800	429,900	522,900
61	272,000	326,500	395,100	430,800	524,100
62	273,100	327,500	396,500	431,700	525,100
63	274,200	328,600	398,000	432,700	526,100
64	275,200	329,700	399,500	433,800	527,100
65	276,200	330,600	400,500	434,700	527,700
66	277,100	331,700	401,600	435,700	528,600
67	278,200	332,700	402,600	436,700	529,500
68	279,300	333,800	403,700	437,600	530,400
69	280,300	334,700	404,700	438,600	531,300
70	281,400	335,800	405,600	439,600	532,100
71	282,400	336,800	406,400	440,600	532,800
72	283,500	337,900	407,200	441,600	533,300
73	284,400	338,500	408,000	442,600	534,000
74	285,500	339,500	408,900	443,500	534,500
75	286,600	340,500	409,700	444,400	535,300
76	287,600	341,500	410,500	445,400	535,900
77	288,400	342,500	411,200	446,200	536,400
78	289,400	343,500	411,700	446,700	537,000
79	290,400	344,500	412,100	447,400	537,600
80	291,300	345,400	412,500	448,000	538,200
81	292,400	346,400	412,800	448,800	538,800
82	293,300	347,400	413,200	449,500	
83	294,200	348,400	413,600	449,800	
84	295,100	349,400	414,000	450,400	
85	295,900	350,000	414,300	450,800	
86	296,700	350,600	414,700	451,200	
87	297,600	351,200	415,100	451,600	
88	298,500	351,800	415,500	451,900	
89	299,100	352,400	415,800	452,200	
90	299,700	352,800	416,200	452,600	
91	300,400	353,200	416,600	453,000	

職務の級	1級	2級	3級	4級	5級
92	307,100	360,800	427,500	464,600	
93	307,800	361,300	427,800	465,100	
94	308,400	361,700	428,200	465,800	
95	309,000	362,200	428,600	466,500	
96	309,600	362,700	429,000	467,200	
97	310,300	363,300	429,500	467,700	
98	310,900	363,800	430,000	468,300	
99	311,500	364,300	430,400	469,000	
100	312,100	364,800	430,900	469,700	
101	312,500	365,200	431,300	470,200	
102	312,800	365,700	431,700		
103	313,200	366,100	432,200		
104	313,600	366,600	432,500		
105	313,900	367,100	433,100		
106	314,300	367,500	433,600		
107	314,600	368,000	434,100		
108	314,900	368,500	434,600		
109	315,300	369,000	435,200		
110	315,600	369,500	435,700		
111	316,000	370,000	436,200		
112	316,400	370,400	436,700		
113	316,700	370,800	437,300		
114	317,100	371,200	437,800		
115	317,400	371,700	438,300		
116	317,800	372,100	438,800		
117	318,000	372,500	439,400		
118	318,300	372,900			
119	318,700	373,400			
120	319,100	373,900			
121	319,300	374,200			
122	319,600	374,600			
123	320,000	375,100			
124	320,400	375,400			
125	320,600	375,800			
126	320,800	376,300			
127	321,100	376,800			
128	321,500	377,300			
129	321,700	377,800			
130	322,000	378,300			
131	322,400	378,800			
132	322,700	379,300			
133	322,900	379,800			
134	323,200	380,300			
135	323,600	380,800			
136	323,800	381,300			
137	323,900	381,800			
138	324,100	382,300			
139	324,400	382,800			

職務の級	1級	2級	3級	4級	5級
92	301,000	353,700	416,900	453,300	
93	301,700	354,200	417,200	453,600	
94	302,300	354,600	417,600	454,000	
95	302,900	355,100	417,900	454,300	
96	303,500	355,600	418,200	454,600	
97	304,200	356,200	418,500	454,900	
98	304,800	356,700	418,900	455,300	
99	305,400	357,100	419,200	455,600	
100	306,000	357,600	419,500	455,900	
101	306,400	358,000	419,800	456,200	
102	306,700	358,500	420,200		
103	307,000	358,900	420,500		
104	307,400	359,400	420,800		
105	307,700	359,900	421,100		
106	308,100	360,300	421,500		
107	308,400	360,800	421,800		
108	308,700	361,300	422,100		
109	309,100	361,700	422,400		
110	309,400	362,200	422,700		
111	309,800	362,700	423,000		
112	310,200	363,100	423,300		
113	310,500	363,500	423,600		
114	310,900	363,900	423,900		
115	311,200	364,400	424,200		
116	311,500	364,800	424,500		
117	311,700	365,200	424,700		
118	312,000	365,600			
119	312,400	366,100			
120	312,800	366,500			
121	313,000	366,800			
122	313,300	367,200			
123	313,700	367,700			
124	314,100	368,000			
125	314,300	368,400			
126	314,500	368,900			
127	314,800	369,400			
128	315,200	369,800			
129	315,400	370,200			
130	315,700	370,700			
131	316,100	371,200			
132	316,300	371,700			
133	316,500	372,200			
134	316,800	372,700			
135	317,200	373,200			
136	317,400	373,700			
137	317,500	374,200			
138	317,700	374,700			
139	318,000	375,200			

職務の級	1級	2級	3級	4級	5級
140	324,700	383,300			
141	325,100	383,800			
142	325,400				
143	325,700				
144	326,000				
145	326,400				
146	326,700				
147	327,000				
148	327,300				
149	327,700				
150	328,000				
151	328,300				
152	328,500				
153	328,800				
154	329,100				
155	329,400				
156	329,700				
157	330,100				

注1 2級、3級、4級又は5級のいずれかの級に該当する者（2級該当者は助教の職にあるものに限る。）については、各級の号俸に定める金額に加給金額にある額を加算した額をもって、その基本給月額とする。

注2 この表の適用は、平成27年3月31日までとする。

職務の級	1級	2級	3級	4級	5級
140	318,300	375,700			
141	318,700	376,200			
142	319,000				
143	319,300				
144	319,600				
145	320,000				
146	320,300				
147	320,500				
148	320,800				
149	321,200				
150	321,500				
151	321,800				
152	322,000				
153	322,300				
154	322,600				
155	322,900				
156	323,200				
157	323,400				

注1 同左

注2 この表は、平成27年4月1日から適用する。

イ 教育職基本給表 (二)

(～平27.3.31)

職務の級 号俸	1級	2級	3級
	基本給月額	基本給月額	基本給月額
	円	円	円
1	173,500	208,200	267,800
2	176,100	210,300	270,900
3	178,700	212,400	274,000
4	181,400	214,500	277,000
5	184,100	216,400	280,000
6	186,900	218,500	282,900
7	189,700	220,600	285,700
8	192,600	222,600	288,500
9	195,500	224,800	291,200
10	198,500	227,200	294,100
11	201,400	229,600	297,000
12	204,300	232,000	299,900
13	207,000	234,200	302,300
14	208,700	236,500	304,900
15	210,400	238,800	307,400
16	212,100	241,100	309,900
17	213,800	243,400	312,500
18	215,600	246,500	315,600
19	217,400	249,600	318,800
20	219,100	252,700	322,000
21	221,000	255,700	325,000
22	222,900	258,800	328,100
23	224,900	261,900	331,200
24	226,900	265,000	334,300
25	228,700	267,900	337,400
26	230,700	270,900	340,400
27	232,700	273,900	343,300
28	234,700	276,900	346,300
29	236,500	279,900	349,200
30	238,400	282,400	351,800
31	240,400	284,900	354,400
32	242,400	287,400	357,000
33	244,400	289,800	359,600
34	246,500	292,400	361,800
35	248,600	294,900	364,100
36	250,700	297,400	366,400
37	252,500	299,600	368,700
38	254,500	302,000	370,900
39	256,500	304,500	373,200
40	258,500	307,000	375,500
41	260,300	309,400	377,800
42	261,700	311,800	379,900
43	263,100	314,200	382,000
44	264,500	316,600	384,100
45	265,800	318,800	386,000
46	267,100	321,200	388,000
47	268,300	323,600	390,000
48	269,500	326,100	392,000

イ 同左

(平27.4.1～)

職務の級 号俸	1級	2級	3級
	基本給月額	基本給月額	基本給月額
	円	円	円
1	173,500	208,200	267,500
2	176,100	210,300	270,500
3	178,700	212,400	273,400
4	181,400	214,500	276,200
5	184,100	216,400	279,100
6	186,900	218,500	281,700
7	189,700	220,600	284,100
8	192,600	222,600	286,600
9	195,500	224,800	289,200
10	198,500	227,200	291,800
11	201,400	229,600	294,400
12	204,300	232,000	297,000
13	207,000	234,200	299,300
14	208,700	236,500	301,500
15	210,400	238,800	303,700
16	212,100	241,100	305,800
17	213,800	243,400	308,300
18	215,600	246,500	310,900
19	217,400	249,600	313,500
20	219,100	252,700	316,100
21	221,000	255,500	318,600
22	222,900	258,500	321,700
23	224,900	261,400	324,600
24	226,900	264,300	327,700
25	228,700	267,100	330,700
26	230,700	269,700	333,600
27	232,700	272,300	336,500
28	234,700	275,100	339,400
29	236,500	278,000	342,300
30	238,400	280,200	344,800
31	240,400	282,400	347,400
32	242,400	284,600	349,900
33	244,200	286,900	352,400
34	246,200	289,100	354,600
35	248,100	291,400	356,900
36	250,000	293,500	359,200
37	251,700	295,600	361,500
38	253,400	297,500	363,600
39	255,000	299,400	365,900
40	256,800	301,400	368,100
41	258,500	303,300	370,400
42	259,700	305,700	372,400
43	260,800	308,000	374,500
44	261,900	310,400	376,600
45	263,100	312,500	378,400
46	264,100	314,700	380,400
47	265,100	317,100	382,300
48	266,000	319,600	384,300

職務の級	1級	2級	3級
49	270,600	328,600	393,600
50	271,700	331,000	395,400
51	273,000	333,300	397,200
52	274,300	335,700	399,000
53	275,400	338,000	400,200
54	276,600	340,000	401,800
55	277,800	342,000	403,500
56	279,000	344,000	405,200
57	280,100	345,900	406,700
58	281,500	347,900	408,400
59	282,900	349,900	410,100
60	284,300	351,900	411,700
61	285,500	353,800	413,100
62	286,900	355,700	414,700
63	288,300	357,600	416,300
64	289,600	359,500	417,900
65	290,800	361,400	419,300
66	292,100	363,300	420,300
67	293,400	365,200	421,300
68	294,700	367,000	422,300
69	296,100	368,700	423,300
70	297,200	370,500	424,300
71	298,300	372,300	425,400
72	299,300	374,100	426,400
73	300,500	375,600	427,100
74	301,600	377,200	427,900
75	302,700	378,800	428,900
76	303,800	380,400	429,900
77	304,600	382,100	430,900
78	305,600	383,800	431,900
79	306,600	385,500	432,900
80	307,600	387,200	433,900
81	308,400	388,700	434,600
82	309,300	390,200	435,500
83	310,200	391,800	436,400
84	311,100	393,400	437,200
85	311,800	394,500	438,100
86	312,600	395,800	438,900
87	313,400	397,200	439,700
88	314,300	398,600	440,600
89	315,200	399,900	441,300
90	316,000	401,100	441,800
91	316,800	402,200	442,400
92	317,600	403,400	442,800
93	318,300	404,300	443,300
94	319,000	405,400	443,900
95	319,700	406,500	444,400
96	320,400	407,600	445,000
97	320,800	408,500	445,400
98	321,200	409,500	445,900
99	321,600	410,500	446,500
100	322,000	411,500	447,100

職務の級	1級	2級	3級
49	267,000	322,100	385,700
50	267,700	324,500	387,500
51	268,600	326,800	389,200
52	269,600	329,000	391,000
53	270,500	331,300	392,200
54	271,600	333,300	393,800
55	272,600	335,300	395,400
56	273,600	337,200	397,100
57	274,500	339,100	398,500
58	275,900	341,000	400,200
59	277,300	343,000	401,900
60	278,700	345,000	403,500
61	279,900	346,900	404,800
62	281,300	348,700	406,400
63	282,600	350,600	407,900
64	283,900	352,400	409,500
65	285,000	354,300	410,900
66	286,300	356,200	411,900
67	287,600	358,000	412,900
68	288,900	359,800	413,800
69	290,300	361,500	414,800
70	291,400	363,200	415,800
71	292,400	365,000	416,900
72	293,400	366,700	417,800
73	294,600	368,200	418,500
74	295,600	369,800	419,300
75	296,700	371,300	420,300
76	297,800	372,900	421,300
77	298,600	374,600	422,300
78	299,600	376,300	423,300
79	300,600	377,900	424,300
80	301,500	379,600	425,200
81	302,300	381,100	425,900
82	303,200	382,500	426,800
83	304,100	384,100	427,700
84	305,000	385,700	428,500
85	305,700	386,700	429,400
86	306,400	388,000	430,200
87	307,200	389,400	431,000
88	308,100	390,800	431,900
89	309,000	392,100	432,600
90	309,800	393,200	433,100
91	310,600	394,300	433,700
92	311,300	395,500	434,100
93	312,000	396,300	434,600
94	312,700	397,400	435,100
95	313,400	398,500	435,500
96	314,100	399,500	435,900
97	314,500	400,400	436,100
98	314,900	401,400	436,500
99	315,300	402,400	436,800
100	315,700	403,300	437,100

職務の級	1級	2級	3級
101	322,300	412,300	447,500
102	322,700	413,300	
103	323,100	414,300	
104	323,500	415,300	
105	323,900	415,900	
106	324,400	416,700	
107	324,900	417,600	
108	325,400	418,500	
109	325,800	419,400	
110	326,300	420,300	
111	326,800	421,200	
112	327,300	422,000	
113	327,600	422,800	
114	328,100	423,300	
115	328,500	423,800	
116	329,000	424,300	
117	329,300	424,700	
118	329,700	425,300	
119	330,200	425,800	
120	330,700	426,400	
121	330,900	426,600	
122	331,300	427,100	
123	331,800	427,700	
124	332,100	428,100	
125	332,300	428,500	
126	332,600		
127	333,100		
128	333,600		
129	333,800		
130	334,200		
131	334,700		
132	335,100		
133	335,300		
134	335,700		
135	336,200		
136	336,500		
137	336,800		
138	337,200		
139	337,600		
140	338,000		
141	338,500		

注 この表の適用は、平成27年3月31日までとする。

職務の級	1級	2級	3級
101	316,000	404,100	437,400
102	316,400	405,100	
103	316,700	406,100	
104	317,100	407,100	
105	317,500	407,700	
106	318,000	408,400	
107	318,500	409,100	
108	319,000	409,700	
109	319,400	410,200	
110	319,900	410,600	
111	320,300	410,900	
112	320,800	411,200	
113	321,100	411,400	
114	321,600	411,700	
115	322,000	412,000	
116	322,500	412,300	
117	322,800	412,500	
118	323,200	412,800	
119	323,700	413,100	
120	324,200	413,300	
121	324,400	413,500	
122	324,800	413,800	
123	325,300	414,100	
124	325,600	414,300	
125	325,800	414,500	
126	326,100		
127	326,600		
128	327,000		
129	327,200		
130	327,600		
131	328,100		
132	328,500		
133	328,700		
134	329,100		
135	329,600		
136	329,900		
137	330,200		
138	330,600		
139	331,000		
140	331,400		
141	331,800		

注 この表は、平成27年4月1日から適用する。

別表第3 医療職基本給表（第11条関係）

ア 医療職基本給表（A）

（～平27.3.31）

職務の級 号俵	1級 基本給月額	2級 基本給月額	3級 基本給月額	4級 基本給月額	5級 基本給月額	6級 基本給月額	7級 基本給月額	8級 基本給月額
	円	円	円	円	円	円	円	円
1	142,400	180,300	215,500	243,700	281,300	330,200	376,400	443,800
2	143,800	181,900	217,100	245,300	283,500	332,300	379,100	446,400
3	145,200	183,500	218,700	246,900	285,700	334,500	381,800	449,000
4	146,600	185,100	220,300	248,500	287,900	336,700	384,500	451,600
5	147,800	186,600	221,900	249,900	290,100	338,800	387,000	454,100
6	149,800	188,200	223,600	251,500	292,300	341,000	389,700	456,600
7	151,300	189,800	225,300	253,000	294,500	343,200	392,400	459,100
8	153,000	191,300	227,000	254,600	296,700	345,400	395,100	461,600
9	154,700	192,900	228,600	256,000	298,800	347,400	397,300	464,100
10	156,400	194,600	230,400	257,500	301,000	349,600	399,600	466,500
11	158,100	196,200	232,100	259,000	303,200	351,800	401,800	469,100
12	159,900	197,900	233,800	260,500	305,400	354,000	404,100	471,600
13	161,400	199,500	235,600	261,900	307,600	355,700	406,200	474,100
14	163,300	201,100	237,200	263,800	309,700	357,700	408,200	476,600
15	165,300	202,700	238,800	265,700	311,800	359,700	410,300	476,900
16	167,200	204,300	240,400	267,500	313,900	361,700	412,500	478,400
17	169,100	205,800	241,800	269,200	316,100	363,700	414,300	480,000
18	171,000	207,500	243,400	271,100	318,200	365,800	416,300	481,400
19	172,800	209,200	244,900	273,000	320,300	367,800	418,400	482,900
20	174,700	210,900	246,500	274,900	322,400	369,900	420,500	484,400
21	176,600	212,400	248,000	276,700	324,400	371,700	422,300	485,900
22	178,100	214,000	249,500	278,600	326,400	373,800	423,900	487,400
23	179,600	215,600	251,000	280,500	328,400	375,900	425,500	488,900
24	181,100	217,200	252,500	282,400	330,400	378,000	427,100	490,200
25	182,700	218,700	253,900	284,300	332,400	379,500	428,600	491,800
26	184,200	220,300	255,600	286,200	334,400	381,300	429,900	493,300
27	185,700	221,900	257,300	288,100	336,400	383,100	431,200	494,800
28	187,100	223,500	259,000	290,000	338,400	384,900	432,500	496,300
29	188,700	225,100	260,700	292,000	340,100	386,700	433,800	497,900
30	190,000	226,800	262,500	293,900	341,900	388,200	435,000	499,100
31	191,300	228,500	264,300	295,800	343,700	389,900	436,200	500,300
32	192,600	230,200	266,100	297,700	345,500	391,600	437,300	501,500
33	194,000	231,800	267,600	299,500	347,300	393,000	438,500	502,800
34	195,400	233,400	269,400	301,300	349,200	394,300	439,700	503,800
35	196,800	234,900	271,200	303,100	351,100	395,600	441,000	504,800
36	198,200	236,500	273,000	304,900	353,000	396,900	442,200	505,800
37	199,300	238,000	274,600	306,500	354,800	398,000	443,500	506,800
38	200,600	239,600	276,300	308,200	356,500	399,200	444,300	
39	201,900	241,200	278,000	309,900	358,200	400,300	445,000	
40	203,200	242,800	279,700	311,600	359,900	401,500	445,800	
41	204,400	244,200	281,400	313,400	361,100	402,300	446,400	
42	205,600	245,700	283,100	315,100	362,300	403,100	447,100	
43	206,800	247,200	284,800	316,800	363,500	403,900	447,900	
44	208,000	248,700	286,500	318,500	364,700	404,700	448,700	
45	209,200	250,100	288,200	319,700	365,900	405,100	449,300	
46	210,300	251,700	289,900	321,200	366,700	405,800	450,100	
47	211,400	253,300	291,600	322,700	367,900	406,500	450,900	
48	212,500	254,900	293,300	324,300	369,000	407,200	451,500	

別表第3 同左

ア 同左

（平27.4.1～）

職務の級 号俵	1級 基本給月額	2級 基本給月額	3級 基本給月額	4級 基本給月額	5級 基本給月額	6級 基本給月額	7級 基本給月額	8級 基本給月額
	円	円	円	円	円	円	円	円
1	142,400	180,300	215,500	242,000	275,700	323,700	368,800	434,900
2	143,800	181,900	217,100	243,400	277,800	325,700	371,500	437,500
3	145,200	183,500	218,700	244,700	280,000	327,900	374,100	440,000
4	146,600	185,100	220,300	246,100	282,200	330,100	376,800	442,600
5	147,800	186,600	221,700	247,400	284,400	332,100	379,200	445,000
6	149,600	188,200	223,300	248,700	286,500	334,300	381,900	447,500
7	151,300	189,800	224,800	250,000	288,700	336,400	384,500	450,000
8	153,000	191,300	226,400	251,300	290,900	338,600	387,200	452,500
9	154,700	192,900	227,900	252,700	292,900	340,600	389,300	454,900
10	156,400	194,600	229,400	253,700	295,100	342,700	391,600	457,300
11	158,100	196,200	230,800	254,900	297,200	344,900	393,800	459,900
12	159,900	197,900	232,200	256,100	299,400	347,000	396,000	462,300
13	161,400	199,500	234,000	257,400	301,600	348,700	398,100	464,800
14	163,300	201,100	235,400	259,100	303,600	350,700	400,100	466,300
15	165,300	202,700	236,700	260,700	305,700	352,600	402,100	467,600
16	167,200	204,300	238,100	262,300	307,700	354,600	404,200	468,900
17	169,100	205,800	239,400	263,900	309,900	356,600	406,000	470,100
18	171,000	207,500	240,700	265,800	311,900	358,600	408,000	471,400
19	172,800	209,200	242,000	267,600	314,000	360,600	409,900	472,700
20	174,700	210,900	243,300	269,500	316,100	362,600	412,000	474,000
21	176,600	212,200	244,700	271,300	318,000	364,400	413,800	475,200
22	178,100	213,700	245,800	273,100	320,000	366,400	415,400	476,600
23	179,600	215,100	247,000	275,000	321,900	368,500	417,000	478,000
24	181,100	216,600	248,200	276,800	323,900	370,600	418,500	479,200
25	182,700	218,000	249,400	278,600	325,900	372,000	420,000	480,600
26	184,200	219,400	251,000	280,500	327,800	373,800	421,300	481,900
27	185,700	220,800	252,500	282,400	329,800	375,600	422,600	483,300
28	187,100	222,100	254,000	284,200	331,800	377,300	423,900	484,700
29	188,700	223,600	255,500	286,200	333,400	379,100	425,200	486,100
30	190,000	225,000	257,300	288,100	335,200	380,600	426,400	487,200
31	191,300	226,600	259,100	289,900	336,900	382,200	427,600	488,300
32	192,600	228,000	260,800	291,800	338,700	383,900	428,700	489,400
33	194,000	229,500	262,300	293,600	340,500	385,200	429,900	490,500
34	195,400	230,900	264,100	295,300	342,300	386,500	431,100	491,400
35	196,800	232,100	265,800	297,100	344,200	387,800	432,300	492,300
36	198,200	233,400	267,600	298,900	346,000	389,000	433,500	493,200
37	199,300	234,900	269,100	300,400	347,800	390,100	434,800	494,200
38	200,600	236,200	270,800	302,100	349,500	391,300	435,600	
39	201,900	237,500	272,500	303,800	351,100	392,400	436,000	
40	203,200	238,900	274,200	305,400	352,800	393,500	436,700	
41	204,400	240,200	275,900	307,200	354,000	394,300	437,200	
42	205,600	241,600	277,500	308,900	355,100	395,100	437,600	
43	206,800	242,900	279,200	310,500	356,300	395,900	438,000	
44	208,000	244,000	280,900	312,200	357,500	396,700	438,400	
45	209,200	245,200	282,500	313,400	358,700	397,100	438,800	
46	210,300	246,700	284,200	314,800	359,500	397,700	439,200	
47	211,400	248,300	285,900	316,300	360,700	398,200	439,600	
48	212,500	249,800	287,500	317,900	361,800	398,600	439,900	

職務の級	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級
49	213,600	256,500	294,700	325,800	370,100	407,900	452,100	
50	214,600	257,900	296,300	327,100	371,100	408,600	452,900	
51	215,600	259,300	297,900	328,400	372,100	409,300	453,700	
52	216,600	260,700	299,500	329,700	373,100	409,900	454,500	
53	217,400	261,900	300,900	330,800	373,900	410,500	455,100	
54	218,400	263,300	302,400	331,800	374,800	411,100		
55	219,300	264,700	303,900	332,900	375,700	411,700		
56	220,300	266,100	305,400	334,000	376,600	412,300		
57	221,100	267,200	306,700	334,500	377,200	412,800		
58	222,000	268,500	308,000	335,400	378,000	413,500		
59	222,900	269,800	309,300	336,200	378,800	414,100		
60	223,800	271,100	310,700	337,100	379,600	414,800		
61	224,700	272,200	312,000	337,900	380,000	415,100		
62	225,700	273,400	313,300	338,200	380,700	415,600		
63	226,700	274,700	314,600	338,900	381,400	416,300		
64	227,800	276,000	315,900	339,600	382,100	417,000		
65	228,500	277,100	317,300	340,200	382,600	417,300		
66	229,400	278,200	318,100	340,900	383,200			
67	230,300	279,300	318,900	341,600	383,900			
68	231,200	280,400	319,700	342,300	384,500			
69	231,900	281,500	320,300	343,000	385,000			
70	232,600	282,600	321,000	343,600	385,500			
71	233,300	283,700	321,700	344,200	386,000			
72	234,000	284,800	322,300	344,800	386,500			
73	234,700	285,700	323,100	345,100	387,100			
74	235,500	286,400	323,300	345,700	387,600			
75	236,300	287,100	323,900	346,200	388,200			
76	237,100	287,900	324,500	346,800	388,800			
77	237,700	288,700	325,100	347,300	389,300			
78	238,300	289,300	325,600	347,800	389,800			
79	238,900	289,900	326,100	348,300	390,400			
80	239,500	290,500	326,600	348,800	391,000			
81	239,900	291,200	327,200	349,100	391,500			
82	240,300	291,700	327,700	349,400	392,100			
83	240,700	292,200	328,200	349,800	392,700			
84	241,100	292,600	328,700	350,100	393,300			
85	241,500	292,800	329,200	350,600	394,000			
86		293,000	329,600	350,900				
87		293,200	329,800	351,200				
88		293,400	330,200	351,500				
89		293,800	330,600	351,900				
90		294,000	331,000	352,200				
91		294,200	331,400	352,600				
92		294,400	331,800	352,900				
93		294,800	332,200	353,300				
94		295,000	332,400	353,600				
95		295,200	332,800	354,000				
96		295,500	333,100	354,300				
97		295,900	333,300	354,600				
98		296,200	333,600	355,000				
99		296,500	333,900	355,400				
100		296,800	334,200	355,800				

職務の級	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級
49	213,600	251,400	288,900	319,400	362,800	399,000	440,200	
50	214,600	252,800	290,500	320,700	363,800	399,300	440,600	
51	215,600	254,200	292,000	321,900	364,800	399,600	440,900	
52	216,600	255,600	293,600	323,200	365,800	399,900	441,200	
53	217,400	256,700	295,000	324,300	366,600	400,200	441,500	
54	218,400	258,100	296,500	325,300	367,400	400,500		
55	219,300	259,500	297,900	326,400	368,300	400,800		
56	220,300	260,900	299,400	327,400	369,200	401,100		
57	221,100	261,900	300,700	327,900	369,700	401,400		
58	222,000	263,200	301,900	328,800	370,500	401,700		
59	222,900	264,500	303,200	329,600	371,300	402,000		
60	223,800	265,800	304,600	330,500	372,100	402,400		
61	224,700	266,800	305,900	331,300	372,500	402,600		
62	225,700	268,000	307,100	331,600	373,200	402,900		
63	226,700	269,300	308,400	332,200	373,900	403,200		
64	227,800	270,600	309,600	332,900	374,600	403,500		
65	228,500	271,600	311,000	333,500	375,000	403,700		
66	229,400	272,700	311,800	334,200	375,600			
67	230,300	273,800	312,600	334,900	376,300			
68	231,200	274,900	313,400	335,600	376,900			
69	231,900	276,000	314,000	336,300	377,300			
70	232,600	277,000	314,700	336,800	377,800			
71	233,300	278,100	315,400	337,400	378,300			
72	234,000	279,200	316,000	338,000	378,800			
73	234,700	280,100	316,700	338,300	379,400			
74	235,500	280,800	316,900	338,900	379,900			
75	236,300	281,400	317,500	339,400	380,500			
76	237,100	282,200	318,100	340,000	381,100			
77	237,700	283,000	318,700	340,500	381,600			
78	238,300	283,600	319,200	341,000	382,100			
79	238,900	284,200	319,700	341,500	382,600			
80	239,500	284,800	320,200	341,900	383,100			
81	239,900	285,500	320,800	342,200	383,400			
82	240,300	286,000	321,300	342,500	383,900			
83	240,700	286,400	321,700	342,900	384,300			
84	241,100	286,800	322,200	343,200	384,700			
85	241,500	287,000	322,700	343,700	385,100			
86		287,200	323,100	344,000				
87		287,400	323,300	344,300				
88		287,600	323,700	344,600				
89		288,000	324,100	345,000				
90		288,200	324,500	345,300				
91		288,400	324,900	345,700				
92		288,600	325,300	346,000				
93		289,000	325,600	346,400				
94		289,200	325,800	346,700				
95		289,400	326,200	347,000				
96		289,700	326,500	347,300				
97		290,100	326,700	347,600				
98		290,400	327,000	348,000				
99		290,600	327,300	348,400				
100		290,900	327,600	348,800				

職務の級	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級
101		297,100	334,400	356,300				
102		297,300	334,700	356,700				
103		297,600	335,100	357,100				
104		297,900	335,300	357,500				
105		298,200	335,400	358,000				
106			335,700					
107			336,100					
108			336,300					
109			336,500					
110			336,900					
111			337,300					
112			337,700					
113			337,900					

注 この表の適用は、平成27年3月31日までとする。

職務の級	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級
101		291,200	327,800	349,300				
102		291,400	328,100	349,700				
103		291,600	328,500	350,100				
104		291,900	328,700	350,500				
105		292,200	328,800	351,000				
106			329,100					
107			329,500					
108			329,700					
109			329,900					
110			330,300					
111			330,700					
112			331,100					
113			331,300					

注 この表は、平成27年4月1日から適用する。

イ 医療職基本給表(B)

(～平27.3.31)

職務の級 号俸	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級
	基本給月額 円	基本給月額 円	基本給月額 円	基本給月額 円	基本給月額 円	基本給月額 円	基本給月額 円
1	155,600	182,900	231,400	256,600	287,200	333,500	379,400
2	157,000	185,000	233,200	257,800	289,200	335,700	382,100
3	158,500	187,100	235,000	259,100	291,200	337,900	384,800
4	159,900	189,200	236,800	260,400	293,200	340,100	387,500
5	161,300	191,300	238,400	261,500	295,000	342,300	389,700
6	162,800	193,600	239,900	262,900	296,900	344,500	392,100
7	164,300	195,900	241,400	264,100	298,800	346,700	394,500
8	165,800	198,200	242,800	265,500	300,700	348,900	396,800
9	167,100	200,600	244,100	266,900	302,700	350,600	398,900
10	168,800	202,000	245,500	268,100	304,600	352,600	401,000
11	170,400	203,400	246,800	269,700	306,500	354,600	403,200
12	172,000	204,800	248,200	271,300	308,400	356,600	405,600
13	173,500	206,200	249,500	272,800	310,100	358,800	407,600
14	175,500	207,700	250,800	274,400	311,900	360,900	409,700
15	177,500	209,200	252,100	276,000	313,700	363,000	411,900
16	179,500	210,500	253,400	277,600	315,500	365,100	414,100
17	181,700	211,900	254,400	279,200	317,400	367,100	416,200
18	183,800	213,400	255,800	280,700	319,100	369,200	418,400
19	185,900	214,900	257,100	282,200	320,800	371,300	420,600
20	188,000	216,400	258,400	283,700	322,500	373,400	422,800
21	190,100	217,800	259,500	285,300	324,100	375,200	424,700
22	192,300	219,500	260,900	286,900	325,700	377,300	426,600
23	194,500	221,200	262,300	288,500	327,300	379,400	428,500
24	196,700	222,900	263,700	290,000	328,900	381,500	430,400
25	198,800	224,300	265,100	291,400	330,600	383,500	432,100
26	200,100	226,000	266,700	293,200	332,100	385,200	433,700
27	201,400	227,700	268,200	295,000	333,600	387,100	435,400
28	202,700	229,400	269,800	296,800	335,200	389,000	437,000
29	203,900	231,200	271,400	298,400	336,600	390,900	438,300
30	205,100	232,700	273,000	300,100	338,100	392,700	439,700
31	206,400	234,200	274,600	301,800	339,600	394,600	441,300
32	207,600	235,600	276,200	303,500	341,100	396,500	442,800
33	208,900	237,000	277,800	305,000	342,800	398,200	444,500
34	210,200	238,400	279,300	306,600	344,400	399,900	446,100
35	211,500	239,800	280,800	308,200	346,000	401,700	447,600
36	212,800	241,200	282,200	309,800	347,600	403,500	449,200
37	214,200	242,500	283,800	311,300	349,300	405,100	450,600
38	215,600	243,800	285,200	312,900	350,900	406,900	452,000
39	217,000	245,100	286,700	314,500	352,500	408,700	453,500
40	218,400	246,400	288,200	316,100	354,100	410,500	455,000
41	219,500	247,400	289,800	317,700	355,300	412,000	456,300
42	220,900	248,700	291,400	319,200	356,800	413,700	457,200
43	222,300	249,900	293,000	320,600	358,300	415,400	458,100
44	223,700	251,200	294,600	322,100	359,800	417,000	458,800
45	225,100	252,300	296,000	323,300	361,400	418,400	459,800
46	226,600	253,700	297,500	324,700	362,500	420,000	460,700
47	228,100	255,100	299,000	326,100	364,000	421,500	461,600
48	229,500	256,500	300,500	327,600	365,300	423,000	462,500
49	230,700	257,700	301,800	328,900	366,700	424,600	463,500
50	232,100	259,200	303,200	330,300	368,100	426,100	464,200

イ 同左

(平27.4.1～)

職務の級 号俸	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級
	基本給月額 円	基本給月額 円	基本給月額 円	基本給月額 円	基本給月額 円	基本給月額 円	基本給月額 円
1	155,600	182,900	231,400	254,800	281,500	326,900	371,800
2	157,000	185,000	233,200	255,800	283,400	329,100	374,400
3	158,500	187,100	235,000	256,800	285,400	331,200	377,100
4	159,900	189,200	236,800	257,900	287,400	333,400	379,700
5	161,300	191,300	238,200	258,900	289,200	335,600	381,900
6	162,800	193,600	239,600	260,000	291,000	337,700	384,300
7	164,300	195,900	240,800	260,900	292,900	339,900	386,600
8	165,800	198,200	242,100	262,000	294,800	342,000	388,900
9	167,100	200,600	243,300	263,300	296,700	343,700	390,900
10	168,800	202,000	244,400	264,100	298,600	345,700	393,000
11	170,400	203,400	245,400	265,400	300,400	347,600	395,200
12	172,000	204,800	246,500	266,700	302,300	349,600	397,500
13	173,500	206,200	247,800	268,000	304,000	351,700	399,400
14	175,500	207,700	248,900	269,500	305,700	353,800	401,400
15	177,500	209,200	249,900	270,800	307,500	355,900	403,600
16	179,500	210,500	250,900	272,300	309,300	357,900	405,800
17	181,700	211,900	251,900	273,700	311,200	359,900	407,800
18	183,800	213,400	252,900	275,200	312,800	361,900	410,000
19	185,900	214,900	254,000	276,600	314,500	364,000	412,200
20	188,000	216,400	255,000	278,100	316,200	366,100	414,300
21	190,100	217,800	256,000	279,700	317,700	367,800	416,200
22	192,300	219,500	257,000	281,300	319,300	369,900	418,100
23	194,500	221,200	258,100	282,800	320,900	372,000	419,900
24	196,700	222,900	259,200	284,300	322,400	374,000	421,800
25	198,800	224,300	260,400	285,600	324,100	376,000	423,500
26	200,100	226,000	261,900	287,400	325,500	377,600	425,100
27	201,400	227,700	263,200	289,200	327,000	379,500	426,800
28	202,700	229,400	264,600	290,900	328,600	381,400	428,400
29	203,900	231,200	266,000	292,500	330,000	383,200	429,700
30	205,100	232,700	267,600	294,200	331,500	384,900	431,000
31	206,400	234,200	269,200	295,800	332,900	386,800	432,600
32	207,600	234,900	270,700	297,500	334,400	388,600	434,100
33	208,900	236,300	272,300	299,000	336,100	390,300	435,800
34	210,200	237,400	273,800	300,500	337,600	392,000	437,400
35	211,500	238,400	275,200	302,100	339,200	393,800	438,800
36	212,800	239,600	276,600	303,700	340,700	395,500	440,200
37	214,200	240,800	278,200	305,200	342,400	397,100	441,300
38	215,600	241,900	279,600	306,700	344,000	398,800	442,600
39	217,000	242,900	281,100	308,300	345,500	400,600	443,900
40	218,400	244,000	282,500	309,900	347,100	402,400	445,300
41	219,500	244,900	284,100	311,500	348,300	403,900	446,300
42	220,900	245,900	285,700	312,900	349,800	405,400	447,000
43	222,300	246,900	287,200	314,300	351,300	406,900	447,800
44	223,700	247,900	288,800	315,800	352,700	408,200	448,400
45	224,900	248,900	290,200	316,900	354,300	409,300	449,300
46	226,300	249,900	291,600	318,300	355,300	410,400	450,000
47	227,600	251,000	293,100	319,700	356,800	411,500	450,800
48	228,900	252,100	294,600	321,200	358,100	412,700	451,600
49	230,000	253,100	295,900	322,400	359,500	414,000	452,300
50	231,100	254,500	297,200	323,800	360,900	415,100	453,000

職務の級	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級
51	233,500	260,600	304,600	331,600	369,500	427,600	465,000
52	234,900	262,000	306,000	333,000	370,900	429,100	465,800
53	236,200	263,500	307,500	334,400	372,400	430,500	466,700
54	237,500	265,100	308,900	335,800	373,800	432,000	467,500
55	238,800	266,700	310,300	337,200	374,800	433,400	468,300
56	240,100	268,200	311,700	338,600	376,000	434,800	469,100
57	241,300	269,800	312,800	339,500	377,100	435,900	470,000
58	242,600	271,400	314,100	340,800	378,100	436,800	
59	243,800	273,000	315,400	342,000	379,100	437,700	
60	245,100	274,600	316,800	343,300	380,100	438,400	
61	246,200	276,100	318,000	344,500	380,700	439,300	
62	247,500	277,600	319,300	345,400	381,500	440,200	
63	248,800	279,100	320,600	346,700	382,300	441,100	
64	250,100	280,600	321,900	348,000	383,100	442,000	
65	251,100	282,200	323,200	349,100	383,900	442,900	
66	252,400	283,700	324,500	350,300	384,600	443,700	
67	253,800	285,200	325,800	351,500	385,400	444,500	
68	255,200	286,700	327,100	352,600	386,100	445,300	
69	256,300	288,000	327,900	353,600	386,800	446,100	
70	257,600	289,500	329,000	354,700	387,400		
71	258,900	291,000	330,100	355,800	388,100		
72	260,200	292,500	331,000	356,900	388,700		
73	261,600	293,700	332,300	357,800	389,400		
74	262,900	295,100	333,000	358,900	389,900		
75	264,200	296,500	334,200	360,000	390,500		
76	265,500	297,900	335,400	361,100	391,000		
77	266,500	299,400	336,500	361,800	391,400		
78	267,700	300,700	337,700	362,600	392,000		
79	269,000	302,000	338,900	363,400	392,600		
80	270,300	303,300	340,100	364,200	393,000		
81	271,400	304,100	341,200	364,800	393,500		
82	272,500	305,300	342,300	365,300	394,100		
83	273,600	306,500	343,400	365,900	394,700		
84	274,700	307,800	344,500	366,400	395,300		
85	275,600	308,900	345,400	367,000	395,800		
86	276,600	310,100	346,400	367,500	396,400		
87	277,700	311,300	347,300	368,100	397,000		
88	278,800	312,500	348,300	368,600	397,600		
89	279,800	313,800	349,400	369,000	398,000		
90	280,800	315,000	350,200	369,500	398,500		
91	281,800	316,200	351,000	370,100	399,100		
92	282,800	317,400	351,800	370,600	399,700		
93	283,800	318,300	352,500	370,900	400,200		
94	284,800	319,000	353,100	371,400			
95	285,800	319,700	353,800	371,900			
96	286,800	320,300	354,400	372,200			
97	287,700	321,000	354,800	372,800			
98	288,500	321,300	355,200	373,300			
99	289,300	322,000	355,700	373,800			
100	290,200	322,700	356,100	374,300			
101	291,000	323,100	356,600	374,900			
102	291,800	323,700	357,000	375,400			
103	292,600	324,300	357,500	375,900			
104	293,400	324,900	357,900	376,300			

職務の級	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級
51	232,300	255,700	298,600	325,100	362,200	416,300	453,700
52	233,400	257,000	300,000	326,400	363,600	417,400	454,500
53	234,600	258,300	301,500	327,800	365,100	418,600	455,300
54	235,700	259,900	302,800	329,200	366,300	419,800	456,100
55	236,800	261,400	304,200	330,600	367,400	420,700	456,800
56	237,800	262,900	305,600	331,900	368,600	421,800	457,500
57	238,900	264,500	306,700	332,800	369,700	422,900	458,300
58	240,000	266,100	307,900	334,100	370,600	423,400	
59	240,900	267,600	309,200	335,300	371,600	424,000	
60	241,900	269,200	310,600	336,600	372,600	424,400	
61	243,000	270,600	311,700	337,700	373,200	425,000	
62	244,000	272,100	313,000	338,600	374,000	425,500	
63	245,000	273,600	314,300	339,800	374,800	425,900	
64	246,100	275,000	315,500	341,100	375,600	426,400	
65	247,000	276,600	316,800	342,200	376,300	427,000	
66	248,200	278,100	318,100	343,400	377,000	427,400	
67	249,400	279,600	319,400	344,600	377,800	427,700	
68	250,400	281,100	320,700	345,700	378,500	428,000	
69	251,300	282,800	321,400	346,700	379,100	428,400	
70	252,500	283,800	322,500	347,700	379,700		
71	253,800	285,300	323,600	348,800	380,400		
72	255,000	286,700	324,500	349,900	381,000		
73	256,400	287,900	325,800	350,700	381,700		
74	257,700	289,300	326,500	351,800	382,200		
75	259,000	290,700	327,600	352,900	382,800		
76	260,300	292,000	328,800	354,000	383,300		
77	261,300	293,500	329,900	354,700	383,700		
78	262,400	294,800	331,100	355,500	384,300		
79	263,700	296,000	332,200	356,300	384,800		
80	265,000	297,300	333,400	357,000	385,100		
81	266,100	298,100	334,500	357,600	385,400		
82	267,100	299,300	335,600	358,100	385,900		
83	268,200	300,500	336,600	358,700	386,300		
84	269,300	301,700	337,700	359,200	386,600		
85	270,200	302,800	338,600	359,800	386,900		
86	271,100	304,000	339,600	360,300	387,400		
87	272,200	305,200	340,500	360,900	387,900		
88	273,300	306,300	341,500	361,400	388,300		
89	274,300	307,600	342,500	361,800	388,600		
90	275,200	308,800	343,300	362,200	389,000		
91	276,200	310,000	344,100	362,800	389,500		
92	277,200	311,200	344,900	363,300	389,900		
93	278,200	312,000	345,500	363,600	390,300		
94	279,200	312,700	346,100	364,100			
95	280,100	313,400	346,800	364,500			
96	281,100	314,000	347,400	364,800			
97	282,000	314,700	347,800	365,400			
98	282,800	315,000	348,200	365,900			
99	283,500	315,600	348,700	366,400			
100	284,400	316,300	349,100	366,900			
101	285,200	316,700	349,600	367,500			
102	286,000	317,300	350,000	368,000			
103	286,800	317,900	350,500	368,500			
104	287,600	318,500	350,900	368,900			

職務の級	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級
105	294,100	325,300	358,200	376,900			
106	294,600	325,800	358,700	377,400			
107	295,100	326,300	359,200	377,900			
108	295,600	326,800	359,500	378,400			
109	295,800	327,200	360,000	379,000			
110	296,200	327,600	360,500	379,500			
111	296,400	327,900	361,000	380,000			
112	296,800	328,300	361,500	380,500			
113	297,100	328,700	362,000	381,100			
114	297,300	329,100	362,500				
115	297,700	329,500	363,000				
116	298,000	329,800	363,400				
117	298,300	330,000	363,800				
118	298,600	330,300	364,300				
119	298,900	330,700	364,800				
120	299,300	330,900	365,300				
121	299,600	331,100	365,700				
122	300,000	331,400	366,200				
123	300,400	331,700	366,700				
124	300,800	332,000	367,200				
125	301,000	332,200	367,600				
126	301,200	332,500					
127	301,600	332,900					
128	302,000	333,100					
129	302,200	333,200					
130	302,500	333,600					
131	302,900	334,000					
132	303,300	334,200					
133	303,500	334,500					
134	303,800	334,900					
135	304,200	335,300					
136	304,500	335,700					
137	304,700	336,000					
138	305,000	336,400					
139	305,400	336,800					
140	305,700	337,200					
141	305,900	337,500					
142	306,300	337,900					
143	306,700	338,300					
144	307,000	338,700					
145	307,100	339,000					
146	307,400	339,400					
147	307,700	339,800					
148	308,100	340,200					
149	308,300	340,500					
150	308,500	340,900					
151	308,800	341,300					
152	309,100	341,700					
153	309,500	342,000					
154	309,700						
155	309,900						
156	310,200						
157	310,600						
158	310,900						

職務の級	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級
105	288,300	318,900	351,200	369,500			
106	288,800	319,400	351,700	370,000			
107	289,300	319,900	352,100	370,500			
108	289,800	320,400	352,400	371,000			
109	290,000	320,800	352,900	371,600			
110	290,300	321,200	353,400	372,000			
111	290,500	321,500	353,900	372,500			
112	290,900	321,800	354,400	373,000			
113	291,200	322,200	354,900	373,600			
114	291,400	322,600	355,400				
115	291,800	323,000	355,900				
116	292,100	323,300	356,300				
117	292,400	323,500	356,700				
118	292,700	323,800	357,100				
119	293,000	324,200	357,600				
120	293,400	324,400	358,100				
121	293,700	324,600	358,500				
122	294,100	324,900	359,000				
123	294,400	325,200	359,500				
124	294,800	325,500	360,000				
125	295,000	325,700	360,300				
126	295,200	326,000					
127	295,500	326,400					
128	295,900	326,600					
129	296,100	326,700					
130	296,400	327,000					
131	296,800	327,400					
132	297,200	327,600					
133	297,400	327,900					
134	297,700	328,300					
135	298,100	328,700					
136	298,400	329,100					
137	298,600	329,400					
138	298,900	329,800					
139	299,300	330,200					
140	299,600	330,600					
141	299,800	330,900					
142	300,200	331,300					
143	300,600	331,600					
144	300,900	332,000					
145	301,000	332,300					
146	301,300	332,700					
147	301,600	333,100					
148	302,000	333,500					
149	302,200	333,800					
150	302,400	334,200					
151	302,700	334,600					
152	303,000	335,000					
153	303,400	335,300					
154	303,600						
155	303,800						
156	304,100						
157	304,400						
158	304,700						

職務の級	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級
159	311,200						
160	311,500						
161	311,900						
162	312,200						
163	312,500						
164	312,800						
165	313,200						
166	313,500						
167	313,800						
168	314,100						
169	314,500						

注 この表の適用は、平成27年3月31日までとする。

職務の級	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級
159	305,000						
160	305,300						
161	305,700						
162	306,000						
163	306,300						
164	306,600						
165	307,000						
166	307,300						
167	307,600						
168	307,900						
169	308,300						

注 この表は、平成27年4月1日から適用する。

別表第4 指定職基本給表（第11条関係） (～平27.3.31)

号俸	基本給月額
	円
1	720,000
2	776,000
3	834,000
4	912,000
5	984,000
6	1,055,000
7	1,129,000
8	1,198,000

注 この表の適用は、平成27年3月31日までとする。

別表第4 同左 (平27.4.1～)

号俸	基本給月額
	円
1	705,000
2	760,000
3	817,000
4	894,000
5	964,000
6	1,034,000
7	1,106,000
8	1,174,000

注 この表は、平成27年4月1日から適用する。

「国立大学法人大阪大学任期付教職員退職手当規程」の一部改正（案）

現 行

(略)

(退職手当の調整額)

第9条の2 退職した者に対する退職手当の調整額は、その者の基礎在職期間（第8条の2第2項に規定する基礎在職期間をいう。以下同じ。）の初日の属する月からその者の基礎在職期間の末日の属する月までの各月（就業規則第12条第1項の規定による休職（業務災害による傷病に基づく休職、国等の業務に従事するための休職及びその他大学が認めた休職を除く。）、同規則第33条第2項第3号の規定による停職その他これらに準ずる事由により現実に職務をとることを要しない期間のある月（現実に職務をとることを要する日のあった月を除く。）のうち大学が定めるものを除く。）ごとに当該各月にその者が属していた次の各号に掲げる区分に応じて当該各号に定める額（以下「調整月額」という。）のうちその額が最も多いものから順次その順位を付し、その第1順位から第60順位までの調整月額（当該各月の月数が60月に満たない場合には、当該各月の調整月額）を合計した額とする。

- (1) 第1号区分 **79,200**円
- (2) 第2号区分 **62,500**円
- (3) 第3号区分 **54,150**円
- (4) 第4号区分 **50,000**円
- (5) 第5号区分 **45,850**円
- (6) 第6号区分 **41,700**円
- (7) 第7号区分 **33,350**円
- (8) 第8号区分 **25,000**円
- (9) 第9号区分 **20,850**円
- (10) 第10号区分 **16,700**円

改 正（案）

(略)

(同左)

第9条の2 同左

- (1) 第1号区分 **95,400**円
- (2) 第2号区分 **78,750**円
- (3) 第3号区分 **70,400**円
- (4) 第4号区分 **65,000**円
- (5) 第5号区分 **59,550**円
- (6) 第6号区分 **54,150**円
- (7) 第7号区分 **43,350**円
- (8) 第8号区分 **32,500**円
- (9) 第9号区分 **27,100**円
- (10) 第10号区分 **21,700**円

- (11) (略)
- 2 (略)
- 3 次の各号に掲げる者に対する退職手当の調整額は、第1項の規定にかかわらず、当該各号に定める額とする。

(1) 退職した者のうち自己都合等退職者以外の者でその勤続期間が5年以上24年以下のもの(第4号に掲げる者を除く。) 第1項第1号から第9号まで又は第11号に掲げる教職員の区分にあっては当該各号に定める額、同項第10号に掲げる教職員の区分にあっては零として、同項の規定を適用して計算した額

(2) 退職した者のうち自己都合等退職者以外の者でその勤続期間が1年以上4年以下のもの及び自己都合等退職者でその勤続期間が10年以上24年以下のもの(第4号に掲げる者を除く。) 前号の規定により計算した額の2分の1に相当する額

(3) 退職した者のうち自己都合等退職者以外の者でその勤続期間が零のもの及び自己都合等退職者でその勤続期間が9年以下のもの(第4号に掲げる者を除く。) 零

(4) 退職日基本給月額が指定職基本給表8号俸の額に相当する額を超える者その他これに類する者 第6条から前条までの規定により計算した退職手当の基本額の**100分の6**に相当する額

4 (略)

(略)

附 則

(施行期日等)

1 この規程は、平成16年4月14日から施行し、平成16年4月1日から適用する。

2 }
{ (略)

(11) (略)

2 (略)

3 同左

(1) 退職した者のうち自己都合等退職者以外の者でその勤続期間が1年以上4年以下のもの及び自己都合等退職者でその勤続期間が10年以上24年以下のもの(第3号に掲げる者を除く。) 第1項の規定により計算した額の2分の1に相当する額

(2) 退職した者のうち自己都合等退職者以外の者でその勤続期間が零のもの及び自己都合等退職者でその勤続期間が9年以下のもの(第3号に掲げる者を除く。) 零

(3) 退職日基本給月額が指定職基本給表8号俸の額に相当する額を超える者その他これに類する者 第6条から前条までの規定により計算した退職手当の基本額の**100分の8**に相当する額

4 (略)

(略)

附 則

(同左)

1 同左

2 }
{ (略)

8

9 教員が、旧定年年齢到達日以後に退職する場合における第5条第1項、同条第2項、同条第5項、第6条、第7条第1項、第8条第1項、第8条の2、第9条第1項、同条第2項、第9条の2及び第9条の3第1項の規定の適用について、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

読み替える規定	読み替えられる字句	読み替える字句
(略)		
第9条の2第3項 第4号	退職日基本給月額	退職日基本給月額（ただし、旧定年年齢到達日以後に到来する最初の3月31日以後に退職する場合は、旧定年年齢到達日以後に到来する最初の3月31日の基本給月額）
(略)		

10 (略)

(略)

8

9 同左

読み替える規定	読み替えられる字句	読み替える字句
(略)		
第9条の2第3項 第3号	退職日基本給月額	退職日基本給月額（ただし、旧定年年齢到達日以後に到来する最初の3月31日以後に退職する場合は、旧定年年齢到達日以後に到来する最初の3月31日の基本給月額）
(略)		

10 (略)

(略)

附 則

この改正は、平成27年4月1日から施行する。

国立大学法人大阪大学教職員給与規程（案）

第1章 総則

（目的）

第1条 この規程は、国立大学法人大阪大学(以下「大学」という。)に常時勤務する教職員のうち、国立大学法人大阪大学教職員就業規則(以下「就業規則」という。)の適用を受ける者(国立大学法人大阪大学年俸制教員給与規程の適用を受ける者を除く。以下「教職員」という。)について、同規則第25条の規定に基づき、その給与に関する事項を定めることを目的とする。

（法令との関係）

第2条 教職員の給与に関しては、労働基準法(昭和22年法律第49号。以下「労基法」という。)その他の法令に定めるもののほか、この規程の定めるところによる。

（給与の種類）

第3条 教職員の給与は、基本給、賞与及び諸手当として支給する。

- 賞与は、期末手当及び業績手当からなるものとする。ただし、第11条第1項第4号に規定する指定職基本給表の適用を受ける教職員(以下「指定職」という。)の賞与は、期末特別手当としてこれを支給する。
- 諸手当は、基本給の調整額、管理職手当、医師等調整手当、扶養手当、地域手当、住居手当、通勤手当、高所作業手当、爆発物取扱等作業手当、死体処理手当、放射線取扱手当、異常圧力内作業手当、夜間看護等手当、ドクターヘリ搭乗手当、超過勤務手当、休日手当、夜勤手当及び宿日直手当からなるものとする。

（給与の支給日等）

第4条 基本給は、毎月17日に支給する。ただし、17日が日曜日に当たるときは15日(15日が休日に当たるときは、18日)に、土曜日に当たるときは16日に、休日(月曜日に限る。)に当たるときは18日にこれを支給する。

- 基本給は毎月末を締切日とし、各月の末日までに、欠勤等の事由により、前項の規定に基づき支給した基本給と本来支給すべき基本給との間に過不足が生じた場合には、原則として、翌月の基本給において、これを清算する。ただし、やむを得ない事由がある場合には、その清算時期を遅らせることがある。
- 賞与は、第20条第2項及び第3項に規定する場合を除き、毎年6月30日及び12月10日に支給する。ただし、支給日が日曜日に当たるときは支給日の前々日に、土曜日に当たるときは支給日の前日に支給する。
- 基本給の調整額、管理職手当、医師等調整手当、扶養手当、地域手当、住居手当及び通勤手当は、基本給の支給日に支給する。
- 高所作業手当、爆発物取扱等作業手当、死体処理手当、放射線取扱手当、異常圧力内作業手当、夜間看護等手当、ドクターヘリ搭乗手当、超過勤務手当、休日手当、夜勤手当及び宿日直手当は、当該手当の支給要件となる事実が発生した月の翌月の基本給の支給日に支給する。ただし、事務処理上やむを得ない事情が存在する場合には、翌々月に支給することがある。
- 第1項、第4項及び前項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる非常の場合の費用に充てるため、請求があった場合には、既往の勤務に対する基本給及び諸手当を速やかに支給する。教職員が退職し若しくは解雇されたとき、又は大学が特に必要と認めたとときも、同様とする。
 - 教職員又はその収入によって生計を維持している者が結婚若しくは出産し、疾病にかかり、災害に遭い、又は死亡したため、費用を必要とするとき。
 - 教職員又はその収入によって生計を維持している者がやむを得ない事情により1週間以上にわたって帰郷するとき。

（給与の支給原則等）

第5条 給与は、教職員に直接、その全額を通貨で支給する。

- 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当するものは、給与からこれを控除して支給する。
 - 源泉所得税
 - 住民税
 - 共済組合保険料
 - 雇用保険料
 - 前各号に定めるもののほか、労基法第24条第1項ただし書に基づく協定により、給与からの控除が認められたもの
- 第1項の規定にかかわらず、教職員の同意を得た場合には、給与はその指定する銀行その他の金融機関における預貯金口座等へ振り込むことにより、これを支給する。

（日割計算等）

第6条 月の途中で、教職員となった者、昇格、昇給等により基本給の額に変動を生じた者及び退職し、又は解雇された者の基本給は、日割計算に基づき、これを支給する。

- 前項の日割計算は、その期間の総日数から国立大学法人大阪大学教職員の労働時間、休日及び休暇等に関する規程(以下「労

働時間規程」という。)第8条に規定する所定休日の日数を差し引いた日数を基礎として、これを行う。

- 3 第1項の規定にかかわらず、教職員が死亡したときは、その月の末日まで勤務したものとして、基本給を支給する。
- 4 前3項の規定は、基本給の調整額、管理職手当、医師等調整手当及び地域手当の支給について準用する。

(勤務1時間当たりの給与額の算出)

第7条 第37条から第39条まで及び第43条に規定する勤務1時間当たりの給与額は、基本給及び基本給の調整額並びにこれらの給与に対する地域手当、管理職手当及び医師等調整手当の月額合計額を1か月当たりの平均所定労働時間数で除して得た額とする。

- 2 前項の規定にかかわらず、第37条から第39条までに規定する勤務1時間当たりの給与額は、当該勤務が、高所作業手当、爆発物取扱等作業手当、死体処理手当、放射線取扱手当又は異常圧力内作業手当が支給されることとなる作業又は業務に該当する場合は、当該業務に係る勤務1時間当たりの手当の額(1日単位で支給されるものにあつては、その額を8で除した額、1月単位で支給されるものにあつては、その額を1か月当たりの平均所定労働時間数で除した額)を前項に定める額に加算した額とする。

(端数計算)

第8条 第37条から第39条までの規定により勤務1時間につき支給する超過勤務手当、休日手当又は夜勤手当の額及び第43条に規定する勤務1時間あたりの給与額を算定する場合において、その額に50銭未満の端数を生じたときは、これを切り捨て、50銭以上1円未満の端数を生じたときは、これを1円に切り上げるものとする。

(端数の処理)

第9条 この規程により計算した給与の確定金額に1円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てるものとする。

第2章 基本給

(基本給の支給)

第10条 基本給は、次条の基本給表に定める級及び号俸に基づき、これを支給する。

(基本給表の種類等)

第11条 基本給表の種類は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 一般職基本給表(別表第1)
 - ア 一般職基本給表(一)
 - イ 一般職基本給表(二)
 - (2) 教育職基本給表(別表第2)
 - ア 教育職基本給表(一)
 - イ 教育職基本給表(二)
 - (3) 医療職基本給表(別表第3)
 - ア 医療職基本給表(A)
 - イ 医療職基本給表(B)
 - (4) 指定職基本給表(別表第4)
- 2 前項の基本給表に定める基本給の額は、国家公務員等の給与改定状況のほか、大学の財務状況等を勘案し、これを改定するものとする。

(初任給)

第12条 新たに教職員として採用した者の初任給は、その者の学歴、免許、資格、職務経験等のほか、他の教職員との均衡を考慮して、その級及び号俸を決定する。

(昇格)

第13条 就業規則第12条の規定により昇任した教職員については、その者が従事する職務に応じた上位の級に、これを昇格させることができる。

- 2 勤務成績が優秀な教職員については、その者が従事する職務に応じ、かつ、総合的な評価に基づき、1級上位の級にこれを昇格させることができる。

(基本給表を異にする異動等における級の格付け)

第14条 教職員を基本給表の適用を異にして他の職務に異動させる場合、又は基本給表の適用を異にすることなく初任給の基準の異なる他の職種に異動させる場合には、その異動後の職種に応じ、級の格付けを行う。

(昇給)

第15条 教職員(指定職を除く。)の昇給は、次条で定める日に、同日前1年間におけるその者の勤務成績に応じて、行うものとする。ただし、勤務成績が良好でない者については、昇給を行わないことがある。

2 前項の規定により昇給を行う場合における昇給の号俸数は、同項に規定する期間の全部を良好な成績で勤務した教職員の昇給の号俸数を4号俸(一般職基本給表(一)の適用を受ける教職員でその職務の級が7級以上であるもの及び同表以外の各基本給表の適用を受ける教職員でその職務の級がこれに相当するものとして大学が認めた教職員にあっては、3号俸)とすることを標準として、これを決定するものとする。

3 第1項及び第2項の規定にかかわらず、55歳(技能、労務の職務に従事する職員にあっては57歳)を超える教職員については、昇給を行わない。ただし、大学が特に必要と認めた者については、この限りでない。

4 前3項の規定にかかわらず、教職員の昇給は、その属する職務の級における最高の号俸を超えて行うことができないものとする。

5 本条の規定にかかわらず、財務状況の悪化その他やむを得ない事由がある場合には、昇給の時期を延期し、又は昇給を行わないことがある。

(昇給の時期)

第16条 前条第1項の規定による昇給の時期は、原則として1月1日とする。

(特別の場合の昇給)

第17条 教職員が就業規則第36条の規定により表彰をされた場合その他特に必要と認められる場合には、前2条の規定にかかわらず、昇給させることがある。

(上位資格を取得した場合における号俸の決定)

第18条 教職員が現に受けている級及び号俸より上位の級又は号俸を初任給として受けるべき資格を取得した場合(昇格の規定の適用を受ける場合を除く。)には、上位の号俸をその者の号俸として決定することができる。

(降格及び降給)

第19条 就業規則第21条第1項各号のいずれかに該当する教職員については、その者が従事する職務に応じた下位の級にこれを降格し、又は1号俸以上下位の号俸に降給させることがある。

第3章 賞与

(賞与の支給)

第20条 賞与は、毎年6月1日又は12月1日(以下「基準日」という。)に大学に在籍する教職員に対して、次条以下の規定に基づき、これを支給する。基準日の前日から起算してそれ以前の1か月間に死亡した教職員(指定職にあっては、その死亡時において指定職であった者)についても、同様とする。

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する教職員に対しては、賞与を支給しない。

(1) 就業規則第14条第1項の規定に基づく休職期間中の教職員のうち、給与の支給を受けていない者

(2) 就業規則第37条第2項第3号の規定に基づく停職期間中の者

(3) 基準日から支給日までの間に、就業規則第21条第2項第2号若しくは第3号に規定する理由に基づき解雇され、又は同規則第37条第2項第5号の規定に基づき懲戒解雇された者

(4) その他前各号の規定に準ずる者

3 前項に規定する場合のほか、財務状況の悪化その他やむを得ない事由が存在する場合(当該教職員について前項第3号に規定する解雇又は懲戒解雇の事由が明白に存在する場合を含む。)には、賞与を支給せず、又はその支給日を遅らせることがある。

(期末手当)

第21条 期末手当は、指定職以外の教職員に対し、基準日から起算してそれ以前の6か月間(在職期間が6か月に満たない者については、その在職期間。以下、次条において「算定基礎期間」という。)における勤務日数を勘案して、その者の職責に応じてこれを支給する。

2 期末手当の額は、その期ごとに決定する。

(業績手当)

第22条 業績手当は、大学の財務状況等を勘案しつつ、指定職以外の教職員に対し、その者の職責及び勤務成績に応じて、これを支給する。

2 前項の勤務成績の評価は、算定基礎期間における勤務を対象として、これを行う。

3 業績手当の額は、その期ごとに決定する。

(期末特別手当)

第23条 期末特別手当は、指定職に対して、これを支給する。

2 期末特別手当の額は、その期ごとに決定する。

第4章 諸手当

(基本給の調整額)

第24条 職務の複雑さ、困難さ、責任の程度、労働の強度、勤務時間、就労環境その他の労働条件が、同じ職務の級に属する他の教職員と比べて著しく特殊な教職員については、その職務の特殊性に基づき、基本給の調整を行うことができる。

2 前項の規定による基本給の調整を行う職は、別表第5に掲げる勤務箇所勤務する同表の教職員欄に掲げる教職員の占める職とする。

3 前項の調整額は、当該教職員に適用される基本給表及び職務の級に応じて、別表第6に掲げる調整基本額（その額が基本給月額額の100分の4.5を超えるときは、基本給月額額の100分の4.5に相当する額とし、その額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額とする。ただし、教育職基本給表（一）適用者を除く。）に別表第5の調整数を乗じて得た額とする。

4 前項の規定にかかわらず、基本給の調整額が基本給月額額の100分の25を超えるときは、基本給月額額の100分の25に相当する額とする。ただし、教育職基本給表（一）適用者については、この限りでない。

(管理職手当)

第25条 管理職手当は、指定職を除く管理又は監督の地位にある教職員(以下「管理職」という。)に対して、これを支給する。

2 前項の管理職の範囲については、別に定める。

3 管理職手当の月額額は、当該教職員に適用される基本給表、職務の級及び職責区分に応じて、別表第7に掲げる支給額とする。

4 管理職手当及び指定職の基本給には、第39条に規定する夜勤手当が含まれるものとする。

5 管理職が、月の初日から末日までの全期間にわたって勤務しなかった場合(労働者災害補償保険法(昭和22年法律第50号。以下「労災保険法」という。)第7条第1項第1号に規定する業務災害(以下この規程の第41条において「業務災害」という。)に遭い、療養のため勤務しないことを大学が特に認めた場合を除く。)には、その月の管理職手当は支給しない。

6 前5項に規定するほか、管理職手当の支給に関し必要な事項は、別に定める。

(医師等調整手当)

第26条 医学又は歯学に関する専門的知識を必要とし、かつ、大学が別に定める職に新たに採用され又は当該職に異動した教職員(教育職基本給表(一)の適用を受ける教職員であって、医師免許証又は歯科医師免許証を有する者に限る。)に対しては、月額50,000円を超えない範囲内の額を採用又は異動(以下「採用等」という。)の日から35年以内の期間、医師等調整手当として支給する。

2 前項の手当の額は、採用等の日から1年を経過するごとにその額を減じるものとし、その月額は、採用等の日以後の期間の区分に応じ、別表第8に掲げる額とする。

3 前2項に規定するほか、医師等調整手当の支給に関し必要な事項は、別に定める。

(扶養手当)

第27条 扶養手当は、指定職を除く扶養親族のある教職員に対して、これを支給する。

2 前項の扶養親族は、次の各号のいずれかに該当する者であって、他に生計の途がなく、主としてその教職員の扶養を受けているものとする。

(1) 配偶者(教職員と内縁関係にある者を含む。以下同じ。)

(2) 満22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子及び孫

(3) 満60歳以上の父母及び祖父母

(4) 満22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある弟妹

(5) 重度心身障害者

3 扶養手当の月額額は、前項第1号の扶養親族については13,000円、同項第2号から第5号までの扶養親族については各6,500円(教職員に配偶者がいない場合にあつては、そのうち1人については11,000円)とする。

4 前項の規定にかかわらず、扶養親族である子の中に、満15歳に達する日以後の最初の4月1日から満22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間(以下「特定期間」という。)にある子がいる場合、その扶養手当の月額額は、5,000円に特定期間にある当該扶養親族である子の数を乗じて得た額を、同項の規定による額に加算した額とする。

5 前4項に規定するもののほか、扶養手当の支給に関し必要な事項は、別に定める。

(地域手当)

第28条 地域手当は、大阪府大阪市、同吹田市、同豊中市、同茨木市、同枚方市、同箕面市及び兵庫県尼崎市に所在する大学の施設を勤務地とする教職員に対して、これを支給する。

2 地域手当の月額額は、基本給、基本給の調整額、管理職手当及び扶養手当の月額額の合計額に、100分の12を乗じて得た額とする。

(住居手当)

第29条 住居手当は、自ら居住するために住居(貸間を含む。)を借り受け、月額12,000円を超える家賃(使用料を含む。以下同じ。)を支払っている教職員(指定職並びに国立大学法人、その他の独立行政法人等及び国の機関から貸与された宿舎に居住している者を除く。)に対して、これを支給する。

2 住居手当の月額、次の各号に掲げる教職員の区分に応じて、それぞれ次に掲げる額(その額に100円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額)に相当する額とする。

(1) 月額23,000円以下の家賃を支払っている教職員

家賃の月額から12,000円を控除した額

(2) 月額23,000円を超える家賃を支払っている教職員

家賃の月額から23,000円を控除した額の2分の1(その控除した額の2分の1が16,000円を超えるときは、16,000円)を11,000円に加算した額

3 前2項に規定するもののほか、住居手当の支給に関し必要な事項は、別に定める。

(通勤手当)

第30条 通勤手当は、次の各号に掲げる教職員の区分に応じて、当該各号に定める金額を支給する。

(1) 通勤のため電車等の公共交通機関又は有料の道路(以下「交通機関等」という。)を利用する教職員にあつては、支給単位期間につき、別に定めるところにより算出したその者の支給単位期間の通勤に要する運賃等の額に相当する額(以下「運賃等相当額」という。)とする。ただし、運賃等相当額を支給単位期間の月数で除して得た額(以下「1か月当たりの運賃等相当額」という。)が55,000円を超えるときは、支給単位期間につき、55,000円に支給単位期間の月数を乗じて得た額(その者が2以上の交通機関等を利用するものとして当該運賃等の額を算出する場合において、1か月当たりの運賃等相当額の合計額が55,000円を超えるときは、その者の通勤手当に係る支給単位期間のうち最も長い支給単位期間につき、55,000円に当該支給単位期間の月数を乗じて得た額)とする。

(2) 通勤のため自動車等の交通手段を使用することを常例とする教職員にあつては、次に掲げる教職員の区分に応じて、支給単位期間につき、それぞれ次に定める額とする。

ア 自動車等の使用距離(以下この号において「使用距離」という。)が片道5キロメートル未満である教職員 2,000円

イ 使用距離が片道5キロメートル以上10キロメートル未満である教職員 4,200円

ウ 使用距離が片道10キロメートル以上15キロメートル未満である教職員 7,100円

エ 使用距離が片道15キロメートル以上20キロメートル未満である教職員 10,000円

オ 使用距離が片道20キロメートル以上25キロメートル未満である教職員 12,900円

カ 使用距離が片道25キロメートル以上30キロメートル未満である教職員 15,800円

キ 使用距離が片道30キロメートル以上35キロメートル未満である教職員 18,700円

ク 使用距離が片道35キロメートル以上40キロメートル未満である教職員 21,600円

ケ 使用距離が片道40キロメートル以上45キロメートル未満である教職員 24,400円

コ 使用距離が片道45キロメートル以上50キロメートル未満である教職員 26,200円

サ 使用距離が片道50キロメートル以上55キロメートル未満である教職員 28,000円

シ 使用距離が片道55キロメートル以上60キロメートル未満である教職員 29,800円

ス 使用距離が片道60キロメートル以上である教職員 31,600円

(3) 通勤のため交通機関等を利用してその運賃等を負担し、かつ、自動車等を使用することを常例とする教職員にあつては、第1号及び第2号に掲げる額の合計額(1か月当たりの運賃等相当額及び前号に定める額の合計額が55,000円を超えるときは、その者の通勤手当に係る支給単位期間のうち、最も長い支給単位期間につき、55,000円に当該支給単位期間の月数を乗じて得た額)とする。ただし、自動車等の使用距離が2キロメートル未満である教職員に支給する通勤手当の月額、第1号により算出した額とし、その額が前号に定める額に満たないときは、前号に定める額とする。

(4) 前3号に規定する通勤手当は、徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離(一般に利用しうる最短の経路の長さによるものとする。)が片道2キロメートル未満である者には支給しない。

2 通勤手当は、支給単位期間(大学が別に定める通勤手当にあつては、別に定める期間)に係る最初の月の第4条に定める日に支給する。

3 通勤手当を支給される教職員につき、離職その他の別に定める事由が生じた場合には、当該教職員に、支給単位期間のうちこれらの事由が生じた後の期間を考慮して別に定める額を返納させるものとする。

4 この条において「支給単位期間」とは、通勤手当の支給の単位となる期間として6か月を超えない範囲内で1か月を単位として別に定める期間(自動車等に係る通勤手当にあつては、1か月)をいう。

5 前項までに規定するもののほか、通勤手当の支給に関し必要な事項は、別に定める。

(高所作業手当)

第31条 高所作業手当は、大学の施設部に所属する教職員が地上15メートル以上の足場の不安定な場所で、営繕工事の監督に従事した場合に、これを支給する。

2 前項の手当の額は、作業に従事した日1日につき、200円(当該作業が地上30メートル以上の場所で行われたときは、300円)

とし、作業に従事した時間が4時間に満たないときは、その額に100分の60を乗じて得た額とする。

(爆発物取扱等作業手当)

第32条 爆発物取扱等作業手当は、教職員のうち一般職基本給表(一)の適用を受ける教職員が高圧ガスを製造し、又は充填する作業に直接従事した場合に、これを支給する。

2 前項の手当の額は、作業に従事した日1日につき300円とし、作業に従事した時間が4時間に満たないときは、180円とする。

(死体処理手当)

第33条 死体処理手当は、次の各号に掲げる場合に支給するものとし、その手当の額は作業に従事した日1日につき、当該各号に定める額とする。ただし、同一の日において第1号及び第2号の作業の双方に従事した場合には、第2号の作業に係る手当を支給しない。

(1) 医学部又は医学系研究科に所属する教職員のうち一般職基本給表の適用を受ける教職員が、所属部局における死体の処理作業に従事したとき。 3,200円

(2) 一般職基本給表の適用を受ける教職員が、教育研究に必要な死体の外部からの引き取り又は搬送の作業に従事したとき。 1,000円

(放射線取扱手当)

第34条 放射線取扱手当は、次に掲げる業務に従事した場合に、これを支給する。

(1) 診療放射線技師又は診療エックス線技師若しくはこれに準ずる勤務を命じられているエックス線助手が、エックス線その他の放射線を人体に対して照射する作業に従事して、月の初日から末日までの間に外部放射線を被ばくし、その実効線量が100マイクロシーベルト以上であったことが測定により認められたとき。

(2) 前号に規定する場合のほか、大阪大学放射線障害予防通則第2条に定める施設の管理区域内において、放射線業務を行う教職員が、月の初日から末日までの間に外部放射線を被ばくし、その実効線量が100マイクロシーベルト以上であったことが測定により認められたとき。

2 前項の手当の額は、同項に規定する場合に該当することとなった月1月につき7,000円とする。

(異常圧力内作業手当)

第35条 異常圧力内作業手当は、教職員が高気圧治療室内において高圧の下で診療又は臨床実験の作業に従事した場合に、これを支給する。

2 前項の手当の額は、次の表に掲げる気圧の区分に応じ、作業に従事した時間1時間につき、同表に定める額とする。

気圧の区分	手当額
0.2メガバ斯卡ルまで	210円
0.3メガバ斯卡ルまで	560円
0.3メガバスカルを超えるとき	1,000円

(夜間看護等手当)

第36条 夜間看護等手当は、助産師、看護師又は准看護師が、所定の勤務時間による勤務の一部又は全部が午後10時から翌午前5時までの間(以下「深夜」という。)に行われる看護等の業務に従事した場合に、これを支給する。

2 前項の手当の額は、その勤務1回につき、次の表に定める額とする。

勤務の区分	
勤務時間が深夜の全部を含む勤務	9,000円
深夜における勤務時間が4時間以上の勤務	4,400円
深夜における勤務時間が2時間以上4時間未満の勤務	3,800円
深夜における勤務時間が2時間未満の勤務	2,600円

3 助産師、看護師又は准看護師(徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離が片道2キロメートル未満である教職員及び第30条第1項第2号の規定に該当し、同条の規定による手当の支給を受けている教職員を除く。)が深夜における勤務の交替に伴う通勤を行う場合における第1項の業務に係る手当額については、前項の規定にかかわらず、教職員の区分に応じて、次の表に定める額を加算した額とする。

教職員の区分	手当額
通勤距離(通勤手当の認定にかかる総通勤距離をいう。以下同じ。)が片道5キロメートル未満の教職員	380円
通勤距離が片道5キロメートル以上10キロメートル未満の教職員	760円
通勤距離が片道10キロメートル以上の教職員	1,140円

(ドクターヘリ搭乗手当)

第36条の2 ドクターヘリ搭乗手当は、教育職基本給表(一)の適用者であって医師免許証を有する者、及び医療職基本給表(B)の適用者が、救急現場等から医療機関に搬送するまでの間、患者に救命医療を行うためにドクターヘリ(救急医療用の医療機器等を装備したヘリコプターをいう。)に搭乗し、救急医療等の業務に従事した場合に、これを支給する。

2 前項の手当の額は、その業務1回につき1,900円とする。

(超過勤務手当)

第37条 労働時間規程第5条第1項又は第6条第1項に基づき、超過勤務を命じられた教職員には、当該超過勤務を命じられた時間1時間につき、第7条に規定する勤務1時間当たりの給与額の100分の125(その勤務が深夜に行われた場合は、100分の150)を超過勤務手当として支給する。

2 前項の規定にかかわらず、超過勤務を命じられた時間が労働時間規程第5条第1項又は第6条第1項に基づく休日勤務(法定休日における勤務を除く。)を命じられた時間を含め、1か月につき60時間を超える場合には、その超える部分について、勤務1時間当たりの給与額の100分の150(その勤務が深夜に行われた場合は、100分の175)を超過勤務手当又は次条に定める休日手当として支給する。

3 前2項の規定にかかわらず、管理職及び指定職のほか、労基法第41条第2号に規定する機密の事務を取り扱う者に該当する教職員には、超過勤務手当を支給しない。

(休日手当)

第38条 労働時間規程第5条第1項又は第6条第1項に基づき、休日勤務を命じられた教職員には、当該休日勤務を命じられた時間1時間につき、第7条に規定する勤務1時間当たりの給与額の100分の135(その勤務が深夜に行われた場合は、100分の160)を休日手当として支給する。

2 前条第3項の規定は、休日手当について、これを準用する。

(夜勤手当)

第39条 労働時間規程第7条第1項に基づき、深夜に勤務することを命じられた教職員には、当該勤務を命じられた時間1時間につき、第7条に規定する勤務1時間当たりの給与額の100分の25を夜勤手当として支給する(前2条の規定により、深夜に勤務を命じられた時間を含めて、超過勤務手当又は休日手当が支給される場合を除く。)

(宿日直手当)

第40条 労働時間規程第10条に基づき、宿直又は日直を命じられた教職員には、別に定めるところにより、宿日直手当を支給する。

(併給禁止)

第40条の2 第24条の規定により基本給の調整額を受ける教職員(別表第5第5号に係るものに限る。)には、放射線取扱手当は支給しない。

2 高所作業手当の支給される日については、爆発物取扱等作業手当は支給しない。ただし、支給されないこととなる爆発物取扱等作業手当の額が高所作業手当の額を超えるときは、爆発物取扱等作業手当を支給し、高所作業手当は支給しない。

第5章 給与の特例等

(休職期間中の給与)

第41条 教職員が業務災害に遭い、療養のため、就業規則第14条第1項第1号の規定に基づく休職に付された場合には、その休職の期間中、給与の全額(労災保険法第14条に規定する休業補償給付(休業特別支給金を含む。))を受けたときは、これを控除した額を支給する。

2 前項に規定する場合を除き、教職員が就業規則第14条第1項第1号に基づく休職に付された場合には、その休職の期間中、給与を支給しない。教職員が刑事事件に関して起訴され、就業規則第14条第1項第2号の規定に基づく休職に付された場合も、同様とする。

3 教職員が就業規則第14条第1項第3号及び第4号の規定に基づく休職に付された場合には、その休職の期間中、基本給、基本給の調整額、扶養手当、地域手当、住居手当(以下「基本給等の月額」という。)、期末手当及び期末特別手当のそれぞれ100分の70(就業規則第14条第1項第3号に該当する場合であって当該教職員が業務災害に遭ったと認められるときは、100分の100)の範囲内で、給与を支給することができる。

4 教職員が就業規則第14条第1項第5号の規定に基づく休職に付された場合には、その休職の期間中、基本給等の月額及び期末手当、期末特別手当のそれぞれ100分の100の範囲内で、給与を支給することができる。

5 休職期間中の教職員に対しては、他に別段の定めのない限り、第1項、第3項及び前項に規定する給与を除くほか、いかなる給与も支給しない。

(派遣期間中の給与)

第41条の2 就業規則第16条の2第1項に規定する派遣については、その期間中、基本給等の月額、期末手当及び期末特別手当のそれぞれ100分の100の範囲内で、給与を支給することができる。

2 派遣期間中の教職員に対しては、他に別段の定めのない限り、前項に規定する給与を除くほか、いかなる給与も支給しない。

(特別休暇の期間中における給与の取扱い)

第42条 労働時間規程第22条に規定する特別休暇の期間中における給与の取扱いについては、別に定める。

(給与の減額)

第43条 教職員が勤務しなかった場合には、他に別段の定めのない限り、第7条に規定する勤務1時間当たりの給与額にその勤務しなかった時間数を乗じて得た額を減額して、給与を支給する。

第6章 規程の実施

(実施に関し必要な事項)

第44条 この規程の実施に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

(施行期日等)

1 この規程は、平成16年4月14日から施行し、平成16年4月1日から適用する。

(給与の口座振込の同意に係る経過措置)

2 国立大学法人法(平成15年法律第112号。以下「国大法」という。)附則第4条の規定により、大学がその身分を承継した教職員(以下「承継職員」という。)のうち、この規程が適用される日(以下「適用日」という。)の前日において、その同意に基づき給与の口座振込を行っていた者については、本規程第5条第3項の規定にかかわらず、その適用日以降に支給される給与についても、口座振込について同意があったものとする。

(調整手当の異動保障廃止に伴う経過措置)

3 承継職員のうち、適用日の前日において、一般職の職員の給与に関する法律(昭和25年法律第95号。以下「給与法」という。)第11条の7の規定に基づく認定を受けていた者については、本規程第28条の規定にかかわらず、その適用日以降においても、給与法第11条の7の規定により、調整手当を支給する。

(住居手当のうち単身赴任手当受給者の配偶者に係る住居手当廃止に伴う経過措置)

4 承継職員のうち、この規程の適用日の前日において、給与法第11条の9第1項第3号の規定に基づく認定を受けていた者については、平成19年3月31日までの間に限り、本規程第29条の規定にかかわらず、給与法第11条の9第1項第3号の規定により、住居手当を支給する。ただし、その支給要件を喪失した場合は、この限りではない。

(通勤手当の特別料金廃止に伴う経過措置)

5 承継職員のうち、この規程の適用日の前日において、給与法第12条第3項の規定に基づく認定を受けていた者については、平成19年3月31日までの間に限り、本規程第30条の規定にかかわらず、給与法第12条第3項により、通勤手当を支給する。ただし、その支給要件を喪失した場合は、この限りではない。

(単身赴任手当の廃止に伴う経過措置)

6 承継職員のうち、この規程の適用日の前日において、給与法第12条の2の規定に基づく認定を受けていた者については、平成19年3月31日までの間に限り、単身赴任手当を支給する。ただし、その支給要件を喪失した場合は、この限りではない。

(休職期間中の給与に関する経過措置)

7 承継職員のうち、この規程の適用日の前日において、休職に付されていた者については、第41条第2項から第4項までの規定にかかわらず、その休職期間中(延長期間を含む。)、従前の例により、給与を支給する。

(派遣期間中等の給与に関する経過措置)

8 承継職員のうち、この規程の適用日の前日において、国際機関等に派遣される一般職の国家公務員の処遇等に関する法律(昭和45年法律第117号)により国際機関等に派遣されていた者については、その派遣期間中(更新期間を含む。)、従前の例により、給与を支給する。承継職員のうち、この規程の適用日の前日において、南極地域観測の業務に従事していた者についても、同様とする。

(経過措置に係る支給日)

9 前6項の手当の支給日については、第4条第4項の規定を準用する。

(大学院担当による調整数3の廃止に伴う経過措置)

10 承継職員のうち、この規程の適用日において、人事院規則9-6(俸給の調整額)第1条第2項の規定の適用を受けたとした場合に、同規則別表第10号(1)の支給要件を満たす者に対する調整額は、第24条の規定にかかわらず、平成17年3月31日までの間に限り、別表第6に定める当該職務の級に対応した調整基本額を調整額として支給する。ただし、その支給要件を喪失した場合は、この限りではない。

(大学院担当による調整数1の支給要件変更に伴う経過措置)

- 11 承継職員のうち、この規程の適用日において、別表第5の支給要件を適用すれば、その要件を満たさない者のうち、平成15年度において大学院学生の指導等に従事していた者については、その者が平成16年度以降においても引き続き大学院の学生を指導する場合に限り、第24条の規定を準用し、基本給の調整額を支給する。
(平成16年4月1日付け退職者に関する特例)
- 12 承継職員のうち、平成16年4月1日付けで大学を退職した者(他の国立大学法人等に転出した者のほか、就業規則附則第2項の規定により大学の役員に就任した者を含む。)については、第6条及び第15条の規定は適用しないものとする。
(入試手当に関する特例)
- 13 第3条第3項の規定にかかわらず、当分の間、入試関係の業務に従事した教員(指定職の適用を受けている者及び管理職手当を支給されている者は除く。)に対しては、その業務内容及び法人化前の大阪大学における類似の業務に係る手当の支給状況等を考慮して、入試手当を支給することができるものとする。
(特別赴任手当に関する特例)
- 14 第3条第3項の規定にかかわらず、当分の間、大学が遠隔地に居住する者を教職員として採用した場合において、同人がやむを得ず家族と別居せざるを得ないときは、3年間を上限として、特別赴任手当を支給することができるものとする。ただし、附則第6項の適用を受ける者については、特別赴任手当を支給しないものとする。

附 則

この改正は、平成16年6月23日から施行し、平成16年4月1日から適用する。

附 則

この改正は、平成17年1月19日から施行し、平成16年4月1日から適用する。

附 則

この改正は、平成17年4月18日から施行し、改正後の附則第14項の規定は、平成17年4月1日から適用する。

附 則

この改正は、平成17年5月16日から施行し、平成17年4月1日から適用する。

附 則

この改正は、平成17年12月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

- 1 この改正は、平成18年4月1日から施行する。
(職務の級の切替え)
- 2 平成18年4月1日(以下「切替日」という。)の前日から引き続き大学に在職する教職員の切替日における職務の級については別に定める。
(号俸の切替え)
- 3 前項の規定により切替日における職務の級を定められる教職員及び切替日の前日から引き続き指定職基本給表の適用を受けている教職員の切替日における号俸については別に定める。
(基本給月額に関する経過措置)
- 4 切替日の前日から引き続き同一の基本給表の適用を受ける教職員で、その者の受ける第11条に規定する基本給月額が、同日において受けていた別表第1-Aから第4-Aまでに規定する暫定基本給月額(その額が改定された場合には、当該改定額。以下同じ。)に達しない者については、平成26年3月31日までの間、基本給月額のほか、その差額に相当する額を基本給として支給することができるものとする。ただし、第11項に定める場合のほか、当該差額相当額を基本給として支給することが適当と認められない場合は、この限りでない。
- 5 切替日の前日から引き続き基本給表の適用を受ける教職員(前項に規定する教職員を除く。)について、同項の規定による基本給を支給される教職員との権衡上必要があると認められるときは、当該教職員には、同項の規定に準じて基本給を支給することができるものとする。
- 6 切替日以降に新たに基本給表の適用を受ける教職員について、雇用の事情等を考慮して前2項の規定による基本給を支給される教職員との権衡上必要があると認められるときは、前2項の規定に準じて基本給を支給することができるものとする。
- 7 前3項の規定を適用する場合における当該教職員の基本給月額及び暫定基本給月額には、教育職基本給表(一)に定める加給金額は含まないものとし、第24条第4項の規定の適用については、同項中「基本給月額の100分の25」とあるのは、「基本給月額と暫定基本給月額との差額の合計額の100分の25」とする。
(基本給の調整額に関する経過措置)
- 8 第24条に規定する基本給の調整額の支給を受ける教職員のうち、次の各号のいずれかに該当する者で、別表第6に規定する調整基本額が、別表第6-Aに規定する暫定調整基本額に達しないものについては、第10項に掲げる期間、調整基本額のほか、

その差額に相当する額に、同項各号に定める乗率及び当該教職員に係る調整数をそれぞれ乗じて得た額を、基本給の調整額として支給することができるものとする。

(1) 切替日の前日から引き続き大学に在職する教職員

(2) 切替日以降に新たに基本給表の適用を受ける教職員で、雇用の事情等を考慮して、前号の教職員との権衡上これに準じた取扱いをする必要があると認められる教職員

(加給金額に関する経過措置)

9 別表第2の教育職基本給表(一)に規定する加給金額の支給を受ける教職員のうち、前項各号のいずれかに該当する者で、その額が、別表第2-Aの教育職基本給表(一)に規定する暫定加給金額に達しないものについては、次項に掲げる期間、加給金額のほか、その差額に相当する額に、同項各号に定める乗率を乗じて得た額を加給金額として支給することができるものとする。

(基本給の調整額及び加給金額に関する経過措置の期間等)

10 前2項の経過措置の対象となる期間及びその乗率は、次のとおりとする。

(1) 平成18年4月1日から平成19年3月31日まで 100分の100

(2) 平成19年4月1日から平成20年3月31日まで 100分の75

(3) 平成20年4月1日から平成21年3月31日まで 100分の50

(4) 平成21年4月1日から平成22年3月31日まで 100分の25

(降格又は降給処分を受けた者に関する特例)

11 前7項の規定にかかわらず、切替日の前日におけるその者が属していた職務の級に相当する職務の級より下位の職務の級に降格された者、又は切替日の前日におけるその者が受けていた号俸に相当する号俸より下位の号俸に降給された者については、当該処分が切替日の前日に行われたものとして、第4項から第7項までの規定による基本給を、第8項から第10項までの規定による基本給の調整額又は加給金額を、それぞれ支給することができるものとする。

(平成22年1月1日までの間における昇給に関する特例)

12 平成19年1月1日の昇給時期においては、第15条第1項中「1年間」とあるのは「9月間」、同条第2項中「4号俸」とあるのは「2号俸」、「3号俸」とあるのは「1号俸」として、これを適用する。

13 平成20年1月1日、平成21年1月1日及び平成22年1月1日の昇給時期においては、第15条第2項中「4号俸」とあるのは「3号俸」、「3号俸」とあるのは「2号俸」として、これを適用する。

(地域手当に関する経過措置)

14 第28条の規定にかかわらず、当分の間、国立大学法人大阪大学教職員退職手当規程第5条第5項の適用を受ける機関から大学に採用された者のうち、大学が必要と認めたものについては、所定の支給割合を乗じて得た月額地域手当を支給することができるものとする。

附 則

この改正は、平成18年7月24日から施行する。

附 則

この改正は、平成18年10月30日から施行する。

附 則

この改正は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

1 この改正は、平成19年4月1日から施行する。

(基本給の調整額に関する経過措置)

2 基本給月額に加給金額の加算を受ける教職員のうち、改正規程施行日(以下「施行日」という。)の前日において、助手として第24条の規定による基本給の調整額(別表第5第1号に係るものに限る。)を受けていた助教で、加給金額が、従前の例により算出した基本給の調整額に達しない者については、当分の間、その差額を加給金額に加算して支給することができるものとする。

(管理職手当に関する経過措置)

3 第25条の規定により管理職手当を支給される教職員のうち、改正後の管理職手当の額が次項に規定する経過措置基準額に達しないこととなる教職員には、当該管理職手当のほか、当該管理職手当と経過措置基準額との差額に相当する額に次の各号に掲げる期間の区分に応じ当該各号に定める割合を乗じて得た額(その額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額)を管理職手当として支給する。

(1) 平成19年4月1日から平成20年3月31日まで 100分の100

(2) 平成20年4月1日から平成21年3月31日まで 100分の75

(3) 平成21年4月1日から平成22年3月31日まで 100分の50

- (4) 平成22年4月1日から平成23年3月31日まで 100分の25
- 4 経過措置基準額とは、次の各号に掲げる教職員の区分に応じ、当該各号に定める額をいう。
- (1) 施行日の前日に適用されていた基本給表と同一の基本給表の適用を受ける教職員（以下「同一基本給表適用教職員」という。）であって、同日に属していた職務の級より下位の職務の級に属する教職員以外のものうち、相当区分等教職員（同日において占めていた職責区分（以下「旧職責区分」という。）に相当する改正後の別表第7の職責区分欄に掲げる職責区分に対応する同表に掲げる基本給表及び職務の級を占める教職員 同日にその者が受けていた管理職手当額
 - (2) 同一基本給表適用教職員であって、施行日の前日に属していた職務の級より下位の職務の級に属する教職員以外のものうち、下位区分等相当教職員（旧職責区分より低い区分に相当する改正後の別表第7の職責区分欄に掲げる職責区分に対応する同表に掲げる基本給表及び職務の級を占める教職員をいう。以下同じ。） 同日に当該旧職責区分より低い区分に相当する改正後の別表第7の職責区分欄に掲げる区分を適用したとしたならばその者が受けることとなる管理職手当額
 - (3) 同一基本給表適用教職員であって、施行日の前日に属していた職務の級より下位の職務の級に属するものうち、相当区分等教職員 同日にその者が当該下位の職務の級に降格したとしたならばその者が受けることとなる管理職手当額
 - (4) 同一基本給表適用教職員であって、施行日の前日に属していた職務の級より下位の職務の級に属するものうち、下位区分等相当教職員 同日にその者が当該下位の職務の級に降格し、かつ、旧区分より低い区分に相当する改正後の別表第7の職責区分欄に掲げる区分を適用したとしたならばその者が受けることとなる管理職手当額
 - (5) 施行日以後に基本給表の適用を異にする異動をした教職員（施行日以降に新たに基本給表の適用を受けることとなった教職員を除く。） 施行日の前日に当該異動をしたものとした場合に前各号の規定に準じてその者が受けることとなる管理職手当額
- 5 第2項から前項までの規定にかかわらず、施行日以降に新たに基本給表の適用を受けることとなった教職員で、雇用の事情等を考慮してその必要があると認められる教職員には、前項までの教職員との均衡上これに準じた取扱いをすることができる。

附 則

(施行期日)

- 1 この改正は、平成19年10月1日から施行する。
(統合に伴う特例措置)
- 2 平成19年9月30日において統合前の国立大学法人大阪外国語大学（以下「旧外大」という。）に在職しており、統合により大学に身分を承継された教職員であって、第1条にいう「教職員」に該当する者（以下「旧外大教職員」という。）のうち、この附則の施行日の前日において国立大学法人大阪外国語大学職員給与規程（以下「旧外大給与規程」という。）第3条第2項により、本人の同意に基づき給与の口座振込を行っていたものについては、第5条第3項の規定にかかわらず、当該施行日以降に支給される給与についても、口座振込について同意があったものとする。
(統合に伴う経過措置)
- 3 前項に定めるほか、旧外大教職員のうち、次表に掲げる者については、同表に定めるところにより、所要の経過措置を講ずるものとする。

該当条項	経過措置の対象者	経過措置の内容	経過措置の期間
第3条第3項	施行日の前日において、旧外大給与規程第33条に定める要件を満たし、かつ、同条に規定する管理職員特別勤務手当が支給されていない者	従前の例により、管理職員特別勤務手当を支給する。 なお、支給日については第4条第4項の規定を準用する。	当該手当を支給されるまでの間
第3条第3項及び第24条	施行日の前日において、旧外大給与規程第23条に基づく別表第5の調整数3の支給要件を満たし、施行日においても引き続き当該要件を満たす者	従前の例により、調整数3の俸給の調整額を支給し、加給金は支給しない。ただし、その支給要件を満たさなくなった場合は、この限りでない。 なお、支給日については、第4条第4項の規定を準用する。	平成20年9月30日までの間
第3条第3項及び附則（平成16年4月14日施行）第14項	施行日の前日において、旧外大給与規程第30条に定める要件を満たし、施行日においても引き続き当該要件を満たす者	従前の例により、単身赴任手当を支給し、特別赴任手当は支給しない。ただし、その支給要件を満たさなくなった場合は、この限りではない。 なお、支給日については、第4条第4項の規定を準用する。	平成22年9月30日までの間
第26条	施行日の前日において、旧外大給与規程第25条に定める要件を満たし、施行日においても引き続き当該要件を満たす者	従前の例により、初任給調整手当を支給する。	当該手当の支給要件を喪失するまでの間

第28条及び附則（平成16年4月14日施行）第3項	施行日の前日において、旧外大給与規程第27条第4項に定める要件を満たし、施行日においても引き続き当該要件を満たす者	従前の例により、地域手当を支給する。	当該異動保障期間
第29条	施行日の前日において、旧外大給与規程第28条第3号に基づく認定を受け、施行日においても引き続き当該認定要件を満たす者	従前の例により、住居手当を支給する。ただし、その支給要件を満たさなくなった場合は、この限りでない。	平成22年9月30日までの間
第30条	施行日の前日において、旧外大給与規程第29条第3項に基づく認定を受け、施行日においても引き続き当該認定要件を満たす者	従前の例により、通勤手当を支給する。ただし、その支給要件を喪失した場合は、この限りでない。	平成22年9月30日までの間
第41条第1項、第2項、第3項又は第4項	施行日の前日において、旧外大給与規程第20条第1項、第2項、第3項、第4項、第5項又は第6項に定める要件を満たし、施行日においても引き続き当該要件を満たす者	従前の例により、給与を支給する。	当該休職期間（延長期間を含む）
第41条の2	施行日の前日において、旧外大給与規程第22条に定める要件を満たし、施行日においても引き続き当該要件を満たす者	従前の例により、給与を支給する。	当該派遣期間（延長期間を含む）

附 則

（施行期日）

- この改正は、平成19年12月1日から施行し、平成19年4月1日から適用する。
（平成19年4月1日からこの附則の施行日（以下「施行日」という。）の前日までの間に新たに基本給表の適用を受けることとなった教職員の特例措置）
- 平成19年4月1日から施行日の前日までの間に新たに基本給表の適用を受けることとなった教職員の前項の規定は、当該基本給表の適用日以降とする。ただし、大学が特に必要と認める場合はこの限りでない。

附 則

この改正は、平成20年1月1日から施行する。

附 則

この改正は、平成19年12月26日から施行する。

附 則

この改正は、平成20年5月2日から施行し、平成20年1月1日から適用する。

附 則

この改正は、平成20年12月22日から施行する。

附 則

この改正は、平成21年4月27日から施行する。

附 則

この改正は、平成21年12月1日から施行する。

附 則

この改正は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

（施行期日）

- この改正は、平成22年12月1日から施行する。
（55歳を超える教職員の基本給月額等）

- 2 教職員（次の表の左欄に掲げる基本給表の適用を受け、かつその職務の級が同表の右欄に掲げる職務の級以上である者に限る。）が55歳に達した日後における最初の4月1日以後に適用する基本給表は、平成30年3月31日までの間、次項に掲げる者を除き、別表第1-IIから別表第3-IIを適用する。

基本給表	職務の級
一般職基本給表（一）	6級
教育職基本給表（一）	5級
医療職基本給表（A）	6級
医療職基本給表（B）	6級

- 3 附則（平成18年4月1日施行）第4項の規定の適用を受ける者のうち、55歳を超えるものについては、当該年齢に達した日後における最初の4月1日以後、別表第1-IIから別表第3-IIまでに規定する基本給月額が、平成18年4月1日（以下「切替日（平成18年4月）」という。）の前日に受けていた職務の級及び号俸に対応する別表第1-II-Aから別表第3-II-Aまでに規定する55歳を超える教職員に係る暫定基本給月額（その額が改定された場合には、当該改定額。以下同じ。）に達しない場合には、同項の規定にかかわらず、平成26年3月31日までの間、基本給月額のほか、その差額に相当する額を基本給として支給することができるものとする。ただし、第7項に定める場合のほか、当該差額相当額を基本給として支給することが適当と認められない場合は、この限りでない。
- 4 切替日（平成18年4月）の前日から引き続き基本給表の適用を受ける教職員（前項に規定する教職員を除く。）について、前項の規定による基本給を支給される教職員との権衡上必要があると認められるときは、当該教職員には、同項の規定に準じて基本給を支給することができるものとする。
- 5 この附則の施行日以後に新たに基本給表の適用を受ける教職員について、雇用の事情等を考慮して前2項の規定による基本給を支給される教職員との権衡上必要があると認められるときは、前2項の規定に準じて基本給を支給することができるものとする。
- 6 前3項の規定を適用する場合における当該教職員の基本給月額及び55歳を超える教職員に係る暫定基本給月額は、教育職基本給表（一）に定める加給金額は含まないものとし、第24条第4項中「基本給月額の100分の25」とあるのは「基本給月額と55歳を超える教職員に係る暫定基本給月額との差額の合計額の100分の25」として、これを適用する。
（降格又は降給された者（55歳を超える教職員に限る）に関する特例）
- 7 前4項の規定にかかわらず、切替日（平成18年4月）の前日におけるその者が属していた職務の級に相当する職務の級より下位の職務の級に降格された者、又は切替日（平成18年4月）の前日におけるその者が受けていた号俸に相当する号俸より下位の号俸に降給された者については、当該降格等が切替日（平成18年4月）の前日に行われたものとして、基本給、基本給の調整額又は加給金額を、それぞれ支給することができるものとする。
（55歳を超える教職員の管理職手当額）
- 8 第25条の規定にかかわらず、第2項から第5項までの規定が適用される教職員に対する管理職手当の月額は、当該教職員に適用される基本給表、職務の級及び職責区分に応じて、別表第7-IIに掲げる管理職手当額とする。
- 9 前項の規定にかかわらず、附則（平成19年4月1日施行）第3項又は第5項の適用を受ける者に係る管理職手当については、平成23年3月31日までの間、第3項第4号中「100分の25」とあるのは「100分の24.625」として、これを適用する。
（平成23年4月1日における号俸の調整）
- 10 平成23年4月1日において43歳に満たない教職員（職務の級における最高の号俸を受ける教職員及び指定職基本給表の適用を受ける教職員を除く。）のうち、平成22年1月1日に昇給した教職員（その他これに準ずる者を含む。）の平成23年4月1日における号俸を1号俸上位の号俸とすることができるものとする。

附 則

この改正は、平成23年4月1日から施行する。

附 則

この改正は、平成23年3月22日から施行し、平成22年9月1日から適用する。

附 則

（施行期日）

- 1 この改正は、平成23年11月28日から施行し、平成23年3月11日から適用する。
（災害応急作業等手当）
- 2 第3条第3項の規定にかかわらず、当分の間、大規模な自然災害等に対処するための作業に従事した教職員には、別に定めるところにより、災害応急作業等手当を支給する。
- 3 第7条第2項の規定にかかわらず、第37条から第39条までに規定する勤務1時間当たりの給与額は、当該勤務が、災害応急作業等手当が支給されることとなる作業に該当する場合は、当該業務に係る勤務1時間当たりの手当の額（その額を8で除した額）を同条第1項に定める額に加算した額とする。

(併給禁止)

- 4 災害応急作業等手当が支給されることとなる日については、第34条第1項各号に規定する外部放射線の実効線量測定対象期間から除くこととする。

附 則

この改正は、平成24年1月1日から施行する。

附 則

この改正は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

- 1 この改正は、平成24年4月1日から施行する。
(平成24年4月1日における号俸の調整)
- 2 平成24年4月1日において36歳に満たない教職員（職務の級における最高の号俸を受ける教職員及び指定職基本給表の適用を受ける教職員を除く。）のうち、平成19年1月1日、平成20年1月1日又は平成21年1月1日に昇給した教職員（その他これに準ずる者を含む。）の平成24年4月1日における号俸を1号俸（ただし、同日において30歳に満たない教職員のうち、大学が必要と認める者にあつては、2号俸）上位の号俸とすることができるものとする。

附 則

(施行期日)

- 1 この改正は、平成24年7月1日から施行する。
(教職員の基本給等の支給に係る特例)
- 2 第10条の規定による基本給の支給にあつては、平成26年3月31日までの間、基本給月額（附則（平成18年4月1日施行）第4項から第6項まで及び附則（平成22年12月1日施行）第2項から第5項までの規定による基本給を含む。）から、当該基本給月額（教育職基本給表（一）に定める加給金額は含まない。以下同じ。）に次の表の左欄に掲げる「基本給表」及び同表の中欄に掲げる「職務の級」の区分に応じそれぞれ同表の右欄に定める割合（以下「支給減額率」という。）を乗じて得た額を減ずる。

基本給表	職務の級	割合
一般職基本給表（一）	1～2級	100分の4.77
	3～6級	100分の7.77
	7～10級	100分の9.77
一般職基本給表（二）	1～3級	100分の4.77
	4～5級	100分の7.77
教育職基本給表（一）	1～2級	100分の4.77
	3～4級	100分の7.77
	5級	100分の9.77
教育職基本給表（二）	1～2級	100分の4.77
	3級	100分の7.77
医療職基本給表（A）	1～2級	100分の4.77
	3～7級	100分の7.77
	8級	100分の9.77
医療職基本給表（B）	1～2級	100分の4.77
	3～6級	100分の7.77
	7級	100分の9.77
指定職基本給表		100分の9.77

- 3 第25条の規定による管理職手当の支給にあつては、平成26年3月31日までの間、管理職手当の月額（附則（平成22年12月1日施行）第8項の規定による管理職手当の月額を含む。）から、当該管理職手当の月額に100分の10を乗じて得た額を減ずる。
- 4 第28条の規定による地域手当の支給にあつては、平成26年3月31日までの間、当該地域手当の月額（附則（平成18年4月1日施行）第15項の規定による地域手当の月額を含む。）から、次の各号に定める額を減ずる。
 - (1) 当該教職員の基本給月額に対する地域手当の月額に当該教職員の支給減額率を乗じて得た額
 - (2) 当該教職員の管理職手当の月額に対する地域手当の月額に100分の10を乗じて得た額
- 5 第37条から第39条まで及び第43条に規定する勤務1時間当たりの給与額は、平成26年3月31日までの間、第7条の規定にかかわらず、同条の規定により算出した額から、次の各号に定める額を減じた額とする。

- (1) 基本給月額及びこれに対する地域手当の月額を1か月当たりの平均所定労働時間数で除して得た額に当該教職員の支給減額率を乗じて得た額
 - (2) 当該教職員の管理職手当の月額を1か月当たりの平均所定労働時間数で除して得た額に100分の10を乗じて得た額
- 6 第41条の規定による休職期間中の給与の支給にあたっては、同条の規定により支給する給与額から、次の各号に掲げる区分に応じ当該各号に定める額を減ずる。
- (1) 第41条第1項の規定により給与を支給する場合 第2項から第4項までの規定により減ずることとされる額
 - (2) 第41条第3項又は第4項の規定により給与を支給する場合 第2項及び第4項の規定により減ずることとされる額に第41条第3項又は第4項により当該教職員に支給される給与に係る割合を乗じて得た額
- 7 第41条の2の規定による派遣期間中の給与の支給にあたっては、同条の規定により支給する給与額から、第2項及び第4項に定める減ずる額に第41条の2の規定により当該教職員に支給される給与に係る割合を乗じて得た額を減ずる。
- 8 前項までの規定により給与の支給にあたって減ずることとされる額に1円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てるものとする。

附 則

この改正は、平成24年12月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

- 1 この改正は、平成25年4月1日から施行する。
(特別教授手当)
- 2 第3条第3項の規定にかかわらず、当分の間、特に本学に顕著な貢献があるものと総長が認める者には、別に定めるところにより、特別教授手当を支給することができる。
- 3 前項の規定により特別教授手当が支給される場合は、第7条第1項の規定にかかわらず、第37条から第39条まで及び第43条に規定する勤務1時間当たりの給与額は、基本給及び基本給の調整額並びにこれらの給与に対する地域手当、管理職手当、医師等調整手当及び特別教授手当の月額を1か月当たりの平均所定労働時間数で除して得た額とする。

附 則

(施行期日)

- 1 この改正は、平成25年4月1日から施行する。
(平成25年4月1日における号俸の調整)
- 2 平成25年4月1日において31歳以上39歳未満の教職員（職務の級における最高の号俸を受ける教職員及び指定職基本給表の適用を受ける教職員を除く。）のうち、平成19年1月1日、平成20年1月1日又は平成21年1月1日に昇給した教職員（その他これに準ずる者を含む。）の平成25年4月1日における号俸を1号俸上位の号俸とすることができるものとする。

附 則

この改正は、平成26年1月1日から施行する。

附 則

この改正は、平成26年1月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

- 1 この改正は、平成26年4月1日から施行する。
(平成26年4月1日における号俸の調整)
- 2 平成26年4月1日において45歳に満たない教職員（職務の級における最高の号俸を受ける教職員及び指定職基本給表の適用を受ける教職員を除く。）のうち、平成19年1月1日、平成20年1月1日又は平成21年1月1日に昇給した教職員（その他これに準ずる者を含む。）の平成26年4月1日における号俸を1号俸上位の号俸とすることができるものとする。

附 則

(施行期日)

- 1 この改正は、平成 年 月 日から施行し、平成26年4月1日から適用する。
(平成26年4月1日からこの附則の施行日(以下「施行日」という。)の前日までの間に新たに基本給表の適用を受けることとなった教職員の特例措置)
- 2 平成26年4月1日から施行日の前日までの間に新たに基本給表の適用を受けることとなった教職員の前項の規定は、当該基本給表の適用日以降とする。ただし、大学が特に必要と認める場合はこの限りでない。

附 則

(施行期日)

- 1 この改正は、平成27年4月1日から施行する。ただし、第7項の規定は、平成27年1月1日から施行する。
(基本給月額に関する経過措置)
- 2 平成27年4月1日(以下「切替日」という。)の前日から引き続き大学に在職する教職員で、切替日においてその者が受ける第11条に規定する基本給月額が、切替日の前日において受けていた基本給月額(切替日以降に附則(平成22年12月1日施行)第2項が適用される場合は、同項に規定する基本給月額。以下「暫定基本給月額」という。)に達しない者については、平成30年3月31日までの間、基本給月額のほか、その差額に相当する額を基本給として支給することができるものとする。ただし、第6項に定める場合のほか、当該差額相当額を基本給として支給することが適当と認められない場合は、この限りでない。
- 3 切替日の前日から引き続き基本給表の適用を受ける教職員(前項に規定する教職員を除く。)について、同項の規定による基本給を支給される教職員との権衡上必要があると認められるときは、当該教職員には、同項の規定に準じて基本給を支給することができるものとする。
- 4 切替日以降に新たに基本給表の適用を受ける教職員について、雇用の事情等を考慮して前2項の規定による基本給を支給される教職員との権衡上必要があると認められるときは、前2項の規定に準じて基本給を支給することができるものとする。
- 5 前3項の規定を適用する場合における当該教職員の基本給月額及び暫定基本給月額には、教育職基本給表(一)に定める加給金額は含まないものとする。
(降格又は降給処分を受けた者に関する特例)
- 6 前4項の規定にかかわらず、切替日の前日におけるその者が属していた職務の級に相当する職務の級より下位の職務の級に降格された者、又は切替日の前日におけるその者が受けていた号俸に相当する号俸より下位の号俸に降給された者については、当該処分が切替日の前日に行われたものとして、第2項から第5項までの規定による基本給を支給することができるものとする。
(平成27年1月1日における昇給に関する特例)
- 7 平成27年1月1日の昇給時期においては、第15条第2項中「4号俸」とあるのは「3号俸」、「3号俸」とあるのは「2号俸」として、これを適用するものとする。

別表第1 一般職基本給表（第11条関係）

ア 一般職基本給表（一）

（～平27.3.31）

職務の級	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級	9級	10級
号俸	基本給月額	基本給月額	基本給月額	基本給月額	基本給月額	基本給月額	基本給月額	基本給月額	基本給月額	基本給月額
	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円
1	137,600	187,700	224,600	263,500	290,700	322,100	367,500	414,100	465,600	529,900
2	138,700	189,500	226,500	265,600	293,000	324,400	370,100	416,600	468,700	532,900
3	139,900	191,300	228,400	267,600	295,300	326,700	372,700	419,100	471,800	536,100
4	141,000	193,100	230,200	269,700	297,600	329,000	375,300	421,600	474,900	539,300
5	142,100	194,700	231,900	271,700	299,700	331,300	377,500	423,500	477,900	542,400
6	143,200	196,500	233,800	273,800	302,000	333,400	380,000	425,800	481,000	544,800
7	144,300	198,300	235,700	275,900	304,300	335,600	382,500	428,000	484,100	547,300
8	145,400	200,100	237,500	278,000	306,600	337,800	385,000	430,200	487,200	549,800
9	146,500	201,800	239,200	280,100	308,800	340,000	387,600	432,300	490,000	552,200
10	147,900	203,600	241,100	282,200	311,100	342,200	390,300	434,400	493,100	554,100
11	149,200	205,400	242,900	284,300	313,400	344,400	393,000	436,500	496,100	555,900
12	150,500	207,200	244,800	286,400	315,700	346,600	395,700	438,700	499,200	557,800
13	151,800	208,800	246,500	288,500	317,900	348,600	398,200	440,500	501,900	559,600
14	153,300	210,700	248,400	290,600	320,100	350,700	400,500	442,400	504,300	561,100
15	154,800	212,600	250,200	292,700	322,300	352,800	402,800	444,400	506,600	562,600
16	156,400	214,500	252,000	294,800	324,500	354,900	405,200	446,400	509,000	563,900
17	157,700	216,300	253,700	296,800	326,600	356,800	407,100	448,300	511,300	565,300
18	159,200	218,200	255,700	298,900	328,700	358,800	409,100	450,100	512,800	566,500
19	160,700	220,100	257,700	301,000	330,800	360,800	411,000	451,900	514,300	567,700
20	162,200	222,000	259,700	303,100	332,800	362,700	412,900	453,700	515,700	568,900
21	163,600	223,700	261,600	305,200	334,900	364,800	414,800	455,500	516,900	570,100
22	166,300	225,600	263,500	307,300	337,000	366,700	416,600	457,000	518,400	
23	168,900	227,500	265,400	309,400	339,100	368,700	418,500	458,500	519,900	
24	171,500	229,400	267,200	311,500	341,200	370,700	420,500	460,000	521,400	
25	174,200	231,000	269,200	313,400	342,800	372,700	422,300	461,400	522,600	
26	175,900	232,800	271,100	315,500	344,800	374,700	423,800	462,700	523,700	
27	177,600	234,500	273,000	317,600	346,800	376,700	425,400	464,000	524,900	
28	179,300	236,300	274,900	319,700	348,800	378,700	427,000	465,200	526,100	
29	180,800	237,700	276,700	321,700	350,600	380,300	428,600	466,200	527,200	
30	182,600	239,200	278,600	323,800	352,500	382,100	429,900	466,900	528,100	
31	184,400	240,700	280,500	325,900	354,400	383,900	431,200	467,700	529,000	
32	186,100	242,200	282,400	328,000	356,300	385,600	432,500	468,400	529,900	
33	187,700	243,600	284,100	329,600	358,200	387,400	433,700	469,100	530,700	
34	189,200	245,100	286,000	331,600	360,000	388,800	435,000	469,900	531,600	
35	190,700	246,600	287,900	333,700	361,800	390,400	436,300	470,600	532,500	
36	192,200	248,200	289,800	335,800	363,500	392,000	437,500	471,400	533,200	
37	193,500	249,500	291,500	337,700	365,000	393,500	438,700	472,200	534,100	
38	194,800	251,100	293,300	339,700	366,300	394,700	439,500	472,900	535,000	
39	196,100	252,700	295,100	341,700	367,700	395,900	440,300	473,700	535,900	
40	197,400	254,300	296,900	343,700	369,100	397,100	441,100	474,500	536,800	
41	198,700	255,700	298,700	345,600	370,600	398,200	441,700	475,300	537,700	
42	200,000	257,100	300,400	347,500	371,500	399,400	442,400	476,000		
43	201,300	258,500	302,100	349,400	372,600	400,600	443,100	476,800		
44	202,600	259,900	303,800	351,300	373,700	401,800	443,800	477,400		
45	203,800	261,100	305,500	352,800	374,500	402,500	444,600	478,200		
46	205,100	262,500	307,200	354,300	375,400	403,200	445,400			
47	206,400	263,900	308,900	355,800	376,300	403,900	446,100			
48	207,700	265,300	310,600	357,300	377,200	404,600	446,900			
49	208,800	266,600	311,800	359,000	378,200	405,200	447,500			
50	209,900	267,800	313,400	359,800	379,000	405,900	448,200			
51	211,000	269,100	315,000	361,000	379,800	406,600	449,000			
52	212,100	270,400	316,600	362,000	380,600	407,300	449,800			
53	213,300	271,500	318,300	362,900	381,300	408,000	450,400			
54	214,300	272,700	319,900	364,000	382,000	408,700	451,200			
55	215,300	274,000	321,500	365,000	382,700	409,400	452,000			

職務の級	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級	9級	10級
115		305,000								
116		305,400								
117		305,600								
118		305,800								
119		306,100								
120		306,400								
121		306,800								
122		307,000								
123		307,300								
124		307,600								
125		308,000								

注 この表の適用は、平成27年3月31日までとする。

ア 一般職基本給表 (一)

(平27.4.1～)

職務の級	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級	9級	10級
号俸	基本給月額	基本給月額	基本給月額	基本給月額	基本給月額	基本給月額	基本給月額	基本給月額	基本給月額	基本給月額
	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円
1	137,600	187,700	223,900	258,300	285,000	315,800	360,100	405,800	456,100	519,400
2	138,700	189,500	225,500	260,400	287,200	318,000	362,700	408,200	459,200	522,300
3	139,900	191,300	227,100	262,300	289,500	320,300	365,200	410,700	462,200	525,400
4	141,000	193,100	228,700	264,400	291,700	322,500	367,800	413,100	465,200	528,500
5	142,100	194,700	230,300	266,300	293,700	324,800	369,900	415,000	468,200	531,600
6	143,200	196,500	232,000	268,300	296,000	326,800	372,400	417,300	471,200	533,900
7	144,300	198,300	233,600	270,400	298,300	329,000	374,800	419,400	474,200	536,400
8	145,400	200,100	235,200	272,500	300,600	331,200	377,300	421,600	477,300	538,800
9	146,500	201,800	236,800	274,600	302,700	333,300	379,800	423,600	480,000	541,200
10	147,900	203,600	238,400	276,600	305,000	335,500	382,500	425,700	483,100	543,000
11	149,200	205,400	240,000	278,700	307,200	337,600	385,100	427,800	486,100	544,800
12	150,500	207,200	241,600	280,800	309,500	339,800	387,800	429,900	489,200	546,700
13	151,800	208,600	243,200	282,800	311,700	341,800	390,200	431,600	491,900	548,400
14	153,300	210,400	244,700	284,900	313,800	343,800	392,500	433,400	494,200	549,800
15	154,800	212,100	246,200	286,900	316,000	345,900	394,700	435,400	496,500	551,100
16	156,400	213,900	247,700	289,000	318,100	347,900	397,100	437,400	498,800	552,200
17	157,700	215,600	249,200	291,000	320,200	349,800	398,900	439,300	500,900	553,500
18	159,200	217,300	251,100	293,000	322,200	351,800	400,900	441,100	502,300	554,500
19	160,700	219,000	252,900	295,100	324,300	353,700	402,800	442,900	503,800	555,400
20	162,200	220,600	254,700	297,100	326,300	355,600	404,600	444,600	505,200	556,300
21	163,600	222,200	256,400	299,200	328,300	357,600	406,500	446,400	506,400	557,200
22	166,300	223,900	258,300	301,300	330,400	359,500	408,300	447,900	507,800	
23	168,900	225,600	260,200	303,300	332,400	361,500	410,100	449,300	509,300	
24	171,500	227,200	261,900	305,400	334,500	363,400	412,000	450,800	510,800	
25	174,200	228,700	263,900	307,200	336,100	365,400	413,800	452,200	511,900	
26	175,900	230,300	265,800	309,300	338,000	367,300	415,300	453,500	513,000	
27	177,600	231,800	267,600	311,400	340,000	369,300	416,800	454,800	514,200	
28	179,300	233,200	269,500	313,400	341,900	371,300	418,400	456,000	515,400	
29	180,800	234,600	271,200	315,400	343,600	372,800	420,000	457,000	516,400	
30	182,600	235,800	273,100	317,400	345,500	374,600	421,300	457,700	517,300	
31	184,400	237,000	275,000	319,500	347,400	376,400	422,600	458,500	518,200	
32	186,100	238,300	276,800	321,600	349,200	378,000	423,800	459,200	519,100	
33	187,700	239,600	278,500	323,100	351,100	379,800	425,000	459,900	519,900	
34	189,200	241,000	280,400	325,100	352,900	381,200	426,300	460,700	520,800	
35	190,700	242,300	282,200	327,100	354,700	382,700	427,600	461,400	521,500	
36	192,200	243,600	284,100	329,200	356,400	384,300	428,800	462,000	522,000	
37	193,500	244,600	285,800	331,100	357,800	385,700	430,000	462,500	522,700	
38	194,800	246,100	287,500	333,000	359,100	386,900	430,800	463,100	523,300	
39	196,100	247,700	289,300	335,000	360,500	388,100	431,600	463,700	524,100	
40	197,400	249,200	291,100	336,900	361,900	389,200	432,400	464,300	524,700	
41	198,700	250,600	292,800	338,800	363,200	390,300	433,000	464,800	525,200	
42	200,000	252,000	294,500	340,700	364,100	391,500	433,700	465,300		
43	201,300	253,400	296,200	342,500	365,200	392,700	434,400	465,700		
44	202,600	254,800	297,800	344,400	366,300	393,800	435,100	466,000		
45	203,800	256,000	299,500	345,900	367,100	394,500	435,900	466,300		
46	205,100	257,300	301,200	347,300	368,000	395,200	436,700			
47	206,400	258,700	302,800	348,800	368,900	395,900	437,100			
48	207,700	260,100	304,500	350,300	369,800	396,600	437,800			
49	208,800	261,400	305,700	351,900	370,700	397,200	438,300			
50	209,900	262,500	307,200	352,700	371,500	397,800	438,700			
51	211,000	263,800	308,800	353,900	372,300	398,300	439,100			
52	212,100	265,100	310,400	354,900	373,100	398,700	439,500			
53	213,300	266,200	312,000	355,800	373,800	399,100	439,900			
54	214,300	267,300	313,600	356,900	374,500	399,400	440,300			
55	215,300	268,600	315,200	357,800	375,200	399,700	440,700			

職務の級	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級	9級	10級
115		299,000								
116		299,400								
117		299,600								
118		299,800								
119		300,100								
120		300,400								
121		300,800								
122		301,000								
123		301,300								
124		301,600								
125		301,900								

注 この表は、平成27年4月1日から適用する。

イ 一般職基本給表（二）

（～平27.3.31）

職務の級	1級	2級	3級	4級	5級
号俸	基本給月額	基本給月額	基本給月額	基本給月額	基本給月額
	円	円	円	円	円
1	123,900	175,000	197,000	249,500	281,000
2	124,800	176,500	198,400	250,900	282,900
3	125,800	178,000	199,800	252,200	284,700
4	126,700	179,500	201,200	253,500	286,600
5	127,700	180,900	202,600	254,600	288,500
6	128,700	182,400	204,100	255,900	290,400
7	129,700	183,900	205,500	257,200	292,200
8	130,700	185,400	207,000	258,500	294,100
9	131,500	186,900	208,500	259,600	295,800
10	132,500	188,100	210,100	260,900	297,600
11	133,500	189,400	211,700	262,200	299,400
12	134,600	190,600	213,300	263,500	301,200
13	135,400	192,000	214,700	264,600	302,800
14	136,400	193,100	216,400	265,800	304,500
15	137,400	194,300	218,100	267,000	306,200
16	138,400	195,500	219,700	268,100	307,800
17	139,500	196,700	221,100	269,200	309,400
18	140,700	197,900	222,300	270,400	311,100
19	141,900	198,900	223,500	271,500	312,800
20	143,100	200,000	224,700	272,600	314,500
21	144,200	201,000	226,000	273,600	315,800
22	145,400	202,200	227,600	274,700	317,200
23	146,600	203,400	229,200	275,800	318,600
24	147,800	204,500	230,800	276,900	320,100
25	149,000	205,700	232,400	278,000	321,600
26	150,500	207,000	233,900	279,100	323,100
27	152,000	208,300	235,400	280,200	324,600
28	153,500	209,600	236,900	281,300	326,000
29	154,900	210,900	238,300	282,400	327,600
30	156,400	212,200	239,700	283,500	328,900
31	157,900	213,500	241,100	284,500	330,200
32	159,400	214,800	242,400	285,500	331,400
33	160,900	215,500	243,600	286,400	332,500
34	162,700	216,900	245,000	287,500	333,500
35	164,500	218,200	246,300	288,600	334,600
36	166,300	219,600	247,700	289,700	335,800
37	168,100	220,700	249,000	290,400	337,000
38	169,800	222,000	250,400	291,300	338,200
39	171,500	223,300	251,800	292,200	339,400
40	173,200	224,500	253,200	293,200	340,600
41	174,800	225,600	254,400	294,100	341,700
42	176,200	226,800	255,700	295,100	342,900
43	177,600	228,000	257,000	296,100	344,100
44	179,000	229,200	258,300	297,000	345,300
45	180,500	230,400	259,300	297,800	346,200
46	181,900	231,600	260,400	298,700	347,300
47	183,300	232,800	261,600	299,600	348,400
48	184,700	233,900	262,800	300,500	349,500
49	186,000	235,100	264,100	301,200	350,600
50	187,200	236,300	265,300	301,900	351,600
51	188,300	237,500	266,500	302,700	352,600
52	189,500	238,700	267,500	303,500	353,600
53	190,600	239,800	268,600	304,100	354,500
54	191,700	240,800	269,800	304,900	355,400
55	192,800	241,800	271,000	305,600	356,300

職務の級	1級	2級	3級	4級	5級
56	193,900	242,800	272,200	306,300	357,200
57	195,000	243,800	273,200	307,000	358,000
58	196,000	244,800	274,300	307,800	358,900
59	197,100	245,800	275,400	308,600	359,800
60	198,100	246,800	276,400	309,300	360,700
61	199,200	247,800	277,500	309,900	361,500
62	200,100	248,700	278,600	310,600	362,400
63	201,000	249,600	279,700	311,300	363,300
64	201,900	250,500	280,800	312,000	364,200
65	202,600	251,500	281,700	312,500	364,800
66	203,400	252,300	282,500	313,100	365,400
67	204,200	253,100	283,300	313,700	366,000
68	205,000	253,800	284,200	314,300	366,600
69	205,500	254,600	285,100	314,900	367,000
70	206,100	255,200	285,900	315,300	
71	206,500	255,800	286,700	315,800	
72	207,100	256,300	287,400	316,300	
73	207,700	256,600	288,200	316,600	
74	208,400	257,000	289,000	317,100	
75	209,100	257,500	289,800	317,600	
76	209,900	258,000	290,600	318,100	
77	210,200	258,600	291,200	318,300	
78	210,900	259,000	291,800	318,700	
79	211,600	259,500	292,300	319,100	
80	212,300	260,000	292,700	319,500	
81	213,000	260,300	293,100	319,900	
82	213,700	260,600	293,600	320,300	
83	214,400	260,900	294,100	320,700	
84	215,100	261,200	294,600	321,100	
85	215,800	261,400	295,000	321,400	
86	216,500	261,800	295,600	321,800	
87	217,200	262,100	296,200	322,200	
88	217,900	262,400	296,800	322,500	
89	218,400	262,600	297,100	322,800	
90	219,000	262,800	297,600	323,200	
91	219,600	263,200	298,100	323,500	
92	220,200	263,400	298,600	323,900	
93	220,600	263,700	299,000	324,100	
94	221,100	264,100	299,500	324,400	
95	221,600	264,500	300,000	324,700	
96	222,100	264,900	300,500	325,100	
97	222,700	265,100	300,800	325,400	
98	223,200	265,400	301,200	325,700	
99	223,700	265,600	301,700	326,000	
100	224,200	265,900	302,200	326,300	
101	224,800	266,200	302,600	326,600	
102	225,300	266,400	303,000		
103	225,900	266,700	303,400		
104	226,500	267,000	303,800		
105	226,900	267,200	304,100		
106	227,400	267,400	304,500		
107	227,900	267,700	304,900		
108	228,300	267,900	305,300		
109	228,500	268,200	305,600		
110	228,900	268,500	306,000		
111	229,400	268,800	306,400		
112	229,900	269,000	306,800		
113	230,300	269,200	307,000		
114	230,800	269,500	307,400		

職務の級	1級	2級	3級	4級	5級
115	231,300	269,700	307,800		
116	231,800	269,900	308,100		
117	232,100	270,200	308,400		
118	232,500	270,500	308,800		
119	232,900	270,800	309,100		
120	233,300	271,100	309,400		
121	233,700	271,200	309,600		
122		271,500	310,000		
123		271,800	310,300		
124		272,100	310,600		
125		272,200	310,800		
126		272,500	311,200		
127		272,800	311,500		
128		273,100	311,800		
129		273,200	312,000		
130		273,500	312,400		
131		273,800	312,800		
132		274,100	313,200		
133		274,200	313,400		
134		274,500			
135		274,800			
136		275,100			
137		275,200			

注 この表の適用は、平成27年3月31日までとする。

イ 一般職基本給表（二）

（平27.4.1～）

職務の級	1級	2級	3級	4級	5級
号俸	基本給月額	基本給月額	基本給月額	基本給月額	基本給月額
	円	円	円	円	円
1	123,900	175,000	196,600	244,600	275,400
2	124,800	176,500	198,000	245,900	277,300
3	125,800	178,000	199,400	247,100	279,100
4	126,700	179,500	200,700	248,400	281,000
5	127,700	180,900	202,000	249,500	282,800
6	128,700	182,400	203,400	250,800	284,600
7	129,700	183,800	204,800	252,100	286,300
8	130,700	185,200	206,200	253,400	288,200
9	131,500	186,600	207,600	254,500	289,900
10	132,500	187,800	209,200	255,800	291,700
11	133,500	189,100	210,800	257,000	293,400
12	134,600	190,300	212,300	258,300	295,200
13	135,400	191,500	213,600	259,400	296,800
14	136,400	192,600	215,100	260,600	298,500
15	137,400	193,700	216,600	261,700	300,100
16	138,400	194,800	217,900	262,800	301,600
17	139,500	195,900	219,000	263,900	303,200
18	140,700	197,000	219,800	265,100	304,800
19	141,900	198,000	220,700	266,200	306,500
20	143,100	199,000	221,700	267,200	308,200
21	144,200	200,000	222,700	268,200	309,500
22	145,400	201,100	224,200	269,300	310,900
23	146,600	202,200	225,600	270,400	312,300
24	147,800	203,200	226,800	271,500	313,800
25	149,000	204,200	228,300	272,500	315,200
26	150,500	205,100	229,600	273,600	316,700
27	152,000	205,800	231,000	274,700	318,200
28	153,500	206,700	232,300	275,800	319,600
29	154,900	207,600	233,600	276,800	321,200
30	156,400	208,800	234,900	277,900	322,400
31	157,900	209,900	236,300	278,900	323,700
32	159,400	210,800	237,600	279,900	324,900
33	160,900	211,500	238,800	280,800	326,000
34	162,700	212,800	240,100	281,800	326,900
35	164,500	214,000	241,400	282,900	328,000
36	166,300	215,200	242,800	284,000	329,100
37	168,100	216,300	244,100	284,700	330,200
38	169,800	217,600	245,400	285,600	331,300
39	171,500	218,900	246,800	286,500	332,300
40	173,200	220,000	248,200	287,400	333,300
41	174,800	221,100	249,300	288,300	334,300
42	176,200	222,300	250,600	289,300	335,300
43	177,600	223,500	251,900	290,300	336,300
44	179,000	224,700	253,200	291,200	337,300
45	180,500	225,800	254,100	291,900	338,200
46	181,900	227,000	255,200	292,800	339,200
47	183,300	228,200	256,400	293,700	340,200
48	184,700	229,300	257,600	294,600	341,200
49	186,000	230,400	258,800	295,300	342,100
50	187,200	231,600	260,000	296,000	343,000
51	188,300	232,800	261,200	296,700	343,900
52	189,500	234,000	262,200	297,500	344,700
53	190,600	235,100	263,300	298,100	345,500
54	191,700	236,100	264,400	298,900	346,300
55	192,800	237,000	265,600	299,600	347,100

職務の級	1級	2級	3級	4級	5級
56	193,900	238,000	266,800	300,300	347,800
57	195,000	239,000	267,800	301,000	348,500
58	196,000	240,000	268,800	301,700	349,300
59	197,100	241,000	269,900	302,500	350,100
60	198,100	241,900	270,900	303,200	350,800
61	199,200	242,900	272,000	303,800	351,500
62	200,100	243,800	273,100	304,500	352,200
63	201,000	244,700	274,100	305,200	352,900
64	201,900	245,600	275,200	305,900	353,600
65	202,600	246,500	276,100	306,400	354,200
66	203,400	247,300	276,900	306,900	354,700
67	204,200	248,100	277,700	307,500	355,200
68	205,000	248,800	278,500	308,100	355,700
69	205,500	249,600	279,400	308,700	356,100
70	206,100	250,200	280,200	309,100	
71	206,500	250,800	281,000	309,600	
72	207,100	251,300	281,700	310,100	
73	207,700	251,500	282,500	310,400	
74	208,400	251,900	283,200	310,900	
75	209,100	252,400	284,000	311,400	
76	209,900	252,900	284,800	311,800	
77	210,200	253,500	285,400	312,000	
78	210,900	253,900	286,000	312,300	
79	211,600	254,400	286,500	312,600	
80	212,300	254,900	286,900	312,900	
81	213,000	255,200	287,300	313,200	
82	213,700	255,500	287,700	313,500	
83	214,400	255,800	288,200	313,800	
84	215,100	256,100	288,700	314,100	
85	215,800	256,300	289,100	314,300	
86	216,500	256,600	289,700	314,700	
87	217,200	256,900	290,300	315,000	
88	217,900	257,200	290,900	315,200	
89	218,400	257,400	291,200	315,400	
90	219,000	257,600	291,700	315,700	
91	219,600	258,000	292,200	316,000	
92	220,200	258,200	292,600	316,300	
93	220,600	258,500	293,000	316,500	
94	221,100	258,900	293,500	316,800	
95	221,600	259,200	294,000	317,100	
96	222,100	259,500	294,500	317,300	
97	222,700	259,700	294,800	317,500	
98	223,200	260,000	295,200	317,800	
99	223,700	260,200	295,700	318,100	
100	224,200	260,500	296,200	318,300	
101	224,800	260,800	296,600	318,500	
102	225,300	261,000	297,000		
103	225,900	261,300	297,300		
104	226,500	261,600	297,600		
105	226,900	261,800	297,900		
106	227,400	262,000	298,300		
107	227,900	262,300	298,700		
108	228,300	262,500	299,100		
109	228,500	262,800	299,400		
110	228,900	263,100	299,800		
111	229,400	263,400	300,200		
112	229,900	263,600	300,500		
113	230,300	263,800	300,700		
114	230,800	264,100	301,000		

職務の級	1級	2級	3級	4級	5級
115	231,300	264,300	301,300		
116	231,800	264,500	301,500		
117	232,100	264,800	301,700		
118	232,500	265,100	302,000		
119	232,900	265,400	302,300		
120	233,300	265,700	302,500		
121	233,700	265,800	302,700		
122		266,100	303,000		
123		266,400	303,300		
124		266,700	303,500		
125		266,800	303,700		
126		267,100	304,000		
127		267,400	304,300		
128		267,700	304,500		
129		267,800	304,700		
130		268,100	305,000		
131		268,400	305,300		
132		268,700	305,500		
133		268,800	305,700		
134		269,100			
135		269,400			
136		269,700			
137		269,800			

注 この表は、平成27年4月1日から適用する。

別表第2 教育職基本給表（第11条関係）

ア 教育職基本給表（一）

（～平27.3.31）

職務の級	1級	2級	3級	4級	5級
号俸	基本給月額	基本給月額	基本給月額	基本給月額	基本給月額
	円	円	円	円	円
加給金額	—	10,400	23,800	25,400	30,000
1	164,400	207,000	267,800	318,500	409,900
2	166,500	209,200	270,900	321,900	412,400
3	168,500	211,400	274,000	325,400	414,800
4	170,500	213,600	277,000	328,900	417,300
5	172,500	215,700	280,000	332,400	419,800
6	175,000	217,900	282,800	335,800	422,300
7	177,500	220,100	285,500	339,300	424,800
8	180,000	222,200	288,200	342,800	427,300
9	182,500	224,500	291,000	346,400	429,500
10	185,300	226,900	293,900	349,700	432,000
11	188,000	229,300	296,800	353,000	434,500
12	190,700	231,700	299,700	356,300	436,900
13	193,400	234,000	302,300	359,500	438,700
14	195,300	236,400	304,900	362,000	440,900
15	197,200	238,800	307,400	364,500	443,300
16	199,100	241,200	309,900	367,100	445,600
17	201,100	243,300	312,300	369,800	448,000
18	202,900	246,400	315,000	372,100	450,400
19	204,700	249,500	317,800	374,400	452,800
20	206,400	252,600	320,600	376,700	455,200
21	208,200	255,700	323,200	378,900	457,500
22	210,100	258,800	326,000	381,000	459,900
23	212,000	261,900	328,800	383,100	462,300
24	213,900	265,000	331,600	385,200	464,700
25	215,900	267,900	334,000	387,100	466,700
26	218,000	270,900	336,500	389,000	468,900
27	220,100	273,900	338,900	390,900	471,100
28	222,200	276,900	341,400	392,800	473,300
29	224,200	279,900	343,800	394,800	475,500
30	226,400	282,600	346,000	396,600	477,800
31	228,700	285,300	348,200	398,300	480,000
32	231,000	288,000	350,400	400,100	482,200
33	233,400	290,600	352,700	401,900	484,200
34	235,300	293,500	355,000	403,700	486,300
35	237,200	296,300	357,300	405,400	488,600
36	239,100	299,100	359,600	407,200	490,900
37	241,000	301,800	361,600	408,700	493,100
38	243,000	304,000	363,700	410,400	495,100
39	244,900	306,300	365,800	412,100	497,100
40	246,900	308,600	367,800	413,700	499,100
41	249,000	310,700	369,800	415,000	501,100
42	250,900	311,900	371,700	416,600	503,000
43	252,800	313,100	373,500	418,200	504,900
44	254,700	314,300	375,400	419,800	506,800
45	256,500	315,400	377,400	421,200	508,700
46	258,400	316,600	379,200	422,800	510,500
47	260,300	317,800	380,900	424,400	512,300
48	262,200	319,000	382,700	426,000	514,200
49	263,800	320,000	384,600	427,500	515,900
50	265,000	321,100	386,400	428,800	517,700
51	266,200	322,200	388,200	430,100	519,500
52	267,500	323,200	390,000	431,400	521,400
53	268,400	324,400	391,300	432,200	523,200
54	269,500	325,400	392,800	433,200	524,900

職務の級	1級	2級	3級	4級	5級
55	270,600	326,500	394,300	434,100	526,600
56	271,700	327,600	395,900	435,000	528,200
57	272,900	328,700	397,300	435,900	529,900
58	274,100	329,800	398,700	436,800	531,200
59	275,300	330,900	400,200	437,800	532,500
60	276,500	331,900	401,700	438,700	533,800
61	277,500	333,000	403,000	439,600	535,000
62	278,600	334,100	404,500	440,500	536,000
63	279,700	335,200	406,000	441,600	537,000
64	280,700	336,300	407,500	442,700	538,000
65	281,700	337,200	408,500	443,600	538,700
66	282,700	338,300	409,600	444,600	539,600
67	283,800	339,400	410,700	445,600	540,500
68	284,900	340,500	411,800	446,600	541,400
69	285,900	341,400	412,800	447,600	542,300
70	287,000	342,500	413,700	448,600	543,100
71	288,100	343,600	414,600	449,600	544,000
72	289,200	344,700	415,400	450,600	544,700
73	290,100	345,300	416,200	451,600	545,600
74	291,200	346,300	417,100	452,500	546,500
75	292,300	347,300	417,900	453,400	547,400
76	293,400	348,300	418,800	454,400	548,300
77	294,200	349,400	419,500	455,200	549,200
78	295,200	350,400	420,100	455,700	550,100
79	296,200	351,400	420,700	456,400	551,000
80	297,200	352,400	421,300	457,000	551,900
81	298,300	353,400	421,600	457,800	552,800
82	299,200	354,400	422,200	458,500	
83	300,100	355,400	422,800	459,100	
84	301,000	356,400	423,400	459,800	
85	301,800	357,000	423,700	460,300	
86	302,700	357,600	424,200	460,900	
87	303,600	358,200	424,800	461,600	
88	304,500	358,800	425,400	462,300	
89	305,100	359,500	425,800	462,800	
90	305,700	359,900	426,400	463,500	
91	306,400	360,300	427,000	464,100	
92	307,100	360,800	427,500	464,600	
93	307,800	361,300	427,800	465,100	
94	308,400	361,700	428,200	465,800	
95	309,000	362,200	428,600	466,500	
96	309,600	362,700	429,000	467,200	
97	310,300	363,300	429,500	467,700	
98	310,900	363,800	430,000	468,300	
99	311,500	364,300	430,400	469,000	
100	312,100	364,800	430,900	469,700	
101	312,500	365,200	431,300	470,200	
102	312,800	365,700	431,700		
103	313,200	366,100	432,200		
104	313,600	366,600	432,500		
105	313,900	367,100	433,100		
106	314,300	367,500	433,600		
107	314,600	368,000	434,100		
108	314,900	368,500	434,600		
109	315,300	369,000	435,200		
110	315,600	369,500	435,700		
111	316,000	370,000	436,200		
112	316,400	370,400	436,700		
113	316,700	370,800	437,300		

職務の級	1級	2級	3級	4級	5級
114	317,100	371,200	437,800		
115	317,400	371,700	438,300		
116	317,800	372,100	438,800		
117	318,000	372,500	439,400		
118	318,300	372,900			
119	318,700	373,400			
120	319,100	373,900			
121	319,300	374,200			
122	319,600	374,600			
123	320,000	375,100			
124	320,400	375,400			
125	320,600	375,800			
126	320,800	376,300			
127	321,100	376,800			
128	321,500	377,300			
129	321,700	377,800			
130	322,000	378,300			
131	322,400	378,800			
132	322,700	379,300			
133	322,900	379,800			
134	323,200	380,300			
135	323,600	380,800			
136	323,800	381,300			
137	323,900	381,800			
138	324,100	382,300			
139	324,400	382,800			
140	324,700	383,300			
141	325,100	383,800			
142	325,400				
143	325,700				
144	326,000				
145	326,400				
146	326,700				
147	327,000				
148	327,300				
149	327,700				
150	328,000				
151	328,300				
152	328,500				
153	328,800				
154	329,100				
155	329,400				
156	329,700				
157	330,100				

注1 2級、3級、4級又は5級のいずれかの級に該当する者（2級該当者は助教の職にあるものに限る。）については、各級の号俸に定める金額に加給金額にある額を加算した額をもって、その基本給月額とする。

注2 この表の適用は、平成27年3月31日までとする。

ア 教育職基本給表 (一)

(平27.4.1～)

職務の級 号俸	1級 基本給月額	2級 基本給月額	3級 基本給月額	4級 基本給月額	5級 基本給月額
	円	円	円	円	円
加給金額	—	10,400	23,800	25,400	30,000
1	164,400	207,000	267,500	315,300	401,900
2	166,500	209,200	270,500	318,300	404,200
3	168,500	211,400	273,400	321,500	406,600
4	170,500	213,600	276,200	324,600	409,100
5	172,500	215,700	279,100	328,000	411,500
6	175,000	217,900	281,600	330,800	414,000
7	177,500	220,100	283,900	333,700	416,400
8	180,000	222,200	286,300	336,600	418,900
9	182,500	224,500	289,100	339,600	420,900
10	185,300	226,900	291,600	342,800	423,400
11	188,000	229,300	294,200	346,000	425,800
12	190,700	231,700	296,800	349,300	428,200
13	193,400	234,000	299,300	352,400	429,900
14	195,300	236,400	301,500	354,700	432,100
15	197,200	238,800	303,700	357,200	434,400
16	199,100	241,200	305,800	359,800	436,700
17	201,100	243,300	308,100	362,500	439,000
18	202,900	246,400	310,300	364,700	441,400
19	204,700	249,500	312,500	367,000	443,700
20	206,400	252,600	314,700	369,200	446,100
21	208,200	255,500	316,800	371,300	448,300
22	210,100	258,500	319,600	373,400	450,600
23	212,000	261,400	322,300	375,500	453,000
24	213,900	264,300	325,100	377,600	455,300
25	215,900	267,100	327,400	379,500	457,300
26	218,000	269,700	329,700	381,300	459,500
27	220,100	272,300	332,100	383,200	461,600
28	222,200	275,100	334,600	385,100	463,800
29	224,200	278,000	337,000	387,100	465,900
30	226,400	280,400	339,200	388,800	468,200
31	228,700	282,800	341,400	390,500	470,400
32	231,000	285,200	343,500	392,200	472,500
33	233,200	287,800	345,700	394,000	474,400
34	235,000	290,200	348,000	395,800	476,500
35	236,700	292,800	350,300	397,400	478,800
36	238,400	295,200	352,500	399,200	481,000
37	240,300	297,800	354,500	400,500	483,100
38	242,000	299,500	356,500	402,200	485,100
39	243,500	301,400	358,600	403,800	487,000
40	245,200	303,300	360,500	405,400	488,900
41	247,300	305,200	362,500	406,700	490,900
42	249,000	306,300	364,400	408,300	492,800
43	250,500	307,300	366,200	409,800	494,600
44	252,200	308,200	368,000	411,400	496,500
45	253,900	309,200	370,000	412,800	498,400
46	255,500	310,400	371,800	414,400	500,200
47	257,200	311,600	373,400	415,900	502,000
48	258,800	312,700	375,200	417,500	503,900
49	260,300	313,700	377,100	418,900	505,600
50	261,100	314,800	378,800	420,200	507,300
51	261,900	315,800	380,600	421,500	509,100
52	262,900	316,800	382,300	422,800	511,000
53	263,600	318,000	383,600	423,500	512,600
54	264,700	319,000	385,100	424,500	514,200

職務の級	1級	2級	3級	4級	5級
55	265,500	320,100	386,500	425,400	515,900
56	266,500	321,100	388,100	426,300	517,500
57	267,500	322,200	389,500	427,200	519,100
58	268,700	323,300	390,900	428,100	520,400
59	269,900	324,400	392,300	429,000	521,700
60	271,000	325,400	393,800	429,900	522,900
61	272,000	326,500	395,100	430,800	524,100
62	273,100	327,500	396,500	431,700	525,100
63	274,200	328,600	398,000	432,700	526,100
64	275,200	329,700	399,500	433,800	527,100
65	276,200	330,600	400,500	434,700	527,700
66	277,100	331,700	401,600	435,700	528,600
67	278,200	332,700	402,600	436,700	529,500
68	279,300	333,800	403,700	437,600	530,400
69	280,300	334,700	404,700	438,600	531,300
70	281,400	335,800	405,600	439,600	532,100
71	282,400	336,800	406,400	440,600	532,800
72	283,500	337,900	407,200	441,600	533,300
73	284,400	338,500	408,000	442,600	534,000
74	285,500	339,500	408,900	443,500	534,500
75	286,600	340,500	409,700	444,400	535,300
76	287,600	341,500	410,500	445,400	535,900
77	288,400	342,500	411,200	446,200	536,400
78	289,400	343,500	411,700	446,700	537,000
79	290,400	344,500	412,100	447,400	537,600
80	291,300	345,400	412,500	448,000	538,200
81	292,400	346,400	412,800	448,800	538,800
82	293,300	347,400	413,200	449,500	
83	294,200	348,400	413,600	449,800	
84	295,100	349,400	414,000	450,400	
85	295,900	350,000	414,300	450,800	
86	296,700	350,600	414,700	451,200	
87	297,600	351,200	415,100	451,600	
88	298,500	351,800	415,500	451,900	
89	299,100	352,400	415,800	452,200	
90	299,700	352,800	416,200	452,600	
91	300,400	353,200	416,600	453,000	
92	301,000	353,700	416,900	453,300	
93	301,700	354,200	417,200	453,600	
94	302,300	354,600	417,600	454,000	
95	302,900	355,100	417,900	454,300	
96	303,500	355,600	418,200	454,600	
97	304,200	356,200	418,500	454,900	
98	304,800	356,700	418,900	455,300	
99	305,400	357,100	419,200	455,600	
100	306,000	357,600	419,500	455,900	
101	306,400	358,000	419,800	456,200	
102	306,700	358,500	420,200		
103	307,000	358,900	420,500		
104	307,400	359,400	420,800		
105	307,700	359,900	421,100		
106	308,100	360,300	421,500		
107	308,400	360,800	421,800		
108	308,700	361,300	422,100		
109	309,100	361,700	422,400		
110	309,400	362,200	422,700		
111	309,800	362,700	423,000		
112	310,200	363,100	423,300		
113	310,500	363,500	423,600		

職務の級	1級	2級	3級	4級	5級
114	310,900	363,900	423,900		
115	311,200	364,400	424,200		
116	311,500	364,800	424,500		
117	311,700	365,200	424,700		
118	312,000	365,600			
119	312,400	366,100			
120	312,800	366,500			
121	313,000	366,800			
122	313,300	367,200			
123	313,700	367,700			
124	314,100	368,000			
125	314,300	368,400			
126	314,500	368,900			
127	314,800	369,400			
128	315,200	369,800			
129	315,400	370,200			
130	315,700	370,700			
131	316,100	371,200			
132	316,300	371,700			
133	316,500	372,200			
134	316,800	372,700			
135	317,200	373,200			
136	317,400	373,700			
137	317,500	374,200			
138	317,700	374,700			
139	318,000	375,200			
140	318,300	375,700			
141	318,700	376,200			
142	319,000				
143	319,300				
144	319,600				
145	320,000				
146	320,300				
147	320,500				
148	320,800				
149	321,200				
150	321,500				
151	321,800				
152	322,000				
153	322,300				
154	322,600				
155	322,900				
156	323,200				
157	323,400				

注1 2級、3級、4級又は5級のいずれかの級に該当する者（2級該当者は助教の職にあるものに限る。）については、各級の号俸に定める金額に加給金額にある額を加算した額をもって、その基本給月額とする。

注2 この表は、平成27年4月1日から適用する。

イ 教育職基本給表 (二)

(～平27.3.31)

職務の級 号俸	1級	2級	3級
	基本給月額	基本給月額	基本給月額
	円	円	円
1	173,500	208,200	267,800
2	176,100	210,300	270,900
3	178,700	212,400	274,000
4	181,400	214,500	277,000
5	184,100	216,400	280,000
6	186,900	218,500	282,900
7	189,700	220,600	285,700
8	192,600	222,600	288,500
9	195,500	224,800	291,200
10	198,500	227,200	294,100
11	201,400	229,600	297,000
12	204,300	232,000	299,900
13	207,000	234,200	302,300
14	208,700	236,500	304,900
15	210,400	238,800	307,400
16	212,100	241,100	309,900
17	213,800	243,400	312,500
18	215,600	246,500	315,600
19	217,400	249,600	318,800
20	219,100	252,700	322,000
21	221,000	255,700	325,000
22	222,900	258,800	328,100
23	224,900	261,900	331,200
24	226,900	265,000	334,300
25	228,700	267,900	337,400
26	230,700	270,900	340,400
27	232,700	273,900	343,300
28	234,700	276,900	346,300
29	236,500	279,900	349,200
30	238,400	282,400	351,800
31	240,400	284,900	354,400
32	242,400	287,400	357,000
33	244,400	289,800	359,600
34	246,500	292,400	361,800
35	248,600	294,900	364,100
36	250,700	297,400	366,400
37	252,500	299,600	368,700
38	254,500	302,000	370,900
39	256,500	304,500	373,200
40	258,500	307,000	375,500
41	260,300	309,400	377,800
42	261,700	311,800	379,900
43	263,100	314,200	382,000
44	264,500	316,600	384,100
45	265,800	318,800	386,000
46	267,100	321,200	388,000
47	268,300	323,600	390,000
48	269,500	326,100	392,000
49	270,600	328,600	393,600
50	271,700	331,000	395,400
51	273,000	333,300	397,200
52	274,300	335,700	399,000
53	275,400	338,000	400,200
54	276,600	340,000	401,800
55	277,800	342,000	403,500

職務の級	1級	2級	3級
56	279,000	344,000	405,200
57	280,100	345,900	406,700
58	281,500	347,900	408,400
59	282,900	349,900	410,100
60	284,300	351,900	411,700
61	285,500	353,800	413,100
62	286,900	355,700	414,700
63	288,300	357,600	416,300
64	289,600	359,500	417,900
65	290,800	361,400	419,300
66	292,100	363,300	420,300
67	293,400	365,200	421,300
68	294,700	367,000	422,300
69	296,100	368,700	423,300
70	297,200	370,500	424,300
71	298,300	372,300	425,400
72	299,300	374,100	426,400
73	300,500	375,600	427,100
74	301,600	377,200	427,900
75	302,700	378,800	428,900
76	303,800	380,400	429,900
77	304,600	382,100	430,900
78	305,600	383,800	431,900
79	306,600	385,500	432,900
80	307,600	387,200	433,900
81	308,400	388,700	434,600
82	309,300	390,200	435,500
83	310,200	391,800	436,400
84	311,100	393,400	437,200
85	311,800	394,500	438,100
86	312,600	395,800	438,900
87	313,400	397,200	439,700
88	314,300	398,600	440,600
89	315,200	399,900	441,300
90	316,000	401,100	441,800
91	316,800	402,200	442,400
92	317,600	403,400	442,800
93	318,300	404,300	443,300
94	319,000	405,400	443,900
95	319,700	406,500	444,400
96	320,400	407,600	445,000
97	320,800	408,500	445,400
98	321,200	409,500	445,900
99	321,600	410,500	446,500
100	322,000	411,500	447,100
101	322,300	412,300	447,500
102	322,700	413,300	
103	323,100	414,300	
104	323,500	415,300	
105	323,900	415,900	
106	324,400	416,700	
107	324,900	417,600	
108	325,400	418,500	
109	325,800	419,400	
110	326,300	420,300	
111	326,800	421,200	
112	327,300	422,000	
113	327,600	422,800	
114	328,100	423,300	

職務の級	1級	2級	3級
115	328,500	423,800	
116	329,000	424,300	
117	329,300	424,700	
118	329,700	425,300	
119	330,200	425,800	
120	330,700	426,400	
121	330,900	426,600	
122	331,300	427,100	
123	331,800	427,700	
124	332,100	428,100	
125	332,300	428,500	
126	332,600		
127	333,100		
128	333,600		
129	333,800		
130	334,200		
131	334,700		
132	335,100		
133	335,300		
134	335,700		
135	336,200		
136	336,500		
137	336,800		
138	337,200		
139	337,600		
140	338,000		
141	338,500		

注 この表の適用は、平成27年3月31日までとする。

イ 教育職基本給表 (二)

(平27.4.1～)

職務の級 号俸	1級 基本給月額	2級 基本給月額	3級 基本給月額
	円	円	円
1	173,500	208,200	267,500
2	176,100	210,300	270,500
3	178,700	212,400	273,400
4	181,400	214,500	276,200
5	184,100	216,400	279,100
6	186,900	218,500	281,700
7	189,700	220,600	284,100
8	192,600	222,600	286,600
9	195,500	224,800	289,200
10	198,500	227,200	291,800
11	201,400	229,600	294,400
12	204,300	232,000	297,000
13	207,000	234,200	299,300
14	208,700	236,500	301,500
15	210,400	238,800	303,700
16	212,100	241,100	305,800
17	213,800	243,400	308,300
18	215,600	246,500	310,900
19	217,400	249,600	313,500
20	219,100	252,700	316,100
21	221,000	255,500	318,600
22	222,900	258,500	321,700
23	224,900	261,400	324,600
24	226,900	264,300	327,700
25	228,700	267,100	330,700
26	230,700	269,700	333,600
27	232,700	272,300	336,500
28	234,700	275,100	339,400
29	236,500	278,000	342,300
30	238,400	280,200	344,800
31	240,400	282,400	347,400
32	242,400	284,600	349,900
33	244,200	286,900	352,400
34	246,200	289,100	354,600
35	248,100	291,400	356,900
36	250,000	293,500	359,200
37	251,700	295,600	361,500
38	253,400	297,500	363,600
39	255,000	299,400	365,900
40	256,800	301,400	368,100
41	258,500	303,300	370,400
42	259,700	305,700	372,400
43	260,800	308,000	374,500
44	261,900	310,400	376,600
45	263,100	312,500	378,400
46	264,100	314,700	380,400
47	265,100	317,100	382,300
48	266,000	319,600	384,300
49	267,000	322,100	385,700
50	267,700	324,500	387,500
51	268,600	326,800	389,200
52	269,600	329,000	391,000
53	270,500	331,300	392,200
54	271,600	333,300	393,800
55	272,600	335,300	395,400

職務の級	1級	2級	3級
56	273,600	337,200	397,100
57	274,500	339,100	398,500
58	275,900	341,000	400,200
59	277,300	343,000	401,900
60	278,700	345,000	403,500
61	279,900	346,900	404,800
62	281,300	348,700	406,400
63	282,600	350,600	407,900
64	283,900	352,400	409,500
65	285,000	354,300	410,900
66	286,300	356,200	411,900
67	287,600	358,000	412,900
68	288,900	359,800	413,800
69	290,300	361,500	414,800
70	291,400	363,200	415,800
71	292,400	365,000	416,900
72	293,400	366,700	417,800
73	294,600	368,200	418,500
74	295,600	369,800	419,300
75	296,700	371,300	420,300
76	297,800	372,900	421,300
77	298,600	374,600	422,300
78	299,600	376,300	423,300
79	300,600	377,900	424,300
80	301,500	379,600	425,200
81	302,300	381,100	425,900
82	303,200	382,500	426,800
83	304,100	384,100	427,700
84	305,000	385,700	428,500
85	305,700	386,700	429,400
86	306,400	388,000	430,200
87	307,200	389,400	431,000
88	308,100	390,800	431,900
89	309,000	392,100	432,600
90	309,800	393,200	433,100
91	310,600	394,300	433,700
92	311,300	395,500	434,100
93	312,000	396,300	434,600
94	312,700	397,400	435,100
95	313,400	398,500	435,500
96	314,100	399,500	435,900
97	314,500	400,400	436,100
98	314,900	401,400	436,500
99	315,300	402,400	436,800
100	315,700	403,300	437,100
101	316,000	404,100	437,400
102	316,400	405,100	
103	316,700	406,100	
104	317,100	407,100	
105	317,500	407,700	
106	318,000	408,400	
107	318,500	409,100	
108	319,000	409,700	
109	319,400	410,200	
110	319,900	410,600	
111	320,300	410,900	
112	320,800	411,200	
113	321,100	411,400	
114	321,600	411,700	

職務の級	1級	2級	3級
115	322,000	412,000	
116	322,500	412,300	
117	322,800	412,500	
118	323,200	412,800	
119	323,700	413,100	
120	324,200	413,300	
121	324,400	413,500	
122	324,800	413,800	
123	325,300	414,100	
124	325,600	414,300	
125	325,800	414,500	
126	326,100		
127	326,600		
128	327,000		
129	327,200		
130	327,600		
131	328,100		
132	328,500		
133	328,700		
134	329,100		
135	329,600		
136	329,900		
137	330,200		
138	330,600		
139	331,000		
140	331,400		
141	331,800		

注 この表は、平成27年4月1日から適用する。

別表第3 医療職基本給表（第11条関係）

ア 医療職基本給表（A）

（～平27.3.31）

職務の級	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級
号俸	基本給月額	基本給月額	基本給月額	基本給月額	基本給月額	基本給月額	基本給月額	基本給月額
	円	円	円	円	円	円	円	円
1	142,400	180,300	215,500	243,700	281,300	330,200	376,400	443,800
2	143,800	181,900	217,100	245,300	283,500	332,300	379,100	446,400
3	145,200	183,500	218,700	246,900	285,700	334,500	381,800	449,000
4	146,600	185,100	220,300	248,500	287,900	336,700	384,500	451,600
5	147,800	186,600	221,900	249,900	290,100	338,800	387,000	454,100
6	149,600	188,200	223,600	251,500	292,300	341,000	389,700	456,600
7	151,300	189,800	225,300	253,000	294,500	343,200	392,400	459,100
8	153,000	191,300	227,000	254,600	296,700	345,400	395,100	461,600
9	154,700	192,900	228,600	256,000	298,800	347,400	397,300	464,100
10	156,400	194,600	230,400	257,500	301,000	349,600	399,600	466,500
11	158,100	196,200	232,100	259,000	303,200	351,800	401,800	469,100
12	159,900	197,900	233,800	260,500	305,400	354,000	404,100	471,600
13	161,400	199,500	235,600	261,900	307,600	355,700	406,200	474,100
14	163,300	201,100	237,200	263,800	309,700	357,700	408,200	475,600
15	165,300	202,700	238,800	265,700	311,800	359,700	410,300	476,900
16	167,200	204,300	240,400	267,500	313,900	361,700	412,500	478,400
17	169,100	205,800	241,800	269,200	316,100	363,700	414,300	480,000
18	171,000	207,500	243,400	271,100	318,200	365,800	416,300	481,400
19	172,800	209,200	244,900	273,000	320,300	367,800	418,400	482,900
20	174,700	210,900	246,500	274,900	322,400	369,900	420,500	484,400
21	176,600	212,400	248,000	276,700	324,400	371,700	422,300	485,900
22	178,100	214,000	249,500	278,600	326,400	373,800	423,900	487,400
23	179,600	215,600	251,000	280,500	328,400	375,900	425,500	488,900
24	181,100	217,200	252,500	282,400	330,400	378,000	427,100	490,200
25	182,700	218,700	253,900	284,300	332,400	379,500	428,600	491,800
26	184,200	220,300	255,600	286,200	334,400	381,300	429,900	493,300
27	185,700	221,900	257,300	288,100	336,400	383,100	431,200	494,800
28	187,100	223,500	259,000	290,000	338,400	384,900	432,500	496,300
29	188,700	225,100	260,700	292,000	340,100	386,700	433,800	497,900
30	190,000	226,800	262,500	293,900	341,900	388,200	435,000	499,100
31	191,300	228,500	264,300	295,800	343,700	389,900	436,200	500,300
32	192,600	230,200	266,100	297,700	345,500	391,600	437,300	501,500
33	194,000	231,800	267,600	299,500	347,300	393,000	438,500	502,800
34	195,400	233,400	269,400	301,300	349,200	394,300	439,700	503,800
35	196,800	234,900	271,200	303,100	351,100	395,600	441,000	504,800
36	198,200	236,500	273,000	304,900	353,000	396,900	442,200	505,800
37	199,300	238,000	274,600	306,500	354,800	398,000	443,500	506,800
38	200,600	239,600	276,300	308,200	356,500	399,200	444,300	
39	201,900	241,200	278,000	309,900	358,200	400,300	445,000	
40	203,200	242,800	279,700	311,600	359,900	401,500	445,800	
41	204,400	244,200	281,400	313,400	361,100	402,300	446,400	
42	205,600	245,700	283,100	315,100	362,300	403,100	447,100	
43	206,800	247,200	284,800	316,800	363,500	403,900	447,900	
44	208,000	248,700	286,500	318,500	364,700	404,700	448,700	
45	209,200	250,100	288,200	319,700	365,900	405,100	449,300	
46	210,300	251,700	289,900	321,200	366,700	405,800	450,100	
47	211,400	253,300	291,600	322,700	367,900	406,500	450,900	
48	212,500	254,900	293,300	324,300	369,000	407,200	451,500	
49	213,600	256,500	294,700	325,800	370,100	407,900	452,100	
50	214,600	257,900	296,300	327,100	371,100	408,600	452,900	
51	215,600	259,300	297,900	328,400	372,100	409,300	453,700	
52	216,600	260,700	299,500	329,700	373,100	409,900	454,500	
53	217,400	261,900	300,900	330,800	373,900	410,500	455,100	
54	218,400	263,300	302,400	331,800	374,800	411,100		
55	219,300	264,700	303,900	332,900	375,700	411,700		

職務の級	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級
56	220,300	266,100	305,400	334,000	376,600	412,300		
57	221,100	267,200	306,700	334,500	377,200	412,800		
58	222,000	268,500	308,000	335,400	378,000	413,500		
59	222,900	269,800	309,300	336,200	378,800	414,100		
60	223,800	271,100	310,700	337,100	379,600	414,800		
61	224,700	272,200	312,000	337,900	380,000	415,100		
62	225,700	273,400	313,300	338,200	380,700	415,600		
63	226,700	274,700	314,600	338,900	381,400	416,300		
64	227,800	276,000	315,900	339,600	382,100	417,000		
65	228,500	277,100	317,300	340,200	382,600	417,300		
66	229,400	278,200	318,100	340,900	383,200			
67	230,300	279,300	318,900	341,600	383,900			
68	231,200	280,400	319,700	342,300	384,500			
69	231,900	281,500	320,300	343,000	385,000			
70	232,600	282,600	321,000	343,600	385,500			
71	233,300	283,700	321,700	344,200	386,000			
72	234,000	284,800	322,300	344,800	386,500			
73	234,700	285,700	323,100	345,100	387,100			
74	235,500	286,400	323,300	345,700	387,600			
75	236,300	287,100	323,900	346,200	388,200			
76	237,100	287,900	324,500	346,800	388,800			
77	237,700	288,700	325,100	347,300	389,300			
78	238,300	289,300	325,600	347,800	389,800			
79	238,900	289,900	326,100	348,300	390,400			
80	239,500	290,500	326,600	348,800	391,000			
81	239,900	291,200	327,200	349,100	391,500			
82	240,300	291,700	327,700	349,400	392,100			
83	240,700	292,200	328,200	349,800	392,700			
84	241,100	292,600	328,700	350,100	393,300			
85	241,500	292,800	329,200	350,600	394,000			
86		293,000	329,600	350,900				
87		293,200	329,800	351,200				
88		293,400	330,200	351,500				
89		293,800	330,600	351,900				
90		294,000	331,000	352,200				
91		294,200	331,400	352,600				
92		294,400	331,800	352,900				
93		294,800	332,200	353,300				
94		295,000	332,400	353,600				
95		295,200	332,800	354,000				
96		295,500	333,100	354,300				
97		295,900	333,300	354,600				
98		296,200	333,600	355,000				
99		296,500	333,900	355,400				
100		296,800	334,200	355,800				
101		297,100	334,400	356,300				
102		297,300	334,700	356,700				
103		297,600	335,100	357,100				
104		297,900	335,300	357,500				
105		298,200	335,400	358,000				
106			335,700					
107			336,100					
108			336,300					
109			336,500					
110			336,900					
111			337,300					
112			337,700					
113			337,900					

注 この表の適用は、平成27年3月31日までとする。

ア 医療職基本給表 (A)

(平27.4.1～)

職務の級	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級
号俸	基本給月額	基本給月額	基本給月額	基本給月額	基本給月額	基本給月額	基本給月額	基本給月額
	円	円	円	円	円	円	円	円
1	142,400	180,300	215,500	242,000	275,700	323,700	368,800	434,900
2	143,800	181,900	217,100	243,400	277,800	325,700	371,500	437,500
3	145,200	183,500	218,700	244,700	280,000	327,900	374,100	440,000
4	146,600	185,100	220,300	246,100	282,200	330,100	376,800	442,600
5	147,800	186,600	221,700	247,400	284,400	332,100	379,200	445,000
6	149,600	188,200	223,300	248,700	286,500	334,300	381,900	447,500
7	151,300	189,800	224,800	250,000	288,700	336,400	384,500	450,000
8	153,000	191,300	226,400	251,300	290,900	338,600	387,200	452,500
9	154,700	192,900	227,900	252,700	292,900	340,600	389,300	454,900
10	156,400	194,600	229,400	253,700	295,100	342,700	391,600	457,300
11	158,100	196,200	230,800	254,900	297,200	344,900	393,800	459,900
12	159,900	197,900	232,200	256,100	299,400	347,000	396,000	462,300
13	161,400	199,500	234,000	257,400	301,600	348,700	398,100	464,800
14	163,300	201,100	235,400	259,100	303,600	350,700	400,100	466,300
15	165,300	202,700	236,700	260,700	305,700	352,600	402,100	467,600
16	167,200	204,300	238,100	262,300	307,700	354,600	404,200	468,900
17	169,100	205,800	239,400	263,900	309,900	356,600	406,000	470,100
18	171,000	207,500	240,700	265,800	311,900	358,600	408,000	471,400
19	172,800	209,200	242,000	267,600	314,000	360,600	409,900	472,700
20	174,700	210,900	243,300	269,500	316,100	362,600	412,000	474,000
21	176,600	212,200	244,700	271,300	318,000	364,400	413,800	475,200
22	178,100	213,700	245,800	273,100	320,000	366,400	415,400	476,600
23	179,600	215,100	247,000	275,000	321,900	368,500	417,000	478,000
24	181,100	216,600	248,200	276,800	323,900	370,600	418,500	479,200
25	182,700	218,000	249,400	278,600	325,900	372,000	420,000	480,600
26	184,200	219,400	251,000	280,500	327,800	373,800	421,300	481,900
27	185,700	220,800	252,500	282,400	329,800	375,600	422,600	483,300
28	187,100	222,100	254,000	284,200	331,800	377,300	423,900	484,700
29	188,700	223,600	255,500	286,200	333,400	379,100	425,200	486,100
30	190,000	225,000	257,300	288,100	335,200	380,600	426,400	487,200
31	191,300	226,600	259,100	289,900	336,900	382,200	427,600	488,300
32	192,600	228,000	260,800	291,800	338,700	383,900	428,700	489,400
33	194,000	229,500	262,300	293,600	340,500	385,200	429,900	490,500
34	195,400	230,900	264,100	295,300	342,300	386,500	431,100	491,400
35	196,800	232,100	265,800	297,100	344,200	387,800	432,300	492,300
36	198,200	233,400	267,600	298,900	346,000	389,000	433,500	493,200
37	199,300	234,900	269,100	300,400	347,800	390,100	434,800	494,200
38	200,600	236,200	270,800	302,100	349,500	391,300	435,600	
39	201,900	237,500	272,500	303,800	351,100	392,400	436,000	
40	203,200	238,900	274,200	305,400	352,800	393,500	436,700	
41	204,400	240,200	275,900	307,200	354,000	394,300	437,200	
42	205,600	241,600	277,500	308,900	355,100	395,100	437,600	
43	206,800	242,900	279,200	310,500	356,300	395,900	438,000	
44	208,000	244,000	280,900	312,200	357,500	396,700	438,400	
45	209,200	245,200	282,500	313,400	358,700	397,100	438,800	
46	210,300	246,700	284,200	314,800	359,500	397,700	439,200	
47	211,400	248,300	285,900	316,300	360,700	398,200	439,600	
48	212,500	249,800	287,500	317,900	361,800	398,600	439,900	
49	213,600	251,400	288,900	319,400	362,800	399,000	440,200	
50	214,600	252,800	290,500	320,700	363,800	399,300	440,600	
51	215,600	254,200	292,000	321,900	364,800	399,600	440,900	
52	216,600	255,600	293,600	323,200	365,800	399,900	441,200	
53	217,400	256,700	295,000	324,300	366,600	400,200	441,500	
54	218,400	258,100	296,500	325,300	367,400	400,500		
55	219,300	259,500	297,900	326,400	368,300	400,800		

職務の級	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級
56	220,300	260,900	299,400	327,400	369,200	401,100		
57	221,100	261,900	300,700	327,900	369,700	401,400		
58	222,000	263,200	301,900	328,800	370,500	401,700		
59	222,900	264,500	303,200	329,600	371,300	402,000		
60	223,800	265,800	304,600	330,500	372,100	402,400		
61	224,700	266,800	305,900	331,300	372,500	402,600		
62	225,700	268,000	307,100	331,600	373,200	402,900		
63	226,700	269,300	308,400	332,200	373,900	403,200		
64	227,800	270,600	309,600	332,900	374,600	403,500		
65	228,500	271,600	311,000	333,500	375,000	403,700		
66	229,400	272,700	311,800	334,200	375,600			
67	230,300	273,800	312,600	334,900	376,300			
68	231,200	274,900	313,400	335,600	376,900			
69	231,900	276,000	314,000	336,300	377,300			
70	232,600	277,000	314,700	336,800	377,800			
71	233,300	278,100	315,400	337,400	378,300			
72	234,000	279,200	316,000	338,000	378,800			
73	234,700	280,100	316,700	338,300	379,400			
74	235,500	280,800	316,900	338,900	379,900			
75	236,300	281,400	317,500	339,400	380,500			
76	237,100	282,200	318,100	340,000	381,100			
77	237,700	283,000	318,700	340,500	381,600			
78	238,300	283,600	319,200	341,000	382,100			
79	238,900	284,200	319,700	341,500	382,600			
80	239,500	284,800	320,200	341,900	383,100			
81	239,900	285,500	320,800	342,200	383,400			
82	240,300	286,000	321,300	342,500	383,900			
83	240,700	286,400	321,700	342,900	384,300			
84	241,100	286,800	322,200	343,200	384,700			
85	241,500	287,000	322,700	343,700	385,100			
86		287,200	323,100	344,000				
87		287,400	323,300	344,300				
88		287,600	323,700	344,600				
89		288,000	324,100	345,000				
90		288,200	324,500	345,300				
91		288,400	324,900	345,700				
92		288,600	325,300	346,000				
93		289,000	325,600	346,400				
94		289,200	325,800	346,700				
95		289,400	326,200	347,000				
96		289,700	326,500	347,300				
97		290,100	326,700	347,600				
98		290,400	327,000	348,000				
99		290,600	327,300	348,400				
100		290,900	327,600	348,800				
101		291,200	327,800	349,300				
102		291,400	328,100	349,700				
103		291,600	328,500	350,100				
104		291,900	328,700	350,500				
105		292,200	328,800	351,000				
106			329,100					
107			329,500					
108			329,700					
109			329,900					
110			330,300					
111			330,700					
112			331,100					
113			331,300					

注 この表は、平成27年4月1日から適用する。

イ 医療職基本給表 (B)

(～平27.3.31)

職務の級	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級
号俸	基本給月額	基本給月額	基本給月額	基本給月額	基本給月額	基本給月額	基本給月額
	円	円	円	円	円	円	円
1	155,600	182,900	231,400	256,600	287,200	333,500	379,400
2	157,000	185,000	233,200	257,800	289,200	335,700	382,100
3	158,500	187,100	235,000	259,100	291,200	337,900	384,800
4	159,900	189,200	236,800	260,400	293,200	340,100	387,500
5	161,300	191,300	238,400	261,500	295,000	342,300	389,700
6	162,800	193,600	239,900	262,900	296,900	344,500	392,100
7	164,300	195,900	241,400	264,100	298,800	346,700	394,500
8	165,800	198,200	242,800	265,500	300,700	348,900	396,800
9	167,100	200,600	244,100	266,900	302,700	350,600	398,900
10	168,800	202,000	245,500	268,100	304,600	352,600	401,000
11	170,400	203,400	246,800	269,700	306,500	354,600	403,200
12	172,000	204,800	248,200	271,300	308,400	356,600	405,600
13	173,500	206,200	249,500	272,800	310,100	358,800	407,600
14	175,500	207,700	250,800	274,400	311,900	360,900	409,700
15	177,500	209,200	252,100	276,000	313,700	363,000	411,900
16	179,500	210,500	253,400	277,600	315,500	365,100	414,100
17	181,700	211,900	254,400	279,200	317,400	367,100	416,200
18	183,800	213,400	255,800	280,700	319,100	369,200	418,400
19	185,900	214,900	257,100	282,200	320,800	371,300	420,600
20	188,000	216,400	258,400	283,700	322,500	373,400	422,800
21	190,100	217,800	259,500	285,300	324,100	375,200	424,700
22	192,300	219,500	260,900	286,900	325,700	377,300	426,600
23	194,500	221,200	262,300	288,500	327,300	379,400	428,500
24	196,700	222,900	263,700	290,000	328,900	381,500	430,400
25	198,800	224,300	265,100	291,400	330,600	383,500	432,100
26	200,100	226,000	266,700	293,200	332,100	385,200	433,700
27	201,400	227,700	268,200	295,000	333,600	387,100	435,400
28	202,700	229,400	269,800	296,800	335,200	389,000	437,000
29	203,900	231,200	271,400	298,400	336,600	390,900	438,300
30	205,100	232,700	273,000	300,100	338,100	392,700	439,700
31	206,400	234,200	274,600	301,800	339,600	394,600	441,300
32	207,600	235,600	276,200	303,500	341,100	396,500	442,800
33	208,900	237,000	277,800	305,000	342,800	398,200	444,500
34	210,200	238,400	279,300	306,600	344,400	399,900	446,100
35	211,500	239,800	280,800	308,200	346,000	401,700	447,600
36	212,800	241,200	282,200	309,800	347,600	403,500	449,200
37	214,200	242,500	283,800	311,300	349,300	405,100	450,600
38	215,600	243,800	285,200	312,900	350,900	406,900	452,000
39	217,000	245,100	286,700	314,500	352,500	408,700	453,500
40	218,400	246,400	288,200	316,100	354,100	410,500	455,000
41	219,500	247,400	289,800	317,700	355,300	412,000	456,300
42	220,900	248,700	291,400	319,200	356,800	413,700	457,200
43	222,300	249,900	293,000	320,600	358,300	415,400	458,100
44	223,700	251,200	294,600	322,100	359,800	417,000	458,800
45	225,100	252,300	296,000	323,300	361,400	418,400	459,800
46	226,600	253,700	297,500	324,700	362,500	420,000	460,700
47	228,100	255,100	299,000	326,100	364,000	421,500	461,600
48	229,500	256,500	300,500	327,600	365,300	423,000	462,500
49	230,700	257,700	301,800	328,900	366,700	424,600	463,500
50	232,100	259,200	303,200	330,300	368,100	426,100	464,200
51	233,500	260,600	304,600	331,600	369,500	427,600	465,000
52	234,900	262,000	306,000	333,000	370,900	429,100	465,800
53	236,200	263,500	307,500	334,400	372,400	430,500	466,700
54	237,500	265,100	308,900	335,800	373,600	432,000	467,500
55	238,800	266,700	310,300	337,200	374,800	433,400	468,300

職務の級	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級
56	240,100	268,200	311,700	338,600	376,000	434,800	469,100
57	241,300	269,800	312,800	339,500	377,100	435,900	470,000
58	242,600	271,400	314,100	340,800	378,100	436,800	
59	243,800	273,000	315,400	342,000	379,100	437,700	
60	245,100	274,600	316,800	343,300	380,100	438,400	
61	246,200	276,100	318,000	344,500	380,700	439,300	
62	247,500	277,600	319,300	345,400	381,500	440,200	
63	248,800	279,100	320,600	346,700	382,300	441,100	
64	250,100	280,600	321,900	348,000	383,100	442,000	
65	251,100	282,200	323,200	349,100	383,900	442,900	
66	252,400	283,700	324,500	350,300	384,600	443,700	
67	253,800	285,200	325,800	351,500	385,400	444,500	
68	255,200	286,700	327,100	352,600	386,100	445,300	
69	256,300	288,000	327,900	353,600	386,800	446,100	
70	257,600	289,500	329,000	354,700	387,400		
71	258,900	291,000	330,100	355,800	388,100		
72	260,200	292,500	331,000	356,900	388,700		
73	261,600	293,700	332,300	357,800	389,400		
74	262,900	295,100	333,000	358,900	389,900		
75	264,200	296,500	334,200	360,000	390,500		
76	265,500	297,900	335,400	361,100	391,000		
77	266,500	299,400	336,500	361,800	391,400		
78	267,700	300,700	337,700	362,600	392,000		
79	269,000	302,000	338,900	363,400	392,600		
80	270,300	303,300	340,100	364,200	393,000		
81	271,400	304,100	341,200	364,800	393,500		
82	272,500	305,300	342,300	365,300	394,100		
83	273,600	306,500	343,400	365,900	394,700		
84	274,700	307,800	344,500	366,400	395,300		
85	275,600	308,900	345,400	367,000	395,800		
86	276,600	310,100	346,400	367,500	396,400		
87	277,700	311,300	347,300	368,100	397,000		
88	278,800	312,500	348,300	368,600	397,600		
89	279,800	313,800	349,400	369,000	398,000		
90	280,800	315,000	350,200	369,500	398,500		
91	281,800	316,200	351,000	370,100	399,100		
92	282,800	317,400	351,800	370,600	399,700		
93	283,800	318,300	352,500	370,900	400,200		
94	284,800	319,000	353,100	371,400			
95	285,800	319,700	353,800	371,900			
96	286,800	320,300	354,400	372,200			
97	287,700	321,000	354,800	372,800			
98	288,500	321,300	355,200	373,300			
99	289,300	322,000	355,700	373,800			
100	290,200	322,700	356,100	374,300			
101	291,000	323,100	356,600	374,900			
102	291,800	323,700	357,000	375,400			
103	292,600	324,300	357,500	375,900			
104	293,400	324,900	357,900	376,300			
105	294,100	325,300	358,200	376,900			
106	294,600	325,800	358,700	377,400			
107	295,100	326,300	359,200	377,900			
108	295,600	326,800	359,500	378,400			
109	295,800	327,200	360,000	379,000			
110	296,200	327,600	360,500	379,500			
111	296,400	327,900	361,000	380,000			
112	296,800	328,300	361,500	380,500			
113	297,100	328,700	362,000	381,100			
114	297,300	329,100	362,500				

職務の級	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級
115	297,700	329,500	363,000				
116	298,000	329,800	363,400				
117	298,300	330,000	363,800				
118	298,600	330,300	364,300				
119	298,900	330,700	364,800				
120	299,300	330,900	365,300				
121	299,600	331,100	365,700				
122	300,000	331,400	366,200				
123	300,400	331,700	366,700				
124	300,800	332,000	367,200				
125	301,000	332,200	367,600				
126	301,200	332,500					
127	301,600	332,900					
128	302,000	333,100					
129	302,200	333,200					
130	302,500	333,600					
131	302,900	334,000					
132	303,300	334,200					
133	303,500	334,500					
134	303,800	334,900					
135	304,200	335,300					
136	304,500	335,700					
137	304,700	336,000					
138	305,000	336,400					
139	305,400	336,800					
140	305,700	337,200					
141	305,900	337,500					
142	306,300	337,900					
143	306,700	338,300					
144	307,000	338,700					
145	307,100	339,000					
146	307,400	339,400					
147	307,700	339,800					
148	308,100	340,200					
149	308,300	340,500					
150	308,500	340,900					
151	308,800	341,300					
152	309,100	341,700					
153	309,500	342,000					
154	309,700						
155	309,900						
156	310,200						
157	310,600						
158	310,900						
159	311,200						
160	311,500						
161	311,900						
162	312,200						
163	312,500						
164	312,800						
165	313,200						
166	313,500						
167	313,800						
168	314,100						
169	314,500						

注 この表の適用は、平成27年3月31日までとする。

イ 医療職基本給表 (B)

(平27.4.1～)

職務の級	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級
号俸	基本給月額	基本給月額	基本給月額	基本給月額	基本給月額	基本給月額	基本給月額
	円	円	円	円	円	円	円
1	155,600	182,900	231,400	254,800	281,500	326,900	371,800
2	157,000	185,000	233,200	255,800	283,400	329,100	374,400
3	158,500	187,100	235,000	256,800	285,400	331,200	377,100
4	159,900	189,200	236,800	257,900	287,400	333,400	379,700
5	161,300	191,300	238,200	258,900	289,200	335,600	381,900
6	162,800	193,600	239,600	260,000	291,000	337,700	384,300
7	164,300	195,900	240,800	260,900	292,900	339,900	386,600
8	165,800	198,200	242,100	262,000	294,800	342,000	388,900
9	167,100	200,600	243,300	263,300	296,700	343,700	390,900
10	168,800	202,000	244,400	264,100	298,600	345,700	393,000
11	170,400	203,400	245,400	265,400	300,400	347,600	395,200
12	172,000	204,800	246,500	266,700	302,300	349,600	397,500
13	173,500	206,200	247,800	268,000	304,000	351,700	399,400
14	175,500	207,700	248,900	269,500	305,700	353,800	401,400
15	177,500	209,200	249,900	270,800	307,500	355,900	403,600
16	179,500	210,500	250,900	272,300	309,300	357,900	405,800
17	181,700	211,900	251,900	273,700	311,200	359,900	407,800
18	183,800	213,400	252,900	275,200	312,800	361,900	410,000
19	185,900	214,900	254,000	276,600	314,500	364,000	412,200
20	188,000	216,400	255,000	278,100	316,200	366,100	414,300
21	190,100	217,800	256,000	279,700	317,700	367,800	416,200
22	192,300	219,500	257,000	281,300	319,300	369,900	418,100
23	194,500	221,200	258,100	282,800	320,900	372,000	419,900
24	196,700	222,900	259,200	284,300	322,400	374,000	421,800
25	198,800	224,300	260,400	285,600	324,100	376,000	423,500
26	200,100	226,000	261,900	287,400	325,500	377,600	425,100
27	201,400	227,700	263,200	289,200	327,000	379,500	426,800
28	202,700	229,400	264,600	290,900	328,600	381,400	428,400
29	203,900	231,000	266,000	292,500	330,000	383,200	429,700
30	205,100	232,400	267,600	294,200	331,500	384,900	431,000
31	206,400	233,700	269,200	295,800	332,900	386,800	432,600
32	207,600	234,900	270,700	297,500	334,400	388,600	434,100
33	208,900	236,300	272,300	299,000	336,100	390,300	435,800
34	210,200	237,400	273,800	300,500	337,600	392,000	437,400
35	211,500	238,400	275,200	302,100	339,200	393,800	438,800
36	212,800	239,600	276,600	303,700	340,700	395,500	440,200
37	214,200	240,800	278,200	305,200	342,400	397,100	441,300
38	215,600	241,900	279,600	306,700	344,000	398,800	442,600
39	217,000	242,900	281,100	308,300	345,500	400,600	443,900
40	218,400	244,000	282,500	309,900	347,100	402,400	445,300
41	219,500	244,900	284,100	311,500	348,300	403,900	446,300
42	220,900	245,900	285,700	312,900	349,800	405,400	447,000
43	222,300	246,900	287,200	314,300	351,300	406,900	447,800
44	223,700	247,900	288,800	315,800	352,700	408,200	448,400
45	224,900	248,900	290,200	316,900	354,300	409,300	449,300
46	226,300	249,900	291,600	318,300	355,300	410,400	450,000
47	227,600	251,000	293,100	319,700	356,800	411,500	450,800
48	228,900	252,100	294,600	321,200	358,100	412,700	451,600
49	230,000	253,100	295,900	322,400	359,500	414,000	452,300
50	231,100	254,500	297,200	323,800	360,900	415,100	453,000
51	232,300	255,700	298,600	325,100	362,200	416,300	453,700
52	233,400	257,000	300,000	326,400	363,600	417,400	454,500
53	234,600	258,300	301,500	327,800	365,100	418,600	455,300
54	235,700	259,900	302,800	329,200	366,300	419,600	456,100
55	236,800	261,400	304,200	330,600	367,400	420,700	456,800

職務の級	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級
56	237,800	262,900	305,600	331,900	368,600	421,800	457,500
57	238,900	264,500	306,700	332,800	369,700	422,900	458,300
58	240,000	266,100	307,900	334,100	370,600	423,400	
59	240,900	267,600	309,200	335,300	371,600	424,000	
60	241,900	269,200	310,600	336,600	372,600	424,400	
61	243,000	270,600	311,700	337,700	373,200	425,000	
62	244,000	272,100	313,000	338,600	374,000	425,500	
63	245,000	273,600	314,300	339,800	374,800	425,900	
64	246,100	275,000	315,500	341,100	375,600	426,400	
65	247,000	276,600	316,800	342,200	376,300	427,000	
66	248,200	278,100	318,100	343,400	377,000	427,400	
67	249,400	279,600	319,400	344,600	377,800	427,700	
68	250,400	281,100	320,700	345,700	378,500	428,000	
69	251,300	282,300	321,400	346,700	379,100	428,400	
70	252,500	283,800	322,500	347,700	379,700		
71	253,800	285,300	323,600	348,800	380,400		
72	255,000	286,700	324,500	349,900	381,000		
73	256,400	287,900	325,800	350,700	381,700		
74	257,700	289,300	326,500	351,800	382,200		
75	259,000	290,700	327,600	352,900	382,800		
76	260,300	292,000	328,800	354,000	383,300		
77	261,300	293,500	329,900	354,700	383,700		
78	262,400	294,800	331,100	355,500	384,300		
79	263,700	296,000	332,200	356,300	384,800		
80	265,000	297,300	333,400	357,000	385,100		
81	266,100	298,100	334,500	357,600	385,400		
82	267,100	299,300	335,600	358,100	385,900		
83	268,200	300,500	336,600	358,700	386,300		
84	269,300	301,700	337,700	359,200	386,600		
85	270,200	302,800	338,600	359,800	386,900		
86	271,100	304,000	339,600	360,300	387,400		
87	272,200	305,200	340,500	360,900	387,900		
88	273,300	306,300	341,500	361,400	388,300		
89	274,300	307,600	342,500	361,800	388,600		
90	275,200	308,800	343,300	362,200	389,000		
91	276,200	310,000	344,100	362,800	389,500		
92	277,200	311,200	344,900	363,300	389,900		
93	278,200	312,000	345,500	363,600	390,300		
94	279,200	312,700	346,100	364,100			
95	280,100	313,400	346,800	364,500			
96	281,100	314,000	347,400	364,800			
97	282,000	314,700	347,800	365,400			
98	282,800	315,000	348,200	365,900			
99	283,500	315,600	348,700	366,400			
100	284,400	316,300	349,100	366,900			
101	285,200	316,700	349,600	367,500			
102	286,000	317,300	350,000	368,000			
103	286,800	317,900	350,500	368,500			
104	287,600	318,500	350,900	368,900			
105	288,300	318,900	351,200	369,500			
106	288,800	319,400	351,700	370,000			
107	289,300	319,900	352,100	370,500			
108	289,800	320,400	352,400	371,000			
109	290,000	320,800	352,900	371,600			
110	290,300	321,200	353,400	372,000			
111	290,500	321,500	353,900	372,500			
112	290,900	321,800	354,400	373,000			
113	291,200	322,200	354,900	373,600			
114	291,400	322,600	355,400				

職務の級	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級
115	291,800	323,000	355,900				
116	292,100	323,300	356,300				
117	292,400	323,500	356,700				
118	292,700	323,800	357,100				
119	293,000	324,200	357,600				
120	293,400	324,400	358,100				
121	293,700	324,600	358,500				
122	294,100	324,900	359,000				
123	294,400	325,200	359,500				
124	294,800	325,500	360,000				
125	295,000	325,700	360,300				
126	295,200	326,000					
127	295,500	326,400					
128	295,900	326,600					
129	296,100	326,700					
130	296,400	327,000					
131	296,800	327,400					
132	297,200	327,600					
133	297,400	327,900					
134	297,700	328,300					
135	298,100	328,700					
136	298,400	329,100					
137	298,600	329,400					
138	298,900	329,800					
139	299,300	330,200					
140	299,600	330,600					
141	299,800	330,900					
142	300,200	331,300					
143	300,600	331,600					
144	300,900	332,000					
145	301,000	332,300					
146	301,300	332,700					
147	301,600	333,100					
148	302,000	333,500					
149	302,200	333,800					
150	302,400	334,200					
151	302,700	334,600					
152	303,000	335,000					
153	303,400	335,300					
154	303,600						
155	303,800						
156	304,100						
157	304,400						
158	304,700						
159	305,000						
160	305,300						
161	305,700						
162	306,000						
163	306,300						
164	306,600						
165	307,000						
166	307,300						
167	307,600						
168	307,900						
169	308,300						

注 この表は、平成27年4月1日から適用する。

別表第4 指定職基本給表（第11条関係）

（～平27.3.31）

号俸	基本給月額
	円
1	720,000
2	776,000
3	834,000
4	912,000
5	984,000
6	1,055,000
7	1,129,000
8	1,198,000

注 この表の適用は、平成27年3月31日までとする。

別表第4 指定職基本給表（第11条関係）

（平27.4.1～）

号俸	基本給月額
	円
1	705,000
2	760,000
3	817,000
4	894,000
5	964,000
6	1,034,000
7	1,106,000
8	1,174,000

注 この表は、平成27年4月1日から適用する。

別表第1-Ⅱ 55歳を超える職員に係る一般職基本給表

ア 一般職基本給表 (一)

(～平30.3.31)

職務の級	6級	7級	8級	9級	10級
号俸	基本給月額	基本給月額	基本給月額	基本給月額	基本給月額
	円	円	円	円	円
1	322,100	367,500	414,100	465,600	529,900
2	322,100	367,500	414,100	465,600	529,900
3	322,100	367,500	414,100	465,600	529,900
4	324,065	369,671	415,276	467,777	531,211
5	326,331	371,838	417,148	470,732	534,264
6	328,399	374,300	419,413	473,785	536,628
7	330,566	376,763	421,580	476,839	539,091
8	332,733	379,225	423,747	479,892	541,553
9	334,900	381,786	425,816	482,650	543,917
10	337,067	384,446	427,884	485,704	545,789
11	339,234	387,105	429,953	488,659	547,562
12	341,401	389,765	432,120	491,712	549,433
13	343,371	392,227	433,893	494,372	551,206
14	345,440	394,493	435,764	496,736	552,684
15	347,508	396,758	437,734	499,001	554,161
16	349,577	399,122	439,704	501,365	555,442
17	351,448	400,994	441,576	503,631	556,821
18	353,418	402,964	443,349	505,108	558,003
19	355,388	404,835	445,122	506,586	559,185
20	357,260	406,707	446,895	507,965	560,367
21	359,328	408,578	448,668	509,147	561,549
22	361,200	410,351	450,145	510,624	
23	363,170	412,223	451,623	512,102	
24	365,140	414,193	453,100	513,579	
25	367,110	415,966	454,479	514,761	
26	369,080	417,443	455,760	515,845	
27	371,050	419,019	457,040	517,027	
28	373,020	420,595	458,222	518,209	
29	374,596	422,171	459,207	519,292	
30	376,369	423,452	459,897	520,179	
31	378,142	424,732	460,685	521,065	
32	379,816	426,013	461,374	521,952	
33	381,589	427,195	462,064	522,740	
34	382,968	428,475	462,852	523,626	
35	384,544	429,756	463,541	524,513	
36	386,120	430,938	464,329	525,202	
37	387,598	432,120	465,117	526,089	
38	388,780	432,908	465,807	526,975	
39	389,962	433,696	466,595	527,862	
40	391,144	434,484	467,383	528,748	
41	392,227	435,075	468,171	529,635	
42	393,409	435,764	468,860		
43	394,591	436,454	469,648		
44	395,773	437,143	470,239		
45	396,463	437,931	471,027		
46	397,152	438,719			
47	397,842	439,409			
48	398,531	440,197			
49	399,122	440,788			
50	399,812	441,477			
51	400,501	442,265			
52	401,191	443,053			
53	401,880	443,644			
54	402,570	444,432			
55	403,259	445,220			

職務の級	6級	7級	8級	9級	10級
56	403,850	445,811			
57	404,441	446,402			
58	405,032	447,190			
59	405,623	447,978			
60	406,214	448,766			
61	406,707	449,357			
62	407,396				
63	407,987				
64	408,578				
65	408,874				
66	409,465				
67	410,154				
68	410,647				
69	411,139				
70	411,829				
71	412,518				
72	413,208				
73	413,700				
74	414,390				
75	415,079				
76	415,769				
77	416,261				

注 この表の適用は、平成30年3月31日までとする。

別表第2-Ⅱ 55歳を超える教員に係る教育職基本給表

ア 教育職基本給表(一) (～平30.3.31)

職務の級	5級
号俸	基本給月額
	円
加給金額	30,000
1	409,900
2	409,900
3	409,900
4	411,041
5	413,503
6	415,966
7	418,428
8	420,891
9	423,058
10	425,520
11	427,983
12	430,347
13	432,120
14	434,287
15	436,651
16	438,916
17	441,280
18	443,644
19	446,008
20	448,372
21	450,638
22	453,002
23	455,366
24	457,730
25	459,700
26	461,867
27	464,034
28	466,201
29	468,368
30	470,633
31	472,800
32	474,967
33	476,937
34	479,006
35	481,271
36	483,537
37	485,704
38	487,674
39	489,644
40	491,614
41	493,584
42	495,455
43	497,327
44	499,198
45	501,070
46	502,843
47	504,616
48	506,487
49	508,162
50	509,935
51	511,708
52	513,579
53	515,352
54	517,027

職務の級	5級
55	518,701
56	520,277
57	521,952
58	523,232
59	524,513
60	525,793
61	526,975
62	527,960
63	528,945
64	529,930
65	530,620
66	531,506
67	532,393
68	533,279
69	534,166
70	534,954
71	535,840
72	536,530
73	537,416
74	538,303
75	539,189
76	540,076
77	540,962
78	541,849
79	542,735
80	543,622
81	544,508

注1 号俸に定める金額に加給金額にある額を加算した額をもって、その基本給月額とする。

注2 この表の適用は、平成30年3月31日までとする。

別表第3-Ⅱ 55歳を超える職員に係る医療職基本給表

ア 医療職基本給表 (A)

(～平30.3.31)

職務の級 号俸	6級	7級	8級
	基本給月額	基本給月額	基本給月額
	円	円	円
1	330,200	376,400	443,800
2	330,200	376,400	443,800
3	330,200	376,400	443,800
4	331,650	378,733	444,826
5	333,718	381,195	447,289
6	335,885	383,855	449,751
7	338,052	386,514	452,214
8	340,219	389,174	454,676
9	342,189	391,341	457,139
10	344,356	393,606	459,503
11	346,523	395,773	462,064
12	348,690	398,039	464,526
13	350,365	400,107	466,989
14	352,335	402,077	468,466
15	354,305	404,146	469,747
16	356,275	406,313	471,224
17	358,245	408,086	472,800
18	360,313	410,056	474,179
19	362,283	412,124	475,657
20	364,352	414,193	477,134
21	366,125	415,966	478,612
22	368,193	417,542	480,089
23	370,262	419,118	481,567
24	372,330	420,694	482,847
25	373,808	422,171	484,423
26	375,581	423,452	485,901
27	377,354	424,732	487,378
28	379,127	426,013	488,856
29	380,900	427,293	490,432
30	382,377	428,475	491,614
31	384,052	429,657	492,796
32	385,726	430,741	493,978
33	387,105	431,923	495,258
34	388,386	433,105	496,243
35	389,666	434,385	497,228
36	390,947	435,567	498,213
37	392,030	436,848	499,198
38	393,212	437,636	
39	394,296	438,325	
40	395,478	439,113	
41	396,266	439,704	
42	397,054	440,394	
43	397,842	441,182	
44	398,630	441,970	
45	399,024	442,561	
46	399,713	443,349	
47	400,403	444,137	
48	401,092	444,728	
49	401,782	445,319	
50	402,471	446,107	
51	403,161	446,895	
52	403,752	447,683	
53	404,343	448,274	
54	404,934		
55	405,525		

職務の級	6級	7級	8級
56	406,116		
57	406,608		
58	407,298		
59	407,889		
60	408,578		
61	408,874		
62	409,366		
63	410,056		
64	410,745		
65	411,041		

注 この表の適用は、平成30年3月31日までとする。

イ 医療職基本給表 (B)

(～平30.3.31)

職務の級	6級	7級
号俸	基本給月額	基本給月額
	円	円
1	333,500	379,400
2	333,500	379,400
3	333,500	379,400
4	334,999	381,688
5	337,166	383,855
6	339,333	386,219
7	341,500	388,583
8	343,667	390,848
9	345,341	392,917
10	347,311	394,985
11	349,281	397,152
12	351,251	399,516
13	353,418	401,486
14	355,487	403,555
15	357,555	405,722
16	359,624	407,889
17	361,594	409,957
18	363,662	412,124
19	365,731	414,291
20	367,799	416,458
21	369,572	418,330
22	371,641	420,201
23	373,709	422,073
24	375,778	423,944
25	377,748	425,619
26	379,422	427,195
27	381,294	428,869
28	383,165	430,445
29	385,037	431,726
30	386,810	433,105
31	388,681	434,681
32	390,553	436,158
33	392,227	437,833
34	393,902	439,409
35	395,675	440,886
36	397,448	442,462
37	399,024	443,841
38	400,797	445,220
39	402,570	446,698
40	404,343	448,175
41	405,820	449,456
42	407,495	450,342
43	409,169	451,229
44	410,745	451,918
45	412,124	452,903
46	413,700	453,790
47	415,178	454,676
48	416,655	455,563
49	418,231	456,548
50	419,709	457,237
51	421,186	458,025
52	422,664	458,813
53	424,043	459,700
54	425,520	460,488
55	426,899	461,276

職務の級	6級	7級
56	428,278	462,064
57	429,362	462,950
58	430,248	
59	431,135	
60	431,824	
61	432,711	
62	433,597	
63	434,484	
64	435,370	
65	436,257	
66	437,045	
67	437,833	
68	438,621	
69	439,409	

注 この表の適用は、平成30年3月31日までとする。

別表第5（第24条関係）適用区分表

勤務箇所	教職員	調整数
1. 大学院の研究科等	(1) 博士の学位を有するか又は博士前期課程(修士課程)修了後5年若しくは大学における6年の課程を修了した後6年の研究歴を有する助手	1
2. 医学部、医学系研究科及び附属研究所	(1) 危険な病原体又は危険な病原体に汚染された病変組織その他の物件を直接取り扱う業務に従事することを常例とする病理細菌技術者 (2) (1)に掲げる業務に従事することを主たる職務内容とする教職員	1
3. 人間科学研究科附属比較行動実験施設及び微生物病研究所	(1) 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律(平成10年法律第114号)第6条に定める感染症の病原体その他の危険な病原体を保有する動物の飼育又は当該動物について行う実験の業務に直接従事することを主たる職務内容とする教職員	1
4. 医学部附属病院及び歯学部附属病院	(1) 結核患者を専ら入院させるための病棟(以下「結核病棟」という。)又は精神病患者を専ら入院させるための病棟(以下「精神病棟」という。)に勤務する看護助手	3
	(2) 結核病棟又は精神病棟に勤務する看護師長(当該病棟のみを担当している者に限る。)、看護師及び准看護師 (3) 結核患者又は精神病患者の診療に直接従事することを本務とする医師及び歯科医師 (4) 危険な病原体に汚染された検体を直接取り扱うことを常例とし、入院患者及び外来患者に直接接する病理細菌技術者 (5) 放射線による治療その他の放射線の照射の業務を入院患者及び外来患者に直接接して行うことを常例とする診療放射線技術者 (6) 精神病患者の作業療法に直接従事することを本務とする作業療法技術職員 (7) 危険な病原体及び汚物の付着した物件を直接取り扱うことを常態とする洗濯員	2
	(8) 結核病棟、精神病棟又は集中的な監視及び治療を要する患者を専ら入院させるための病棟(以下「集中治療病棟」という。)に勤務する看護師長((2)に掲げる者を除く。)並びに集中治療病棟に勤務する看護師及び准看護師 (9) 集中治療病棟に入院している患者の診療に直接従事することを本務とする医師 (10) 集中治療病棟(脳卒中センター(脳卒中ケアユニット)に限る。)に勤務し、作業療法又は理学療法に直接従事することを本務とする作業療法技術職員又は理学療法技術職員 (11) 手術部(中央手術室)に勤務する看護師長、看護師及び准看護師 (12) 受付その他の窓口業務を外来患者及び入院患者に直接接して行うことを常態とする患者係事務教職員	1
5. 核物理研究センター	(1) 放射線発生装置(サイクロトロン)若しくは測定器その他の放射線発生装置に附属する実験設備の運転及び保守又はこれらを使用して行う実験及び研究(大学が別に定めるものに限る。)の業務に直接従事することを本務とする教職員 (2) 放射線発生装置(高エネルギー加速器等を除く。)を有する施設における放射線の安全管理、放射性物質の管理又は放射性廃棄物の処理の業務に直接従事することを本務とする教職員	1

別表第6 調整基本額（第24条関係）

ア 一般職基本給表（一）

職務の級	調整基本額
1級	6,500円
2級	8,400円
3級	9,600円
4級	10,200円
5級	10,600円
6級	11,100円
7級	12,000円
8級	12,700円
9級	14,300円
10級	15,900円

イ 一般職基本給表（二）

職務の級	調整基本額
1級	5,900円
2級	7,400円
3級	8,400円
4級	8,700円
5級	9,600円

ウ 教育職基本給表（一）

職務の級	調整基本額
1級	9,000円
2級	10,400円
3級	11,900円
4級	12,700円
5級	15,000円

エ 教育職基本給表（二）

職務の級	調整基本額
2級	11,200円

オ 医療職基本給表（A）

職務の級	調整基本額
1級	6,200円
2級	8,000円
3級	9,100円
4級	9,600円
5級	10,500円
6級	11,200円
7級	12,200円
8級	13,800円

カ 医療職基本給表（B）

職務の級	調整基本額
1級	8,000円
2級	9,400円
3級	9,700円
4級	10,000円
5級	10,300円
6級	11,600円
7級	12,500円

別表第7 管理職手当額(第25条関係)

基本給表	職務の級	職責区分	管理職手当額 (円)
一般職基本給表 (一)	8	Ⅱ種	94,000
	7	Ⅱ種	88,500
	6	Ⅱ種	83,100
		Ⅲ種	72,700
		Ⅳ種	62,300
	5	Ⅲ種	69,400
		Ⅳ種	59,500
	教育職基本給表 (一)	5	Ⅱ種
Ⅲ種			250,000
Ⅳ種			80,200
Ⅴ種			66,800
Ⅵ種			42,800
4		Ⅳ種	68,800
		Ⅴ種	57,300
医療職基本給表 (A)		8	Ⅳ種
	7	Ⅳ種	65,700
	6	Ⅳ種	62,300
	5	Ⅳ種	58,900
医療職基本給表 (B)	7	Ⅱ種	88,300
		Ⅲ種	77,300
	6	Ⅱ種	86,700
		Ⅲ種	75,800
	5	Ⅱ種	79,000
		Ⅲ種	69,100
		Ⅳ種	59,200
	4	Ⅳ種	53,700

別表第7-Ⅱ 55歳を超える教職員にかかる管理職手当額

基本給表	職務の級	職責区分	管理職手当額（円）
一般職基本給表（一）	8	Ⅱ種	92,590
	7	Ⅱ種	87,173
	6	Ⅱ種	81,854
		Ⅲ種	71,610
		Ⅳ種	61,366
教育職基本給表（一）	5	Ⅱ種	300,000
		Ⅲ種	250,000
		Ⅳ種	78,997
		Ⅴ種	65,798
		Ⅵ種	42,158
医療職基本給表（A）	8	Ⅳ種	71,511
	7	Ⅳ種	64,715
	6	Ⅳ種	61,366
医療職基本給表（B）	7	Ⅱ種	86,976
		Ⅲ種	76,141
	6	Ⅱ種	85,400
		Ⅲ種	74,663

別表第8 医師等調整手当(第26条関係)

期間の区分	手当の額
	円
1年未満	50,000
1年以上2年未満	50,000
2年以上3年未満	50,000
3年以上4年未満	50,000
4年以上5年未満	50,000
5年以上6年未満	50,000
6年以上7年未満	48,200
7年以上8年未満	46,400
8年以上9年未満	44,600
9年以上10年未満	42,800
10年以上11年未満	41,000
11年以上12年未満	39,200
12年以上13年未満	37,400
13年以上14年未満	35,600
14年以上15年未満	34,200
15年以上16年未満	32,800
16年以上17年未満	31,400
17年以上18年未満	30,000
18年以上19年未満	28,600
19年以上20年未満	27,200
20年以上21年未満	25,800
21年以上22年未満	25,200
22年以上23年未満	24,600
23年以上24年未満	23,700
24年以上25年未満	23,100
25年以上26年未満	22,500
26年以上27年未満	21,900
27年以上28年未満	21,300
28年以上29年未満	20,600
29年以上30年未満	20,300
30年以上31年未満	19,900
31年以上32年未満	19,300
32年以上33年未満	18,500
33年以上34年未満	17,600
34年以上35年未満	16,900
35年以上	0

国立大学法人大阪大学教職員退職手当規程（案）

第1章 総則

（目的）

第1条 この規程は、国立大学法人大阪大学(以下「大学」という。)に常時勤務する教職員のうち、国立大学法人大阪大学教職員就業規則(以下「就業規則」という。)の適用を受ける者(国立大学法人大阪大学年俸制教員給与規程(以下「年俸制教員給与規程」という。)の適用を受ける者を除く。以下「教職員」という。)について、同規則第52条の規定に基づき、その退職手当に関する事項を定めることを目的とする。

（退職手当の支給）

第2条 退職手当は、教職員が大学を退職した場合に、当該教職員又はその遺族に対して法令又は労働基準法（昭和22年法律第49号）第24条第1項ただし書に基づく協定による場合を除き、その全額を現金で支給する。ただし、当該教職員の同意を得た場合には、その指定する銀行その他の金融機関における預貯金口座等へ振り込むことにより、これを支給するものとする。

2 前項の退職手当は、退職の日から起算して1か月以内に、これを支給する。ただし、退職手当の支給を受けるべき者の所在を確認できない等、特別の事情がある場合はこの限りでない。

（退職手当の不支給等）

第3条 前条の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する場合には、退職手当を支給しない。ただし、第6号に該当する場合であって、当該教職員の退職後、無罪又は罰金刑以下の刑を科する判決が確定したときは、その退職前の勤続期間に応じた退職手当を、その者の請求により、判決確定後1か月以内に支給するものとする。

(1) 他の国立大学法人若しくは国立大学法人に準ずる機関(以下「国立大学法人等」という。)又は人事交流のため、国、地方公共団体、地方独立行政法人法（平成15年法律第118号）第7条により設立される地方独立行政法人若しくは沖縄振興開発金融公庫の予算及び決算に関する法律(昭和26年法律第99号)第1条に規定する公庫その他特別の法律により設立された法人（特定独立行政法人を除く。）でその業務が国の事務又は事業と密接な関連を有するもの(以下「地方公共団体等」という。)に転出する場合であって、これらの国立大学法人等、国又は地方公共団体等の機関において、大学における勤続期間がその勤続期間として通算されるとき。

(2) 就業規則第10条第2項の規定により試用期間中に解雇され、又は試用期間満了時に本採用されなかったとき。

(3) 教職員が就業規則第17条第4号の規定により、大学の役員（常時勤務することを要しない者を除く。以下同じ。）に就任したとき（教職員が大学の役員に就任するため大学を退職し、その退職時に退職手当を支給しない場合における退職手当の支給時期及びその算定方法等については、別に定める。）。

(4) 就業規則第17条第5号の規定により労働契約を新たに締結したとき（国立大学法人大阪大学任期付教職員退職手当規程（以下「任期付教職員退職手当規程」という。）第1条でいう教職員となる場合に限る。）。

(5) 就業規則第21条第2項第2号若しくは第3号の規定により解雇され、又は同規則第37条第2項第5号に規定する懲戒解雇に処せられたとき（その者の退職後、退職手当を支給する前に、当該解雇又は懲戒解雇に相当する事実が明らかとなったときを含む。）。

(6) 刑事事件に関し起訴（当該起訴に係る犯罪について禁固以上の刑が定められているものに限り、刑事訴訟法（昭和23年法律第131号）第6編に規定する略式手続によるものを除く。）され、判決の確定前に退職したとき（その者の退職後、退職手当を支給する前に、基礎在職期間中の行為に係る刑事事件に関し起訴されたときを含む。）。

(7) 勤続期間が6月に満たない間に、大学を退職したとき（第5条第3項第1号及び第2号に該当する場合を除く。）。

(8) 平成22年3月31日現在の就業規則第19条第1項第3号に規定する定年年齢に到達した日（以下「旧定年年齢到達日」という。）以後に到来する最初の3月31日の翌日以後に教員となった者が退職する場合（大学の役員に就任するため大学を退職し、その退職時に退職手当を支給しない場合であって、引き続き、役員から大学の教員となる場合を除く。）。

2 前項に定めるほか、退職手当の支給後に、前項第5号の解雇又は懲戒解雇に相当する事実が明らかになったときは、既に支給した退職手当の全部を返納させるものとする。

（退職手当の減額等）

第4条 第2条の規定にかかわらず、教職員が就業規則第37条第2項第4号に規定する諭旨解雇に処せられたときは、自己都合退職の場合に支給する退職手当の額の2分の1の範囲内で退職手当の額を減額することがある。

2 前項に定めるほか、退職手当の支給後に、同項の諭旨解雇に相当する事実が明らかとなったときは、同項に定める範囲内で既に支給した退職手当の一部を返納させることがある。

（勤続期間の定義等）

第5条 この規程において「勤続期間」とは、教職員が大学に継続して在職した期間をいう。

2 前項の勤続期間に次の各号のいずれかに該当する期間が含まれる場合には、当該各号に定める期間（当該期間が月の初めから終わりまで引き続く月に限る。）を除算した期間をもって、その勤続期間とする。

- (1) 就業規則第14条に規定する休職のうち、国立大学法人大阪大学教職員の配偶者同行休職に関する規程に基づく休職の期間
その期間
 - (2) 就業規則第14条に規定する休職（前号に掲げる休職、労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号）第7条第1項第1号に規定する業務災害（以下、単に「業務災害」という。）による傷病に基づく休職のほか、国等の機関の業務に従事するための休職及びその他大学が認めた休職を除く。）の期間 その期間の2分の1に相当する期間
 - (3) 就業規則第37条第2項第3号に規定する停職の期間 その期間の2分の1に相当する期間
 - (4) 国立大学法人大阪大学教職員育児・介護休業等に関する規程（以下「育児・介護休業規程」という。）により、育児休業又は介護休業を取得した期間（次号に掲げる期間を除く。） その期間の2分の1に相当する期間
 - (5) 育児・介護休業規程により、育児休業を取得した期間（当該育児休業に係る子が1歳に達した日の属する月までの期間に限る。） その期間の3分の1に相当する期間
- 3 前2項により算出した勤続期間に1年未満の端数がある場合には、その端数を切り捨てるものとする。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合には、勤続期間が1年未満の場合であっても、1年間大学に勤続したものとみなす。
- (1) 傷病又は死亡により大学を退職した場合
 - (2) 就業規則第21条第1項第5号の規定により大学から解雇された場合
 - (3) 前2号に規定する以外の事由により、大学を退職した場合（勤続期間が6月以上の場合に限る。）
- 4 前項の規定は、第10条の3の規定により退職手当の額を計算する場合における勤続期間の計算については、これを適用しない。
- 5 第1項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する期間（常時勤務した期間に限る。）は、これを勤続期間に含むものとする。ただし、いったん退職手当を支給されてその期間を終了した者については、当該期間を勤続期間に含まないものとする。
- (1) 国家公務員としての在職期間（いわゆる承継職員以外の者については、国の機関との人事交流による場合に限る。）
 - (2) 他の国立大学法人等における在職期間（当該国立大学法人等においても、勤続期間の通算に係る同様の規定を設けている場合に限る。）
 - (3) 地方公務員等としての在職期間（地方公共団体等との人事交流により、大学の教職員となった場合であって、かつ、当該地方公共団体等においても勤続期間の通算に係る同様の規定を設けている場合に限る。）
 - (4) 大学又は他の国立大学法人等における役員としての在職期間（当該国立大学法人等においても勤続期間の通算に係る同様の規定を設けている場合に限る。）
 - (5) 任期付教職員退職手当規程の適用を受けていた期間
- 6 前項の規定により勤続期間に含むものとされた期間に、第2項各号に定める期間に相当する期間（当該期間に準ずるものとして、大学が認めた期間を含む。）が含まれる場合には、勤続期間の算定に当たって必要な調整を行うものとする。

（一般の退職手当）

- 第5条の2 退職した者の退職手当の額は、次条から第9条までの規定により計算した退職手当の基本額に、第10条の2の規定により計算した退職手当の調整額を加えて得た額とする。
- 2 この規程により計算した退職手当の確定金額に1円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てるものとする。

第2章 退職手当

（自己都合による退職等の場合の退職手当の基本額）

- 第6条 次条第1項又は第8条第1項各号に掲げる者を除き、退職手当の基本額は、国立大学法人大阪大学教職員給与規程（以下「教職員給与規程」という。）第10条に規定する、その者の退職の日における基本給と基本給の調整額（加給金額を含む。）の合計額（以下「基本給月額」という。ただし、第10条の3に規定する基本給月額を除く。）に、次の各号に定める区分及び割合に従い、その者の勤続期間を乗じて得た額の合計額とする。
- (1) 1年以上10年以下の期間 1年につき100分の100
 - (2) 11年以上15年以下の期間 1年につき100分の110
 - (3) 16年以上20年以下の期間 1年につき100分の160
 - (4) 21年以上25年以下の期間 1年につき100分の200
 - (5) 26年以上30年以下の期間 1年につき100分の160
 - (6) 31年以上の期間 1年につき100分の120
- 2 前項に規定する者のうち、自己の都合等により大学を退職した者（傷病又は死亡により退職した者及び第10条の4に規定する応募による退職の認定により退職した者（以下「応募認定退職者」という。）を除き、就業規則第21条第1項第1号から第4号までの規定により解雇された者を含む。以下「自己都合等退職者」という。）に係る退職手当の基本額は、その者が次の各号に掲げる者に該当するときは、前項の規定にかかわらず、同項の規定により計算した額に、次の各号に掲げる割合を乗じて得た額とする。
- (1) 勤続期間1年以上10年以下の者 100分の60
 - (2) 勤続期間11年以上15年以下の者 100分の80
 - (3) 勤続期間16年以上19年以下の者 100分の90

(11年以上25年未満勤続後の定年退職等の場合の退職手当の基本額)

第7条 次の各号に掲げる11年以上25年未満勤続後の定年退職者等に係る退職手当の基本額は、その者の退職の日における基本給月額に、次項に規定する区分及び割合に従い、その者の勤続期間を乗じて得た額の合計額とする。

- (1) 11年以上25年未満の期間勤続し、就業規則第17条第1号又は第4号の規定により、大学を退職した者（第3条第1項第3号の規定により、その退職時に退職手当を支給しない場合を除く。）
- (2) 11年以上25年未満の期間勤続し、死亡(業務災害以外の事由に基づくものに限る。)した者
- (3) 11年以上25年未満の期間勤続し、就業規則第17条第1号に規定する定年(以下、単に「定年」という。)に達した日以後、その者の非違によることなく、大学を退職した者
- (4) 11年以上25年未満の期間勤続し、応募認定退職者（第10条の4第1項第1号に規定する募集に係るものに限る。）として退職した者

2 前項の勤続期間に係る区分及び割合は、次のとおりとする。

- (1) 1年以上10年以下の期間 1年につき100分の125
- (2) 11年以上15年以下の期間 1年につき100分の137.5
- (3) 16年以上24年以下の期間 1年につき100分の200

(25年以上勤続後の定年退職等の場合の退職手当の基本額)

第8条 次の各号に掲げる25年以上勤続後の定年退職等による退職者に係る退職手当の基本額は、その者の退職の日における基本給月額に、次項に規定する区分及び割合に従い、その者の勤続期間を乗じて得た額の合計額とする。

- (1) 就業規則第21条第1項第5号の規定により、大学から解雇された者
- (2) 業務災害による傷病又は死亡によって、大学を退職した者
- (3) 25年以上勤続し、就業規則第17条第1号又は第4号の規定により、大学を退職した者（第3条第1項第3号の規定により、その退職時に退職手当を支給しない場合を除く。）
- (4) 25年以上勤続し、死亡(業務災害以外の事由に基づくものに限る。)した者
- (5) 25年以上勤続し、定年に達した日以後、その者の非違によることなく、大学を退職した者
- (6) 25年以上勤続し、応募認定退職者（第10条の4第1項第1号に規定する募集に係るものに限る。）として退職した者
- (7) 応募認定退職者（第10条の4第1項第2号に規定する募集に係るものに限る。）として退職した者

2 前項の勤続期間に係る区分及び割合は、次のとおりとする。

- (1) 1年以上10年以下の期間 1年につき100分の150
- (2) 11年以上25年以下の期間 1年につき100分の165
- (3) 26年以上34年以下の期間 1年につき100分の180
- (4) 35年以上の期間 1年につき100分の105

(基本給月額の減額改定以外の理由により基本給月額が減額されたことがある場合の退職手当の基本額に係る特例)

第8条の2 退職した者の基礎在職期間中に、基本給月額の減額改定(就業規則改正により当該改正前に受けていた基本給月額が減額されることをいう。)以外の理由によりその者の基本給月額が減額されたことがある場合(教職員給与規程第19条に規定する降格及び降給に該当する場合を除く。)において、当該理由が生じた日(以下「減額日」という。)における当該理由により減額されなかったものとした場合のその者の基本給月額のうち最も多いもの(以下「特定減額前基本給月額」という。)が、退職日基本給月額よりも多いときは、その者に対する退職手当の基本額は、第6条から前条までの規定にかかわらず、次の各号に掲げる額の合計額とする。

- (1) その者が特定減額前基本給月額に係る減額日のうち最も遅い日の前日に現に退職した理由と同一の理由により退職したものとし、かつ、その者の同日までの勤続期間及び特定減額前基本給月額を基礎として、第6条から前条までの規定により計算した場合の基本額に相当する額
- (2) 退職日基本給月額に、アに掲げる割合からイに掲げる割合を控除した割合を乗じて得た額
ア その者に対する退職手当の基本額が第6条から前条までの規定により計算した額であるものとした場合における当該退職手当の基本額の退職日基本給月額に対する割合
イ 前号に掲げる額の特定減額前基本給月額に対する割合

2 第3条第1項第6号及び前項の「基礎在職期間」とは、その者に係る退職(第3条第1項第1号又は第3号に該当する退職等を除く。)の日以前の期間のうち、大学に継続して在職した期間(当該期間中にこの規程による退職手当の支給を受けたことがある場合における当該退職の日以前の期間を除く。)及び第5条第5項に規定する期間をいう。

(定年前早期退職者に係る退職手当の基本額の特例)

第9条 第7条及び第8条の規定にかかわらず、第7条第1項第4号、第8条第1項第1号、第6号又は第7号の規定に該当する者(ただし、大学が定める者を除く。)のうち、定年に達する日から起算して6か月以上前に大学を退職した者であって、その勤続期間が20年以上であり、かつ、退職時の年齢がその者の定年年齢から15年を減じた年齢以上のものについては、別に定めるところにより、その退職手当の基本額を決定するものとする。

2 前項の規定は、第8条第1項第2号の規定に該当する者であって、20年以上勤続したのものにも、これを準用する。

(退職手当の基本額の最高限度額)

第10条 第7条及び第8条の規定により計算した退職手当の基本額が、教職員の退職の日における基本給月額に59.28を乗じて得た額を超えるときは、これらの規定にかかわらず、その乗じて得た額をもって、その者の退職手当の基本額とする。

2 第8条の2第1項の規定により計算した退職手当の基本額が、次の各号に掲げる同項第2号イに掲げる割合の区分に応じ当該各号に定める額を超えるときは、同項の規定にかかわらず、当該各号に定める額をその者の退職手当の基本額とする。

(1) 59.28以上 特定減額前基本給月額に59.28を乗じて得た額

(2) 59.28未満 特定減額前基本給月額に第8条の2第1項第2号イに掲げる割合を乗じて得た額及び退職日基本給月額に59.28から当該割合を控除した割合を乗じて得た額の合計額

3 前条の規定に該当する者に対する前2項の適用については、大学が認めた教職員に限る。

(退職手当の調整額)

第10条の2 退職した者に対する退職手当の調整額は、その者の基礎在職期間（第8条の2第2項に規定する基礎在職期間をいう。以下同じ。）の初日の属する月からその者の基礎在職期間の末日の属する月までの各月（就業規則第14条第1項の規定による休職（業務災害による傷病に基づく休職、国等の業務に従事するための休職及びその他大学が認めた休職を除く。）、同規則第37条第2項第3号の規定による停職、その他これらに準ずる事由により現実に職務をとることを要しない期間のある月（現実に職務をとることを要する日のあった月を除く。）のうち大学が定めるものを除く。）ごとに当該各月にその者が属していた次の各号に掲げる区分に応じて当該各号に定める額（以下「調整月額」という。）のうちその額が最も多いものから順次その順位を付し、その第1順位から第60順位までの調整月額（当該各月の月数が60月に満たない場合には、当該各月の調整月額）を合計した額とする。

(1) 第1号区分 95,400円

(2) 第2号区分 78,750円

(3) 第3号区分 70,400円

(4) 第4号区分 65,000円

(5) 第5号区分 59,550円

(6) 第6号区分 54,150円

(7) 第7号区分 43,350円

(8) 第8号区分 32,500円

(9) 第9号区分 27,100円

(10) 第10号区分 21,700円

(11) 第11号区分 0

2 前項各号に掲げる教職員の区分は、職の段階、職務の級その他教職員の職務の複雑、困難及び責任の度に関する事項を考慮して大学が定める。

3 次の各号に掲げる者に対する退職手当の調整額は、第1項の規定にかかわらず、当該各号に定める額とする。

(1) 退職した者のうち自己都合等退職者以外の者でその勤続期間が1年以上4年以下のもの及び自己都合等退職者でその勤続期間が10年以上24年以下のもの（第3号に掲げる者を除く。） 第1項の規定により計算した額の2分の1に相当する額

(2) 退職した者のうち自己都合等退職者以外の者でその勤続期間が零のもの及び自己都合等退職者でその勤続期間が9年以下のもの（第3号に掲げる者を除く。） 零

(3) 退職日基本給月額が指定職基本給表8号俸の額に相当する額を超える者その他これに類する者 第6条から前条までの規定により計算した退職手当の基本額の100分の8に相当する額

4 前各項に定めるもののほか、調整月額のうちにその額が等しいものがある場合において調整月額に順位を付す方法その他の本条の規定による退職手当の調整額の計算に関し必要な事項は、大学が定める。

(一般の退職手当の額に係る特例)

第10条の3 第8条第1項に規定する者で次の各号に掲げる者に該当するものに対する退職手当の額が退職の日におけるその者の基本給月額に次の各号に掲げる割合を乗じて得た額を下回るときは、第5条の2、第8条、第8条の2及び前条の規定にかかわらず、その乗じて得た額をその者の退職手当の額とする。

(1) 勤続期間1年未満の者 100分の270

(2) 勤続期間1年以上2年未満の者 100分の360

(3) 勤続期間2年以上3年未満の者 100分の450

(4) 勤続期間3年以上の者 100分の540

2 前項の「基本給月額」とは、教職員給与規程に規定する基本給と基本給の調整額（加給金額を含む。）、扶養手当の月額及び地域手当の月額の合計額とする。

(応募による退職の認定)

第10条の4 大学が次に掲げる募集を行い、教職員がこれに応募し、大学が相当と認めた場合は、応募による退職として取り扱う旨の認定を行うことができる。

- (1) 教職員の年齢別構成の適正化を図ることを目的とし、退職時の年齢が定年年齢から15年を減じた年齢以上の教職員を対象として行う募集
 - (2) 組織の改廃又は勤務場所の移転を円滑に実施することを目的とし、当該組織又は勤務場所に属する教職員を対象として行う募集
- 2 前項に規定するほか、応募による退職の認定について必要な事項は、別に定める。

第3章 雑則

(遺族の範囲及び順位)

第11条 第2条に規定する遺族は、次の各号に掲げる者とする。

- (1) 配偶者(婚姻の届出をしていないが、教職員の死亡当時、事実上婚姻関係と同様の事情にあった者を含む。)
 - (2) 子、父母、孫、祖父母及び兄弟姉妹であつて、教職員の死亡当時、主としてその収入によって生計を維持していた者
 - (3) 前号に掲げる者のほか、教職員の死亡当時、主としてその収入によって生計を維持していた親族
 - (4) 子、父母、孫、祖父母及び兄弟姉妹であつて、第2号に該当しない者
- 2 前項に掲げる者が退職手当の支給を受ける順位は、前項各号の順位により、第2号及び第4号に掲げる者のうちにあつては、同号に掲げる順位による。この場合において、父母については、養父母を先順位、実父母を後順位とし、祖父母については、養父母の父母を先順位、実父母の父母を後順位とし、父母の養父母を先順位、父母の実父母を後順位とする。
- 3 退職手当の支給を受けるべき同順位の者が2人以上ある場合には、その人数により、これを等分して支給する。

(遺族からの排除)

第12条 前条の規定にかかわらず、次に掲げる者は遺族に含めない。

- (1) 教職員を故意に死亡させた者
- (2) 教職員の死亡前に、当該教職員の死亡によって退職手当の支給を受けることができる先順位又は同順位の遺族となるべき者を故意に死亡させた者

(規程内容の変更)

第13条 この規程は、国家公務員退職手当法(昭和28年法律第182号。以下「退職手当法」という。)の改正等に伴い、その内容を変更することがある。

- 2 前項に規定する規程内容の変更に当たっては、他の国立大学法人等における退職手当制度の動向及び大学の財務状況等を勘案した上で、これを行うものとする。

第4章 規程の実施

(実施に関し必要な事項)

第14条 この規程の実施に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

(施行期日等)

- 1 この規程は、平成16年4月14日から施行し、平成16年4月1日から適用する。
(退職手当の基本額に係る経過措置)
- 2 当分の間、35年以下の期間勤続して退職した者に対する退職手当の基本額は、第6条から第9条までの規定により算出した額にそれぞれ100分の87を乗じて得た額とする。この場合において、第10条の3中「前条」とあるのは、「前条並びに附則(平成16年4月14日施行)第2項」と読み替えて、これを適用する。
- 3 当分の間、36年以上42年以下の期間勤続して退職した者で第6条第1項の規定に該当する退職をしたものに対する退職手当の基本額は同項又は第8条の2の規定により算出した額に前項に定める割合を乗じて得た額とする。
- 4 当分の間、35年を超える期間勤続して退職した者で第8条の規定に該当する退職をしたものに対する退職手当の基本額は、その者の勤続期間を35年として附則第2項の規定により算出して得られる額とする。
- 5 当分の間、42年を超える期間勤続して退職した者で第6条第1項の規定に該当する退職をしたものに対する退職手当の基本額は、同項の規定にかかわらず、その者が第8条の規定に該当する退職をしたものとし、かつ、その者の勤続期間を35年として附則第2項の規定により算出して得られる額とする。
(適用日前の退職に係る第8条第4項の準用)
- 6 第8条第4項の規定は、この規程が適用される日の前日までに大学を退職し、退職手当法第5条第3項の規定の適用を受け、かつ、その退職の日の翌日から1年以内に再び大学の教職員となった者が、再び教職員となった日からさらに1年以内に退職した場合にも、これを準用するものとする。

		達日以後に到来する最初の3月31日の基本給月額)
第10条の3第1項	退職の日	退職の日（ただし、旧定年年齢到達日以後に到来する最初の3月31日以後に退職する場合は、旧定年年齢到達日以後に到来する最初の3月31日）

(教員の定年前早期退職者に係る退職手当の基本額の特例)

- 10 第9条第1項の規定にかかわらず、教員については、同項中「定年に達する日」とあるのは「旧定年年齢到達日」と、「定年年齢」とあるのは「旧定年年齢到達日以後に到来する最初の3月31日における年齢」と読み替えて、これを適用するものとする。

附 則

この改正は、平成16年12月1日から施行し、平成16年4月1日から適用する。

附 則

この改正は、平成17年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

- 1 この改正は、平成18年4月1日から施行する。
(暫定基本給等保障時の基本給月額)
- 2 退職した者の基礎在職期間中に基本給月額の減額改定(平成18年3月31日以前に施行された改定を除く。)によりその者の基本給月額が減額されたことがある場合において、その者の減額後の基本給月額が教職員給与規程別表第1-Aから別表第4-Aまでに定める暫定基本給月額に達しない場合にその差額に相当する額を支給することとする規定の適用を受けたことがあるときは、この規程による基本給月額には、当該差額に相当する額を含まないものとする。
(基本給月額の減額改定以外の理由により基本給月額が減額されたことがある場合の退職手当の基本額に係る特例の適用)
- 3 第8条の2の規定にかかわらず、基本給月額の減額改定以外の理由により基本給月額が減額されたことがある場合の退職手当の基本額に係る特例の適用を受けることができるのは、次に掲げる場合に限るものとする。
 - (1) 法人化前の大阪大学において指定職俸給表の適用を受け、平成16年4月1日以降も引き続き指定職基本給表の適用を受けていた者が、第1項の施行日以降に他の基本給表の適用を受けることとなった場合(基本給月額が減額となる場合に限る。)
 - (2) その他大学が必要と認めた場合
(経過措置)
- 4 教職員が改正規程適用教職員(教職員であって、その者が改正規程施行日以後に退職することにより改正規程による退職手当の支給を受けることとなる者をいう。以下同じ。)として退職した場合において、その者が改正規程施行日等(改正規程施行日及びその他大学が定める日をいう。以下同じ。)の前日に現に退職した理由と同一の理由により退職したものとし、かつ、その者の同日までの勤続期間及び同日における基本給月額を基礎として、改正前の規程及び大学の定めるところ等により計算した退職手当の額(当該勤続期間が43年又は44年の者であって、傷病又は死亡以外の自己都合により又は業務災害以外の事由に基づく傷病により退職したものにあっては、その者が改正前の第8条の規定に該当する退職をしたものとみなし、かつ、その者の当該勤続期間を35年として改正前の附則第2項の規定により計算して得られる額)にそれぞれ100分の87(当該勤続期間が20年以上の者(42年以下の者で傷病又は死亡以外の自己都合により退職したものと及び37年以上42年以下の者で業務災害以外の事由に基づく傷病により退職したものを除く。)にあっては、104分の87)を乗じて得た額が、改正後の規程及び大学の定めるところ等により計算した退職手当の額(以下「改正規程退職手当額」という。)よりも多いときは、これらの規定にかかわらず、その多い額をもってその者に支給すべき退職手当の額とすることができる。
- 5 教職員が改正規程施行日等以後平成21年3月31日までの間に改正規程適用教職員として退職した場合において、その者についての改正規程退職手当額がその者が改正規程施行日等の前日に受けていた基本給月額を退職の日の基本給月額とみなして改正前の規程及び大学の定めるところ等により計算した退職手当の額(以下「改正前規程退職手当額」という。)よりも多いときは、これらの規定にかかわらず、改正規程退職手当額から次の各号に掲げる退職した者の区分に応じ当該各号に定める額を控除した額をもってその者に支給すべき退職手当の額とすることができる。
 - (1) 退職した者でその勤続期間が25年以上のもの
次に掲げる額のうちいずれか少ない額(その少ない額が100,000円を超える場合には、100,000円)
 - ア 第10条の2により計算した退職手当の調整額の100分の5に相当する額
 - イ 改正規程退職手当額から改正前規程退職手当額を控除した額
 - (2) 改正規程施行日等以後平成19年3月31日までの間に退職した者でその勤続期間が24年以下のもの
次に掲げる額のうちいずれか少ない額(その少ない額が1,000,000円を超える場合には、1,000,000円)

- ア 第10条の2の規定により計算した退職手当の調整額の100分の70に相当する額
 - イ 改正規程退職手当額から改正前規程退職手当額を控除した額
- (3) 平成19年4月1日以後平成21年3月31日までの間に退職した者でその勤続期間が24年以下のもの
次に掲げる額のうちいずれか少ない額（その少ない額が500,000円を超える場合には、500,000円）
- ア 第10条の2の規定により計算した退職手当の調整額の100分の30に相当する額
 - イ 改正規程退職手当額から改正前規程退職手当額を控除した額

附 則

この改正は、平成18年8月17日から施行し、平成18年4月1日から適用する。

附 則

この改正は、平成20年2月19日から施行する。

附 則

この改正は、平成20年4月21日から施行する。

附 則

この改正は、平成21年12月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

- 1 この改正は、平成22年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 附則（平成16年4月14日施行）第8項から第10項までの規定にかかわらず、平成19年9月30日において統合前の国立大学法人大阪外国語大学に在職し、統合により大学に身分を承継された教員については、平成28年3月31日までの間、同項の規定を適用しない。

附 則

(施行期日)

- 1 この改正は、平成22年12月1日から施行する。

(基本給月額に関する特例)

- 2 教職員給与規程附則（平成22年12月1日施行）第2項から第7項までの規定の適用を受ける教職員に係るこの規程における基本給月額の算出に当たっては、同附則第2項から第7項までの規定を適用しないものとする。

附 則

(施行期日)

- 1 この改正は、平成25年1月1日から施行する。

(退職手当の基本額に係る経過措置)

- 2 附則（平成16年4月14日施行）第2項及び附則（平成18年4月1日施行）第4項の規定にかかわらず、平成25年1月1日から同年9月30日までの間は、附則（平成16年4月1日施行）第2項中「100分の87」とあるのは「100分の98」と、附則（平成18年4月1日施行）第4項中「100分の87」とあるのは「100分の98」と、「104分の87」とあるのは「104分の98」と、同年10月1日から平成26年6月30日までの間は、附則（平成16年4月1日施行）第2項中「100分の87」とあるのは「100分の92」と、附則（平成18年4月1日施行）第4項中「100分の87」とあるのは「100分の92」と、「104分の87」とあるのは「104分の92」とそれぞれ読み替えて、これを適用するものとする。
- 3 旧定年年齢到達日以後に到来する最初の3月31日以後に退職する教員（歯学部附属歯科技工士学校の教員を除く。）に退職手当を支給する場合は、改正後の規定にかかわらず、旧定年年齢到達日以後に到来する最初の3月31日現在の規定により計算した額をもって、その者に支給すべき退職手当の額とする。

附 則

(施行期日)

- 1 この改正は、平成25年11月1日から施行する。

(応募認定退職者に係る退職手当の取扱いの特例)

- 2 附則（平成18年4月1日施行）第4項の規定にかかわらず、応募認定退職者については、同項の規定を適用しない。

附 則

この改正は、平成26年1月1日から施行する。

附 則

この改正は、平成26年5月26日から施行する。

附 則

(施行期日)

- 1 この改正は、平成26年7月1日から施行する。
(年俸制教員給与規程適用者となった者に係る取扱い)
- 2 第1条の規定にかかわらず、この規程(第3条第1項第1号、第3号及び第4号の規定を除く。)は、年俸制教員給与規程の適用を受ける者で、年俸制教員給与規程の適用を受けることとなった日(以下「移行日」という。)の前日に教職員給与規程の適用を受けていた者が大学を退職した場合に、これを準用する。ただし、年俸制教員給与規程の適用を受けていた期間については、第5条第2項の規定にかかわらず、当該期間に相当する期間を除算した期間をもって、その勤続期間とする。
- 3 前項の規定により退職手当を支給する場合における退職手当の額は、移行日の前日に就業規則第17条第3号の規定により大学を退職したものとみなして算出し、その額を支給すべき退職手当の額とする。
- 4 前項の規定にかかわらず、第2項の規定により退職手当を支給する場合における退職手当の額は、移行日の前日に旧定年年齢到達日に達している者(附則(平成22年4月1日施行)第2項の適用を受ける者を除く。)については、移行日の前日に就業規則第17条第1号の規定により大学を退職したものとみなして算出し、その額を支給すべき退職手当の額とする。
- 5 前2項の規定にかかわらず、就業規則第37条第2項第4号に規定する諭旨解雇に処せられた場合の退職手当の額は、移行日の前日に現に退職した理由と同一の理由により大学を退職したものとみなして算出し、その額を支給すべき退職手当の額とする。

附 則

この改正は、平成27年4月1日から施行する。

(略)

国立大学法人大阪大学任期付教職員給与規程（案）

第1章 総則

（目的）

第1条 この規程は、国立大学法人大阪大学(以下「大学」という。)に常時勤務する教職員のうち、国立大学法人大阪大学任期付教職員就業規則(以下「就業規則」という。)の適用を受ける者(国立大学法人大阪大学任期付年俸制教職員給与規程の適用を受ける者を除く。以下「教職員」という。)について、同規則第21条の規定に基づき、その給与に関する事項を定めることを目的とする。

（法令との関係）

第2条 教職員の給与に関しては、労働基準法(昭和22年法律第49号。以下「労基法」という。)その他の法令に定めるもののほか、この規程の定めるところによる。

（給与の種類）

第3条 教職員の給与は、基本給、賞与及び諸手当として支給する。

- 賞与は、期末手当及び業績手当からなるものとする。ただし、第11条第1項第4号に規定する指定職基本給表の適用を受ける教職員(以下「指定職」という。)の賞与は、期末特別手当としてこれを支給する。
- 諸手当は、基本給の調整額、管理職手当、医師等調整手当、扶養手当、地域手当、住居手当、通勤手当、高所作業手当、爆発物取扱等作業手当、死体処理手当、放射線取扱手当、異常圧力内作業手当、夜間看護等手当、ドクターヘリ搭乗手当、超過勤務手当、休日手当、夜勤手当及び宿日直手当からなるものとする。

（給与の支給日等）

第4条 基本給は、毎月17日に支給する。ただし、17日が日曜日に当たるときは15日(15日が休日に当たるときは、18日)に、土曜日に当たるときは16日に、休日(月曜日に限る。)に当たるときは18日にこれを支給する。

- 基本給は毎月末を締切日とし、各月の末日までに、欠勤等の事由により、前項の規定に基づき支給した基本給と本来支給すべき基本給との間に過不足が生じた場合には、原則として、翌月の基本給において、これを清算する。ただし、やむを得ない事由がある場合には、その清算時期を遅らせることがある。
- 賞与は、第19条第2項及び第3項に規定する場合を除き、毎年6月30日及び12月10日に支給する。ただし、支給日が日曜日に当たるときは支給日の前々日に、土曜日に当たるときは支給日の前日に支給する。
- 基本給の調整額、管理職手当、医師等調整手当、扶養手当、地域手当、住居手当及び通勤手当は、基本給の支給日に支給する。
- 高所作業手当、爆発物取扱等作業手当、死体処理手当、放射線取扱手当、異常圧力内作業手当、夜間看護等手当、ドクターヘリ搭乗手当、超過勤務手当、休日手当、夜勤手当及び宿日直手当は、当該手当の支給要件となる事実が発生した月の翌月の基本給の支給日に支給する。ただし、事務処理上やむを得ない事情が存在する場合には、翌々月に支給することがある。
- 第1項、第4項及び前項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる非常の場合の費用に充てるため、請求があった場合には、既往の勤務に対する基本給及び諸手当を速やかに支給する。教職員が退職し若しくは解雇されたとき、又は大学が特に必要と認めたとときも、同様とする。
 - 教職員又はその収入によって生計を維持している者が結婚若しくは出産し、疾病にかかり、災害に遭い、又は死亡したため、費用を必要とするとき。
 - 教職員又はその収入によって生計を維持している者がやむを得ない事情により1週間以上にわたって帰郷するとき。

（給与の支給原則等）

第5条 給与は、教職員に直接、その全額を通貨で支給する。

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当するものは、給与からこれを控除して支給する。

- 源泉所得税
- 住民税
- 共済組合保険料
- 雇用保険料
- 前各号に定めるもののほか、労基法第24条第1項ただし書に基づく協定により、給与からの控除が認められたもの

3 第1項の規定にかかわらず、教職員の同意を得た場合には、給与はその指定する銀行その他の金融機関における預貯金口座等へ振り込むことにより、これを支給する。

（日割計算等）

第6条 月の途中で、教職員となった者、昇格、昇給等により基本給の額に変動を生じた者及び退職し、又は解雇された者の基本給は、日割計算に基づき、これを支給する。

- 2 前項の日割計算は、その期間の総日数から国立大学法人大阪大学任期付教職員の労働時間、休日及び休暇等に関する規程(以下「労働時間規程」という。)第8条に規定する所定休日の日数を差し引いた日数を基礎として、これを行う。
- 3 第1項の規定にかかわらず、教職員が死亡したときは、その月の末日まで勤務したもものとして、基本給を支給する。
- 4 前3項の規定は、基本給の調整額、管理職手当、医師等調整手当及び地域手当の支給について準用する。

(勤務1時間当たりの給与額の算出)

第7条 第36条から第38条まで及び第42条に規定する勤務1時間当たりの給与額は、基本給及び基本給の調整額並びにこれらの給与に対する地域手当、管理職手当及び医師等調整手当の月額合計額を1か月当たりの平均所定労働時間数で除して得た額とする。

- 2 前項の規定にかかわらず、第36条から第38条までに規定する勤務1時間当たりの給与額は、当該勤務が、高所作業手当、爆発物取扱等作業手当、死体処理手当、放射線取扱手当又は異常圧力内作業手当が支給されることとなる作業又は業務に該当する場合は、当該業務に係る勤務1時間当たりの手当の額(1日単位で支給されるものにあつては、その額を8で除した額、1月単位で支給されるものにあつては、その額を1か月当たりの平均所定労働時間数で除した額)を前項に定める額に加算した額とする。

(端数計算)

第8条 第36条から第38条までの規定により勤務1時間につき支給する超過勤務手当、休日手当又は夜勤手当の額及び第42条に規定する勤務1時間当たりの給与額を算定する場合において、その額に50銭未満の端数を生じたときは、これを切り捨て、50銭以上1円未満の端数を生じたときは、これを1円に切り上げるものとする。

(端数の処理)

第9条 この規程により計算した給与の確定金額に1円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てるものとする。

第2章 基本給

(基本給の支給)

第10条 基本給は、次条の基本給表に定める級及び号俸に基づき、これを支給する。

(基本給表の種類等)

第11条 基本給表の種類は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 一般職基本給表(別表第1)
 - ア 一般職基本給表(一)
 - イ 一般職基本給表(二)
- (2) 教育職基本給表(別表第2)
 - ア 教育職基本給表(一)
 - イ 教育職基本給表(二)
- (3) 医療職基本給表(別表第3)
 - ア 医療職基本給表(A)
 - イ 医療職基本給表(B)
- (4) 指定職基本給表(別表第4)

- 2 前項の基本給表に定める基本給の額は、国家公務員等の給与改定状況のほか、大学の財務状況等を勘案し、これを改定するものとする。

(初任給)

第12条 新たに教職員として採用した者の初任給は、その者の学歴、免許、資格、職務経験等のほか、他の教職員との均衡を考慮して、その級及び号俸を決定する。

(昇格)

第13条 勤務成績が優秀な教職員については、その者が従事する職務に応じ、かつ、総合的な評価に基づき、1級上位の級にこれを昇格させることができる。

(昇給)

第14条 教職員(指定職を除く。)の昇給は、次条で定める日に、同日前1年間におけるその者の勤務成績に応じて、行うものとする。ただし、勤務成績が良好でない者については、昇給を行わないことがある。

- 2 前項の規定により昇給を行う場合における昇給の号俸数は、同項に規定する期間の全部を良好な成績で勤務した教職員の昇給の号俸数を4号俸(一般職基本給表(一)の適用を受ける教職員でその職務の級が7級以上であるもの及び同表以外の各基本給表の適用を受ける教職員でその職務の級がこれに相当するものとして大学が認めた教職員にあつては、3号俸)とすることを

標準として、これを決定するものとする。

- 3 第1項及び第2項の規定にかかわらず、55歳(技能、労務の職務に従事する職員にあっては57歳)を超える教職員については、昇給を行わない。ただし、大学が特に必要と認めた者については、この限りでない。
- 4 前3項の規定にかかわらず、教職員の昇給は、その属する職務の級における最高の号俸を超えて行うことができないものとする。
- 5 本条の規定にかかわらず、財務状況の悪化その他やむを得ない事由がある場合には、昇給の時期を延期し、又は昇給を行わないことがある。

(昇給の時期)

第15条 前条第1項の規定による昇給の時期は、原則として1月1日とする。

(特別の場合の昇給)

第16条 教職員が就業規則第32条の規定により表彰をされた場合その他特に必要と認められる場合には、前2条の規定にかかわらず、昇給させることがある。

(上位資格を取得した場合における号俸の決定)

第17条 教職員が現に受けている号俸より上位の号俸を初任給として受けるべき資格を取得した場合(昇格の規定の適用を受ける場合を除く。)には、上位の号俸をその者の号俸として決定することができる。

(降格及び降給)

第18条 就業規則第17条第1項各号のいずれかに該当する教職員については、その者の従事する職務に応じた下位の級にこれを降格し、又は1号俸以上下位の号俸に降給させることがある。

第3章 賞与

(賞与の支給)

- 第19条 賞与は、毎年6月1日又は12月1日(以下「基準日」という。)に大学に在籍する教職員に対して、次条以下の規定に基づき、これを支給する。基準日の前日から起算してそれ以前の1か月間に死亡した教職員(指定職にあっては、その死亡時において指定職であった者)についても、同様とする。
- 2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する教職員に対しては、賞与を支給しない。
 - (1) 就業規則第12条第1項の規定に基づく休職期間中の教職員のうち、給与の支給を受けていない者
 - (2) 就業規則第33条第2項第3号の規定に基づく停職期間中の者
 - (3) 基準日から支給日までの間に、就業規則第17条第2項第2号若しくは第3号に規定する理由に基づき解雇され、又は同規則第33条第2項第5号の規定に基づき懲戒解雇された者
 - (4) その他前各号の規定に準ずる者
 - 3 前項に規定する場合のほか、財務状況の悪化その他やむを得ない事由が存在する場合(当該教職員について前項第3号に規定する解雇又は懲戒解雇の事由が明白に存在する場合を含む。)には、賞与を支給せず、又はその支給日を遅らせることがある。

(期末手当)

- 第20条 期末手当は、指定職以外の教職員に対し、基準日から起算してそれ以前の6か月間(在職期間が6か月に満たない者については、その在職期間。以下、次条において「算定基礎期間」という。)における勤務日数を勘案して、その者の職責に応じてこれを支給する。
- 2 期末手当の額は、その期ごとに決定する。

(業績手当)

- 第21条 業績手当は、大学の財務状況等を勘案しつつ、指定職以外の教職員に対し、その者の職責及び勤務成績に応じて、これを支給する。
- 2 前項の勤務成績の評価は、算定基礎期間における勤務を対象として、これを行う。
 - 3 業績手当の額は、その期ごとに決定する。

(期末特別手当)

- 第22条 期末特別手当は、指定職に対して、これを支給する。
- 2 期末特別手当の額は、その期ごとに決定する。

第4章 諸手当

(基本給の調整額)

第23条 職務の複雑さ、困難さ、責任の程度、労働の強度、勤務時間、就労環境その他の労働条件が、同じ職務の級に属する他の教職員と比べて著しく特殊な教職員については、その職務の特殊性に基づき、基本給の調整を行うことができる。

- 2 前項の規定による基本給の調整を行う職は、別表第5に掲げる勤務箇所勤務する同表の教職員欄に掲げる教職員の占める職とする。
- 3 前項の調整額は、当該教職員に適用される基本給表及び職務の級に応じて、別表第6に掲げる調整基本額（その額が基本給月額額の100分の4.5を超えるときは、基本給月額額の100分の4.5に相当する額とし、その額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額とする。ただし、教育職基本給表（一）適用者を除く。）に別表第5の調整数を乗じて得た額とする。
- 4 前項の規定にかかわらず、基本給の調整額が基本給月額額の100分の25を超えるときは、基本給月額額の100分の25に相当する額とする。ただし、教育職基本給表（一）適用者については、この限りでない。

(管理職手当)

第24条 管理職手当は、指定職を除く管理又は監督の地位にある教職員(以下「管理職」という。)に対して、これを支給する。

- 2 前項の管理職の範囲については、別に定める。
- 3 管理職手当の月額額は、当該教職員に適用される基本給表、職務の級及び職責区分に応じて、別表第7に掲げる支給額とする。
- 4 管理職手当及び第11条第4号に規定する指定職基本給表に定める指定職の基本給には、第38条に規定する夜勤手当が含まれるものとする。
- 5 管理職が、月の初日から末日までの全期間にわたって勤務しなかった場合（労働者災害補償保険法(昭和22年法律第50号。以下「労災保険法」という。)第7条第1項第1号に規定する業務災害(以下この規程の第40条において「業務災害」という。)に遭い、療養のため勤務しないことを大学が特に認めた場合を除く。)には、その月の管理職手当は支給しない。
- 6 前5項に規定するほか、管理職手当の支給に関し必要な事項は、別に定める。

(医師等調整手当)

第25条 医学又は歯学に関する専門的知識を必要とし、かつ、大学が別に定める職に新たに採用され又は当該職に異動した教職員(教育職基本給表(一)の適用を受ける教職員であって、医師免許証又は歯科医師免許証を有する者に限る。)に対しては、月額50,000円を超えない範囲内の額を採用又は異動(以下「採用等」という。)の日から35年以内の期間、医師等調整手当として支給する。

- 2 前項の手当の額は、採用等の日から1年を経過するごとにその額を減じるものとし、その月額額は、採用等の日以後の期間の区分に応じ、別表第8に掲げる額とする。
- 3 前2項に規定するほか、医師等調整手当の支給に関し必要な事項は、別に定める。

(扶養手当)

第26条 扶養手当は、指定職を除く扶養親族のある教職員に対して、これを支給する。

- 2 前項の扶養親族は、次の各号のいずれかに該当する者であって、他に生計の途がなく、主としてその教職員の扶養を受けているものとする。
 - (1) 配偶者(教職員と内縁関係にある者を含む。以下同じ。)
 - (2) 満22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子及び孫
 - (3) 満60歳以上の父母及び祖父母
 - (4) 満22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある弟妹
 - (5) 重度心身障害者
- 3 扶養手当の月額額は、前項第1号の扶養親族については13,000円、同項第2号から第5号までの扶養親族については各6,500円(教職員に配偶者がいない場合にあつては、そのうち1人については11,000円)とする。
- 4 前項の規定にかかわらず、扶養親族である子の中に、満15歳に達する日以後の最初の4月1日から満22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間(以下「特定期間」という。)にある子がいる場合、その扶養手当の月額額は、5,000円に特定期間にある当該扶養親族である子の数を乗じて得た額を、同項の規定による額に加算した額とする。
- 5 前4項に規定するもののほか、扶養手当の支給に関し必要な事項は、別に定める。

(地域手当)

第27条 地域手当は、大阪府大阪市、同吹田市、同豊中市、同茨木市、同枚方市、同箕面市及び兵庫県尼崎市に所在する大学の施設を勤務地とする教職員に対して、これを支給する。

- 2 地域手当の月額額は、基本給、基本給の調整額、管理職手当及び扶養手当の月額額の合計額に、100分の12を乗じて得た額とする。

(住居手当)

第28条 住居手当は、自ら居住するために住居(貸間を含む。)を借り受け、月額12,000円を超える家賃(使用料を含む。以下同じ。)を支払っている教職員(指定職並びに国立大学法人、その他の独立行政法人等及び国の機関から貸与された宿舎に居住している者を除く。)に対して、これを支給する。

- 2 住居手当の月額、次の各号に掲げる教職員の区分に応じて、それぞれ次に掲げる額(その額に100円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額)に相当する額とする。
- (1) 月額23,000円以下の家賃を支払っている教職員
家賃の月額から12,000円を控除した額
 - (2) 月額23,000円を超える家賃を支払っている教職員
家賃の月額から23,000円を控除した額の2分の1(その控除した額の2分の1が16,000円を超えるときは、16,000円)を11,000円に加算した額
- 3 前2項に規定するもののほか、住居手当の支給に関し必要な事項は、別に定める。

(通勤手当)

第29条 通勤手当は、次の各号に掲げる教職員の区分に応じて、当該各号に掲げる金額を支給する。

- (1) 通勤のため電車等の公共交通機関又は有料の道路(以下「交通機関等」という。)を利用する教職員にあつては、支給単位期間につき、別に定めるところにより算出したその者の支給単位期間の通勤に要する運賃等の額に相当する額(以下「運賃等相当額」という。)とする。ただし、運賃等相当額を支給単位期間の月数で除して得た額(以下「1か月当たりの運賃等相当額」という。)が55,000円を超えるときは、支給単位期間につき、55,000円に支給単位期間の月数を乗じて得た額(その者が2以上の交通機関等を利用するものとして当該運賃等の額を算出する場合において、1か月当たりの運賃等相当額の合計額が55,000円を超えるときは、その者の通勤手当に係る支給単位期間のうち最も長い支給単位期間につき、55,000円に当該支給単位期間の月数を乗じて得た額)とする。
 - (2) 通勤のため自動車等の交通手段を使用することを常例とする教職員にあつては、次に掲げる教職員の区分に応じて、支給単位期間につき、それぞれ次に定める額とする。
 - ア 自動車等の使用距離(以下この号において「使用距離」という。)が片道5キロメートル未満である教職員 2,000円
 - イ 使用距離が片道5キロメートル以上10キロメートル未満である教職員 4,200円
 - ウ 使用距離が片道10キロメートル以上15キロメートル未満である教職員 7,100円
 - エ 使用距離が片道15キロメートル以上20キロメートル未満である教職員 10,000円
 - オ 使用距離が片道20キロメートル以上25キロメートル未満である教職員 12,900円
 - カ 使用距離が片道25キロメートル以上30キロメートル未満である教職員 15,800円
 - キ 使用距離が片道30キロメートル以上35キロメートル未満である教職員 18,700円
 - ク 使用距離が片道35キロメートル以上40キロメートル未満である教職員 21,600円
 - ケ 使用距離が片道40キロメートル以上45キロメートル未満である教職員 24,400円
 - コ 使用距離が片道45キロメートル以上50キロメートル未満である教職員 26,200円
 - サ 使用距離が片道50キロメートル以上55キロメートル未満である教職員 28,000円
 - シ 使用距離が片道55キロメートル以上60キロメートル未満である教職員 29,800円
 - ス 使用距離が片道60キロメートル以上である教職員 31,600円
 - (3) 通勤のため交通機関等を利用してその運賃等を負担し、かつ、自動車等を使用することを常例とする教職員にあつては、第1号及び第2号に掲げる額の合計額(1か月当たりの運賃等相当額及び前号に定める額の合計額が55,000円を超えるときは、その者の通勤手当に係る支給単位期間のうち、最も長い支給単位期間につき、55,000円に当該支給単位期間の月数を乗じて得た額)とする。ただし、自動車等の使用距離が2キロメートル未満である教職員に支給する通勤手当の月額は、第1号により算出した額とし、その額が前号に定める額に満たないときは、前号に定める額とする。
 - (4) 前3号に規定する通勤手当は、徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離(一般に利用しうる最短の経路の長さによるものとする。)が片道2キロメートル未満である者には支給しない。
- 2 通勤手当は、支給単位期間(大学が別に定める通勤手当にあつては、別に定める期間)に係る最初の月の第4条に定める日に支給する。
- 3 通勤手当を支給される教職員につき、離職その他の別に定める事由が生じた場合には、当該教職員に、支給単位期間のうちこれらの事由が生じた後の期間を考慮して別に定める額を返納させるものとする。
- 4 この条において「支給単位期間」とは、通勤手当の支給の単位となる期間として6か月を超えない範囲内で1か月を単位として別に定める期間(自動車等に係る通勤手当にあつては、1か月)をいう。
- 5 前4項に規定するもののほか、通勤手当の支給に関し必要な事項は、別に定める。

(高所作業手当)

第30条 高所作業手当は、大学の施設部に所属する教職員が地上15メートル以上の足場の不安定な場所で、営繕工事の監督に従事した場合に、これを支給する。

- 2 前項の手当の額は、作業に従事した日1日につき、200円(当該作業が地上30メートル以上の場所で行われたときは、300円)とし、作業に従事した時間が4時間に満たないときは、その額に100分の60を乗じて得た額とする。

(爆発物取扱等作業手当)

第31条 爆発物取扱等作業手当は、教職員のうち一般職基本給表(一)の適用を受ける教職員が高圧ガスを製造し、又は充填する

作業に直接従事した場合に、これを支給する。

2 前項の手当の額は、作業に従事した日1日につき300円とし、作業に従事した時間が4時間に満たないときは、180円とする。

(死体処理手当)

第32条 死体処理手当は、次の各号に掲げる場合に支給するものとし、その手当の額は作業に従事した日1日につき、当該各号に定める額とする。ただし、同一の日において第1号及び第2号の作業の双方に従事した場合には、第2号の作業に係る手当を支給しない。

- (1) 医学部又は医学系研究科に所属する教職員のうち一般職基本給表の適用を受ける教職員が、所属部局における死体の処理作業に従事したとき。 3,200円
- (2) 一般職基本給表の適用を受ける教職員が、教育研究に必要な死体の外部からの引き取り又は搬送の作業に従事したとき。 1,000円

(放射線取扱手当)

第33条 放射線取扱手当は、次に掲げる業務に従事した場合に、これを支給する。

- (1) 診療放射線技師又は診療エックス線技師若しくはこれに準ずる勤務を命じられているエックス線助手が、エックス線その他の放射線を人体に対して照射する作業に従事して、月の初日から末日までの間に外部放射線を被ばくし、その実効線量が100マイクロシーベルト以上であったことが測定により認められたとき。
- (2) 前号に規定する場合のほか、大阪大学放射線障害予防通則第2条に定める施設の管理区域内において、放射線業務を行う教職員が、月の初日から末日までの間に外部放射線を被ばくし、その実効線量が100マイクロシーベルト以上であったことが測定により認められたとき。

2 前項の手当の額は、同項に規定する場合に該当することとなった月1月につき7,000円とする。

(異常圧力内作業手当)

第34条 異常圧力内作業手当は、教職員が高気圧治療室内において高圧の下で診療又は臨床実験の作業に従事した場合に、これを支給する。

2 前項の手当の額は、次の表に掲げる気圧の区分に応じ、作業に従事した時間1時間につき同表に定める額とする。

気圧の区分	手当額
0.2メガパスカルまで	210円
0.3メガパスカルまで	560円
0.3メガパスカルを超えるとき	1,000円

(夜間看護等手当)

第35条 夜間看護等手当は、助産師、看護師又は准看護師が、所定の勤務時間による勤務の一部又は全部が午後10時から翌日午前5時までの間(以下「深夜」という。)に行われる看護等の業務に従事した場合に、これを支給する。

2 前項の手当の額は、その勤務1回につき、次の表に定める額とする。

勤務の区分	
勤務時間が深夜の全部を含む勤務	9,000円
深夜における勤務時間が4時間以上の勤務	4,400円
深夜における勤務時間が2時間以上4時間未満の勤務	3,800円
深夜における勤務時間が2時間未満の勤務	2,600円

3 助産師、看護師又は准看護師(徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離が片道2キロメートル未満である教職員及び第29条第1項第2号の規定に該当し、同条の規定による手当の支給を受けている教職員を除く。)が深夜における勤務の交替に伴う通勤を行う場合における第1項の業務に係る手当額については、前項の規定にかかわらず、教職員の区分に応じて、次の表に定める額を加算した額とする。

教職員の区分	手当額
通勤距離(通勤手当の認定にかかる総通勤距離をいう。以下同じ。)が片道5キロメートル未満の教職員	380円
通勤距離が片道5キロメートル以上10キロメートル未満の教職員	760円
通勤距離が片道10キロメートル以上の教職員	1,140円

(ドクターヘリ搭乗手当)

第35条の2 ドクターヘリ搭乗手当は、教育職基本給表(一)の適用者であって医師免許証を有する者、及び医療職基本給表(B)の適用者が、救急現場等から医療機関に搬送するまでの間、患者に救命医療を行うためにドクターヘリ(救急医療用の医療機器等を装備したヘリコプターをいう。)に搭乗し、救急医療等の業務に従事した場合に、これを支給する。

2 前項の手当の額は、その業務1回につき1,900円とする。

(超過勤務手当)

第36条 労働時間規程第5条第1項又は第6条第1項に基づき、超過勤務を命じられた教職員には、当該超過勤務を命じられた時間1時間につき、第7条に規定する勤務1時間当たりの給与額の100分の125(その勤務が深夜に行われた場合は、100分の150)を超過勤務手当として支給する。

2 前項の規定にかかわらず、超過勤務を命じられた時間が労働時間規程第5条第1項又は第6条第1項に基づく休日勤務(法定休日における勤務を除く。)を命じられた時間を含め、1か月につき60時間を超える場合には、その超える部分について、勤務1時間当たりの給与額の100分の150(その勤務が深夜に行われた場合は、100分の175)を超過勤務手当又は次条に定める休日手当として支給する。

3 前2項の規定にかかわらず、管理職及び指定職のほか、労基法第41条第2号に規定する機密の事務を取り扱う者に該当する教職員には、超過勤務手当を支給しない。

(休日手当)

第37条 労働時間規程第5条第1項又は第6条第1項に基づき、休日勤務を命じられた教職員には、当該休日勤務を命じられた時間1時間につき、第7条に規定する勤務1時間当たりの給与額の100分の135(その勤務が深夜に行われた場合は、100分の160)を休日手当として支給する。

2 前条第3項の規定は、休日手当について、これを準用する。

(夜勤手当)

第38条 労働時間規程第7条第1項に基づき、深夜に勤務することを命じられた教職員には、当該勤務を命じられた時間1時間につき、第7条に規定する勤務1時間当たりの給与額の100分の25を夜勤手当として支給する(前2条の規定により、深夜に勤務を命じられた時間を含めて、超過勤務手当又は休日手当が支給される場合を除く。)

(宿日直手当)

第39条 労働時間規程第10条に基づき、宿直又は日直を命じられた教職員には、別に定めるところにより、宿日直手当を支給する。

(併給禁止)

第39条の2 第23条の規定により基本給の調整額を受ける教職員(別表第5第5号に係るものに限る。)には、放射線取扱手当は支給しない。

2 高所作業手当の支給される日については、爆発物取扱等作業手当は支給しない。ただし、支給されないこととなる爆発物取扱等作業手当の額が高所作業手当の額を超えるときは、爆発物取扱等作業手当を支給し、高所作業手当は支給しない。

第5章 給与の特例等

(休職期間中の給与)

第40条 教職員が業務災害に遭い、療養のため、就業規則第12条第1項第1号の規定に基づく休職に付された場合には、その休職の期間中、給与の全額(労災保険法第14条に規定する休業補償給付(休業特別支給金を含む。))を受けたときは、これを控除した額を支給する。

2 前項に規定する場合を除き、教職員が就業規則第12条第1項第1号に基づく休職に付された場合には、その休職の期間中、給与を支給しない。教職員が刑事事件に関して起訴され、就業規則第12条第1項第2号の規定に基づく休職に付された場合も、同様とする。

3 教職員が就業規則第12条第1項第3号及び第4号の規定に基づく休職に付された場合には、その休職の期間中、基本給、基本給の調整額、扶養手当、地域手当、住居手当(以下「基本給等の月額」という。)、期末手当及び期末特別手当のそれぞれ100分の70(就業規則第12条第1項第3号に該当する場合であって当該教職員が業務災害に遭ったと認められるときは、100分の100)の範囲内で、給与を支給することができる。

4 教職員が就業規則第12条第1項第5号の規定に基づく休職に付された場合には、その休職の期間中、基本給等の月額及び期末手当、期末特別手当のそれぞれ100分の100の範囲内で、給与を支給することができる。

5 休職期間中の教職員に対しては、他に別段の定めのない限り、第1項、第3項及び前項に規定する給与を除くほか、いかなる給与も支給しない。

(特別休暇の期間中における給与の取扱い)

第41条 労働時間規程第22条に規定する特別休暇の期間中における給与の取扱いについては、別に定める。

(給与の減額)

第42条 教職員が勤務しなかった場合には、他に別段の定めのない限り、第7条に規定する勤務1時間当たりの給与額にその勤務しなかった時間数を乗じて得た額を減額して、給与を支給する。

第6章 規程の実施

(実施に関し必要な事項)

第43条 この規程の実施に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

(施行期日等)

- 1 この規程は、平成16年4月14日から施行し、平成16年4月1日から適用する。
(給与の口座振込の同意に係る経過措置)
- 2 国立大学法人法(平成15年法律第112号。以下「国大法」という。)附則第4条の規定により、大学がその身分を承継した教職員(以下「承継職員」という。)のうち、この規程が適用される日(以下「適用日」という。)の前日において、その同意に基づき給与の口座振込を行っていた者については、本規程第5条第3項の規定にかかわらず、その適用日以降に支給される給与についても、口座振込について同意があったものとする。
(調整手当の異動保障廃止に伴う経過措置)
- 3 承継職員のうち、適用日の前日において、一般職の職員の給与に関する法律(昭和25年法律第95号。以下「給与法」という。)第11条の7の規定に基づく認定を受けていた者については、本規程第27条の規定にかかわらず、その適用日以降においても、給与法第11条の7の規定により、調整手当を支給する。
(住居手当のうち単身赴任手当受給者の配偶者に係る住居手当廃止に伴う経過措置)
- 4 承継職員のうち、この規程の適用日の前日において、給与法第11条の9第1項第3号の規定に基づく認定を受けていた者については、平成19年3月31日までの間に限り、本規程第28条の規定にかかわらず、給与法第11条の9第1項第3号の規定により、住居手当を支給する。ただし、その支給要件を喪失した場合は、この限りではない。
(通勤手当の特別料金廃止に伴う経過措置)
- 5 承継職員のうち、この規程の適用日の前日において、給与法第12条第3項の規定に基づく認定を受けていた者については、平成19年3月31日までの間に限り、本規程第29条の規定にかかわらず、給与法第12条第3項により、通勤手当を支給する。ただし、その支給要件を喪失した場合は、この限りではない。
(単身赴任手当の廃止に伴う経過措置)
- 6 承継職員のうち、この規程の適用日の前日において、給与法第12条の2の規定に基づく認定を受けていた者については、平成19年3月31日までの間に限り、単身赴任手当を支給する。ただし、その支給要件を喪失した場合は、この限りではない。
(休職期間中の給与に関する経過措置)
- 7 承継職員のうち、この規程の適用日の前日において、休職に付されていた者については、第40条第2項から第4項までの規定にかかわらず、その休職期間中(延長期間を含む。)、従前の例により、給与を支給する。
(経過措置に係る支給日)
- 8 前5項の手当の支給日については、第4条第4項の規定を準用する。
(大学院担当による調整数3の廃止に伴う経過措置)
- 9 承継職員のうち、この規程の適用日において、人事院規則9-6(俸給の調整額)第1条第2項の規定の適用を受けたとした場合に、同規則別表第1第10号(1)の支給要件を満たす者に対する調整額は、第23条の規定にかかわらず、平成17年3月31日までの間に限り、別表第6に定める当該職務の級に対応した調整基本額を調整額として支給する。ただし、その支給要件を喪失した場合は、この限りではない。
(大学院担当による調整数1の支給要件変更に伴う経過措置)
- 10 承継職員のうち、この規程の適用日において、別表第5の支給要件を適用すれば、その要件を満たさない者のうち、平成15年度において大学院学生の指導等に従事していたものについては、その者が平成16年度以降においても引き続き大学院の学生を指導する場合に限り、第23条の規定を準用し、基本給の調整額を支給する。
(平成16年4月1日付け退職者に関する特例)
- 11 承継職員のうち、平成16年4月1日付けで大学を退職した者(他の国立大学法人等に転出した者を含む。)については、第6条及び第14条第1項の規定は適用しないものとする。
(入試手当に関する特例)
- 12 第3条第3項の規定にかかわらず、当分の間、入試関係の業務に従事した教員(指定職の適用を受けている者及び管理職手当を支給されている者は除く。)に対しては、その業務内容及び法人化前の大阪大学における類似の業務に係る手当の支給状況等を考慮して、入試手当を支給することができるものとする。
(特別赴任手当に関する特例)
- 13 第3条第3項の規定にかかわらず、当分の間、大学が遠隔地に居住する者を教職員として採用した場合において、同人がやむを得ず家族と別居せざるを得ないときは、3年間を上限として、特別赴任手当を支給することができるものとする。ただし、附則第6項の適用を受ける者については、特別赴任手当を支給しないものとする。

附 則

この改正は、平成16年6月23日から施行し、平成16年4月1日から適用する。

附 則

この改正は、平成17年1月1日から施行する。

附 則

この改正は、平成17年1月19日から施行し、平成16年4月1日から適用する。

附 則

この改正は、平成17年4月18日から施行し、改正後の附則第13項の規定は、平成17年4月1日から適用する。

附 則

この改正は、平成17年5月16日から施行し、平成17年4月1日から適用する。

附 則

この改正は、平成17年12月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

- 1 この改正は、平成18年4月1日から施行する。
(職務の級の切替え)
- 2 平成18年4月1日(以下「切替日」という。)の前日から引き続き大学に在職する教職員の切替日における職務の級については別に定める。
(号俸の切替え)
- 3 前項の規定により切替日における職務の級を定められる教職員及び切替日の前日から引き続き指定職基本給表の適用を受けている教職員の切替日における号俸については別に定める。
(基本給月額に関する経過措置)
- 4 切替日の前日から引き続き同一の基本給表の適用を受ける教職員で、その者の受ける第11条に規定する基本給月額が、同日において受けていた別表第1-Aから第4-Aまでに規定する暫定基本給月額(その額が改定された場合には、当該改定額。以下同じ。)に達しない者については、平成26年3月31日までの間、基本給月額のほか、その差額に相当する額を基本給として支給することができるものとする。ただし、第11項に定める場合のほか、当該差額相当額を基本給として支給することが適当と認められない場合は、この限りでない。
- 5 切替日の前日から引き続き基本給表の適用を受ける教職員(前項に規定する教職員を除く。)について、同項の規定による基本給を支給される教職員との権衡上必要があると認められるときは、当該教職員には、同項の規定に準じて基本給を支給することができるものとする。
- 6 切替日以降に新たに基本給表の適用を受ける教職員について、雇用の事情等を考慮して前2項の規定による基本給を支給される教職員との権衡上必要があると認められるときは、前2項の規定に準じて基本給を支給することができるものとする。
- 7 前3項の規定を適用する場合における当該教職員の基本給月額及び暫定基本給月額には、教育職基本給表(一)に定める加給金額は含まないものとし、第23条第4項の規定の適用については、同項中「基本給月額の100分の25」とあるのは、「基本給月額と暫定基本給月額との差額の合計額の100分の25」とする。
(基本給の調整額に関する経過措置)
- 8 第23条に規定する基本給の調整額の支給を受ける教職員のうち、次の各号のいずれかに該当する者で、別表第6に規定する調整基本額が、別表第6-Aに規定する暫定調整基本額に達しないものについては、第10項に掲げる期間、調整基本額のほか、その差額に相当する額に、同項各号に定める乗率及び当該教職員に係る調整数をそれぞれ乗じて得た額を、基本給の調整額として支給することができるものとする。
 - (1) 切替日の前日から引き続き大学に在職する教職員
 - (2) 切替日以降に新たに基本給表の適用を受ける教職員で、雇用の事情等を考慮して、前号の教職員との権衡上これに準じた取扱いをする必要があると認められる教職員
(加給金額に関する経過措置)
- 9 別表第2の教育職基本給表(一)に規定する加給金額の支給を受ける教職員のうち、前項各号のいずれかに該当する者で、その額が、別表第2-Aの教育職基本給表(一)に規定する暫定加給金額に達しないものについては、次項に掲げる期間、加給金額のほか、その差額に相当する額に、同項各号に定める乗率を乗じて得た額を加給金額として支給することができるものとする。
(基本給の調整額及び加給金額に関する経過措置の期間等)

- 10 前2項の経過措置の対象となる期間及びその乗率は、次のとおりとする。
- (1) 平成18年4月1日から平成19年3月31日まで 100分の100
 - (2) 平成19年4月1日から平成20年3月31日まで 100分の75
 - (3) 平成20年4月1日から平成21年3月31日まで 100分の50
 - (4) 平成21年4月1日から平成22年3月31日まで 100分の25
- (降格又は降給処分を受けた者に関する特例)
- 11 前7項の規定にかかわらず、切替日の前日におけるその者が属していた職務の級に相当する職務の級より下位の職務の級に降格された者、又は切替日の前日におけるその者が受けていた号俸に相当する号俸より下位の号俸に降給された者については、当該処分が切替日の前日に行われたものとして、第4項から第7項までの規定による基本給を、第8項から第10項までの規定による基本給の調整額又は加給金額を、それぞれ支給することができるものとする。
- (平成22年1月1日までの間における昇給に関する特例)
- 12 平成19年1月1日の昇給時期においては、第14条第1項中「1年間」とあるのは「9月間」、同条第2項中「4号俸」とあるのは「2号俸」、「3号俸」とあるのは「1号俸」として、これを適用する。
- 13 平成20年1月1日、平成21年1月1日及び平成22年1月1日の昇給時期においては、第14条第2項中「4号俸」とあるのは「3号俸」、「3号俸」とあるのは「2号俸」として、これを適用する。
- (地域手当に関する経過措置)
- 14 第27条の規定にかかわらず、当分の間、国立大学法人大阪大学任期付教職員退職手当規程第5条第5項の適用を受ける機関から大学に採用された者のうち、大学が必要と認めたものについては、所定の支給割合を乗じて得た月額地域手当を支給することができるものとする。

附 則

この改正は、平成18年10月30日から施行する。

附 則

この改正は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

- 1 この改正は、平成19年4月1日から施行する。
- (基本給の調整額に関する経過措置)
- 2 基本給月額に加給金額の加算を受ける教職員のうち、改正規程施行日（以下「施行日」という。）の前日において、助手として第23条の規定による基本給の調整額（別表第5第1号に係るものに限る。）を受けていた助教で、加給金額が、従前の例により算出した基本給の調整額に達しない者については、当分の間、その差額を加給金額に加算して支給することができるものとする。
- (管理職手当に関する経過措置)
- 3 第24条の規定により管理職手当を支給される教職員のうち、改正後の管理職手当の額が次項に規定する経過措置基準額に達しないこととなる教職員には、当該管理職手当のほか、当該管理職手当と経過措置基準額との差額に相当する額に次の各号に掲げる期間の区分に応じ当該各号に定める割合を乗じて得た額（その額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）を管理職手当として支給する。
- (1) 平成19年4月1日から平成20年3月31日まで 100分の100
 - (2) 平成20年4月1日から平成21年3月31日まで 100分の75
 - (3) 平成21年4月1日から平成22年3月31日まで 100分の50
 - (4) 平成22年4月1日から平成23年3月31日まで 100分の25
- 4 経過措置基準額とは、次の各号に掲げる教職員の区分に応じ、当該各号に定める額をいう。
- (1) 施行日の前日に適用されていた基本給表と同一の基本給表の適用を受ける教職員（以下「同一基本給表適用教職員」という。）であって、同日に属していた職務の級より下位の職務の級に属する教職員以外のものうち、相当区分等教職員（同日において占めていた職責区分（以下「旧職責区分」という。）に相当する改正後の別表第7の職責区分欄に掲げる職責区分に対応する同表に掲げる基本給表及び職務の級を占める教職員 同日にその者が受けていた管理職手当額
 - (2) 同一基本給表適用教職員であって、施行日の前日に属していた職務の級より下位の職務の級に属する教職員以外のものうち、下位区分等相当教職員（旧職責区分より低い区分に相当する改正後の別表第7の職責区分欄に掲げる職責区分に対応する同表に掲げる基本給表及び職務の級を占める教職員をいう。以下同じ。） 同日に当該旧職責区分より低い区分に相当する改正後の別表第7の職責区分欄に掲げる区分を適用したとしたならばその者が受けることとなる管理職手当額
 - (3) 同一基本給表適用教職員であって、施行日の前日に属していた職務の級より下位の職務の級に属するものうち、相当区分等教職員 同日にその者が当該下位の職務の級に降格したとしたならばその者が受けることとなる管理職手当額
 - (4) 同一基本給表適用教職員であって、施行日の前日に属していた職務の級より下位の職務の級に属するものうち、下位区分等相当教職員 同日にその者が当該下位の職務の級に降格し、かつ、旧区分より低い区分に相当する改正後の別表第7

の職責区分欄に掲げる区分を適用したとしたならばその者が受けることとなる管理職手当額

- (5) 施行日以後に基本給表の適用を異にする異動をした教職員（施行日以降に新たに基本給表の適用を受けることとなった教職員を除く。）施行日の前日に当該異動をしたものとした場合に前各号の規定に準じてその者が受けることとなる管理職手当額
- 5 第2項から前項までの規定にかかわらず、施行日以降に新たに基本給表の適用を受けることとなった教職員で、雇用の事情等を考慮してその必要があると認められる教職員には、前項までの教職員との均衡上これに準じた取扱いをすることができる。

附 則

この改正は、平成19年10月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

- 1 この改正は、平成19年12月1日から施行し、平成19年4月1日から適用する。
(平成19年4月1日からこの附則の施行日（以下「施行日」という。）の前日までの間に新たに基本給表の適用を受けることとなった教職員の特例措置)
- 2 平成19年4月1日から施行日の前日までの間に新たに基本給表の適用を受けることとなった教職員の前項の規定は、当該基本給表の適用日以降とする。ただし、大学が特に必要と認める場合はこの限りでない。

附 則

この改正は、平成20年1月1日から施行する。

附 則

この改正は、平成19年12月26日から施行する。

附 則

この改正は、平成20年5月2日から施行し、平成20年1月1日から適用する。

附 則

この改正は、平成20年12月22日から施行する。

附 則

この改正は、平成21年4月27日から施行する。

附 則

この改正は、平成21年12月1日から施行する。

附 則

この改正は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

- 1 この改正は、平成22年12月1日から施行する。
(55歳を超える教職員の基本給月額等)
- 2 教職員（次の表の左欄に掲げる基本給表の適用を受け、かつその職務の級が同表の右欄に掲げる職務の級以上である者に限る。）が55歳に達した日後における最初の4月1日以後に適用する基本給表は、平成30年3月31日までの間、次項に掲げる者を除き、別表第1-IIから別表第3-IIを適用する。

基本給表	職務の級
一般職基本給表（一）	6級
教育職基本給表（一）	5級
医療職基本給表（A）	6級
医療職基本給表（B）	6級

- 3 附則（平成18年4月1日施行）第4項の規定の適用を受ける者のうち、55歳を超えるものについては、当該年齢に達した日後における最初の4月1日以後、別表第1-IIから別表第3-IIまでに規定する基本給月額が、平成18年4月1日（以下「切替日（平成18年4月）」という。）の前日に受けていた職務の級及び号俸に対応する別表第1-II-Aから別表第3-II-Aまでに規定する55歳

を超える教職員に係る暫定基本給月額（その額が改定された場合には、当該改定額。以下同じ。）に達しない場合には、同項の規定にかかわらず、平成26年3月31日までの間、基本給月額のほか、その差額に相当する額を基本給として支給することができるものとする。ただし、第7項に定める場合のほか、当該差額相当額を基本給として支給することが適当と認められない場合は、この限りでない。

- 4 切替日（平成18年4月）の前日から引き続き基本給表の適用を受ける教職員（前項に規定する教職員を除く。）について、前項の規定による基本給を支給される教職員との権衡上必要があると認められるときは、当該教職員には、同項の規定に準じて基本給を支給することができるものとする。
- 5 この附則の施行日以後に新たに基本給表の適用を受ける教職員について、雇用の事情等を考慮して前2項の規定による基本給を支給される教職員との権衡上必要があると認められるときは、前2項の規定に準じて基本給を支給することができるものとする。
- 6 前3項の規定を適用する場合における当該教職員の基本給月額及び55歳を超える教職員に係る暫定基本給月額は、教育職基本給表（一）に定める加給金額は含まないものとし、第23条第4項中「基本給月額の100分の25」とあるのは「基本給月額と55歳を超える教職員に係る暫定基本給月額との差額の合計額の100分の25」として、これを適用する。
（降格又は降給された者（55歳を超える教職員に限る）に関する特例）
- 7 前4項の規定にかかわらず、切替日（平成18年4月）の前日におけるその者が属していた職務の級に相当する職務の級より下位の職務の級に降格された者、又は切替日（平成18年4月）の前日におけるその者が受けていた号俸に相当する号俸より下位の号俸に降給された者については、当該降格等が切替日（平成18年4月）の前日に行われたものとして、基本給、基本給の調整額又は加給金額を、それぞれ支給することができるものとする。
（55歳を超える教職員の管理職手当額）
- 8 第24条の規定にかかわらず、第2項から第5項までの規定が適用される教職員に対する管理職手当の月額は、当該教職員に適用される基本給表、職務の級及び職責区分に応じて、別表第7-IIに掲げる管理職手当額とする。
- 9 前項の規定にかかわらず、附則（平成19年4月1日施行）第3項又は第5項の適用を受ける者に係る管理職手当については、平成23年3月31日までの間、第3項第4号中「100分の25」とあるのは「100分の24.625」として、これを適用する。
（平成23年4月1日における号俸の調整）
- 10 平成23年4月1日において43歳に満たない教職員（職務の級における最高の号俸を受ける教職員及び指定職基本給表の適用を受ける教職員を除く。）のうち、平成22年1月1日に昇給した教職員（その他これに準ずる者を含む。）の平成23年4月1日における号俸を1号俸上位の号俸とすることができるものとする。

附 則

この改正は、平成23年4月1日から施行する。

附 則

この改正は、平成23年3月22日から施行し、平成22年9月1日から適用する。

附 則

（施行期日）

- 1 この改正は、平成23年11月28日から施行し、平成23年3月11日から適用する。
（災害応急作業等手当）
- 2 第3条第3項の規定にかかわらず、当分の間、大規模な自然災害等に対処するための作業に従事した教職員には、別に定めるところにより、災害応急作業等手当を支給する。
- 3 第7条第2項の規定にかかわらず、第36条から第38条までに規定する勤務1時間当たりの給与額は、当該勤務が、災害応急作業等手当が支給されることとなる作業に該当する場合は、当該業務に係る勤務1時間当たりの手当の額（その額を8で除した額）を同条第1項に定める額に加算した額とする。
（併給禁止）
- 4 災害応急作業等手当が支給されることとなる日については、第33条第1項各号に規定する外部放射線の実効線量測定対象期間から除くこととする。

附 則

この改正は、平成24年1月1日から施行する。

附 則

この改正は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

（施行期日）

- 1 この改正は、平成24年4月1日から施行する。

(平成24年4月1日における号俸の調整)

- 2 平成24年4月1日において36歳に満たない教職員（職務の級における最高の号俸を受ける教職員及び指定職基本給表の適用を受ける教職員を除く。）のうち、平成19年1月1日、平成20年1月1日又は平成21年1月1日に昇給した教職員（その他これに準ずる者を含む。）の平成24年4月1日における号俸を1号俸（ただし、同日において30歳に満たない教職員のうち、大学が必要と認める者にあつては、2号俸）上位の号俸とすることができるものとする。

附 則

(施行期日)

- 1 この改正は、平成24年7月1日から施行する。
(教職員の基本給等に係る特例)
- 2 第10条の規定による基本給の支給にあつては、平成26年3月31日までの間、基本給月額（附則（平成18年4月1日施行）第4項から第6項まで及び附則（平成22年12月1日施行）第2項から第5項までの規定による基本給を含む。）から、当該基本給月額（教育職基本給表（一）に定める加給金額は含まない。以下同じ。）に次の表の左欄に掲げる「基本給表」及び同表の中欄に掲げる「職務の級」の区分に応じそれぞれ同表の右欄に定める割合（以下「支給減額率」という。）を乗じて得た額を減ずる。

基本給表	職務の級	割合
一般職基本給表（一）	1～2級	100分の4.77
	3～6級	100分の7.77
	7～10級	100分の9.77
一般職基本給表（二）	1～3級	100分の4.77
	4～5級	100分の7.77
教育職基本給表（一）	1～2級	100分の4.77
	3～4級	100分の7.77
	5級	100分の9.77
教育職基本給表（二）	1～2級	100分の4.77
	3級	100分の7.77
医療職基本給表（A）	1～2級	100分の4.77
	3～7級	100分の7.77
	8級	100分の9.77
医療職基本給表（B）	1～2級	100分の4.77
	3～6級	100分の7.77
	7級	100分の9.77
指定職基本給表		100分の9.77

- 3 第24条の規定による管理職手当の支給にあつては、平成26年3月31日までの間、管理職手当の月額（附則（平成22年12月1日施行）第8項の規定による管理職手当の月額を含む。）から、当該管理職手当の月額に100分の10を乗じて得た額を減ずる。
- 4 第27条の規定による地域手当の支給にあつては、平成26年3月31日までの間、当該地域手当の月額（附則（平成18年4月1日施行）第15項の規定による地域手当の月額を含む。）から、次の各号に定める額を減ずる。
- (1) 当該教職員の基本給月額に対する地域手当の月額に当該教職員の支給減額率を乗じて得た額
- (2) 当該教職員の管理職手当の月額に対する地域手当の月額に100分の10を乗じて得た額
- 5 第36条から第38条まで及び第42条に規定する勤務1時間当たりの給与額は、平成26年3月31日までの間、第7条の規定にかかわらず、同条の規定により算出した額から、次の各号に定める額を減じた額とする。
- (1) 基本給月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額を1か月当たりの平均所定労働時間数で除して得た額に当該教職員の支給減額率を乗じて得た額
- (2) 当該教職員の管理職手当の月額を1か月当たりの平均所定労働時間数で除して得た額に100分の10を乗じて得た額
- 6 第40条の規定による休職期間中の給与の支給にあつては、同条の規定により支給する給与額から、次の各号に掲げる区分に応じ当該各号に定める額を減ずる。
- (1) 第40条第1項の規定により給与を支給する場合 第2項から第4項までの規定により減ずることとされる額
- (2) 第40条第3項又は第4項の規定により給与を支給する場合 第2項及び第4項の規定により減ずることとされる額に第40条第3項又は第4項により当該教職員に支給される給与に係る割合を乗じて得た額
- 7 前項までの規定により給与の支給にあつて減ずることとされる額に1円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てるものとする。

附 則

この改正は、平成24年12月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

- 1 この改正は、平成25年4月1日から施行する。
(特別教授手当)
- 2 第3条第3項の規定にかかわらず、当分の間、特に本学に顕著な貢献があるものと総長が認める者には、別に定めるところにより、特別教授手当を支給することができる。
- 3 前項の規定により特別教授手当が支給される場合は、第7条第1項の規定にかかわらず、第36条から第38条まで及び第42条に規定する勤務1時間当たりの給与額は、基本給及び基本給の調整額並びにこれらの給与に対する地域手当、管理職手当、医師等調整手当及び特別教授手当の月額を1か月当たりの平均所定労働時間数で除して得た額とする。

附 則

(施行期日)

- 1 この改正は、平成25年4月1日から施行する。
(平成25年4月1日における号俸の調整)
- 2 平成25年4月1日において31歳以上39歳未満の教職員（職務の級における最高の号俸を受ける教職員及び指定職基本給表の適用を受ける教職員を除く。）のうち、平成19年1月1日、平成20年1月1日又は平成21年1月1日に昇給した教職員（その他これに準ずる者を含む。）の平成25年4月1日における号俸を1号俸上位の号俸とすることができるものとする。

附 則

この改正は、平成26年1月1日から施行する。

附 則

この改正は、平成26年1月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

- 1 この改正は、平成26年4月1日から施行する。
(平成26年4月1日における号俸の調整)
- 2 平成26年4月1日において45歳に満たない教職員（職務の級における最高の号俸を受ける教職員及び指定職基本給表の適用を受ける教職員を除く。）のうち、平成19年1月1日、平成20年1月1日又は平成21年1月1日に昇給した教職員（その他これに準ずる者を含む。）の平成26年4月1日における号俸を1号俸上位の号俸とすることができるものとする。

附 則

(施行期日)

- 1 この改正は、平成 年 月 日から施行し、平成26年4月1日から適用する。
(平成26年4月1日からこの附則の施行日(以下「施行日」という。)の前日までの間に新たに基本給表の適用を受けることとなった教職員の特例措置)
- 2 平成26年4月1日から施行日の前日までの間に新たに基本給表の適用を受けることとなった教職員の前項の規定は、当該基本給表の適用日以降とする。ただし、大学が特に必要と認める場合はこの限りでない。

附 則

(施行期日)

- 1 この改正は、平成27年4月1日から施行する。ただし、第7項の規定は、平成27年1月1日から施行する。
(基本給月額に関する経過措置)
- 2 平成27年4月1日(以下「切替日」という。)の前日から引き続き大学に在職する教職員で、切替日においてその者が受ける第11条に規定する基本給月額が、切替日の前日において受けていた基本給月額(切替日以降に附則(平成22年12月1日施行)第2項が適用される場合は、同項に規定する基本給月額、以下「暫定基本給月額」という。)に達しない者については、平成30年3月31日までの間、基本給月額のほか、その差額に相当する額を基本給として支給することができるものとする。ただし、第6項に定める場合のほか、当該差額相当額を基本給として支給することが適当と認められない場合は、この限りでない。
- 3 切替日の前日から引き続き基本給表の適用を受ける教職員(前項に規定する教職員を除く。)について、同項の規定による基本給を支給される教職員との権衡上必要があると認められるときは、当該教職員には、同項の規定に準じて基本給を支給することができるものとする。
- 4 切替日以降に新たに基本給表の適用を受ける教職員について、雇用の事情等を考慮して前2項の規定による基本給を支給される教職員との権衡上必要があると認められるときは、前2項の規定に準じて基本給を支給することができるものとする。
- 5 前3項の規定を適用する場合における当該教職員の基本給月額及び暫定基本給月額には、教育職基本給表(一)に定める加給金

額は含まないものとする。

(降格又は降給処分を受けた者に関する特例)

- 6 前 4 項の規定にかかわらず、切替日の前日におけるその者が属していた職務の級に相当する職務の級より下位の職務の級に降格された者、又は切替日の前日におけるその者が受けていた号俸に相当する号俸より下位の号俸に降給された者については、当該処分が切替日の前日に行われたものとして、第 2 項から第 5 項までの規定による基本給を支給することができるものとする。

(平成 27 年 1 月 1 日における昇給に関する特例)

- 7 平成27年1月1日の昇給時期においては、第14条第2項中「4号俸」とあるのは「3号俸」、「3号俸」とあるのは「2号俸」として、これを適用するものとする。

別表第1 一般職基本給表（第11条関係）

ア 一般職基本給表（一）

（～平27.3.31）

職務の級	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級	9級	10級
号俸	基本給月額	基本給月額	基本給月額	基本給月額	基本給月額	基本給月額	基本給月額	基本給月額	基本給月額	基本給月額
	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円
1	137,600	187,700	224,600	263,500	290,700	322,100	367,500	414,100	465,600	529,900
2	138,700	189,500	226,500	265,600	293,000	324,400	370,100	416,600	468,700	532,900
3	139,900	191,300	228,400	267,600	295,300	326,700	372,700	419,100	471,800	536,100
4	141,000	193,100	230,200	269,700	297,600	329,000	375,300	421,600	474,900	539,300
5	142,100	194,700	231,900	271,700	299,700	331,300	377,500	423,500	477,900	542,400
6	143,200	196,500	233,800	273,800	302,000	333,400	380,000	425,800	481,000	544,800
7	144,300	198,300	235,700	275,900	304,300	335,600	382,500	428,000	484,100	547,300
8	145,400	200,100	237,500	278,000	306,600	337,800	385,000	430,200	487,200	549,800
9	146,500	201,800	239,200	280,100	308,800	340,000	387,600	432,300	490,000	552,200
10	147,900	203,600	241,100	282,200	311,100	342,200	390,300	434,400	493,100	554,100
11	149,200	205,400	242,900	284,300	313,400	344,400	393,000	436,500	496,100	555,900
12	150,500	207,200	244,800	286,400	315,700	346,600	395,700	438,700	499,200	557,800
13	151,800	208,800	246,500	288,500	317,900	348,600	398,200	440,500	501,900	559,600
14	153,300	210,700	248,400	290,600	320,100	350,700	400,500	442,400	504,300	561,100
15	154,800	212,600	250,200	292,700	322,300	352,800	402,800	444,400	506,600	562,600
16	156,400	214,500	252,000	294,800	324,500	354,900	405,200	446,400	509,000	563,900
17	157,700	216,300	253,700	296,800	326,600	356,800	407,100	448,300	511,300	565,300
18	159,200	218,200	255,700	298,900	328,700	358,800	409,100	450,100	512,800	566,500
19	160,700	220,100	257,700	301,000	330,800	360,800	411,000	451,900	514,300	567,700
20	162,200	222,000	259,700	303,100	332,800	362,700	412,900	453,700	515,700	568,900
21	163,600	223,700	261,600	305,200	334,900	364,800	414,800	455,500	516,900	570,100
22	166,300	225,600	263,500	307,300	337,000	366,700	416,600	457,000	518,400	
23	168,900	227,500	265,400	309,400	339,100	368,700	418,500	458,500	519,900	
24	171,500	229,400	267,200	311,500	341,200	370,700	420,500	460,000	521,400	
25	174,200	231,000	269,200	313,400	342,800	372,700	422,300	461,400	522,600	
26	175,900	232,800	271,100	315,500	344,800	374,700	423,800	462,700	523,700	
27	177,600	234,500	273,000	317,600	346,800	376,700	425,400	464,000	524,900	
28	179,300	236,300	274,900	319,700	348,800	378,700	427,000	465,200	526,100	
29	180,800	237,700	276,700	321,700	350,600	380,300	428,600	466,200	527,200	
30	182,600	239,200	278,600	323,800	352,500	382,100	429,900	466,900	528,100	
31	184,400	240,700	280,500	325,900	354,400	383,900	431,200	467,700	529,000	
32	186,100	242,200	282,400	328,000	356,300	385,600	432,500	468,400	529,900	
33	187,700	243,600	284,100	329,600	358,200	387,400	433,700	469,100	530,700	
34	189,200	245,100	286,000	331,600	360,000	388,800	435,000	469,900	531,600	
35	190,700	246,600	287,900	333,700	361,800	390,400	436,300	470,600	532,500	
36	192,200	248,200	289,800	335,800	363,500	392,000	437,500	471,400	533,200	
37	193,500	249,500	291,500	337,700	365,000	393,500	438,700	472,200	534,100	
38	194,800	251,100	293,300	339,700	366,300	394,700	439,500	472,900	535,000	
39	196,100	252,700	295,100	341,700	367,700	395,900	440,300	473,700	535,900	
40	197,400	254,300	296,900	343,700	369,100	397,100	441,100	474,500	536,800	
41	198,700	255,700	298,700	345,600	370,600	398,200	441,700	475,300	537,700	
42	200,000	257,100	300,400	347,500	371,500	399,400	442,400	476,000		
43	201,300	258,500	302,100	349,400	372,600	400,600	443,100	476,800		
44	202,600	259,900	303,800	351,300	373,700	401,800	443,800	477,400		
45	203,800	261,100	305,500	352,800	374,500	402,500	444,600	478,200		
46	205,100	262,500	307,200	354,300	375,400	403,200	445,400			
47	206,400	263,900	308,900	355,800	376,300	403,900	446,100			
48	207,700	265,300	310,600	357,300	377,200	404,600	446,900			
49	208,800	266,600	311,800	359,000	378,200	405,200	447,500			
50	209,900	267,800	313,400	359,800	379,000	405,900	448,200			
51	211,000	269,100	315,000	361,000	379,800	406,600	449,000			
52	212,100	270,400	316,600	362,000	380,600	407,300	449,800			
53	213,300	271,500	318,300	362,900	381,300	408,000	450,400			
54	214,300	272,700	319,900	364,000	382,000	408,700	451,200			
55	215,300	274,000	321,500	365,000	382,700	409,400	452,000			

職務の級	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級	9級	10級
115		305,000								
116		305,400								
117		305,600								
118		305,800								
119		306,100								
120		306,400								
121		306,800								
122		307,000								
123		307,300								
124		307,600								
125		308,000								

注 この表の適用は、平成27年3月31日までとする。

ア 一般職基本給表（一）

（平27.4.1～）

職務の級	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級	9級	10級
号俸	基本給月額	基本給月額	基本給月額	基本給月額	基本給月額	基本給月額	基本給月額	基本給月額	基本給月額	基本給月額
	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円
1	137,600	187,700	223,900	258,300	285,000	315,800	360,100	405,800	456,100	519,400
2	138,700	189,500	225,500	260,400	287,200	318,000	362,700	408,200	459,200	522,300
3	139,900	191,300	227,100	262,300	289,500	320,300	365,200	410,700	462,200	525,400
4	141,000	193,100	228,700	264,400	291,700	322,500	367,800	413,100	465,200	528,500
5	142,100	194,700	230,300	266,300	293,700	324,800	369,900	415,000	468,200	531,600
6	143,200	196,500	232,000	268,300	296,000	326,800	372,400	417,300	471,200	533,900
7	144,300	198,300	233,600	270,400	298,300	329,000	374,800	419,400	474,200	536,400
8	145,400	200,100	235,200	272,500	300,600	331,200	377,300	421,600	477,300	538,800
9	146,500	201,800	236,800	274,600	302,700	333,300	379,800	423,600	480,000	541,200
10	147,900	203,600	238,400	276,600	305,000	335,500	382,500	425,700	483,100	543,000
11	149,200	205,400	240,000	278,700	307,200	337,600	385,100	427,800	486,100	544,800
12	150,500	207,200	241,600	280,800	309,500	339,800	387,800	429,900	489,200	546,700
13	151,800	208,600	243,200	282,800	311,700	341,800	390,200	431,600	491,900	548,400
14	153,300	210,400	244,700	284,900	313,800	343,800	392,500	433,400	494,200	549,800
15	154,800	212,100	246,200	286,900	316,000	345,900	394,700	435,400	496,500	551,100
16	156,400	213,900	247,700	289,000	318,100	347,900	397,100	437,400	498,800	552,200
17	157,700	215,600	249,200	291,000	320,200	349,800	398,900	439,300	500,900	553,500
18	159,200	217,300	251,100	293,000	322,200	351,800	400,900	441,100	502,300	554,500
19	160,700	219,000	252,900	295,100	324,300	353,700	402,800	442,900	503,800	555,400
20	162,200	220,600	254,700	297,100	326,300	355,600	404,600	444,600	505,200	556,300
21	163,600	222,200	256,400	299,200	328,300	357,600	406,500	446,400	506,400	557,200
22	166,300	223,900	258,300	301,300	330,400	359,500	408,300	447,900	507,800	
23	168,900	225,600	260,200	303,300	332,400	361,500	410,100	449,300	509,300	
24	171,500	227,200	261,900	305,400	334,500	363,400	412,000	450,800	510,800	
25	174,200	228,700	263,900	307,200	336,100	365,400	413,800	452,200	511,900	
26	175,900	230,300	265,800	309,300	338,000	367,300	415,300	453,500	513,000	
27	177,600	231,800	267,600	311,400	340,000	369,300	416,800	454,800	514,200	
28	179,300	233,200	269,500	313,400	341,900	371,300	418,400	456,000	515,400	
29	180,800	234,600	271,200	315,400	343,600	372,800	420,000	457,000	516,400	
30	182,600	235,800	273,100	317,400	345,500	374,600	421,300	457,700	517,300	
31	184,400	237,000	275,000	319,500	347,400	376,400	422,600	458,500	518,200	
32	186,100	238,300	276,800	321,600	349,200	378,000	423,800	459,200	519,100	
33	187,700	239,600	278,500	323,100	351,100	379,800	425,000	459,900	519,900	
34	189,200	241,000	280,400	325,100	352,900	381,200	426,300	460,700	520,800	
35	190,700	242,300	282,200	327,100	354,700	382,700	427,600	461,400	521,500	
36	192,200	243,600	284,100	329,200	356,400	384,300	428,800	462,000	522,000	
37	193,500	244,600	285,800	331,100	357,800	385,700	430,000	462,500	522,700	
38	194,800	246,100	287,500	333,000	359,100	386,900	430,800	463,100	523,300	
39	196,100	247,700	289,300	335,000	360,500	388,100	431,600	463,700	524,100	
40	197,400	249,200	291,100	336,900	361,900	389,200	432,400	464,300	524,700	
41	198,700	250,600	292,800	338,800	363,200	390,300	433,000	464,800	525,200	
42	200,000	252,000	294,500	340,700	364,100	391,500	433,700	465,300		
43	201,300	253,400	296,200	342,500	365,200	392,700	434,400	465,700		
44	202,600	254,800	297,800	344,400	366,300	393,800	435,100	466,000		
45	203,800	256,000	299,500	345,900	367,100	394,500	435,900	466,300		
46	205,100	257,300	301,200	347,300	368,000	395,200	436,700			
47	206,400	258,700	302,800	348,800	368,900	395,900	437,100			
48	207,700	260,100	304,500	350,300	369,800	396,600	437,800			
49	208,800	261,400	305,700	351,900	370,700	397,200	438,300			
50	209,900	262,500	307,200	352,700	371,500	397,800	438,700			
51	211,000	263,800	308,800	353,900	372,300	398,300	439,100			
52	212,100	265,100	310,400	354,900	373,100	398,700	439,500			
53	213,300	266,200	312,000	355,800	373,800	399,100	439,900			
54	214,300	267,300	313,600	356,900	374,500	399,400	440,300			
55	215,300	268,600	315,200	357,800	375,200	399,700	440,700			

職務の級	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級	9級	10級
115		299,000								
116		299,400								
117		299,600								
118		299,800								
119		300,100								
120		300,400								
121		300,800								
122		301,000								
123		301,300								
124		301,600								
125		301,900								

注 この表は、平成27年4月1日から適用する。

イ 一般職基本給表(二)

(～平27.3.31)

職務の級	1級	2級	3級	4級	5級
号俸	基本給月額	基本給月額	基本給月額	基本給月額	基本給月額
	円	円	円	円	円
1	123,900	175,000	197,000	249,500	281,000
2	124,800	176,500	198,400	250,900	282,900
3	125,800	178,000	199,800	252,200	284,700
4	126,700	179,500	201,200	253,500	286,600
5	127,700	180,900	202,600	254,600	288,500
6	128,700	182,400	204,100	255,900	290,400
7	129,700	183,900	205,500	257,200	292,200
8	130,700	185,400	207,000	258,500	294,100
9	131,500	186,900	208,500	259,600	295,800
10	132,500	188,100	210,100	260,900	297,600
11	133,500	189,400	211,700	262,200	299,400
12	134,600	190,600	213,300	263,500	301,200
13	135,400	192,000	214,700	264,600	302,800
14	136,400	193,100	216,400	265,800	304,500
15	137,400	194,300	218,100	267,000	306,200
16	138,400	195,500	219,700	268,100	307,800
17	139,500	196,700	221,100	269,200	309,400
18	140,700	197,900	222,300	270,400	311,100
19	141,900	198,900	223,500	271,500	312,800
20	143,100	200,000	224,700	272,600	314,500
21	144,200	201,000	226,000	273,600	315,800
22	145,400	202,200	227,600	274,700	317,200
23	146,600	203,400	229,200	275,800	318,600
24	147,800	204,500	230,800	276,900	320,100
25	149,000	205,700	232,400	278,000	321,600
26	150,500	207,000	233,900	279,100	323,100
27	152,000	208,300	235,400	280,200	324,600
28	153,500	209,600	236,900	281,300	326,000
29	154,900	210,900	238,300	282,400	327,600
30	156,400	212,200	239,700	283,500	328,900
31	157,900	213,500	241,100	284,500	330,200
32	159,400	214,800	242,400	285,500	331,400
33	160,900	215,500	243,600	286,400	332,500
34	162,700	216,900	245,000	287,500	333,500
35	164,500	218,200	246,300	288,600	334,600
36	166,300	219,600	247,700	289,700	335,800
37	168,100	220,700	249,000	290,400	337,000
38	169,800	222,000	250,400	291,300	338,200
39	171,500	223,300	251,800	292,200	339,400
40	173,200	224,500	253,200	293,200	340,600
41	174,800	225,600	254,400	294,100	341,700
42	176,200	226,800	255,700	295,100	342,900
43	177,600	228,000	257,000	296,100	344,100
44	179,000	229,200	258,300	297,000	345,300
45	180,500	230,400	259,300	297,800	346,200
46	181,900	231,600	260,400	298,700	347,300
47	183,300	232,800	261,600	299,600	348,400
48	184,700	233,900	262,800	300,500	349,500
49	186,000	235,100	264,100	301,200	350,600
50	187,200	236,300	265,300	301,900	351,600
51	188,300	237,500	266,500	302,700	352,600
52	189,500	238,700	267,500	303,500	353,600
53	190,600	239,800	268,600	304,100	354,500
54	191,700	240,800	269,800	304,900	355,400
55	192,800	241,800	271,000	305,600	356,300

職務の級	1級	2級	3級	4級	5級
56	193,900	242,800	272,200	306,300	357,200
57	195,000	243,800	273,200	307,000	358,000
58	196,000	244,800	274,300	307,800	358,900
59	197,100	245,800	275,400	308,600	359,800
60	198,100	246,800	276,400	309,300	360,700
61	199,200	247,800	277,500	309,900	361,500
62	200,100	248,700	278,600	310,600	362,400
63	201,000	249,600	279,700	311,300	363,300
64	201,900	250,500	280,800	312,000	364,200
65	202,600	251,500	281,700	312,500	364,800
66	203,400	252,300	282,500	313,100	365,400
67	204,200	253,100	283,300	313,700	366,000
68	205,000	253,800	284,200	314,300	366,600
69	205,500	254,600	285,100	314,900	367,000
70	206,100	255,200	285,900	315,300	
71	206,500	255,800	286,700	315,800	
72	207,100	256,300	287,400	316,300	
73	207,700	256,600	288,200	316,600	
74	208,400	257,000	289,000	317,100	
75	209,100	257,500	289,800	317,600	
76	209,900	258,000	290,600	318,100	
77	210,200	258,600	291,200	318,300	
78	210,900	259,000	291,800	318,700	
79	211,600	259,500	292,300	319,100	
80	212,300	260,000	292,700	319,500	
81	213,000	260,300	293,100	319,900	
82	213,700	260,600	293,600	320,300	
83	214,400	260,900	294,100	320,700	
84	215,100	261,200	294,600	321,100	
85	215,800	261,400	295,000	321,400	
86	216,500	261,800	295,600	321,800	
87	217,200	262,100	296,200	322,200	
88	217,900	262,400	296,800	322,500	
89	218,400	262,600	297,100	322,800	
90	219,000	262,800	297,600	323,200	
91	219,600	263,200	298,100	323,500	
92	220,200	263,400	298,600	323,900	
93	220,600	263,700	299,000	324,100	
94	221,100	264,100	299,500	324,400	
95	221,600	264,500	300,000	324,700	
96	222,100	264,900	300,500	325,100	
97	222,700	265,100	300,800	325,400	
98	223,200	265,400	301,200	325,700	
99	223,700	265,600	301,700	326,000	
100	224,200	265,900	302,200	326,300	
101	224,800	266,200	302,600	326,600	
102	225,300	266,400	303,000		
103	225,900	266,700	303,400		
104	226,500	267,000	303,800		
105	226,900	267,200	304,100		
106	227,400	267,400	304,500		
107	227,900	267,700	304,900		
108	228,300	267,900	305,300		
109	228,500	268,200	305,600		
110	228,900	268,500	306,000		
111	229,400	268,800	306,400		
112	229,900	269,000	306,800		
113	230,300	269,200	307,000		
114	230,800	269,500	307,400		

職務の級	1級	2級	3級	4級	5級
115	231,300	269,700	307,800		
116	231,800	269,900	308,100		
117	232,100	270,200	308,400		
118	232,500	270,500	308,800		
119	232,900	270,800	309,100		
120	233,300	271,100	309,400		
121	233,700	271,200	309,600		
122		271,500	310,000		
123		271,800	310,300		
124		272,100	310,600		
125		272,200	310,800		
126		272,500	311,200		
127		272,800	311,500		
128		273,100	311,800		
129		273,200	312,000		
130		273,500	312,400		
131		273,800	312,800		
132		274,100	313,200		
133		274,200	313,400		
134		274,500			
135		274,800			
136		275,100			
137		275,200			

注 この表の適用は、平成27年3月31日までとする。

イ 一般職基本給表（二）

（平27.4.1～）

職務の級 号俸	1級 基本給月額 円	2級 基本給月額 円	3級 基本給月額 円	4級 基本給月額 円	5級 基本給月額 円
1	123,900	175,000	196,600	244,600	275,400
2	124,800	176,500	198,000	245,900	277,300
3	125,800	178,000	199,400	247,100	279,100
4	126,700	179,500	200,700	248,400	281,000
5	127,700	180,900	202,000	249,500	282,800
6	128,700	182,400	203,400	250,800	284,600
7	129,700	183,800	204,800	252,100	286,300
8	130,700	185,200	206,200	253,400	288,200
9	131,500	186,600	207,600	254,500	289,900
10	132,500	187,800	209,200	255,800	291,700
11	133,500	189,100	210,800	257,000	293,400
12	134,600	190,300	212,300	258,300	295,200
13	135,400	191,500	213,600	259,400	296,800
14	136,400	192,600	215,100	260,600	298,500
15	137,400	193,700	216,600	261,700	300,100
16	138,400	194,800	217,900	262,800	301,600
17	139,500	195,900	219,000	263,900	303,200
18	140,700	197,000	219,800	265,100	304,800
19	141,900	198,000	220,700	266,200	306,500
20	143,100	199,000	221,700	267,200	308,200
21	144,200	200,000	222,700	268,200	309,500
22	145,400	201,100	224,200	269,300	310,900
23	146,600	202,200	225,600	270,400	312,300
24	147,800	203,200	226,800	271,500	313,800
25	149,000	204,200	228,300	272,500	315,200
26	150,500	205,100	229,600	273,600	316,700
27	152,000	205,800	231,000	274,700	318,200
28	153,500	206,700	232,300	275,800	319,600
29	154,900	207,600	233,600	276,800	321,200
30	156,400	208,800	234,900	277,900	322,400
31	157,900	209,900	236,300	278,900	323,700
32	159,400	210,800	237,600	279,900	324,900
33	160,900	211,500	238,800	280,800	326,000
34	162,700	212,800	240,100	281,800	326,900
35	164,500	214,000	241,400	282,900	328,000
36	166,300	215,200	242,800	284,000	329,100
37	168,100	216,300	244,100	284,700	330,200
38	169,800	217,600	245,400	285,600	331,300
39	171,500	218,900	246,800	286,500	332,300
40	173,200	220,000	248,200	287,400	333,300
41	174,800	221,100	249,300	288,300	334,300
42	176,200	222,300	250,600	289,300	335,300
43	177,600	223,500	251,900	290,300	336,300
44	179,000	224,700	253,200	291,200	337,300
45	180,500	225,800	254,100	291,900	338,200
46	181,900	227,000	255,200	292,800	339,200
47	183,300	228,200	256,400	293,700	340,200
48	184,700	229,300	257,600	294,600	341,200
49	186,000	230,400	258,800	295,300	342,100
50	187,200	231,600	260,000	296,000	343,000
51	188,300	232,800	261,200	296,700	343,900
52	189,500	234,000	262,200	297,500	344,700
53	190,600	235,100	263,300	298,100	345,500
54	191,700	236,100	264,400	298,900	346,300
55	192,800	237,000	265,600	299,600	347,100

職務の級	1級	2級	3級	4級	5級
56	193,900	238,000	266,800	300,300	347,800
57	195,000	239,000	267,800	301,000	348,500
58	196,000	240,000	268,800	301,700	349,300
59	197,100	241,000	269,900	302,500	350,100
60	198,100	241,900	270,900	303,200	350,800
61	199,200	242,900	272,000	303,800	351,500
62	200,100	243,800	273,100	304,500	352,200
63	201,000	244,700	274,100	305,200	352,900
64	201,900	245,600	275,200	305,900	353,600
65	202,600	246,500	276,100	306,400	354,200
66	203,400	247,300	276,900	306,900	354,700
67	204,200	248,100	277,700	307,500	355,200
68	205,000	248,800	278,500	308,100	355,700
69	205,500	249,600	279,400	308,700	356,100
70	206,100	250,200	280,200	309,100	
71	206,500	250,800	281,000	309,600	
72	207,100	251,300	281,700	310,100	
73	207,700	251,500	282,500	310,400	
74	208,400	251,900	283,200	310,900	
75	209,100	252,400	284,000	311,400	
76	209,900	252,900	284,800	311,800	
77	210,200	253,500	285,400	312,000	
78	210,900	253,900	286,000	312,300	
79	211,600	254,400	286,500	312,600	
80	212,300	254,900	286,900	312,900	
81	213,000	255,200	287,300	313,200	
82	213,700	255,500	287,700	313,500	
83	214,400	255,800	288,200	313,800	
84	215,100	256,100	288,700	314,100	
85	215,800	256,300	289,100	314,300	
86	216,500	256,600	289,700	314,700	
87	217,200	256,900	290,300	315,000	
88	217,900	257,200	290,900	315,200	
89	218,400	257,400	291,200	315,400	
90	219,000	257,600	291,700	315,700	
91	219,600	258,000	292,200	316,000	
92	220,200	258,200	292,600	316,300	
93	220,600	258,500	293,000	316,500	
94	221,100	258,900	293,500	316,800	
95	221,600	259,200	294,000	317,100	
96	222,100	259,500	294,500	317,300	
97	222,700	259,700	294,800	317,500	
98	223,200	260,000	295,200	317,800	
99	223,700	260,200	295,700	318,100	
100	224,200	260,500	296,200	318,300	
101	224,800	260,800	296,600	318,500	
102	225,300	261,000	297,000		
103	225,900	261,300	297,300		
104	226,500	261,600	297,600		
105	226,900	261,800	297,900		
106	227,400	262,000	298,300		
107	227,900	262,300	298,700		
108	228,300	262,500	299,100		
109	228,500	262,800	299,400		
110	228,900	263,100	299,800		
111	229,400	263,400	300,200		
112	229,900	263,600	300,500		
113	230,300	263,800	300,700		
114	230,800	264,100	301,000		

職務の級	1級	2級	3級	4級	5級
115	231,300	264,300	301,300		
116	231,800	264,500	301,500		
117	232,100	264,800	301,700		
118	232,500	265,100	302,000		
119	232,900	265,400	302,300		
120	233,300	265,700	302,500		
121	233,700	265,800	302,700		
122		266,100	303,000		
123		266,400	303,300		
124		266,700	303,500		
125		266,800	303,700		
126		267,100	304,000		
127		267,400	304,300		
128		267,700	304,500		
129		267,800	304,700		
130		268,100	305,000		
131		268,400	305,300		
132		268,700	305,500		
133		268,800	305,700		
134		269,100			
135		269,400			
136		269,700			
137		269,800			

注 この表は、平成27年4月1日から適用する。

別表第2 教育職基本給表（第11条関係）

ア 教育職基本給表（一）

（～平27.3.31）

職務の級	1級	2級	3級	4級	5級
号俸	基本給月額	基本給月額	基本給月額	基本給月額	基本給月額
	円	円	円	円	円
加給金額	—	10,400	23,800	25,400	30,000
1	164,400	207,000	267,800	318,500	409,900
2	166,500	209,200	270,900	321,900	412,400
3	168,500	211,400	274,000	325,400	414,800
4	170,500	213,600	277,000	328,900	417,300
5	172,500	215,700	280,000	332,400	419,800
6	175,000	217,900	282,800	335,800	422,300
7	177,500	220,100	285,500	339,300	424,800
8	180,000	222,200	288,200	342,800	427,300
9	182,500	224,500	291,000	346,400	429,500
10	185,300	226,900	293,900	349,700	432,000
11	188,000	229,300	296,800	353,000	434,500
12	190,700	231,700	299,700	356,300	436,900
13	193,400	234,000	302,300	359,500	438,700
14	195,300	236,400	304,900	362,000	440,900
15	197,200	238,800	307,400	364,500	443,300
16	199,100	241,200	309,900	367,100	445,600
17	201,100	243,300	312,300	369,800	448,000
18	202,900	246,400	315,000	372,100	450,400
19	204,700	249,500	317,800	374,400	452,800
20	206,400	252,600	320,600	376,700	455,200
21	208,200	255,700	323,200	378,900	457,500
22	210,100	258,800	326,000	381,000	459,900
23	212,000	261,900	328,800	383,100	462,300
24	213,900	265,000	331,600	385,200	464,700
25	215,900	267,900	334,000	387,100	466,700
26	218,000	270,900	336,500	389,000	468,900
27	220,100	273,900	338,900	390,900	471,100
28	222,200	276,900	341,400	392,800	473,300
29	224,200	279,900	343,800	394,800	475,500
30	226,400	282,600	346,000	396,600	477,800
31	228,700	285,300	348,200	398,300	480,000
32	231,000	288,000	350,400	400,100	482,200
33	233,400	290,600	352,700	401,900	484,200
34	235,300	293,500	355,000	403,700	486,300
35	237,200	296,300	357,300	405,400	488,600
36	239,100	299,100	359,600	407,200	490,900
37	241,000	301,800	361,600	408,700	493,100
38	243,000	304,000	363,700	410,400	495,100
39	244,900	306,300	365,800	412,100	497,100
40	246,900	308,600	367,800	413,700	499,100
41	249,000	310,700	369,800	415,000	501,100
42	250,900	311,900	371,700	416,600	503,000
43	252,800	313,100	373,500	418,200	504,900
44	254,700	314,300	375,400	419,800	506,800
45	256,500	315,400	377,400	421,200	508,700
46	258,400	316,600	379,200	422,800	510,500
47	260,300	317,800	380,900	424,400	512,300
48	262,200	319,000	382,700	426,000	514,200
49	263,800	320,000	384,600	427,500	515,900
50	265,000	321,100	386,400	428,800	517,700
51	266,200	322,200	388,200	430,100	519,500
52	267,500	323,200	390,000	431,400	521,400
53	268,400	324,400	391,300	432,200	523,200
54	269,500	325,400	392,800	433,200	524,900

職務の級	1級	2級	3級	4級	5級
55	270,600	326,500	394,300	434,100	526,600
56	271,700	327,600	395,900	435,000	528,200
57	272,900	328,700	397,300	435,900	529,900
58	274,100	329,800	398,700	436,800	531,200
59	275,300	330,900	400,200	437,800	532,500
60	276,500	331,900	401,700	438,700	533,800
61	277,500	333,000	403,000	439,600	535,000
62	278,600	334,100	404,500	440,500	536,000
63	279,700	335,200	406,000	441,600	537,000
64	280,700	336,300	407,500	442,700	538,000
65	281,700	337,200	408,500	443,600	538,700
66	282,700	338,300	409,600	444,600	539,600
67	283,800	339,400	410,700	445,600	540,500
68	284,900	340,500	411,800	446,600	541,400
69	285,900	341,400	412,800	447,600	542,300
70	287,000	342,500	413,700	448,600	543,100
71	288,100	343,600	414,600	449,600	544,000
72	289,200	344,700	415,400	450,600	544,700
73	290,100	345,300	416,200	451,600	545,600
74	291,200	346,300	417,100	452,500	546,500
75	292,300	347,300	417,900	453,400	547,400
76	293,400	348,300	418,800	454,400	548,300
77	294,200	349,400	419,500	455,200	549,200
78	295,200	350,400	420,100	455,700	550,100
79	296,200	351,400	420,700	456,400	551,000
80	297,200	352,400	421,300	457,000	551,900
81	298,300	353,400	421,600	457,800	552,800
82	299,200	354,400	422,200	458,500	
83	300,100	355,400	422,800	459,100	
84	301,000	356,400	423,400	459,800	
85	301,800	357,000	423,700	460,300	
86	302,700	357,600	424,200	460,900	
87	303,600	358,200	424,800	461,600	
88	304,500	358,800	425,400	462,300	
89	305,100	359,500	425,800	462,800	
90	305,700	359,900	426,400	463,500	
91	306,400	360,300	427,000	464,100	
92	307,100	360,800	427,500	464,600	
93	307,800	361,300	427,800	465,100	
94	308,400	361,700	428,200	465,800	
95	309,000	362,200	428,600	466,500	
96	309,600	362,700	429,000	467,200	
97	310,300	363,300	429,500	467,700	
98	310,900	363,800	430,000	468,300	
99	311,500	364,300	430,400	469,000	
100	312,100	364,800	430,900	469,700	
101	312,500	365,200	431,300	470,200	
102	312,800	365,700	431,700		
103	313,200	366,100	432,200		
104	313,600	366,600	432,500		
105	313,900	367,100	433,100		
106	314,300	367,500	433,600		
107	314,600	368,000	434,100		
108	314,900	368,500	434,600		
109	315,300	369,000	435,200		
110	315,600	369,500	435,700		
111	316,000	370,000	436,200		
112	316,400	370,400	436,700		
113	316,700	370,800	437,300		

職務の級	1級	2級	3級	4級	5級
114	317,100	371,200	437,800		
115	317,400	371,700	438,300		
116	317,800	372,100	438,800		
117	318,000	372,500	439,400		
118	318,300	372,900			
119	318,700	373,400			
120	319,100	373,900			
121	319,300	374,200			
122	319,600	374,600			
123	320,000	375,100			
124	320,400	375,400			
125	320,600	375,800			
126	320,800	376,300			
127	321,100	376,800			
128	321,500	377,300			
129	321,700	377,800			
130	322,000	378,300			
131	322,400	378,800			
132	322,700	379,300			
133	322,900	379,800			
134	323,200	380,300			
135	323,600	380,800			
136	323,800	381,300			
137	323,900	381,800			
138	324,100	382,300			
139	324,400	382,800			
140	324,700	383,300			
141	325,100	383,800			
142	325,400				
143	325,700				
144	326,000				
145	326,400				
146	326,700				
147	327,000				
148	327,300				
149	327,700				
150	328,000				
151	328,300				
152	328,500				
153	328,800				
154	329,100				
155	329,400				
156	329,700				
157	330,100				

注1 2級、3級、4級又は5級のいずれかの級に該当する者（2級該当者は助教の職にあるものに限る。）については、各級の号俸に定める金額に加給金額にある額を加算した額をもって、その基本給月額とする。

注2 この表の適用は、平成27年3月31日までとする。

ア 教育職基本給表 (一)

(平27.4.1～)

職務の級 号俸	1級 基本給月額	2級 基本給月額	3級 基本給月額	4級 基本給月額	5級 基本給月額
	円	円	円	円	円
加給金額	—	10,400	23,800	25,400	30,000
1	164,400	207,000	267,500	315,300	401,900
2	166,500	209,200	270,500	318,300	404,200
3	168,500	211,400	273,400	321,500	406,600
4	170,500	213,600	276,200	324,600	409,100
5	172,500	215,700	279,100	328,000	411,500
6	175,000	217,900	281,600	330,800	414,000
7	177,500	220,100	283,900	333,700	416,400
8	180,000	222,200	286,300	336,600	418,900
9	182,500	224,500	289,100	339,600	420,900
10	185,300	226,900	291,600	342,800	423,400
11	188,000	229,300	294,200	346,000	425,800
12	190,700	231,700	296,800	349,300	428,200
13	193,400	234,000	299,300	352,400	429,900
14	195,300	236,400	301,500	354,700	432,100
15	197,200	238,800	303,700	357,200	434,400
16	199,100	241,200	305,800	359,800	436,700
17	201,100	243,300	308,100	362,500	439,000
18	202,900	246,400	310,300	364,700	441,400
19	204,700	249,500	312,500	367,000	443,700
20	206,400	252,600	314,700	369,200	446,100
21	208,200	255,500	316,800	371,300	448,300
22	210,100	258,500	319,600	373,400	450,600
23	212,000	261,400	322,300	375,500	453,000
24	213,900	264,300	325,100	377,600	455,300
25	215,900	267,100	327,400	379,500	457,300
26	218,000	269,700	329,700	381,300	459,500
27	220,100	272,300	332,100	383,200	461,600
28	222,200	275,100	334,600	385,100	463,800
29	224,200	278,000	337,000	387,100	465,900
30	226,400	280,400	339,200	388,800	468,200
31	228,700	282,800	341,400	390,500	470,400
32	231,000	285,200	343,500	392,200	472,500
33	233,200	287,800	345,700	394,000	474,400
34	235,000	290,200	348,000	395,800	476,500
35	236,700	292,800	350,300	397,400	478,800
36	238,400	295,200	352,500	399,200	481,000
37	240,300	297,800	354,500	400,500	483,100
38	242,000	299,500	356,500	402,200	485,100
39	243,500	301,400	358,600	403,800	487,000
40	245,200	303,300	360,500	405,400	488,900
41	247,300	305,200	362,500	406,700	490,900
42	249,000	306,300	364,400	408,300	492,800
43	250,500	307,300	366,200	409,800	494,600
44	252,200	308,200	368,000	411,400	496,500
45	253,900	309,200	370,000	412,800	498,400
46	255,500	310,400	371,800	414,400	500,200
47	257,200	311,600	373,400	415,900	502,000
48	258,800	312,700	375,200	417,500	503,900
49	260,300	313,700	377,100	418,900	505,600
50	261,100	314,800	378,800	420,200	507,300
51	261,900	315,800	380,600	421,500	509,100
52	262,900	316,800	382,300	422,800	511,000
53	263,600	318,000	383,600	423,500	512,600
54	264,700	319,000	385,100	424,500	514,200

職務の級	1級	2級	3級	4級	5級
55	265,500	320,100	386,500	425,400	515,900
56	266,500	321,100	388,100	426,300	517,500
57	267,500	322,200	389,500	427,200	519,100
58	268,700	323,300	390,900	428,100	520,400
59	269,900	324,400	392,300	429,000	521,700
60	271,000	325,400	393,800	429,900	522,900
61	272,000	326,500	395,100	430,800	524,100
62	273,100	327,500	396,500	431,700	525,100
63	274,200	328,600	398,000	432,700	526,100
64	275,200	329,700	399,500	433,800	527,100
65	276,200	330,600	400,500	434,700	527,700
66	277,100	331,700	401,600	435,700	528,600
67	278,200	332,700	402,600	436,700	529,500
68	279,300	333,800	403,700	437,600	530,400
69	280,300	334,700	404,700	438,600	531,300
70	281,400	335,800	405,600	439,600	532,100
71	282,400	336,800	406,400	440,600	532,800
72	283,500	337,900	407,200	441,600	533,300
73	284,400	338,500	408,000	442,600	534,000
74	285,500	339,500	408,900	443,500	534,500
75	286,600	340,500	409,700	444,400	535,300
76	287,600	341,500	410,500	445,400	535,900
77	288,400	342,500	411,200	446,200	536,400
78	289,400	343,500	411,700	446,700	537,000
79	290,400	344,500	412,100	447,400	537,600
80	291,300	345,400	412,500	448,000	538,200
81	292,400	346,400	412,800	448,800	538,800
82	293,300	347,400	413,200	449,500	
83	294,200	348,400	413,600	449,800	
84	295,100	349,400	414,000	450,400	
85	295,900	350,000	414,300	450,800	
86	296,700	350,600	414,700	451,200	
87	297,600	351,200	415,100	451,600	
88	298,500	351,800	415,500	451,900	
89	299,100	352,400	415,800	452,200	
90	299,700	352,800	416,200	452,600	
91	300,400	353,200	416,600	453,000	
92	301,000	353,700	416,900	453,300	
93	301,700	354,200	417,200	453,600	
94	302,300	354,600	417,600	454,000	
95	302,900	355,100	417,900	454,300	
96	303,500	355,600	418,200	454,600	
97	304,200	356,200	418,500	454,900	
98	304,800	356,700	418,900	455,300	
99	305,400	357,100	419,200	455,600	
100	306,000	357,600	419,500	455,900	
101	306,400	358,000	419,800	456,200	
102	306,700	358,500	420,200		
103	307,000	358,900	420,500		
104	307,400	359,400	420,800		
105	307,700	359,900	421,100		
106	308,100	360,300	421,500		
107	308,400	360,800	421,800		
108	308,700	361,300	422,100		
109	309,100	361,700	422,400		
110	309,400	362,200	422,700		
111	309,800	362,700	423,000		
112	310,200	363,100	423,300		
113	310,500	363,500	423,600		

職務の級	1級	2級	3級	4級	5級
114	310,900	363,900	423,900		
115	311,200	364,400	424,200		
116	311,500	364,800	424,500		
117	311,700	365,200	424,700		
118	312,000	365,600			
119	312,400	366,100			
120	312,800	366,500			
121	313,000	366,800			
122	313,300	367,200			
123	313,700	367,700			
124	314,100	368,000			
125	314,300	368,400			
126	314,500	368,900			
127	314,800	369,400			
128	315,200	369,800			
129	315,400	370,200			
130	315,700	370,700			
131	316,100	371,200			
132	316,300	371,700			
133	316,500	372,200			
134	316,800	372,700			
135	317,200	373,200			
136	317,400	373,700			
137	317,500	374,200			
138	317,700	374,700			
139	318,000	375,200			
140	318,300	375,700			
141	318,700	376,200			
142	319,000				
143	319,300				
144	319,600				
145	320,000				
146	320,300				
147	320,500				
148	320,800				
149	321,200				
150	321,500				
151	321,800				
152	322,000				
153	322,300				
154	322,600				
155	322,900				
156	323,200				
157	323,400				

注1 2級、3級、4級又は5級のいずれかの級に該当する者（2級該当者は助教の職にあるものに限る。）については、各級の号俸に定める金額に加給金額にある額を加算した額をもって、その基本給月額とする。

注2 この表は、平成27年4月1日から適用する。

イ 教育職基本給表 (二)

(～平27.3.31)

職務の級 号俸	1級	2級	3級
	基本給月額	基本給月額	基本給月額
	円	円	円
1	173,500	208,200	267,800
2	176,100	210,300	270,900
3	178,700	212,400	274,000
4	181,400	214,500	277,000
5	184,100	216,400	280,000
6	186,900	218,500	282,900
7	189,700	220,600	285,700
8	192,600	222,600	288,500
9	195,500	224,800	291,200
10	198,500	227,200	294,100
11	201,400	229,600	297,000
12	204,300	232,000	299,900
13	207,000	234,200	302,300
14	208,700	236,500	304,900
15	210,400	238,800	307,400
16	212,100	241,100	309,900
17	213,800	243,400	312,500
18	215,600	246,500	315,600
19	217,400	249,600	318,800
20	219,100	252,700	322,000
21	221,000	255,700	325,000
22	222,900	258,800	328,100
23	224,900	261,900	331,200
24	226,900	265,000	334,300
25	228,700	267,900	337,400
26	230,700	270,900	340,400
27	232,700	273,900	343,300
28	234,700	276,900	346,300
29	236,500	279,900	349,200
30	238,400	282,400	351,800
31	240,400	284,900	354,400
32	242,400	287,400	357,000
33	244,400	289,800	359,600
34	246,500	292,400	361,800
35	248,600	294,900	364,100
36	250,700	297,400	366,400
37	252,500	299,600	368,700
38	254,500	302,000	370,900
39	256,500	304,500	373,200
40	258,500	307,000	375,500
41	260,300	309,400	377,800
42	261,700	311,800	379,900
43	263,100	314,200	382,000
44	264,500	316,600	384,100
45	265,800	318,800	386,000
46	267,100	321,200	388,000
47	268,300	323,600	390,000
48	269,500	326,100	392,000
49	270,600	328,600	393,600
50	271,700	331,000	395,400
51	273,000	333,300	397,200
52	274,300	335,700	399,000
53	275,400	338,000	400,200
54	276,600	340,000	401,800
55	277,800	342,000	403,500

職務の級	1級	2級	3級
56	279,000	344,000	405,200
57	280,100	345,900	406,700
58	281,500	347,900	408,400
59	282,900	349,900	410,100
60	284,300	351,900	411,700
61	285,500	353,800	413,100
62	286,900	355,700	414,700
63	288,300	357,600	416,300
64	289,600	359,500	417,900
65	290,800	361,400	419,300
66	292,100	363,300	420,300
67	293,400	365,200	421,300
68	294,700	367,000	422,300
69	296,100	368,700	423,300
70	297,200	370,500	424,300
71	298,300	372,300	425,400
72	299,300	374,100	426,400
73	300,500	375,600	427,100
74	301,600	377,200	427,900
75	302,700	378,800	428,900
76	303,800	380,400	429,900
77	304,600	382,100	430,900
78	305,600	383,800	431,900
79	306,600	385,500	432,900
80	307,600	387,200	433,900
81	308,400	388,700	434,600
82	309,300	390,200	435,500
83	310,200	391,800	436,400
84	311,100	393,400	437,200
85	311,800	394,500	438,100
86	312,600	395,800	438,900
87	313,400	397,200	439,700
88	314,300	398,600	440,600
89	315,200	399,900	441,300
90	316,000	401,100	441,800
91	316,800	402,200	442,400
92	317,600	403,400	442,800
93	318,300	404,300	443,300
94	319,000	405,400	443,900
95	319,700	406,500	444,400
96	320,400	407,600	445,000
97	320,800	408,500	445,400
98	321,200	409,500	445,900
99	321,600	410,500	446,500
100	322,000	411,500	447,100
101	322,300	412,300	447,500
102	322,700	413,300	
103	323,100	414,300	
104	323,500	415,300	
105	323,900	415,900	
106	324,400	416,700	
107	324,900	417,600	
108	325,400	418,500	
109	325,800	419,400	
110	326,300	420,300	
111	326,800	421,200	
112	327,300	422,000	
113	327,600	422,800	
114	328,100	423,300	

職務の級	1級	2級	3級
115	328,500	423,800	
116	329,000	424,300	
117	329,300	424,700	
118	329,700	425,300	
119	330,200	425,800	
120	330,700	426,400	
121	330,900	426,600	
122	331,300	427,100	
123	331,800	427,700	
124	332,100	428,100	
125	332,300	428,500	
126	332,600		
127	333,100		
128	333,600		
129	333,800		
130	334,200		
131	334,700		
132	335,100		
133	335,300		
134	335,700		
135	336,200		
136	336,500		
137	336,800		
138	337,200		
139	337,600		
140	338,000		
141	338,500		

注 この表の適用は、平成27年3月31日までとする。

イ 教育職基本給表 (二)

(平27.4.1～)

職務の級 号俸	1級	2級	3級
	基本給月額	基本給月額	基本給月額
	円	円	円
1	173,500	208,200	267,500
2	176,100	210,300	270,500
3	178,700	212,400	273,400
4	181,400	214,500	276,200
5	184,100	216,400	279,100
6	186,900	218,500	281,700
7	189,700	220,600	284,100
8	192,600	222,600	286,600
9	195,500	224,800	289,200
10	198,500	227,200	291,800
11	201,400	229,600	294,400
12	204,300	232,000	297,000
13	207,000	234,200	299,300
14	208,700	236,500	301,500
15	210,400	238,800	303,700
16	212,100	241,100	305,800
17	213,800	243,400	308,300
18	215,600	246,500	310,900
19	217,400	249,600	313,500
20	219,100	252,700	316,100
21	221,000	255,500	318,600
22	222,900	258,500	321,700
23	224,900	261,400	324,600
24	226,900	264,300	327,700
25	228,700	267,100	330,700
26	230,700	269,700	333,600
27	232,700	272,300	336,500
28	234,700	275,100	339,400
29	236,500	278,000	342,300
30	238,400	280,200	344,800
31	240,400	282,400	347,400
32	242,400	284,600	349,900
33	244,200	286,900	352,400
34	246,200	289,100	354,600
35	248,100	291,400	356,900
36	250,000	293,500	359,200
37	251,700	295,600	361,500
38	253,400	297,500	363,600
39	255,000	299,400	365,900
40	256,800	301,400	368,100
41	258,500	303,300	370,400
42	259,700	305,700	372,400
43	260,800	308,000	374,500
44	261,900	310,400	376,600
45	263,100	312,500	378,400
46	264,100	314,700	380,400
47	265,100	317,100	382,300
48	266,000	319,600	384,300
49	267,000	322,100	385,700
50	267,700	324,500	387,500
51	268,600	326,800	389,200
52	269,600	329,000	391,000
53	270,500	331,300	392,200
54	271,600	333,300	393,800
55	272,600	335,300	395,400

職務の級	1級	2級	3級
56	273,600	337,200	397,100
57	274,500	339,100	398,500
58	275,900	341,000	400,200
59	277,300	343,000	401,900
60	278,700	345,000	403,500
61	279,900	346,900	404,800
62	281,300	348,700	406,400
63	282,600	350,600	407,900
64	283,900	352,400	409,500
65	285,000	354,300	410,900
66	286,300	356,200	411,900
67	287,600	358,000	412,900
68	288,900	359,800	413,800
69	290,300	361,500	414,800
70	291,400	363,200	415,800
71	292,400	365,000	416,900
72	293,400	366,700	417,800
73	294,600	368,200	418,500
74	295,600	369,800	419,300
75	296,700	371,300	420,300
76	297,800	372,900	421,300
77	298,600	374,600	422,300
78	299,600	376,300	423,300
79	300,600	377,900	424,300
80	301,500	379,600	425,200
81	302,300	381,100	425,900
82	303,200	382,500	426,800
83	304,100	384,100	427,700
84	305,000	385,700	428,500
85	305,700	386,700	429,400
86	306,400	388,000	430,200
87	307,200	389,400	431,000
88	308,100	390,800	431,900
89	309,000	392,100	432,600
90	309,800	393,200	433,100
91	310,600	394,300	433,700
92	311,300	395,500	434,100
93	312,000	396,300	434,600
94	312,700	397,400	435,100
95	313,400	398,500	435,500
96	314,100	399,500	435,900
97	314,500	400,400	436,100
98	314,900	401,400	436,500
99	315,300	402,400	436,800
100	315,700	403,300	437,100
101	316,000	404,100	437,400
102	316,400	405,100	
103	316,700	406,100	
104	317,100	407,100	
105	317,500	407,700	
106	318,000	408,400	
107	318,500	409,100	
108	319,000	409,700	
109	319,400	410,200	
110	319,900	410,600	
111	320,300	410,900	
112	320,800	411,200	
113	321,100	411,400	
114	321,600	411,700	

職務の級	1級	2級	3級
115	322,000	412,000	
116	322,500	412,300	
117	322,800	412,500	
118	323,200	412,800	
119	323,700	413,100	
120	324,200	413,300	
121	324,400	413,500	
122	324,800	413,800	
123	325,300	414,100	
124	325,600	414,300	
125	325,800	414,500	
126	326,100		
127	326,600		
128	327,000		
129	327,200		
130	327,600		
131	328,100		
132	328,500		
133	328,700		
134	329,100		
135	329,600		
136	329,900		
137	330,200		
138	330,600		
139	331,000		
140	331,400		
141	331,800		

注 この表は、平成27年4月1日から適用する。

別表第3 医療職基本給表（第11条関係）

ア 医療職基本給表（A）

（～平27.3.31）

職務の級	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級
号俸	基本給月額	基本給月額	基本給月額	基本給月額	基本給月額	基本給月額	基本給月額	基本給月額
	円	円	円	円	円	円	円	円
1	142,400	180,300	215,500	243,700	281,300	330,200	376,400	443,800
2	143,800	181,900	217,100	245,300	283,500	332,300	379,100	446,400
3	145,200	183,500	218,700	246,900	285,700	334,500	381,800	449,000
4	146,600	185,100	220,300	248,500	287,900	336,700	384,500	451,600
5	147,800	186,600	221,900	249,900	290,100	338,800	387,000	454,100
6	149,600	188,200	223,600	251,500	292,300	341,000	389,700	456,600
7	151,300	189,800	225,300	253,000	294,500	343,200	392,400	459,100
8	153,000	191,300	227,000	254,600	296,700	345,400	395,100	461,600
9	154,700	192,900	228,600	256,000	298,800	347,400	397,300	464,100
10	156,400	194,600	230,400	257,500	301,000	349,600	399,600	466,500
11	158,100	196,200	232,100	259,000	303,200	351,800	401,800	469,100
12	159,900	197,900	233,800	260,500	305,400	354,000	404,100	471,600
13	161,400	199,500	235,600	261,900	307,600	355,700	406,200	474,100
14	163,300	201,100	237,200	263,800	309,700	357,700	408,200	475,600
15	165,300	202,700	238,800	265,700	311,800	359,700	410,300	476,900
16	167,200	204,300	240,400	267,500	313,900	361,700	412,500	478,400
17	169,100	205,800	241,800	269,200	316,100	363,700	414,300	480,000
18	171,000	207,500	243,400	271,100	318,200	365,800	416,300	481,400
19	172,800	209,200	244,900	273,000	320,300	367,800	418,400	482,900
20	174,700	210,900	246,500	274,900	322,400	369,900	420,500	484,400
21	176,600	212,400	248,000	276,700	324,400	371,700	422,300	485,900
22	178,100	214,000	249,500	278,600	326,400	373,800	423,900	487,400
23	179,600	215,600	251,000	280,500	328,400	375,900	425,500	488,900
24	181,100	217,200	252,500	282,400	330,400	378,000	427,100	490,200
25	182,700	218,700	253,900	284,300	332,400	379,500	428,600	491,800
26	184,200	220,300	255,600	286,200	334,400	381,300	429,900	493,300
27	185,700	221,900	257,300	288,100	336,400	383,100	431,200	494,800
28	187,100	223,500	259,000	290,000	338,400	384,900	432,500	496,300
29	188,700	225,100	260,700	292,000	340,100	386,700	433,800	497,900
30	190,000	226,800	262,500	293,900	341,900	388,200	435,000	499,100
31	191,300	228,500	264,300	295,800	343,700	389,900	436,200	500,300
32	192,600	230,200	266,100	297,700	345,500	391,600	437,300	501,500
33	194,000	231,800	267,600	299,500	347,300	393,000	438,500	502,800
34	195,400	233,400	269,400	301,300	349,200	394,300	439,700	503,800
35	196,800	234,900	271,200	303,100	351,100	395,600	441,000	504,800
36	198,200	236,500	273,000	304,900	353,000	396,900	442,200	505,800
37	199,300	238,000	274,600	306,500	354,800	398,000	443,500	506,800
38	200,600	239,600	276,300	308,200	356,500	399,200	444,300	
39	201,900	241,200	278,000	309,900	358,200	400,300	445,000	
40	203,200	242,800	279,700	311,600	359,900	401,500	445,800	
41	204,400	244,200	281,400	313,400	361,100	402,300	446,400	
42	205,600	245,700	283,100	315,100	362,300	403,100	447,100	
43	206,800	247,200	284,800	316,800	363,500	403,900	447,900	
44	208,000	248,700	286,500	318,500	364,700	404,700	448,700	
45	209,200	250,100	288,200	319,700	365,900	405,100	449,300	
46	210,300	251,700	289,900	321,200	366,700	405,800	450,100	
47	211,400	253,300	291,600	322,700	367,900	406,500	450,900	
48	212,500	254,900	293,300	324,300	369,000	407,200	451,500	
49	213,600	256,500	294,700	325,800	370,100	407,900	452,100	
50	214,600	257,900	296,300	327,100	371,100	408,600	452,900	
51	215,600	259,300	297,900	328,400	372,100	409,300	453,700	
52	216,600	260,700	299,500	329,700	373,100	409,900	454,500	
53	217,400	261,900	300,900	330,800	373,900	410,500	455,100	
54	218,400	263,300	302,400	331,800	374,800	411,100		
55	219,300	264,700	303,900	332,900	375,700	411,700		

職務の級	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級
56	220,300	266,100	305,400	334,000	376,600	412,300		
57	221,100	267,200	306,700	334,500	377,200	412,800		
58	222,000	268,500	308,000	335,400	378,000	413,500		
59	222,900	269,800	309,300	336,200	378,800	414,100		
60	223,800	271,100	310,700	337,100	379,600	414,800		
61	224,700	272,200	312,000	337,900	380,000	415,100		
62	225,700	273,400	313,300	338,200	380,700	415,600		
63	226,700	274,700	314,600	338,900	381,400	416,300		
64	227,800	276,000	315,900	339,600	382,100	417,000		
65	228,500	277,100	317,300	340,200	382,600	417,300		
66	229,400	278,200	318,100	340,900	383,200			
67	230,300	279,300	318,900	341,600	383,900			
68	231,200	280,400	319,700	342,300	384,500			
69	231,900	281,500	320,300	343,000	385,000			
70	232,600	282,600	321,000	343,600	385,500			
71	233,300	283,700	321,700	344,200	386,000			
72	234,000	284,800	322,300	344,800	386,500			
73	234,700	285,700	323,100	345,100	387,100			
74	235,500	286,400	323,300	345,700	387,600			
75	236,300	287,100	323,900	346,200	388,200			
76	237,100	287,900	324,500	346,800	388,800			
77	237,700	288,700	325,100	347,300	389,300			
78	238,300	289,300	325,600	347,800	389,800			
79	238,900	289,900	326,100	348,300	390,400			
80	239,500	290,500	326,600	348,800	391,000			
81	239,900	291,200	327,200	349,100	391,500			
82	240,300	291,700	327,700	349,400	392,100			
83	240,700	292,200	328,200	349,800	392,700			
84	241,100	292,600	328,700	350,100	393,300			
85	241,500	292,800	329,200	350,600	394,000			
86		293,000	329,600	350,900				
87		293,200	329,800	351,200				
88		293,400	330,200	351,500				
89		293,800	330,600	351,900				
90		294,000	331,000	352,200				
91		294,200	331,400	352,600				
92		294,400	331,800	352,900				
93		294,800	332,200	353,300				
94		295,000	332,400	353,600				
95		295,200	332,800	354,000				
96		295,500	333,100	354,300				
97		295,900	333,300	354,600				
98		296,200	333,600	355,000				
99		296,500	333,900	355,400				
100		296,800	334,200	355,800				
101		297,100	334,400	356,300				
102		297,300	334,700	356,700				
103		297,600	335,100	357,100				
104		297,900	335,300	357,500				
105		298,200	335,400	358,000				
106			335,700					
107			336,100					
108			336,300					
109			336,500					
110			336,900					
111			337,300					
112			337,700					
113			337,900					

注 この表の適用は、平成27年3月31日までとする。

ア 医療職基本給表 (A)

(平27.4.1～)

職務の級	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級
号俸	基本給月額	基本給月額	基本給月額	基本給月額	基本給月額	基本給月額	基本給月額	基本給月額
	円	円	円	円	円	円	円	円
1	142,400	180,300	215,500	242,000	275,700	323,700	368,800	434,900
2	143,800	181,900	217,100	243,400	277,800	325,700	371,500	437,500
3	145,200	183,500	218,700	244,700	280,000	327,900	374,100	440,000
4	146,600	185,100	220,300	246,100	282,200	330,100	376,800	442,600
5	147,800	186,600	221,700	247,400	284,400	332,100	379,200	445,000
6	149,600	188,200	223,300	248,700	286,500	334,300	381,900	447,500
7	151,300	189,800	224,800	250,000	288,700	336,400	384,500	450,000
8	153,000	191,300	226,400	251,300	290,900	338,600	387,200	452,500
9	154,700	192,900	227,900	252,700	292,900	340,600	389,300	454,900
10	156,400	194,600	229,400	253,700	295,100	342,700	391,600	457,300
11	158,100	196,200	230,800	254,900	297,200	344,900	393,800	459,900
12	159,900	197,900	232,200	256,100	299,400	347,000	396,000	462,300
13	161,400	199,500	234,000	257,400	301,600	348,700	398,100	464,800
14	163,300	201,100	235,400	259,100	303,600	350,700	400,100	466,300
15	165,300	202,700	236,700	260,700	305,700	352,600	402,100	467,600
16	167,200	204,300	238,100	262,300	307,700	354,600	404,200	468,900
17	169,100	205,800	239,400	263,900	309,900	356,600	406,000	470,100
18	171,000	207,500	240,700	265,800	311,900	358,600	408,000	471,400
19	172,800	209,200	242,000	267,600	314,000	360,600	409,900	472,700
20	174,700	210,900	243,300	269,500	316,100	362,600	412,000	474,000
21	176,600	212,200	244,700	271,300	318,000	364,400	413,800	475,200
22	178,100	213,700	245,800	273,100	320,000	366,400	415,400	476,600
23	179,600	215,100	247,000	275,000	321,900	368,500	417,000	478,000
24	181,100	216,600	248,200	276,800	323,900	370,600	418,500	479,200
25	182,700	218,000	249,400	278,600	325,900	372,000	420,000	480,600
26	184,200	219,400	251,000	280,500	327,800	373,800	421,300	481,900
27	185,700	220,800	252,500	282,400	329,800	375,600	422,600	483,300
28	187,100	222,100	254,000	284,200	331,800	377,300	423,900	484,700
29	188,700	223,600	255,500	286,200	333,400	379,100	425,200	486,100
30	190,000	225,000	257,300	288,100	335,200	380,600	426,400	487,200
31	191,300	226,600	259,100	289,900	336,900	382,200	427,600	488,300
32	192,600	228,000	260,800	291,800	338,700	383,900	428,700	489,400
33	194,000	229,500	262,300	293,600	340,500	385,200	429,900	490,500
34	195,400	230,900	264,100	295,300	342,300	386,500	431,100	491,400
35	196,800	232,100	265,800	297,100	344,200	387,800	432,300	492,300
36	198,200	233,400	267,600	298,900	346,000	389,000	433,500	493,200
37	199,300	234,900	269,100	300,400	347,800	390,100	434,800	494,200
38	200,600	236,200	270,800	302,100	349,500	391,300	435,600	
39	201,900	237,500	272,500	303,800	351,100	392,400	436,000	
40	203,200	238,900	274,200	305,400	352,800	393,500	436,700	
41	204,400	240,200	275,900	307,200	354,000	394,300	437,200	
42	205,600	241,600	277,500	308,900	355,100	395,100	437,600	
43	206,800	242,900	279,200	310,500	356,300	395,900	438,000	
44	208,000	244,000	280,900	312,200	357,500	396,700	438,400	
45	209,200	245,200	282,500	313,400	358,700	397,100	438,800	
46	210,300	246,700	284,200	314,800	359,500	397,700	439,200	
47	211,400	248,300	285,900	316,300	360,700	398,200	439,600	
48	212,500	249,800	287,500	317,900	361,800	398,600	439,900	
49	213,600	251,400	288,900	319,400	362,800	399,000	440,200	
50	214,600	252,800	290,500	320,700	363,800	399,300	440,600	
51	215,600	254,200	292,000	321,900	364,800	399,600	440,900	
52	216,600	255,600	293,600	323,200	365,800	399,900	441,200	
53	217,400	256,700	295,000	324,300	366,600	400,200	441,500	
54	218,400	258,100	296,500	325,300	367,400	400,500		
55	219,300	259,500	297,900	326,400	368,300	400,800		

職務の級	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級
56	220,300	260,900	299,400	327,400	369,200	401,100		
57	221,100	261,900	300,700	327,900	369,700	401,400		
58	222,000	263,200	301,900	328,800	370,500	401,700		
59	222,900	264,500	303,200	329,600	371,300	402,000		
60	223,800	265,800	304,600	330,500	372,100	402,400		
61	224,700	266,800	305,900	331,300	372,500	402,600		
62	225,700	268,000	307,100	331,600	373,200	402,900		
63	226,700	269,300	308,400	332,200	373,900	403,200		
64	227,800	270,600	309,600	332,900	374,600	403,500		
65	228,500	271,600	311,000	333,500	375,000	403,700		
66	229,400	272,700	311,800	334,200	375,600			
67	230,300	273,800	312,600	334,900	376,300			
68	231,200	274,900	313,400	335,600	376,900			
69	231,900	276,000	314,000	336,300	377,300			
70	232,600	277,000	314,700	336,800	377,800			
71	233,300	278,100	315,400	337,400	378,300			
72	234,000	279,200	316,000	338,000	378,800			
73	234,700	280,100	316,700	338,300	379,400			
74	235,500	280,800	316,900	338,900	379,900			
75	236,300	281,400	317,500	339,400	380,500			
76	237,100	282,200	318,100	340,000	381,100			
77	237,700	283,000	318,700	340,500	381,600			
78	238,300	283,600	319,200	341,000	382,100			
79	238,900	284,200	319,700	341,500	382,600			
80	239,500	284,800	320,200	341,900	383,100			
81	239,900	285,500	320,800	342,200	383,400			
82	240,300	286,000	321,300	342,500	383,900			
83	240,700	286,400	321,700	342,900	384,300			
84	241,100	286,800	322,200	343,200	384,700			
85	241,500	287,000	322,700	343,700	385,100			
86		287,200	323,100	344,000				
87		287,400	323,300	344,300				
88		287,600	323,700	344,600				
89		288,000	324,100	345,000				
90		288,200	324,500	345,300				
91		288,400	324,900	345,700				
92		288,600	325,300	346,000				
93		289,000	325,600	346,400				
94		289,200	325,800	346,700				
95		289,400	326,200	347,000				
96		289,700	326,500	347,300				
97		290,100	326,700	347,600				
98		290,400	327,000	348,000				
99		290,600	327,300	348,400				
100		290,900	327,600	348,800				
101		291,200	327,800	349,300				
102		291,400	328,100	349,700				
103		291,600	328,500	350,100				
104		291,900	328,700	350,500				
105		292,200	328,800	351,000				
106			329,100					
107			329,500					
108			329,700					
109			329,900					
110			330,300					
111			330,700					
112			331,100					
113			331,300					

注 この表は、平成27年4月1日から適用する。

イ 医療職基本給表 (B)

(～平27.3.31)

職務の級	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級
号俸	基本給月額	基本給月額	基本給月額	基本給月額	基本給月額	基本給月額	基本給月額
	円	円	円	円	円	円	円
1	155,600	182,900	231,400	256,600	287,200	333,500	379,400
2	157,000	185,000	233,200	257,800	289,200	335,700	382,100
3	158,500	187,100	235,000	259,100	291,200	337,900	384,800
4	159,900	189,200	236,800	260,400	293,200	340,100	387,500
5	161,300	191,300	238,400	261,500	295,000	342,300	389,700
6	162,800	193,600	239,900	262,900	296,900	344,500	392,100
7	164,300	195,900	241,400	264,100	298,800	346,700	394,500
8	165,800	198,200	242,800	265,500	300,700	348,900	396,800
9	167,100	200,600	244,100	266,900	302,700	350,600	398,900
10	168,800	202,000	245,500	268,100	304,600	352,600	401,000
11	170,400	203,400	246,800	269,700	306,500	354,600	403,200
12	172,000	204,800	248,200	271,300	308,400	356,600	405,600
13	173,500	206,200	249,500	272,800	310,100	358,800	407,600
14	175,500	207,700	250,800	274,400	311,900	360,900	409,700
15	177,500	209,200	252,100	276,000	313,700	363,000	411,900
16	179,500	210,500	253,400	277,600	315,500	365,100	414,100
17	181,700	211,900	254,400	279,200	317,400	367,100	416,200
18	183,800	213,400	255,800	280,700	319,100	369,200	418,400
19	185,900	214,900	257,100	282,200	320,800	371,300	420,600
20	188,000	216,400	258,400	283,700	322,500	373,400	422,800
21	190,100	217,800	259,500	285,300	324,100	375,200	424,700
22	192,300	219,500	260,900	286,900	325,700	377,300	426,600
23	194,500	221,200	262,300	288,500	327,300	379,400	428,500
24	196,700	222,900	263,700	290,000	328,900	381,500	430,400
25	198,800	224,300	265,100	291,400	330,600	383,500	432,100
26	200,100	226,000	266,700	293,200	332,100	385,200	433,700
27	201,400	227,700	268,200	295,000	333,600	387,100	435,400
28	202,700	229,400	269,800	296,800	335,200	389,000	437,000
29	203,900	231,200	271,400	298,400	336,600	390,900	438,300
30	205,100	232,700	273,000	300,100	338,100	392,700	439,700
31	206,400	234,200	274,600	301,800	339,600	394,600	441,300
32	207,600	235,600	276,200	303,500	341,100	396,500	442,800
33	208,900	237,000	277,800	305,000	342,800	398,200	444,500
34	210,200	238,400	279,300	306,600	344,400	399,900	446,100
35	211,500	239,800	280,800	308,200	346,000	401,700	447,600
36	212,800	241,200	282,200	309,800	347,600	403,500	449,200
37	214,200	242,500	283,800	311,300	349,300	405,100	450,600
38	215,600	243,800	285,200	312,900	350,900	406,900	452,000
39	217,000	245,100	286,700	314,500	352,500	408,700	453,500
40	218,400	246,400	288,200	316,100	354,100	410,500	455,000
41	219,500	247,400	289,800	317,700	355,300	412,000	456,300
42	220,900	248,700	291,400	319,200	356,800	413,700	457,200
43	222,300	249,900	293,000	320,600	358,300	415,400	458,100
44	223,700	251,200	294,600	322,100	359,800	417,000	458,800
45	225,100	252,300	296,000	323,300	361,400	418,400	459,800
46	226,600	253,700	297,500	324,700	362,500	420,000	460,700
47	228,100	255,100	299,000	326,100	364,000	421,500	461,600
48	229,500	256,500	300,500	327,600	365,300	423,000	462,500
49	230,700	257,700	301,800	328,900	366,700	424,600	463,500
50	232,100	259,200	303,200	330,300	368,100	426,100	464,200
51	233,500	260,600	304,600	331,600	369,500	427,600	465,000
52	234,900	262,000	306,000	333,000	370,900	429,100	465,800
53	236,200	263,500	307,500	334,400	372,400	430,500	466,700
54	237,500	265,100	308,900	335,800	373,600	432,000	467,500
55	238,800	266,700	310,300	337,200	374,800	433,400	468,300

職務の級	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級
56	240,100	268,200	311,700	338,600	376,000	434,800	469,100
57	241,300	269,800	312,800	339,500	377,100	435,900	470,000
58	242,600	271,400	314,100	340,800	378,100	436,800	
59	243,800	273,000	315,400	342,000	379,100	437,700	
60	245,100	274,600	316,800	343,300	380,100	438,400	
61	246,200	276,100	318,000	344,500	380,700	439,300	
62	247,500	277,600	319,300	345,400	381,500	440,200	
63	248,800	279,100	320,600	346,700	382,300	441,100	
64	250,100	280,600	321,900	348,000	383,100	442,000	
65	251,100	282,200	323,200	349,100	383,900	442,900	
66	252,400	283,700	324,500	350,300	384,600	443,700	
67	253,800	285,200	325,800	351,500	385,400	444,500	
68	255,200	286,700	327,100	352,600	386,100	445,300	
69	256,300	288,000	327,900	353,600	386,800	446,100	
70	257,600	289,500	329,000	354,700	387,400		
71	258,900	291,000	330,100	355,800	388,100		
72	260,200	292,500	331,000	356,900	388,700		
73	261,600	293,700	332,300	357,800	389,400		
74	262,900	295,100	333,000	358,900	389,900		
75	264,200	296,500	334,200	360,000	390,500		
76	265,500	297,900	335,400	361,100	391,000		
77	266,500	299,400	336,500	361,800	391,400		
78	267,700	300,700	337,700	362,600	392,000		
79	269,000	302,000	338,900	363,400	392,600		
80	270,300	303,300	340,100	364,200	393,000		
81	271,400	304,100	341,200	364,800	393,500		
82	272,500	305,300	342,300	365,300	394,100		
83	273,600	306,500	343,400	365,900	394,700		
84	274,700	307,800	344,500	366,400	395,300		
85	275,600	308,900	345,400	367,000	395,800		
86	276,600	310,100	346,400	367,500	396,400		
87	277,700	311,300	347,300	368,100	397,000		
88	278,800	312,500	348,300	368,600	397,600		
89	279,800	313,800	349,400	369,000	398,000		
90	280,800	315,000	350,200	369,500	398,500		
91	281,800	316,200	351,000	370,100	399,100		
92	282,800	317,400	351,800	370,600	399,700		
93	283,800	318,300	352,500	370,900	400,200		
94	284,800	319,000	353,100	371,400			
95	285,800	319,700	353,800	371,900			
96	286,800	320,300	354,400	372,200			
97	287,700	321,000	354,800	372,800			
98	288,500	321,300	355,200	373,300			
99	289,300	322,000	355,700	373,800			
100	290,200	322,700	356,100	374,300			
101	291,000	323,100	356,600	374,900			
102	291,800	323,700	357,000	375,400			
103	292,600	324,300	357,500	375,900			
104	293,400	324,900	357,900	376,300			
105	294,100	325,300	358,200	376,900			
106	294,600	325,800	358,700	377,400			
107	295,100	326,300	359,200	377,900			
108	295,600	326,800	359,500	378,400			
109	295,800	327,200	360,000	379,000			
110	296,200	327,600	360,500	379,500			
111	296,400	327,900	361,000	380,000			
112	296,800	328,300	361,500	380,500			
113	297,100	328,700	362,000	381,100			
114	297,300	329,100	362,500				

職務の級	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級
115	297,700	329,500	363,000				
116	298,000	329,800	363,400				
117	298,300	330,000	363,800				
118	298,600	330,300	364,300				
119	298,900	330,700	364,800				
120	299,300	330,900	365,300				
121	299,600	331,100	365,700				
122	300,000	331,400	366,200				
123	300,400	331,700	366,700				
124	300,800	332,000	367,200				
125	301,000	332,200	367,600				
126	301,200	332,500					
127	301,600	332,900					
128	302,000	333,100					
129	302,200	333,200					
130	302,500	333,600					
131	302,900	334,000					
132	303,300	334,200					
133	303,500	334,500					
134	303,800	334,900					
135	304,200	335,300					
136	304,500	335,700					
137	304,700	336,000					
138	305,000	336,400					
139	305,400	336,800					
140	305,700	337,200					
141	305,900	337,500					
142	306,300	337,900					
143	306,700	338,300					
144	307,000	338,700					
145	307,100	339,000					
146	307,400	339,400					
147	307,700	339,800					
148	308,100	340,200					
149	308,300	340,500					
150	308,500	340,900					
151	308,800	341,300					
152	309,100	341,700					
153	309,500	342,000					
154	309,700						
155	309,900						
156	310,200						
157	310,600						
158	310,900						
159	311,200						
160	311,500						
161	311,900						
162	312,200						
163	312,500						
164	312,800						
165	313,200						
166	313,500						
167	313,800						
168	314,100						
169	314,500						

注 この表の適用は、平成27年3月31日までとする。

イ 医療職基本給表 (B)

(平27.4.1～)

職務の級	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級
号俸	基本給月額	基本給月額	基本給月額	基本給月額	基本給月額	基本給月額	基本給月額
	円	円	円	円	円	円	円
1	155,600	182,900	231,400	254,800	281,500	326,900	371,800
2	157,000	185,000	233,200	255,800	283,400	329,100	374,400
3	158,500	187,100	235,000	256,800	285,400	331,200	377,100
4	159,900	189,200	236,800	257,900	287,400	333,400	379,700
5	161,300	191,300	238,200	258,900	289,200	335,600	381,900
6	162,800	193,600	239,600	260,000	291,000	337,700	384,300
7	164,300	195,900	240,800	260,900	292,900	339,900	386,600
8	165,800	198,200	242,100	262,000	294,800	342,000	388,900
9	167,100	200,600	243,300	263,300	296,700	343,700	390,900
10	168,800	202,000	244,400	264,100	298,600	345,700	393,000
11	170,400	203,400	245,400	265,400	300,400	347,600	395,200
12	172,000	204,800	246,500	266,700	302,300	349,600	397,500
13	173,500	206,200	247,800	268,000	304,000	351,700	399,400
14	175,500	207,700	248,900	269,500	305,700	353,800	401,400
15	177,500	209,200	249,900	270,800	307,500	355,900	403,600
16	179,500	210,500	250,900	272,300	309,300	357,900	405,800
17	181,700	211,900	251,900	273,700	311,200	359,900	407,800
18	183,800	213,400	252,900	275,200	312,800	361,900	410,000
19	185,900	214,900	254,000	276,600	314,500	364,000	412,200
20	188,000	216,400	255,000	278,100	316,200	366,100	414,300
21	190,100	217,800	256,000	279,700	317,700	367,800	416,200
22	192,300	219,500	257,000	281,300	319,300	369,900	418,100
23	194,500	221,200	258,100	282,800	320,900	372,000	419,900
24	196,700	222,900	259,200	284,300	322,400	374,000	421,800
25	198,800	224,300	260,400	285,600	324,100	376,000	423,500
26	200,100	226,000	261,900	287,400	325,500	377,600	425,100
27	201,400	227,700	263,200	289,200	327,000	379,500	426,800
28	202,700	229,400	264,600	290,900	328,600	381,400	428,400
29	203,900	231,000	266,000	292,500	330,000	383,200	429,700
30	205,100	232,400	267,600	294,200	331,500	384,900	431,000
31	206,400	233,700	269,200	295,800	332,900	386,800	432,600
32	207,600	234,900	270,700	297,500	334,400	388,600	434,100
33	208,900	236,300	272,300	299,000	336,100	390,300	435,800
34	210,200	237,400	273,800	300,500	337,600	392,000	437,400
35	211,500	238,400	275,200	302,100	339,200	393,800	438,800
36	212,800	239,600	276,600	303,700	340,700	395,500	440,200
37	214,200	240,800	278,200	305,200	342,400	397,100	441,300
38	215,600	241,900	279,600	306,700	344,000	398,800	442,600
39	217,000	242,900	281,100	308,300	345,500	400,600	443,900
40	218,400	244,000	282,500	309,900	347,100	402,400	445,300
41	219,500	244,900	284,100	311,500	348,300	403,900	446,300
42	220,900	245,900	285,700	312,900	349,800	405,400	447,000
43	222,300	246,900	287,200	314,300	351,300	406,900	447,800
44	223,700	247,900	288,800	315,800	352,700	408,200	448,400
45	224,900	248,900	290,200	316,900	354,300	409,300	449,300
46	226,300	249,900	291,600	318,300	355,300	410,400	450,000
47	227,600	251,000	293,100	319,700	356,800	411,500	450,800
48	228,900	252,100	294,600	321,200	358,100	412,700	451,600
49	230,000	253,100	295,900	322,400	359,500	414,000	452,300
50	231,100	254,500	297,200	323,800	360,900	415,100	453,000
51	232,300	255,700	298,600	325,100	362,200	416,300	453,700
52	233,400	257,000	300,000	326,400	363,600	417,400	454,500
53	234,600	258,300	301,500	327,800	365,100	418,600	455,300
54	235,700	259,900	302,800	329,200	366,300	419,600	456,100
55	236,800	261,400	304,200	330,600	367,400	420,700	456,800

職務の級	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級
56	237,800	262,900	305,600	331,900	368,600	421,800	457,500
57	238,900	264,500	306,700	332,800	369,700	422,900	458,300
58	240,000	266,100	307,900	334,100	370,600	423,400	
59	240,900	267,600	309,200	335,300	371,600	424,000	
60	241,900	269,200	310,600	336,600	372,600	424,400	
61	243,000	270,600	311,700	337,700	373,200	425,000	
62	244,000	272,100	313,000	338,600	374,000	425,500	
63	245,000	273,600	314,300	339,800	374,800	425,900	
64	246,100	275,000	315,500	341,100	375,600	426,400	
65	247,000	276,600	316,800	342,200	376,300	427,000	
66	248,200	278,100	318,100	343,400	377,000	427,400	
67	249,400	279,600	319,400	344,600	377,800	427,700	
68	250,400	281,100	320,700	345,700	378,500	428,000	
69	251,300	282,300	321,400	346,700	379,100	428,400	
70	252,500	283,800	322,500	347,700	379,700		
71	253,800	285,300	323,600	348,800	380,400		
72	255,000	286,700	324,500	349,900	381,000		
73	256,400	287,900	325,800	350,700	381,700		
74	257,700	289,300	326,500	351,800	382,200		
75	259,000	290,700	327,600	352,900	382,800		
76	260,300	292,000	328,800	354,000	383,300		
77	261,300	293,500	329,900	354,700	383,700		
78	262,400	294,800	331,100	355,500	384,300		
79	263,700	296,000	332,200	356,300	384,800		
80	265,000	297,300	333,400	357,000	385,100		
81	266,100	298,100	334,500	357,600	385,400		
82	267,100	299,300	335,600	358,100	385,900		
83	268,200	300,500	336,600	358,700	386,300		
84	269,300	301,700	337,700	359,200	386,600		
85	270,200	302,800	338,600	359,800	386,900		
86	271,100	304,000	339,600	360,300	387,400		
87	272,200	305,200	340,500	360,900	387,900		
88	273,300	306,300	341,500	361,400	388,300		
89	274,300	307,600	342,500	361,800	388,600		
90	275,200	308,800	343,300	362,200	389,000		
91	276,200	310,000	344,100	362,800	389,500		
92	277,200	311,200	344,900	363,300	389,900		
93	278,200	312,000	345,500	363,600	390,300		
94	279,200	312,700	346,100	364,100			
95	280,100	313,400	346,800	364,500			
96	281,100	314,000	347,400	364,800			
97	282,000	314,700	347,800	365,400			
98	282,800	315,000	348,200	365,900			
99	283,500	315,600	348,700	366,400			
100	284,400	316,300	349,100	366,900			
101	285,200	316,700	349,600	367,500			
102	286,000	317,300	350,000	368,000			
103	286,800	317,900	350,500	368,500			
104	287,600	318,500	350,900	368,900			
105	288,300	318,900	351,200	369,500			
106	288,800	319,400	351,700	370,000			
107	289,300	319,900	352,100	370,500			
108	289,800	320,400	352,400	371,000			
109	290,000	320,800	352,900	371,600			
110	290,300	321,200	353,400	372,000			
111	290,500	321,500	353,900	372,500			
112	290,900	321,800	354,400	373,000			
113	291,200	322,200	354,900	373,600			
114	291,400	322,600	355,400				

職務の級	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級
115	291,800	323,000	355,900				
116	292,100	323,300	356,300				
117	292,400	323,500	356,700				
118	292,700	323,800	357,100				
119	293,000	324,200	357,600				
120	293,400	324,400	358,100				
121	293,700	324,600	358,500				
122	294,100	324,900	359,000				
123	294,400	325,200	359,500				
124	294,800	325,500	360,000				
125	295,000	325,700	360,300				
126	295,200	326,000					
127	295,500	326,400					
128	295,900	326,600					
129	296,100	326,700					
130	296,400	327,000					
131	296,800	327,400					
132	297,200	327,600					
133	297,400	327,900					
134	297,700	328,300					
135	298,100	328,700					
136	298,400	329,100					
137	298,600	329,400					
138	298,900	329,800					
139	299,300	330,200					
140	299,600	330,600					
141	299,800	330,900					
142	300,200	331,300					
143	300,600	331,600					
144	300,900	332,000					
145	301,000	332,300					
146	301,300	332,700					
147	301,600	333,100					
148	302,000	333,500					
149	302,200	333,800					
150	302,400	334,200					
151	302,700	334,600					
152	303,000	335,000					
153	303,400	335,300					
154	303,600						
155	303,800						
156	304,100						
157	304,400						
158	304,700						
159	305,000						
160	305,300						
161	305,700						
162	306,000						
163	306,300						
164	306,600						
165	307,000						
166	307,300						
167	307,600						
168	307,900						
169	308,300						

注 この表は、平成27年4月1日から適用する。

別表第4 指定職基本給表（第11条関係）

（～平27.3.31）

号俸	基本給月額
	円
1	720,000
2	776,000
3	834,000
4	912,000
5	984,000
6	1,055,000
7	1,129,000
8	1,198,000

注 この表の適用は、平成27年3月31日までとする。

別表第4 指定職基本給表（第11条関係）

（平27.4.1～）

号俸	基本給月額
	円
1	705,000
2	760,000
3	817,000
4	894,000
5	964,000
6	1,034,000
7	1,106,000
8	1,174,000

注 この表は、平成27年4月1日から適用する。

別表第1-Ⅱ 55歳を超える職員に係る一般職基本給表

ア 一般職基本給表 (一)

(～平30.3.31)

職務の級	6級	7級	8級	9級	10級
号俸	基本給月額	基本給月額	基本給月額	基本給月額	基本給月額
	円	円	円	円	円
1	322,100	367,500	414,100	465,600	529,900
2	322,100	367,500	414,100	465,600	529,900
3	322,100	367,500	414,100	465,600	529,900
4	324,065	369,671	415,276	467,777	531,211
5	326,331	371,838	417,148	470,732	534,264
6	328,399	374,300	419,413	473,785	536,628
7	330,566	376,763	421,580	476,839	539,091
8	332,733	379,225	423,747	479,892	541,553
9	334,900	381,786	425,816	482,650	543,917
10	337,067	384,446	427,884	485,704	545,789
11	339,234	387,105	429,953	488,659	547,562
12	341,401	389,765	432,120	491,712	549,433
13	343,371	392,227	433,893	494,372	551,206
14	345,440	394,493	435,764	496,736	552,684
15	347,508	396,758	437,734	499,001	554,161
16	349,577	399,122	439,704	501,365	555,442
17	351,448	400,994	441,576	503,631	556,821
18	353,418	402,964	443,349	505,108	558,003
19	355,388	404,835	445,122	506,586	559,185
20	357,260	406,707	446,895	507,965	560,367
21	359,328	408,578	448,668	509,147	561,549
22	361,200	410,351	450,145	510,624	
23	363,170	412,223	451,623	512,102	
24	365,140	414,193	453,100	513,579	
25	367,110	415,966	454,479	514,761	
26	369,080	417,443	455,760	515,845	
27	371,050	419,019	457,040	517,027	
28	373,020	420,595	458,222	518,209	
29	374,596	422,171	459,207	519,292	
30	376,369	423,452	459,897	520,179	
31	378,142	424,732	460,685	521,065	
32	379,816	426,013	461,374	521,952	
33	381,589	427,195	462,064	522,740	
34	382,968	428,475	462,852	523,626	
35	384,544	429,756	463,541	524,513	
36	386,120	430,938	464,329	525,202	
37	387,598	432,120	465,117	526,089	
38	388,780	432,908	465,807	526,975	
39	389,962	433,696	466,595	527,862	
40	391,144	434,484	467,383	528,748	
41	392,227	435,075	468,171	529,635	
42	393,409	435,764	468,860		
43	394,591	436,454	469,648		
44	395,773	437,143	470,239		
45	396,463	437,931	471,027		
46	397,152	438,719			
47	397,842	439,409			
48	398,531	440,197			
49	399,122	440,788			
50	399,812	441,477			
51	400,501	442,265			
52	401,191	443,053			
53	401,880	443,644			
54	402,570	444,432			
55	403,259	445,220			

職務の級	6級	7級	8級	9級	10級
56	403,850	445,811			
57	404,441	446,402			
58	405,032	447,190			
59	405,623	447,978			
60	406,214	448,766			
61	406,707	449,357			
62	407,396				
63	407,987				
64	408,578				
65	408,874				
66	409,465				
67	410,154				
68	410,647				
69	411,139				
70	411,829				
71	412,518				
72	413,208				
73	413,700				
74	414,390				
75	415,079				
76	415,769				
77	416,261				

注 この表の適用は、平成30年3月31日までとする。

別表第2-Ⅱ 55歳を超える教員に係る教育職基本給表

ア 教育職基本給表(一) (～平30.3.31)

職務の級	5級
号俸	基本給月額
	円
加給金額	30,000
1	409,900
2	409,900
3	409,900
4	411,041
5	413,503
6	415,966
7	418,428
8	420,891
9	423,058
10	425,520
11	427,983
12	430,347
13	432,120
14	434,287
15	436,651
16	438,916
17	441,280
18	443,644
19	446,008
20	448,372
21	450,638
22	453,002
23	455,366
24	457,730
25	459,700
26	461,867
27	464,034
28	466,201
29	468,368
30	470,633
31	472,800
32	474,967
33	476,937
34	479,006
35	481,271
36	483,537
37	485,704
38	487,674
39	489,644
40	491,614
41	493,584
42	495,455
43	497,327
44	499,198
45	501,070
46	502,843
47	504,616
48	506,487
49	508,162
50	509,935
51	511,708
52	513,579
53	515,352
54	517,027

職務の級	5級
55	518,701
56	520,277
57	521,952
58	523,232
59	524,513
60	525,793
61	526,975
62	527,960
63	528,945
64	529,930
65	530,620
66	531,506
67	532,393
68	533,279
69	534,166
70	534,954
71	535,840
72	536,530
73	537,416
74	538,303
75	539,189
76	540,076
77	540,962
78	541,849
79	542,735
80	543,622
81	544,508

注1 号俸に定める金額に加給金額にある額を加算した額をもって、その基本給月額とする。

注2 この表の適用は、平成30年3月31日までとする。

別表第3-Ⅱ 55歳を超える職員に係る医療職基本給表

ア 医療職基本給表 (A)

(～平30.3.31)

職務の級 号俸	6級	7級	8級
	基本給月額	基本給月額	基本給月額
	円	円	円
1	330,200	376,400	443,800
2	330,200	376,400	443,800
3	330,200	376,400	443,800
4	331,650	378,733	444,826
5	333,718	381,195	447,289
6	335,885	383,855	449,751
7	338,052	386,514	452,214
8	340,219	389,174	454,676
9	342,189	391,341	457,139
10	344,356	393,606	459,503
11	346,523	395,773	462,064
12	348,690	398,039	464,526
13	350,365	400,107	466,989
14	352,335	402,077	468,466
15	354,305	404,146	469,747
16	356,275	406,313	471,224
17	358,245	408,086	472,800
18	360,313	410,056	474,179
19	362,283	412,124	475,657
20	364,352	414,193	477,134
21	366,125	415,966	478,612
22	368,193	417,542	480,089
23	370,262	419,118	481,567
24	372,330	420,694	482,847
25	373,808	422,171	484,423
26	375,581	423,452	485,901
27	377,354	424,732	487,378
28	379,127	426,013	488,856
29	380,900	427,293	490,432
30	382,377	428,475	491,614
31	384,052	429,657	492,796
32	385,726	430,741	493,978
33	387,105	431,923	495,258
34	388,386	433,105	496,243
35	389,666	434,385	497,228
36	390,947	435,567	498,213
37	392,030	436,848	499,198
38	393,212	437,636	
39	394,296	438,325	
40	395,478	439,113	
41	396,266	439,704	
42	397,054	440,394	
43	397,842	441,182	
44	398,630	441,970	
45	399,024	442,561	
46	399,713	443,349	
47	400,403	444,137	
48	401,092	444,728	
49	401,782	445,319	
50	402,471	446,107	
51	403,161	446,895	
52	403,752	447,683	
53	404,343	448,274	
54	404,934		
55	405,525		

職務の級	6級	7級	8級
56	406,116		
57	406,608		
58	407,298		
59	407,889		
60	408,578		
61	408,874		
62	409,366		
63	410,056		
64	410,745		
65	411,041		

注 この表の適用は、平成30年3月31日までとする。

イ 医療職基本給表 (B)

(～平30.3.31)

職務の級	6級	7級
号俸	基本給月額	基本給月額
	円	円
1	333,500	379,400
2	333,500	379,400
3	333,500	379,400
4	334,999	381,688
5	337,166	383,855
6	339,333	386,219
7	341,500	388,583
8	343,667	390,848
9	345,341	392,917
10	347,311	394,985
11	349,281	397,152
12	351,251	399,516
13	353,418	401,486
14	355,487	403,555
15	357,555	405,722
16	359,624	407,889
17	361,594	409,957
18	363,662	412,124
19	365,731	414,291
20	367,799	416,458
21	369,572	418,330
22	371,641	420,201
23	373,709	422,073
24	375,778	423,944
25	377,748	425,619
26	379,422	427,195
27	381,294	428,869
28	383,165	430,445
29	385,037	431,726
30	386,810	433,105
31	388,681	434,681
32	390,553	436,158
33	392,227	437,833
34	393,902	439,409
35	395,675	440,886
36	397,448	442,462
37	399,024	443,841
38	400,797	445,220
39	402,570	446,698
40	404,343	448,175
41	405,820	449,456
42	407,495	450,342
43	409,169	451,229
44	410,745	451,918
45	412,124	452,903
46	413,700	453,790
47	415,178	454,676
48	416,655	455,563
49	418,231	456,548
50	419,709	457,237
51	421,186	458,025
52	422,664	458,813
53	424,043	459,700
54	425,520	460,488
55	426,899	461,276

職務の級	6級	7級
56	428,278	462,064
57	429,362	462,950
58	430,248	
59	431,135	
60	431,824	
61	432,711	
62	433,597	
63	434,484	
64	435,370	
65	436,257	
66	437,045	
67	437,833	
68	438,621	
69	439,409	

注 この表の適用は、平成30年3月31日までとする。

別表第5（第23条関係）適用区分表

勤務箇所	教職員	調整数
1. 大学院の研究科等	(1) 博士の学位を有するか又は博士前期課程(修士課程)修了後5年若しくは大学における6年の課程を修了した後6年の研究歴を有する助手	1
2. 医学部、医学系研究科及び附属研究所	(1) 危険な病原体又は危険な病原体に汚染された病変組織その他の物件を直接取り扱う業務に従事することを常例とする病理細菌技術者 (2) (1)に掲げる業務に従事することを主たる職務内容とする教職員	1
3. 人間科学研究科附属比較行動実験施設及び微生物病研究所	(1) 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律(平成10年法律第114号)第6条に定める感染症の病原体その他の危険な病原体を保有する動物の飼育又は当該動物について行う実験の業務に直接従事することを主たる職務内容とする教職員	1
4. 医学部附属病院及び歯学部附属病院	(1) 結核患者を専ら入院させるための病棟(以下「結核病棟」という。)又は精神病患者を専ら入院させるための病棟(以下「精神病棟」という。)に勤務する看護助手	3
	(2) 結核病棟又は精神病棟に勤務する看護師長(当該病棟のみを担当している者に限る。)、看護師及び准看護師 (3) 結核患者又は精神病患者の診療に直接従事することを本務とする医師及び歯科医師 (4) 危険な病原体に汚染された検体を直接取り扱うことを常例とし、入院患者及び外来患者に直接接する病理細菌技術者 (5) 放射線による治療その他の放射線の照射の業務を入院患者及び外来患者に直接接して行うことを常例とする診療放射線技術者 (6) 精神病患者の作業療法に直接従事することを本務とする作業療法技術職員 (7) 危険な病原体及び汚物の付着した物件を直接取り扱うことを常態とする洗濯員	2
	(8) 結核病棟、精神病棟又は集中的な監視及び治療を要する患者を専ら入院させるための病棟(以下「集中治療病棟」という。)に勤務する看護師長((2)に掲げる者を除く。)並びに集中治療病棟に勤務する看護師及び准看護師 (9) 集中治療病棟に入院している患者の診療に直接従事することを本務とする医師 (10) 集中治療病棟(脳卒中センター(脳卒中ケアユニット)に限る。)に勤務し、作業療法又は理学療法に直接従事することを本務とする作業療法技術職員又は理学療法技術職員 (11) 手術部(中央手術室)に勤務する看護師長、看護師及び准看護師 (12) 受付その他の窓口業務を外来患者及び入院患者に直接接して行うことを常態とする患者係事務教職員	1
5. 核物理研究センター	(1) 放射線発生装置(サイクロトロン)若しくは測定器その他の放射線発生装置に附属する実験設備の運転及び保守又はこれらを使用して行う実験及び研究(大学が別に定めるものに限る。)の業務に直接従事することを本務とする教職員 (2) 放射線発生装置(高エネルギー加速器等を除く。)を有する施設における放射線の安全管理、放射性物質の管理又は放射性廃棄物の処理の業務に直接従事することを本務とする教職員	1

別表第6 調整基本額（第23条関係）

ア 一般職基本給表（一）

職務の級	調整基本額
1級	6,500円
2級	8,400円
3級	9,600円
4級	10,200円
5級	10,600円
6級	11,100円
7級	12,000円
8級	12,700円
9級	14,300円
10級	15,900円

イ 一般職基本給表（二）

職務の級	調整基本額
1級	5,900円
2級	7,400円
3級	8,400円
4級	8,700円
5級	9,600円

ウ 教育職基本給表（一）

職務の級	調整基本額
1級	9,000円
2級	10,400円
3級	11,900円
4級	12,700円
5級	15,000円

エ 教育職基本給表（二）

職務の級	調整基本額
2級	11,200円

オ 医療職基本給表（A）

職務の級	調整基本額
1級	6,200円
2級	8,000円
3級	9,100円
4級	9,600円
5級	10,500円
6級	11,200円
7級	12,200円
8級	13,800円

カ 医療職基本給表（B）

職務の級	調整基本額
1級	8,000円
2級	9,400円
3級	9,700円
4級	10,000円
5級	10,300円
6級	11,600円
7級	12,500円

別表第7 管理職手当額(第24条関係)

基本給表	職務の級	職責区分	管理職手当額 (円)
一般職基本給表 (一)	8	Ⅱ種	94,000
	7	Ⅱ種	88,500
	6	Ⅱ種	83,100
		Ⅲ種	72,700
		Ⅳ種	62,300
	5	Ⅲ種	69,400
		Ⅳ種	59,500
教育職基本給表 (一)	5	Ⅱ種	300,000
		Ⅲ種	250,000
		Ⅳ種	80,200
		Ⅴ種	66,800
		Ⅵ種	42,800
	4	Ⅳ種	68,800
		Ⅴ種	57,300
医療職基本給表 (A)	8	Ⅳ種	72,600
	7	Ⅳ種	65,700
	6	Ⅳ種	62,300
	5	Ⅳ種	58,900
医療職基本給表 (B)	7	Ⅱ種	88,300
		Ⅲ種	77,300
	6	Ⅱ種	86,700
		Ⅲ種	75,800
	5	Ⅱ種	79,000
		Ⅲ種	69,100
		Ⅳ種	59,200
	4	Ⅳ種	53,700

別表第7-II 55歳を超える教職員にかかる管理職手当額

基本給表	職務の級	職責区分	管理職手当額 (円)
一般職基本給表 (一)	8	II種	92,590
	7	II種	87,173
	6	II種	81,854
		III種	71,610
		IV種	61,366
教育職基本給表 (一)	5	II種	300,000
		III種	250,000
		IV種	78,997
		V種	65,798
		VI種	42,158
医療職基本給表 (A)	8	IV種	71,511
	7	IV種	64,715
	6	IV種	61,366
医療職基本給表 (B)	7	II種	86,976
		III種	76,141
	6	II種	85,400
		III種	74,663

別表第8 医師等調整手当(第25条関係)

期間の区分	手当の額
	円
1年未満	50,000
1年以上2年未満	50,000
2年以上3年未満	50,000
3年以上4年未満	50,000
4年以上5年未満	50,000
5年以上6年未満	50,000
6年以上7年未満	48,200
7年以上8年未満	46,400
8年以上9年未満	44,600
9年以上10年未満	42,800
10年以上11年未満	41,000
11年以上12年未満	39,200
12年以上13年未満	37,400
13年以上14年未満	35,600
14年以上15年未満	34,200
15年以上16年未満	32,800
16年以上17年未満	31,400
17年以上18年未満	30,000
18年以上19年未満	28,600
19年以上20年未満	27,200
20年以上21年未満	25,800
21年以上22年未満	25,200
22年以上23年未満	24,600
23年以上24年未満	23,700
24年以上25年未満	23,100
25年以上26年未満	22,500
26年以上27年未満	21,900
27年以上28年未満	21,300
28年以上29年未満	20,600
29年以上30年未満	20,300
30年以上31年未満	19,900
31年以上32年未満	19,300
32年以上33年未満	18,500
33年以上34年未満	17,600
34年以上35年未満	16,900
35年以上	0

国立大学法人大阪大学任期付教職員退職手当規程（案）

第1章 総則

（目的）

第1条 この規程は、国立大学法人大阪大学(以下「大学」という。)に常時勤務する教職員のうち、国立大学法人大阪大学任期付教職員就業規則(以下「就業規則」という。)の適用を受ける者(国立大学法人大阪大学任期付年俸制教職員給与規程の適用を受ける者を除く。以下「教職員」という。)について、同規則第48条の規定に基づき、その退職手当に関する事項を定めることを目的とする。

（退職手当の支給）

第2条 退職手当は、教職員が大学を退職した場合に、当該教職員又はその遺族に対して法令又は労働基準法（昭和22年法律第49号）第24条第1項ただし書に基づく協定による場合を除き、その全額を現金で支給する。ただし、当該教職員の同意を得た場合には、その指定する銀行その他の金融機関における預貯金口座等へ振り込むことにより、これを支給するものとする。

2 前項の退職手当は、退職の日から起算して1か月以内に、これを支給する。ただし、退職手当の支給を受けるべき者の所在を確認できない等、特別の事情がある場合はこの限りでない。

（退職手当の不支給等）

第3条 前条の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する場合には、退職手当を支給しない。ただし、第6号に該当する場合であって、当該教職員の退職後、無罪又は罰金刑以下の刑を科する判決が確定したときは、その退職前の勤続期間に応じた退職手当を、その者の請求により、判決確定後1か月以内に支給するものとする。

- (1) 他の国立大学法人若しくは国立大学法人に準ずる機関(以下「国立大学法人等」という。)又は人事交流のため、国、地方公共団体、地方独立行政法人法（平成15年法律第118号）第7条により設立される地方独立行政法人若しくは公庫の予算及び決算に関する法律(昭和26年法律第99号)第1条に規定する公庫その他特別の法律により設立された法人（特定独立行政法人を除く。）でその業務が国の事務又は事業と密接な関連を有するもの(以下「地方公共団体等」という。)に転出する場合であって、これらの国立大学法人等、国又は地方公共団体等の機関において、大学における勤続期間がその勤続期間として通算される時。
 - (2) 就業規則第10条第2項の規定により試用期間中に解雇され、又は試用期間満了時に本採用されなかったとき。
 - (3) 教職員が就業規則第15条第4号の規定により、大学の役員（常時勤務することを要しない者を除く。以下同じ。）に就任したとき（教職員が大学の役員に就任するため大学を退職し、その退職時に退職手当を支給しない場合における退職手当の支給時期及びその算定方法等については、別に定める。）。
 - (4) 就業規則第15条第5号の規定により労働契約を新たに締結したとき（教職員又は国立大学法人大阪大学教職員退職手当規程（以下「教職員退職手当規程」という。）第1条でいう教職員となる場合に限る。）。
 - (5) 就業規則第17条第2項第2号若しくは第3号の規定により解雇され、又は同規則第33条第2項第5号に規定する懲戒解雇に処せられたとき（その者の退職後、退職手当を支給する前に、当該解雇又は懲戒解雇に相当する事実が明らかとなったときを含む。）。
 - (6) 刑事事件に関し起訴（当該起訴に係る犯罪について禁固以上の刑が定められているものに限り、刑事訴訟法（昭和23年法律第131号）第6編に規定する略式手続によるものを除く。）され、判決の確定前に退職したとき（その者の退職後、退職手当を支給する前に、基礎在職期間中の行為に係る刑事事件に関し起訴されたときを含む。）。
 - (7) 勤続期間が6月に満たない間に、大学を退職したとき（第5条第3項第1号及び第2号に該当する場合を除く。）。
 - (8) 平成22年3月31日現在の就業規則第2条第3項に規定する定年相当年齢に到達した日（以下「旧定年相当年齢到達日」という。）以後に到来する最初の3月31日の翌日以後に教員となった者が退職する場合（大学の役員に就任するため大学を退職し、その退職時に退職手当を支給しない場合であって、引き続き、役員から大学の教員となる場合を除く。）。
- 2 前項に定めるほか、退職手当の支給後に、前項第5号の解雇又は懲戒解雇に相当する事実が明らかになったときは、既に支給した退職手当の全部を返納させるものとする。

（退職手当の減額等）

第4条 第2条の規定にかかわらず、教職員が就業規則第33条第2項第4号に規定する諭旨解雇に処せられたときは、自己都合退職の場合に支給する退職手当の額の2分の1の範囲内で退職手当の額を減額することがある。

2 前項に定めるほか、退職手当の支給後に、同項の諭旨解雇に相当する事実が明らかとなったときは、同項に定める範囲内で既に支給した退職手当の一部を返納させることがある。

（勤続期間の定義等）

第5条 この規程において「勤続期間」とは、教職員が大学に継続して在職した期間をいう。

2 前項の勤続期間に次の各号のいずれかに該当する期間が含まれる場合には、当該各号に定める期間（当該期間が月の初めから終わりまで引き続く月に限る。）を除算した期間をもって、その勤続期間とする。

- (1) 就業規則第12条に規定する休職(労働者災害補償保険法(昭和22年法律第50号)第7条第1項第1号に規定する業務災害(以下、単に「業務災害」という。))による傷病に基づく休職のほか、国等の機関の業務に従事するための休職及びその他大学が認めた休職を除く。)の期間 その期間の2分の1に相当する期間
 - (2) 就業規則第33条第2項第3号に規定する停職の期間 その期間の2分の1に相当する期間
 - (3) 国立大学法人大阪大学任期付教職員育児・介護休業等に関する規程(以下「育児・介護休業規程」という。)により、育児休業又は介護休業を取得した期間(次号に掲げる期間を除く。) その期間の2分の1に相当する期間
 - (4) 育児・介護休業規程により、育児休業を取得した期間(当該育児休業に係る子が1歳に達した日の属する月までの期間に限る。) その期間の3分の1に相当する期間
- 3 前2項により算出した勤続期間に1年未満の端数がある場合には、その端数を切り捨てるものとする。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合には、勤続期間が1年未満の場合であっても、1年間大学に勤続したものとみなす。
- (1) 傷病又は死亡により大学を退職した場合
 - (2) 就業規則第17条第1項第5号の規定により大学から解雇された場合
 - (3) 前2号に規定する以外の事由により、大学を退職した場合(勤続期間が6月以上の場合に限る。)
- 4 前項の規定は、第9条の3の規定により退職手当の額を計算する場合における勤続期間の計算については、これを適用しない。
- 5 第1項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する期間(常時勤務した期間に限る。)は、これを勤続期間に含むものとする。ただし、いったん退職手当を支給されてその期間を終了した者については、当該期間を勤続期間に含まないものとする。
- (1) 国家公務員としての在職期間(いわゆる承継職員以外の者については、国の機関との人事交流による場合に限る。)
 - (2) 他の国立大学法人等における在職期間(当該国立大学法人等においても、勤続期間の通算に係る同様の規定を設けている場合に限る。)
 - (3) 地方公務員等としての在職期間(地方公共団体等との人事交流により、大学の教職員となった場合であって、かつ、当該地方公共団体等においても勤続期間の通算に係る同様の規定を設けている場合に限る。なお、その場合における勤続期間の通算方法については、別に定める。)
 - (4) 大学又は他の国立大学法人等における役員としての在職期間(当該国立大学法人等においても勤続期間の通算に係る同様の規定を設けている場合に限る。)
 - (5) 教職員退職手当規程の適用を受けていた期間
- 6 前項の規定により勤続期間に含むものとされた期間に、第2項各号に定める期間に相当する期間(当該期間に準ずるものとして、大学が認めた期間を含む。)が含まれる場合には、勤続期間の算定に当たって必要な調整を行うものとする。

(一般の退職手当)

- 第5条の2 退職した者の退職手当の額は、次条から第8条までの規定により計算した退職手当の基本額に、第9条の2の規定により計算した退職手当の調整額を加えて得た額とする。
- 2 この規程により計算した退職手当の確定金額に1円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てるものとする。

第2章 退職手当

(自己都合による退職等の場合の退職手当の基本額)

- 第6条 次条第1項又は第8条第1項各号に掲げる者を除き、退職手当の基本額は、国立大学法人大阪大学任期付教職員給与規程(以下「給与規程」という。)第10条に規定する、その者の退職の日における基本給と基本給の調整額(加給金額を含む。)の合計額(以下「基本給月額」という。ただし、第10条の3に規定する基本給月額を除く。)に、次の各号に定める区分及び割合に従い、その者の勤続期間を乗じて得た額の合計額とする。
- (1) 1年以上10年以下の期間 1年につき100分の100
 - (2) 11年以上15年以下の期間 1年につき100分の110
 - (3) 16年以上20年以下の期間 1年につき100分の160
 - (4) 21年以上25年以下の期間 1年につき100分の200
 - (5) 26年以上30年以下の期間 1年につき100分の160
 - (6) 31年以上の期間 1年につき100分の120
- 2 前項に規定する者のうち、自己の都合等により大学を退職した者(傷病又は死亡による退職を除き、就業規則第17条第1項第1号から第4号までの規定により解雇された者を含む。以下「自己都合等退職者」という。)に係る退職手当の基本額は、その者が次の各号に掲げる者に該当するときは、前項の規定にかかわらず、同項の規定により計算した額に、次の各号に掲げる割合を乗じて得た額とする。
- (1) 勤続期間1年以上10年以下の者 100分の60
 - (2) 勤続期間11年以上15年以下の者 100分の80
 - (3) 勤続期間16年以上19年以下の者 100分の90

(11年以上25年未満勤続後の定年退職に相当する退職等の場合の退職手当の基本額)

第7条 次の各号に掲げる11年以上25年未満勤続後の定年退職に相当する退職者等に係る退職手当の基本額は、その者の退職の日における基本給月額に、次項に規定する区分及び割合に従い、その者の勤続期間を乗じて得た額の合計額とする。

- (1) 11年以上25年未満の期間勤続し、就業規則第15条第1号の規定により、大学を退職した者（国立大学法人大阪大学教職員就業規則第17条第1号に規定する定年退職に相当する場合に限る。）
- (2) 11年以上25年未満の期間勤続し、就業規則第15条第4号の規定により、大学を退職した者（第3条第1項第3号の規定により、その退職時に退職手当を支給しない場合を除く。）
- (3) 11年以上25年未満の期間勤続し、死亡（業務災害以外の事由に基づくものに限る。）した者

2 前項の勤続期間に係る区分及び割合は、次のとおりとする。

- (1) 1年以上10年以下の期間 1年につき100分の125
- (2) 11年以上15年以下の期間 1年につき100分の137.5
- (3) 16年以上24年以下の期間 1年につき100分の200

（25年以上勤続後の定年退職に相当する退職等の場合の退職手当の基本額）

第8条 次の各号に掲げる25年以上勤続後の定年退職に相当する退職者による退職者に係る退職手当の基本額は、その者の退職の日における基本給月額に、次項に規定する区分及び割合に従い、その者の勤続期間を乗じて得た額の合計額とする。

- (1) 就業規則第17条第1項第5号の規定により大学から解雇された者
- (2) 業務災害による傷病又は死亡によって、大学を退職した者
- (3) 25年以上勤続し、就業規則第15条第1号の規定により、大学を退職した者（国立大学法人大阪大学教職員就業規則第17条第1号に規定する定年退職に相当する場合に限る。）
- (4) 25年以上勤続し、就業規則第15条第4号の規定により、大学を退職した者（第3条第1項第3号の規定により、その退職時に退職手当を支給しない場合を除く。）
- (5) 25年以上勤続し、死亡（業務災害以外の事由に基づくものに限る。）した者

2 前項の勤続期間に係る区分及び割合は、次のとおりとする。

- (1) 1年以上10年以下の期間 1年につき100分の150
- (2) 11年以上25年以下の期間 1年につき100分の165
- (3) 26年以上34年以下の期間 1年につき100分の180
- (4) 35年以上の期間 1年につき100分の105

（基本給月額の減額改定以外の理由により基本給月額が減額されたことがある場合の退職手当の基本額に係る特例）

第8条の2 退職した者の基礎在職期間中に、基本給月額の減額改定（就業規則改正により当該改正前に受けていた基本給月額が減額されることをいう。）以外の理由によりその者の基本給月額が減額されたことがある場合（給与規程第18条に規定する降格及び降給に該当する場合を除く。）において、当該理由が生じた日（以下「減額日」という。）における当該理由により減額されなかったものとした場合のその者の基本給月額のうち最も多いもの（以下「特定減額前基本給月額」という。）が、退職日基本給月額よりも多いときは、その者に対する退職手当の基本額は、第6条から前条までの規定にかかわらず、次の各号に掲げる額の合計額とする。

- (1) その者が特定減額前基本給月額に係る減額日のうち最も遅い日の前日に現に退職した理由と同一の理由により退職したものとし、かつ、その者の同日までの勤続期間及び特定減額前基本給月額を基礎として、第6条から前条までの規定により計算した場合の基本額に相当する額
- (2) 退職日基本給月額に、アに掲げる割合からイに掲げる割合を控除した割合を乗じて得た額
ア その者に対する退職手当の基本額が第6条から前条までの規定により計算した額であるものとした場合における当該退職手当の基本額の退職日基本給月額に対する割合
イ 前号に掲げる額の特定減額前基本給月額に対する割合

2 第3条第1項第6号及び前項の「基礎在職期間」とは、その者に係る退職（第3条第1項第1号又は第3号に該当する退職等を除く。）の日以前の期間のうち、大学に継続して在職した期間（当該期間中にこの規程による退職手当の支給を受けたことがある場合における当該退職の日以前の期間を除く。）及び第5条第5項に規定する期間をいう。

（退職手当の基本額の最高限度額）

第9条 第7条及び第8条の規定により計算した退職手当の基本額が、教職員の退職の日における基本給月額に59.28を乗じて得た額を超えるときは、これらの規定にかかわらず、その乗じて得た額をもって、その者の退職手当の基本額とする。

2 第8条の2第1項の規定により計算した退職手当の基本額が、次の各号に掲げる同項第2号イに掲げる割合の区分に応じ当該各号に定める額を超えるときは、同項の規定にかかわらず、当該各号に定める額をその者の退職手当の基本額とする。

- (1) 59.28以上 特定減額前基本給月額に59.28を乗じて得た額
- (2) 59.28未満 特定減額前基本給月額に第8条の2第1項第2号イに掲げる割合を乗じて得た額及び退職日基本給月額に59.28から当該割合を控除した割合を乗じて得た額の合計額

3 前条の規定に該当する者に対する前2項の適用については、大学が認めた教職員に限る。

（退職手当の調整額）

第9条の2 退職した者に対する退職手当の調整額は、その者の基礎在職期間（第8条の2第2項に規定する基礎在職期間をいう。以下同じ。）の初日の属する月からその者の基礎在職期間の末日の属する月までの各月（就業規則第12条第1項の規定による休職（業務災害による傷病に基づく休職、国等の業務に従事するための休職及びその他大学が認めた休職を除く。）、同規則第33条第2項第3号の規定による停職、その他これらに準ずる事由により現実に職務をとることを要しない期間のある月（現実に職務をとることを要する日のあった月を除く。）のうち大学が定めるものを除く。）ごとに当該各月にその者が属していた次の各号に掲げる区分に応じて当該各号に定める額（以下「調整月額」という。）のうちその額が最も多いものから順次その順位を付し、その第1順位から第60順位までの調整月額（当該各月の月数が60月に満たない場合には、当該各月の調整月額）を合計した額とする。

- (1) 第1号区分 95,400円
- (2) 第2号区分 78,750円
- (3) 第3号区分 70,400円
- (4) 第4号区分 65,000円
- (5) 第5号区分 59,550円
- (6) 第6号区分 54,150円
- (7) 第7号区分 43,350円
- (8) 第8号区分 32,500円
- (9) 第9号区分 27,100円
- (10) 第10号区分 21,700円
- (11) 第11号区分 0

2 前項各号に掲げる教職員の区分は、職の段階、職務の級その他教職員の職務の複雑、困難及び責任の度に関する事項を考慮して大学が定める。

3 次の各号に掲げる者に対する退職手当の調整額は、第1項の規定にかかわらず、当該各号に定める額とする。

- (1) 退職した者のうち自己都合等退職者以外の者でその勤続期間が1年以上4年以下のもの及び自己都合等退職者でその勤続期間が10年以上24年以下のもの（第3号に掲げる者を除く。） 第1項の規定により計算した額の2分の1に相当する額
- (2) 退職した者のうち自己都合等退職者以外の者でその勤続期間が零のもの及び自己都合等退職者でその勤続期間が9年以下のもの（第3号に掲げる者を除く。） 零
- (3) 退職日基本給月額が指定職基本給表8号俸の額に相当する額を超える者その他これに類する者 第6条から前条までの規定により計算した退職手当の基本額の100分の8に相当する額

4 前各項に定めるもののほか、調整月額のうちにその額が等しいものがある場合において調整月額に順位を付す方法その他の本条の規定による退職手当の調整額の計算に関し必要な事項は、大学が定める。

（一般の退職手当の額に係る特例）

第9条の3 第8条第1項に規定する者で次の各号に掲げる者に該当するものに対する退職手当の額が退職の日におけるその者の基本給月額に次の各号に掲げる割合を乗じて得た額を下回るときは、第5条の2、第8条、第8条の2及び前条の規定にかかわらず、その乗じて得た額をその者の退職手当の額とする。

- (1) 勤続期間1年未満の者 100分の270
- (2) 勤続期間1年以上2年未満の者 100分の360
- (3) 勤続期間2年以上3年未満の者 100分の450
- (4) 勤続期間3年以上の者 100分の540

2 前項の「基本給月額」とは、給与規程に規定する基本給と基本給の調整額（加給金額を含む。）、扶養手当の月額及び地域手当の月額の合計額とする。

第3章 雑則

（遺族の範囲及び順位）

第10条 第2条に規定する遺族は、次の各号に掲げる者とする。

- (1) 配偶者(婚姻の届出をしていないが、教職員の死亡当時、事実上婚姻関係と同様の事情にあった者を含む。)
- (2) 子、父母、孫、祖父母及び兄弟姉妹であって、教職員の死亡当時、主としてその収入によって生計を維持していた者
- (3) 前号に掲げる者のほか、教職員の死亡当時、主としてその収入によって生計を維持していた親族
- (4) 子、父母、孫、祖父母及び兄弟姉妹であって、第2号に該当しない者

2 前項に掲げる者が退職手当の支給を受ける順位は、前項各号の順位により、第2号及び第4号に掲げる者のうちにあつては、同号に掲げる順位による。この場合において、父母については、養父母を先順位、実父母を後順位とし、祖父母については、養父母の父母を先順位、実父母の父母を後順位とし、父母の養父母を先順位、父母の実父母を後順位とする。

3 退職手当の支給を受けるべき同順位の者が2人以上ある場合には、その人数により、これを等分して支給する。

（遺族からの排除）

第11条 前条の規定にかかわらず、次に掲げる者は遺族に含めない。

- (1) 教職員を故意に死亡させた者
- (2) 教職員の死亡前に、当該教職員の死亡によって退職手当の支給を受けることができる先順位又は同順位の遺族となるべき者を故意に死亡させた者

(規程内容の変更)

第12条 この規程は、国家公務員退職手当法(昭和28年法律第182号。以下「退職手当法」という。)の改正等に伴い、その内容を変更することがある。

2 前項に規定する規程内容の変更に当たっては、他の国立大学法人等における退職手当制度の動向及び大学の財務状況等を勘案した上で、これを行うものとする。

第4章 規程の実施

(実施に関し必要な事項)

第13条 この規程の実施に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

(施行期日等)

1 この規程は、平成16年4月14日から施行し、平成16年4月1日から適用する。

(退職手当の基本額に係る経過措置)

2 当分の間、35年以下の期間勤続して退職した者に対する退職手当の基本額は、第6条から第8条の2までの規定により算出した額にそれぞれ100分の87を乗じて得た額とする。この場合において、第9条の3中「前条」とあるのは、「前条並びに附則(平成16年4月14日施行)第2項」と読み替えて、これを適用する。

3 当分の間、36年以上42年以下の期間勤続して退職した者で第6条第1項の規定に該当する退職をしたものに対する退職手当の基本額は同項又は第8条の2の規定により算出した額に前項に定める割合を乗じて得た額とする。

4 当分の間、35年を超える期間勤続して退職した者で第8条の規定に該当する退職をしたものに対する退職手当の基本額は、その者の勤続期間を35年として附則第2項の規定により算出して得られる額とする。

5 当分の間、42年を超える期間勤続して退職した者で第6条第1項の規定に該当する退職をしたものに対する退職手当の基本額は、同項の規定にかかわらず、その者が第8条の規定に該当する退職をしたものとし、かつ、その者の勤続期間を35年として附則第2項の規定により算出して得られる額とする。

(適用日前の退職に係る第8条第4項の準用)

6 第8条第4項の規定は、この規程が適用される日の前日までに大学を退職し、退職手当法第5条第3項の規定の適用を受け、かつ、その退職の日の翌日から1年以内に再び大学の教職員となった者が、再び教職員となった日からさらに1年以内に退職した場合にも、これを準用するものとする。

(退職手当の最高限度額に係る経過措置)

7 第9条の規定にかかわらず、平成16年9月30日までに大学を退職した者については、同条中「59.28」とあるのを「60.99」と読み替えて、これを適用するものとする。

(旧定年相当年齢到達日以後に退職する場合の退職手当の支給)

8 第3条第1項第4号の規定にかかわらず、教員(歯学部附属歯科技工士学校の教員を除く。以下次項において同じ。)が、同号所定の事由により、旧定年相当年齢到達日以後に到来する最初の4月1日以後に退職する場合には、退職手当を支給する。

9 教員が、旧定年相当年齢到達日以後に退職する場合における第5条第1項、同条第2項、同条第5項、第6条、第7条第1項、第8条第1項、第8条の2、第9条第1項、同条第2項、第9条の2及び第9条の3第1項の規定の適用について、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

読み替える規定	読み替えられる字句	読み替える字句
第5条第1項	在職した期間	在職した期間(旧定年相当年齢到達日以後に到来する最初の3月31日までの期間に限る。)
第5条第2項	該当する期間	該当する期間(旧定年相当年齢到達日以後に到来する最初の3月31日までの期間に限る。)
第5条第5項第1号から第3号	在職期間	在職期間(旧定年相当年齢到達日以後に到来する最初の3月31日までの期間に限る。)
第6条第1項	退職の日	退職の日(ただし、旧定年相当年齢到達日以後に到来する最初の3月31日以後に退職する場合は、旧定年相当年齢到達日以後に到来する最初の3月31日)
第6条第2項	傷病又は死亡による退職	傷病、死亡による退職又は旧定年相当年齢到達日以後に到来する最初の3月31日以後の退職

第7条第1項	退職の日	退職の日（ただし、旧定年相当年齢到達日以後に到来する最初の3月31日以後に退職する場合は、旧定年相当年齢到達日以後に到来する最初の3月31日）
第7条第1項第1号	11年以上25年未満の期間勤続し、 就業規則第17条第1号	11年以上25年未満の期間勤続し、旧定年相当年齢到達日以後に、 就業規則第17条第1号（旧定年相当年齢到達日以後に到来する最初の3月31日以後に退職する場合を含む。）
第8条第1項	退職の日	退職の日（ただし、旧定年相当年齢到達日以後に到来する最初の3月31日以後に退職する場合は、旧定年相当年齢到達日以後に到来する最初の3月31日）
第8条第1項第3号	25年以上勤続し、 就業規則第17条第1号	25年以上勤続し、旧定年相当年齢到達日以後に、 就業規則第17条第1号（旧定年相当年齢到達日以後に到来する最初の3月31日以後に退職する場合を含む。）
第8条の2第1項	退職日基本給月額	退職日基本給月額（ただし、旧定年相当年齢到達日以後に到来する最初の3月31日以後に退職する場合は、旧定年相当年齢到達日以後に到来する最初の3月31日の基本給月額）
第8条の2第2項	退職の日 在職した期間	退職の日（ただし、旧定年相当年齢到達日以後に到来する最初の3月31日以後に退職する場合は、旧定年相当年齢到達日以後に到来する最初の3月31日） 在職した期間（旧定年相当年齢到達日以後に到来する最初の3月31日までの期間に限る。）
第9条第1項	退職の日	退職の日（ただし、旧定年相当年齢到達日以後に到来する最初の3月31日以後に退職する場合は、旧定年相当年齢到達日以後に到来する最初の3月31日）
第9条第2項第2号	退職日基本給月額	退職日基本給月額（ただし、旧定年相当年齢到達日以後に到来する最初の3月31日以後に退職する場合は、旧定年相当年齢到達日以後に到来する最初の3月31日の基本給月額）
第9条の2第3項第3号	退職日基本給月額	退職日基本給月額（ただし、旧定年相当年齢到達日以後に到来する最初の3月31日以後に退職する場合は、旧定年相当年齢到達日以後に到来する最初の3月31日の基本給月額）
第9条の3第1項	退職の日	退職の日（ただし、旧定年相当年齢到達日以後に到来する最初の3月31日以後に退職する場合は、旧定年相当年齢到達日以後に到来する最初の3月31日）

附 則

この改正は、平成16年12月1日から施行し、平成16年4月1日から適用する。

附 則

この改正は、平成17年1月1日から施行する。

附 則

この改正は、平成17年4月1日から施行する。

附 則

この改正は、平成18年4月1日から施行する。

附 則

（施行期日）

- この改正は、平成18年4月1日から施行する。
（暫定基本給等保障時の基本給月額）
- 退職した者の基礎在職期間中に基本給月額の減額改定（平成18年3月31日以前に施行された改定を除く。）によりその者の基本給月額が減額されたことがある場合において、その者の減額後の基本給月額が給与規程別表第1-Aから別表第4-Aまでに

定める暫定基本給月額に達しない場合にその差額に相当する額を支給することとする規定の適用を受けたことがあるときは、この規程による基本給月額には、当該差額に相当する額を含まないものとする。

(基本給月額の減額改定以外の理由により基本給月額が減額されたことがある場合の退職手当の基本額に係る特例の適用)

3 第8条の2の規定にかかわらず、基本給月額の減額改定以外の理由により基本給月額が減額されたことがある場合の退職手当の基本額に係る特例の適用を受けることができるのは、次に掲げる場合に限るものとする。

(1) 法人化前の大阪大学において指定職俸給表の適用を受け、平成16年4月1日以降も引き続き指定職基本給表の適用を受けていた者が、第1項の施行日以降に他の基本給表の適用を受けることとなった場合(基本給月額が減額となる場合に限る。)

(2) その他大学が必要と認めた場合

(経過措置)

4 教職員が改正規程適用教職員(教職員であって、その者が改正規程施行日以後に退職することにより改正規程による退職手当の支給を受けることとなる者をいう。以下同じ。)として退職した場合において、その者が改正規程施行日等(改正規程施行日及びその他大学が定める日をいう。以下同じ。)の前日に現に退職した理由と同一の理由により退職したものとし、かつ、その者の同日までの勤続期間及び同日における基本給月額を基礎として、改正前の規程及び大学の定めるところ等により計算した退職手当の額(当該勤続期間が43年又は44年の者であって、傷病又は死亡以外の自己都合により又は業務災害以外の事由に基づく傷病により退職したものにあっては、その者が改正前の第8条の規定に該当する退職をしたものとみなし、かつ、その者の当該勤続期間を35年として改正前の附則第2項の規定により計算して得られる額)にそれぞれ100分の87(当該勤続期間が20年以上の者(42年以下の者で傷病又は死亡以外の自己都合により退職したもの及び37年以上42年以下の者で業務災害以外の事由に基づく傷病により退職したものを除く。)にあっては、104分の87)を乗じて得た額が、改正後の規程及び大学の定めるところ等により計算した退職手当の額(以下「改正規程退職手当額」という。)よりも多いときは、これらの規定にかかわらず、その多い額をもってその者に支給すべき退職手当の額とすることができる。

5 教職員が改正規程施行日等以後平成21年3月31日までの間に改正規程適用教職員として退職した場合において、その者についての改正規程退職手当額がその者が改正規程施行日等の前日に受けていた基本給月額を退職の日の基本給月額とみなして改正前の規程及び大学の定めるところ等により計算した退職手当の額(以下「改正前規程退職手当額」という。)よりも多いときは、これらの規定にかかわらず、改正規程退職手当額から次の各号に掲げる退職した者の区分に応じ当該各号に定める額を控除した額をもってその者に支給すべき退職手当の額とすることができる。

(1) 退職した者でその勤続期間が25年以上のもの

次に掲げる額のうちいずれか少ない額(その少ない額が100,000円を超える場合には、100,000円)

ア 第9条の2により計算した退職手当の調整額の100分の5に相当する額

イ 改正規程退職手当額から改正前規程退職手当額を控除した額

(2) 改正規程施行日等以後平成19年3月31日までの間に退職した者でその勤続期間が24年以下のもの

次に掲げる額のうちいずれか少ない額(その少ない額が1,000,000円を超える場合には、1,000,000円)

ア 第9条の2の規定により計算した退職手当の調整額の100分の70に相当する額

イ 改正規程退職手当額から改正前規程退職手当額を控除した額

(3) 平成19年4月1日以後平成21年3月31日までの間に退職した者でその勤続期間が24年以下のもの

次に掲げる額のうちいずれか少ない額(その少ない額が500,000円を超える場合には、500,000円)

ア 第9条の2の規定により計算した退職手当の調整額の100分の30に相当する額

イ 改正規程退職手当額から改正前規程退職手当額を控除した額

附 則

この改正は、平成18年8月17日から施行し、平成18年4月1日から適用する。

附 則

この改正は、平成20年2月19日から施行する。

附 則

この改正は、平成20年4月21日から施行する。

附 則

この改正は、平成21年12月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

1 この改正は、平成22年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 附則(平成16年4月14日施行)第8項及び第9項の規定にかかわらず、平成19年9月30日において統合前の国立大学法人大阪外

国語大学に在職し、統合により大学に身分を承継された教員については、平成28年3月31日までの間、同項の規定を適用しない。

附 則

(施行期日)

- 1 この改正は、平成22年12月1日から施行する。
(基本給月額に関する特例)
- 2 給与規程附則(平成22年12月1日施行)第2項から第7項までの規定の適用を受ける教職員に係るこの規程における基本給月額の算出に当たっては、同附則第2項から第7項までの規定を適用しないものとする。

附 則

(施行期日)

- 1 この改正は、平成25年1月1日から施行する。
(退職手当の基本額に係る経過措置)
- 2 附則(平成16年4月14日施行)第2項及び附則(平成18年4月1日施行)第4項の規定にかかわらず、平成25年1月1日から同年9月30日までの間は、附則(平成16年4月1日施行)第2項中「100分の87」とあるのは「100分の98」と、附則(平成18年4月1日施行)第4項中「100分の87」とあるのは「100分の98」と、「104分の87」とあるのは「104分の98」と、同年10月1日から平成26年6月30日までの間は、附則(平成16年4月1日施行)第2項中「100分の87」とあるのは「100分の92」と、附則(平成18年4月1日施行)第4項中「100分の87」とあるのは「100分の92」と、「104分の87」とあるのは「104分の92」とそれぞれ読み替えて、これを適用するものとする。
- 3 旧定年相当年齢到達日以後に到来する最初の3月31日以後に退職する教員(歯学部附属歯科技工士学校の教員を除く。)に退職手当を支給する場合は、改正後の規定にかかわらず、旧定年相当年齢到達日以後に到来する最初の3月31日現在の規定により計算した額をもって、その者に支給すべき退職手当の額とする。

附 則

この改正は、平成25年11月1日から施行する。

附 則

この改正は、平成26年1月1日から施行する。

附 則

この改正は、平成26年5月26日から施行する。

附 則

この改正は、平成27年4月1日から施行する。

(略)